



令和元年 第4回
本別町議会定例会会議録

自 令和元年 12月 3日
至 令和元年 12月 12日

本別町議会

令和元年本別町議会第4回定例会会議録（第1号）

令和元年12月 3日（火曜日） 午前10時00分開会

○議事日程

- | | | |
|-------|--------|---|
| 日程第 1 | | 会議録署名議員の指名 |
| 日程第 2 | | 議会運営委員長報告 |
| 日程第 3 | | 会期決定の件 |
| 日程第 4 | 認定第1号 | 平成30年度本別町一般会計歳入歳出決算認定について |
| | 認定第2号 | 平成30年度本別町国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定について |
| | 認定第3号 | 平成30年度本別町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について |
| | 認定第4号 | 平成30年度本別町介護保険事業特別会計歳入歳出決算認定について |
| | 認定第5号 | 平成30年度本別町介護サービス事業特別会計歳入歳出決算認定について |
| | 認定第6号 | 平成30年度本別町簡易水道特別会計歳入歳出決算認定について |
| | 認定第7号 | 平成30年度本別町公共下水道特別会計歳入歳出決算認定について |
| | 認定第8号 | 平成30年度本別町水道事業会計決算認定について |
| | 認定第9号 | 平成30年度本別町国民健康保険病院事業会計決算認定について
(平成30年度各会計決算審査特別委員会 委員長報告) |
| 日程第 5 | | 諸般の報告 |
| 日程第 6 | | 行政報告 |
| 日程第 7 | 議案第80号 | 令和元年度本別町一般会計補正予算（第11回）について |
| 日程第 8 | 議案第81号 | 令和元年度本別町国民健康保険特別会計補正予算（第4回）について |
| 日程第 9 | 議案第82号 | 令和元年度本別町後期高齢者医療特別会計補正予算（第3回）について |
| 日程第10 | 議案第83号 | 令和元年度本別町介護保険事業特別会計補正予算（第4回）について |
| 日程第11 | 議案第84号 | 令和元年度本別町介護サービス事業特別会計補正予 |

		算（第4回）について
日程第12	議案第85号	令和元年度本別町簡易水道特別会計補正予算（第3回）について
日程第13	議案第86号	令和元年度本別町公共下水道特別会計補正予算（第4回）について
日程第14	議案第87号	令和元年度本別町水道事業会計補正予算（第3回）について
日程第15	議案第88号	令和元年度本別町国民健康保険病院事業会計補正予算（第5回）について

○会議に付した事件

日程第1		会議録署名議員の指名
日程第2		議会運営委員長報告
日程第3		会期決定の件
日程第4	認定第1号	平成30年度本別町一般会計歳入歳出決算認定について
	認定第2号	平成30年度本別町国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定について
	認定第3号	平成30年度本別町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について
	認定第4号	平成30年度本別町介護保険事業特別会計歳入歳出決算認定について
	認定第5号	平成30年度本別町介護サービス事業特別会計歳入歳出決算認定について
	認定第6号	平成30年度本別町簡易水道特別会計歳入歳出決算認定について
	認定第7号	平成30年度本別町公共下水道特別会計歳入歳出決算認定について
	認定第8号	平成30年度本別町水道事業会計決算認定について
	認定第9号	平成30年度本別町国民健康保険病院事業会計決算認定について (平成30年度各会計決算審査特別委員会 委員長報告)
日程第5		諸般の報告
日程第6		行政報告
日程第7	議案第80号	令和元年度本別町一般会計補正予算（第11回）について
日程第8	議案第81号	令和元年度本別町国民健康保険特別会計補正予算（第

		4回) について
日程第 9	議案第 8 2 号	令和元年度本別町後期高齢者医療特別会計補正予算 (第 3 回) について
日程第 1 0	議案第 8 3 号	令和元年度本別町介護保険事業特別会計補正予算 (第 4 回) について
日程第 1 1	議案第 8 4 号	令和元年度本別町介護サービス事業特別会計補正予 算 (第 4 回) について
日程第 1 2	議案第 8 5 号	令和元年度本別町簡易水道特別会計補正予算 (第 3 回) について
日程第 1 3	議案第 8 6 号	令和元年度本別町公共下水道特別会計補正予算 (第 4 回) について
日程第 1 4	議案第 8 7 号	令和元年度本別町水道事業会計補正予算 (第 3 回) に ついて
日程第 1 5	議案第 8 8 号	令和元年度本別町国民健康保険病院事業会計補正予 算 (第 5 回) について

○出席議員 (12名)

議 長	1 2 番	高 橋 利 勝	副議長	1 1 番	藤 田 直 美
	1 番	水 谷 令 子		2 番	柏 崎 秀 行
	3 番	梅 村 智 秀		4 番	石 山 憲 司
	5 番	篠 原 義 彦		6 番	大 住 啓 一
	7 番	山 西 二三夫		8 番	黒 山 久 男
	9 番	方 川 一 郎		1 0 番	阿 保 静 夫

○欠席議員 (0名)

○説明のため出席した者の職氏名

町 長	高 橋 正 夫	副 町 長	大和田 収
会 計 管 理 者	花 房 永 実	総 務 課 長	村 本 信 幸
農 林 課 長	菊 地 敦	保 健 福 祉 課 長	飯 山 明 美
住 民 課 長	田 西 敏 重	子 ども 未 来 課 長	大 橋 堅 次
建 設 水 道 課 長	大 槻 康 有	企 画 振 興 課 長	高 橋 哲 也
老 人 ホ ー ム 所 長	井 戸 川 一 美	国 保 病 院 事 務 長	藤 野 和 幸
総 務 課 主 幹	上 原 章 司	住 民 課 主 幹	小 坂 祐 司
住 民 課 主 幹	久 司 広 志	総 務 課 長 補 佐	三 品 正 哉
建 設 水 道 課 長 補 佐	小 出 勝 栄	教 育 長	佐々木 基 裕
教 育 次 長	阿 部 秀 幸	社 会 教 育 課 長	坪 忠 男
学 校 給 食 共 同 調 理 場 所 長	高 橋 優	農 委 事 務 局 長	倉 崎 景 一

代表監査委員 畑 山 一 洋

選管事務局長 村 本 信 幸

○職務のため議場に出席した者の職氏名

事務局長 鷺 巢 正 樹

総務担当主査 越 後 忠

開会宣告（午前10時00分）

◎開会宣告

○議長（高橋利勝） ただいまから、令和元年第4回本別町議会定例会を開会します。

◎開議宣告

○議長（高橋利勝） これから、本日の会議を開きます。

◎日程第1 会議録署名議員の指名

○議長（高橋利勝） 日程第1 会議録署名議員の指名を行ないます。

会議録署名議員は、会議規則第127条の規定によって、藤田直美議員、石山憲司議員、及び柏崎秀行議員を指名します。

◎日程第2 議会運営委員長報告

○議長（高橋利勝） 日程第2 議会運営委員長から報告を行ないます。

議会運営委員会方川一郎委員長、御登壇ください。

○議会運営委員長（方川一郎）〔登壇〕 報告いたします。

令和元年9月20日第3回定例会において閉会中の調査付託を受けた議会の会期、日程等の議会運営に関する事項について報告いたします。

まず、会期について申し上げます。

本定例会の会期は、本日、12月3日から12月12日までの10日間とするよう予定をいたしました。

次に、一般質問の締め切りについて申し上げます。

一般質問の通告は、12月5日正午をもって締め切ることといたしました。

次に、陳情文書の取扱いについて申し上げます。

本日までに2件の提出がありました。

国による妊産婦医療費助成制度創設並びに福祉医療制度の実施に伴う国庫負担金の削減処置廃止を求める自治体意見書採択についての陳情書。

以上1件については、議会運営基準138運用例5によることとし、後刻回覧に供することといたしました。

次に、新たな過疎対策法の制定に関する意見書提出の陳情。

以上1件については、議会運営委員会発議にて最終日の本会議で審議する取り扱いを予定いたしました。

以上報告いたします。

○議長（高橋利勝） これで報告済みといたします。

◎日程第3 会期決定の件

○議長（高橋利勝） 日程第3 会期決定の件を議題とします。

お諮りします。

本定例会の会期は、12月3日から12月12日までの10日間とすることにしたいと思ひます。御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(高橋利勝) 異議なしと認めます。

したがって、会期は、本日、12月3日から12月12日までの10日間とすることに決定いたしました。

◎休会の議決

○議長(高橋利勝) お諮りします。

議事の都合により、12月4日から9日までの計6日間を休会にしたいと思ひます。御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(高橋利勝) 異議なしと認めます。

したがって、12月4日から9日までの計6日間は休会とすることに決定いたしました。

暫時休憩します。

午前10時04分 休憩

午前10時06分 再開

○議長(高橋利勝) 休憩前に引き続き、会議を開きます。

◎日程第4 認定第1号ないし認定第9号

○議長(高橋利勝) 日程第4 認定第1号平成30年度本別町一般会計歳入歳出決算認定について、ないし認定第9号平成30年度本別町国民健康保険病院事業会計決算認定について、以上9件を一括議題とします。

以上9件について、委員長の報告を求めます。

平成30年度各会計決算審査特別委員会、阿保静夫委員長、御登壇ください。

○平成30年度各会計決算審査特別委員会委員長(阿保静夫)[登壇] 報告いたします。

本委員会は、令和元年9月20日第3回定例会において付託を受けた、下記の事件について審査の結果、次のとおり決定したので、会議規則第77条の規定により報告いたします。

記、1、事件、①認定第1号平成30年度本別町一般会計歳入歳出決算認定について、②認定第2号平成30年度本別町国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定について、③認定第3号平成30年度本別町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について、④認定第4号平成30年度本別町介護保険事業特別会計歳入歳出決算認定について、⑤認定第5号平成30年度本別町介護サービス事業特別会計歳入歳出決算認定について、⑥認定第6号平成30年度本別町簡易水道特別会計歳入歳出決算認定について、⑦認定第7号平成30年度本別町公共下水道特別会計歳入歳出決算認定について、⑧認定第8号

平成30年度本別町水道事業会計決算認定について、⑨認定第9号平成30年度本別町国民健康保険病院事業会計決算認定について。

2、決算審査特別委員会開催日、令和元年9月30日、10月1日、2日。

3、審査の結果、認定第1号平成30年度本別町一般会計歳入歳出決算認定について、ないし認定第9号平成30年度本別町国民健康保険病院事業会計決算認定について、いずれも認定であります。

4、意見、①違法と認める事項、特に認められませんでした。②不当と認める事項、特に認められませんでした。③特に留意すべき事項、特に認められませんでした。④監査委員の意見に対する意見、なし。⑤その他、なし。

以上で、委員会審査報告といたします。

○議長（高橋利勝） これから委員長報告に対する質疑を行ないます。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（高橋利勝） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行ないます。

まず原案に反対者の発言を許します。

梅村議員、御登壇ください。

○3番（梅村智秀）〔登壇〕 それでは、認定第1号平成30年度本別町一般会計歳入歳出決算認定について及び認定第9号平成30年度本別町国民健康保険病院事業会計決算認定について、反対の立場で討論を行ないます。

まず、認定第1号平成30年度本別町一般会計歳入歳出決算認定について討論を行ないます

歳入増、歳出減に向けた具体的成果はおろか、能動的、効果的な取り組みについても何ら示されることがなく、委員会における質疑にてこれまでの継続事業に重きを置いている、こうした趣旨の答弁に留まりました。

人口は減る、財政は厳しい、今までと同じこと、これを繰り返していて何とかなるのですか、このようなことです。

人口減少については、1974年の人口白書において、昭和85年2010年に日本の総人口がピークを迎え、その後は減少すると予測されていた。私が生まれる前の40年以上前からわかっていたということでございます。

人口減少が進めば、伴って税収が落ちていくことは容易に想定ができた、このような事実でございます。

然るに、委員会における質疑において、税収の落ち込みは平成12年地方交付税交付がピークでそれが過ぎてから気が付いたと、誰も想像していなかった、こういった御答弁があったところでございますが、これらについては社会的に人口減少というものがどうに見込まれていて、容易に想像することができ、容易に対策をすることができたということでございます。

決算認定は、決算が正当なものと確認することであり、この認定をもって町の行政上

の責任、政治的、道義的責任が解除されるものである。漫然と町政を執行していたと断じざるを得ず、平成30年度一般会計決算認定については反対をいたします。

続きまして、認定第9号平成30年度本別町国民健康保険病院事業会計決算認定について反対討論を行ないます。

地域に必要な医療をどうやって守っていくのか。病院経営が悪化する中、地域の医療、町民福祉の維持、向上、町民の命と健康、そして100名以上の病院関係従事者の雇用とその家族の生活を守る。その具体的方途が見えて来ましたか。こういったお話でございます。

存続させていくためには、地域医療を守るためには、どのような選択があるのか、どのような方法があるのか、抜本的改革に向けた議論がなされなくてはならない時期は、とうに過ぎていても関わらず、将来への展望を垣間見ることにもままならない。このような委員会における質疑の御答弁でございました。

その証左として、病院経営、運営について調査を進める必要がある。こうした議論も、こうした見解も議会議員の中で生じているところでございます。

これまでがあつて、これからがある。平成30年度決算が問題がある。ですから今年度についても、こうした芳しくない結果が続いている、これは明らかであり、病院の経営、運営が現在においても問題視されるのであれば、当然その前である平成30年度決算認定についても、問題視されなければいけない訳でございます。

質疑において、これまでについても、これからについても、病院の運営経営、この町で起こることについては、町長の責任だと、このような御趣旨の御答弁もありましたが、どうやって責任を取るのか、そちらについては具体的にお示しいただけてはおりません。

町国保病院などの公営企業は自身の料金収入によって賄う、独立採算の原則であるにも関わらず、財政難である町一般会計にまで影響を及ぼし、既にこの原則は成立していない。

よって、本決算認定については反対をするものでございます。

議員諸兄姉の御賛同を賜りたく、お願いを申し上げ、反対討論を閉じさせていただきます。

○議長（高橋利勝） 次に、原案に賛成者の発言を許します。

大住議員、御登壇ください。

○6番（大住啓一） 30年度決算認定について賛成の立場で討論をいたします。

今、反対討論がございました1号一般会計並びに9号病院企業会計について、各々議員諸氏におかれまして、町執行者側と十分な質疑をした中でございます。

その中において、次期予算については本決算委員会の質疑を踏まえた中での町民の皆さんのための予算を組むというような中身での答弁がございました。

また、国保病院の事業についてでございますが、これについては色々意見がうる出ましたけども、病院をなくするという事について誰も考えておりません。

これから議員諸氏の中で、病院について色々な部分で考えてくる部分が生じてくると思います。賛成討論にあたって、去る10月の決算委員会で議員皆さんが述べたことは

町執行者側についても、かなり前向きな答弁をいただいているということでございますので、本決算認定の委員長報告に対しまして、私は賛成の立場で討論するものでございます。

議員諸氏におかれましては賛同いただくことをお願い申し上げまして、私の賛成討論といたします。

○議長（高橋利勝） 次に原案に反対者の発言を許します。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（高橋利勝） 次に原案に賛成者の発言を許します。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（高橋利勝） これで討論を終わります。

これから、認定第1号平成30年度本別町一般会計歳入歳出決算認定についてを採決します。

この採決は起立によって行ないます。

本件に対する委員長報告は、認定するものであります。

委員長報告のとおり、認定することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（高橋利勝） 起立者10人。よって、起立多数です。

お座りください。

したがって、認定第1号平成30年度本別町一般会計歳入歳出決算認定については、認定することに決定いたしました。

これから、認定第2号平成30年度本別町国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定についてを採決します。

この採決は起立によって行ないます。

本件に対する委員長報告は、認定するものであります。

委員長報告のとおり、認定することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（高橋利勝） 起立者11人。よって、起立多数です。

お座りください。

したがって、認定第2号平成30年度本別町国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定については、全会一致で認定することに決定いたしました。

これから、認定第3号平成30年度本別町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定についてを採決します。

この採決は起立によって行ないます。

本件に対する委員長報告は、認定するものであります。

委員長報告のとおり、認定することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（高橋利勝） 起立者11人。よって、起立多数です。

お座りください。

したがって、認定第3号平成30年度本別町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定については、全会一致で認定することに決定いたしました。

これから、認定第4号平成30年度本別町介護保険事業特別会計歳入歳出決算認定についてを採決します。

この採決は起立によって行ないます。

本件に対する委員長報告は、認定するものであります。

委員長報告のとおり、認定することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

○議長(高橋利勝) 起立者11人。よって、起立多数です。

お座りください。

したがって、認定第4号平成30年度本別町介護保険事業特別会計歳入歳出決算認定については、全会一致で認定することに決定いたしました。

これから、認定第5号平成30年度本別町介護サービス事業特別会計歳入歳出決算認定についてを採決します。

この採決は起立によって行ないます。

本件に対する委員長報告は、認定するものであります。

委員長報告のとおり、認定することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

○議長(高橋利勝) 起立者11人。よって、起立多数です。

お座りください。

したがって、認定第5号平成30年度本別町介護サービス事業特別会計歳入歳出決算認定については、全会一致で認定することに決定いたしました。

これから、認定第6号平成30年度本別町簡易水道特別会計歳入歳出決算認定についてを採決します。

この採決は起立によって行ないます。

本件に対する委員長報告は、認定するものであります。

委員長報告のとおり、認定することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

○議長(高橋利勝) 起立者11人。よって、起立多数です。

お座りください。

したがって、認定第6号平成30年度本別町簡易水道特別会計歳入歳出決算認定については、全会一致で認定することに決定いたしました。

これから、認定第7号平成30年度本別町公共下水道特別会計歳入歳出決算認定についてを採決します。

この採決は起立によって行ないます。

本件に対する委員長報告は、認定するものであります。

委員長報告のとおり、認定することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

○議長（高橋利勝） 起立者 11 人。よって、起立多数です。

お座りください。

したがって、認定第 7 号平成 30 年度本別町公共下水道特別会計歳入歳出決算認定については、全会一致で認定することに決定いたしました。

これから、認定第 8 号平成 30 年度本別町水道事業会計決算認定についてを採決します。

この採決は起立によって行ないます。

本件に対する委員長報告は、認定するものであります。

委員長報告のとおり、認定することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（高橋利勝） 起立者 11 人。よって、起立多数です。

お座りください。

したがって、認定第 8 号平成 30 年度本別町水道事業会計決算認定については、全会一致で認定することに決定いたしました。

これから、認定第 9 号平成 30 年度本別町国民健康保険病院事業会計決算認定についてを採決します。

この採決は起立によって行ないます。

本件に対する委員長報告は、認定するものであります。

委員長報告のとおり、認定することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（高橋利勝） 起立者 10 人。よって、起立多数です。

お座りください。

したがって、認定第 9 号平成 30 年度本別町国民健康保険病院事業会計決算認定については認定することに決定いたしました。

◎日程第 5 諸般の報告

○議長（高橋利勝） 日程第 5 諸般の報告を行ないます。

監査委員から令和元年度定期監査の結果報告の提出がありました。

その写しをお手元に配布しておきましたので、御了承願います。

これで報告済みとします。

次に、監査委員から令和元年 10 月分に関する例月出納検査結果報告書の提出がありました。

その写しをお手元に配布しておきましたので、御了承願います。

これで報告済みといたします。

次に、所管事務調査結果報告書が総務、広報広聴常任委員会、各委員長から提出がありました。

その写しをお手元に配布しておきましたので、御了承願います。

これで報告済みとします。

次に、行政視察調査結果報告書について、産業厚生常任委員長より提出がありました。その写しをお手元に配布しておきましたので、御了承願います。

これで報告済みといたします。

次に、十勝圏複合事務組合議会の令和元年第3回定例会以降における主な審議内容について、お手元に配布のとおり報告いたしますので、御了承願います。

これで報告済みとします。

次に、とちか広域消防事務組合議会の令和元年第3回定例会以降における主な審議内容について、お手元に配布のとおり報告いたしますので、御了承願います。

これで報告済みといたします。

次に、議長の動静について、令和元年第3回定例会以降における議長の主な動静について、お手元に配布のとおり報告いたしますので、御了承願います。

これで諸般の報告を終わります。

◎日程第6 行政報告

○議長（高橋利勝） 日程第5 行政報告を行ないます。

高橋町長、御登壇ください。

○町長（高橋正夫）〔登壇〕 令和元年度各会計の予算執行状況について報告いたします。

10月末現在の一般会計の執行状況につきましては、予算額74億468万2,000円に対しまして、歳入の収入済額は38億6,777万5,000円で52.2パーセントの執行率となっており、歳出の支出済額は36億1,877万3,000円で48.9パーセントの執行率となっております。

次に、地方交付税の状況であります。普通交付税は前年度比0.8パーセントの増、額にして1,918万円増の25億6,190万2,000円になる見込みであります。

交付税財源の不足分を地方が直接借入れをいたします臨時財政対策債は、前年度比24.1パーセントの減、額にして3,951万8,000円減の1億2,423万9,000円で、普通交付税を加えた総額では、前年度を0.8パーセント下回る結果となっております。

特別交付税につきましては、現時点では未確定でありまして、平成30年度では3億1,392万8,000円で、前年度比3.6パーセントの減となりました。

令和元年度につきましては、現時点では前年度比15.4パーセント減の2億6,543万6,000円を見込んでいます。

次に、国民健康保険特別会計であります。予算額11億9,175万9,000円に対しまして、歳入の収入済額は5億4,916万7,000円で46.1パーセントの執行率となっており、歳出の支出済額は5億2,881万1,000円で44.4パーセントの執行率となっております。

次に、後期高齢者医療特別会計であります。予算額1億3,333万4,000円に対しまして、歳入の収入済額は6,117万7,000円で45.9パーセントの執行率となっております。歳出の支出済額は5,145万2,000円で38.6パーセントの

執行率となっております。

次に、介護保険事業特別会計であります。予算額10億1,964万7,000円に対しまして、歳入の収入済額は4億7,057万4,000円で46.2パーセントの執行率となっており、歳出の支出済額は4億9,830万8,000円で48.9パーセントの執行率となっております。

次に、介護サービス事業特別会計であります。予算額2億9,660万円に対しまして、歳入の収入済額は1億938万4,000円で36.9パーセントの執行率となっております。このうちサービス収入につきましては、調定額9,937万6,000円に対しまして、収入済額は9,917万7,000円で99.8パーセントの収納率となっております。歳出の支出済額は1億5,317万8,000円で51.6パーセントの執行率となっております。

次に、簡易水道特別会計であります。予算額1億2,645万2,000円に対しまして、歳入の収入済額は5,364万2,000円で42.4パーセントの執行率となっており、歳出の支出済額は5,772万9,000円で45.7パーセントの執行率となっております。

次に、公共下水道特別会計であります。予算額5億1,278万2,000円に対しまして、歳入の収入済額は1億8,697万1,000円で36.5パーセントの執行率となっており、歳出の支出済額は2億1,263万8,000円で41.5パーセントの執行率となっております。

次に、水道事業会計の上期の決算状況であります。収益的収入及び支出につきましては、水道事業収益の予算額1億5,188万4,000円に対しまして、決算額は6,375万1,000円で、前年度比2.8パーセントの減、額にして185万6,000円の減となり、予算に対する執行率は42.0パーセントとなっております。水道事業費用につきましては、決算額は7,310万7,000円で、前年度比5.0パーセントの減、額にして381万6,000円の減となり、予算に対する執行率は48.1パーセントとなっております。

資本的収入及び支出につきましては、資本的収入の予算額5,738万7,000円に対しましては、決算額は0円となっており、資本的支出の予算額1億2,331万1,000円に対しまして、決算額は3,135万7,000円で25.4パーセントの執行率となっております。

次に、病院事業会計の上期の決算状況であります。収益的収入及び支出につきましては、病院事業収益の予算額13億8,899万1,000円に対しまして、決算額は7億4,697万1,000円で、前年度比19.3パーセントの増、額にして1億2,075万9,000円の増となり、予算に対する執行率は53.8パーセントとなっております。このうち入院収益は1億9,115万1,000円で、前年度比11.0パーセントの増、額にして1,892万2,000円の増、外来収益は1億5,525万6,000円で、前年度比0.4パーセントの増、額にして62万9,000円の増となっております。

病院事業費用につきましては、予算額12億6,304万1,000円に対しまして、

決算額は5億3,206万4,000円で、前年度比0.9パーセントの増、額にいたしまして467万3,000円の増となり、予算に対する執行率は42.1パーセントとなっております。

事業収益から事業費用を差し引いた上期の純利益は2億1,490万7,000円となったところであります。

医業収益の増加につきましては、一般会計からの負担金増が主なものでありますが、入院収益、外来収益共に増となっており、入院収益では内科、外科、耳鼻咽喉科が増となっており、外来収益では外科、耳鼻咽喉科が増となっております。

資本的収入及び支出につきましては、資本的収入の予算額6,236万9,000円に対しまして、決算額は6,112万9,000円で98.0パーセントの執行率となっており、資本的支出の予算額9,946万2,000円に対しまして、決算額は5,023万7,000円で50.5パーセントの執行率となっております。

次に、患者数の動向であります。4月から9月までの上期の入院患者数は8,571人で、1日平均46.8人となり、前年同期と比較しますと1,024人、1日平均5.6人の増、外来患者数は2万444人で、1日平均166.2人となり、前年同期と比較しますと636人、1日平均5.2人の減となっております。入院患者数の増は、内科、外科、耳鼻咽喉科の入院患者が共に増となったもので、外来患者数の減は、外科、耳鼻咽喉科の外来患者の減が主なものであります。

以上、令和元年度の各会計の予算執行状況の報告とさせていただきます。

続きまして、令和2年度予算編成方針について報告をいたします。

令和2年度の予算編成方針につきましては、11月29日に職員による予算編成会議を開催し方針を示したところであります。

国は、6月21日に閣議決定されました経済財政運営と改革の基本方針において、持続的かつ包摂的な経済成長の実現と財政健全化の達成を両立させていくことが最重要目標であるとし、引き続き、新経済・財政再生計画で定める目安に沿った予算編成を行うとしています。一方で、消費税率引き上げの需要変動に対する影響の程度や最新の経済状況等を踏まえ、適切な規模の臨時、特別の措置を講ずるとしています。

地方財政につきましては、国の取り組みと基調を合わせた歳出改革等の加速・拡大をはじめ、地方交付税の配分にあたっては、まち・ひと・しごと創生事業費の人口減少等特別対策事業費において、これまでの必要度から成果への配分強化など、地方交付税制度をはじめとする地方行財政改革が進められようとしております。

8月に公表されました総務省の概算要求では、地方の安定的な財政運営に必要となる一般財源総額については、令和元年度と実質的に同水準を確保し、地方交付税については、本来の役割である財源調整機能と財源保障機能が適切に発揮されるよう総額を確保するとされ、前年度比4.0パーセント増の16兆8,207億円となっております。

財務省は、地方財政計画で示される地方財政の姿と実際の地方財政運営に乖離が存在しているとして、地方単独事業の決算データの見える化を進め、計画と決算の乖離解消につなげていく必要があるとしています。

このような状況の中で、本町といたしましては歳入に見合った歳出をどう組み立てていくか、非常に厳しい予算編成になるものと考えております。

財政試算につきましては、歳入では、予算編成に大きな影響を与える地方交付税は、総務省の概算要求は前年度比4.0パーセント増で見込んでおりますが、幼児教育保育無償化などの社会保障関係経費の増加に対応したもので、令和元年度の本町における算定結果を基に、普通交付税は決算見込み額の1.4パーセント増で試算しているところです。

また、町税につきましては、地域経済の回復は未だ厳しい状況でありますことから、前年度決算見込み額と同額を見込みでおります。

更に、基金からの繰り入れにつきましては、引き続き依存度を引き下げる体制を目標にしています。

なお、歳入の推計につきましては、令和元年度決算見込み額を基礎に現時点での財政規模を推計したものであります。

次に、歳出であります。人件費、扶助費、公債費の義務的経費は、前年度決算見込み額に対して7.8パーセントの増、物件費、維持補修費は18.9パーセントの減、補助費等は15.1パーセントの減、繰出金は6.1パーセントの増、投資的経費は18.3パーセントの増を見込んでおりますが、引き続き行政改革推進計画、事務事業評価等の確実な実施を指示しているところでもあります。

一般会計の財政規模といたしましては、74億円程度を見込んでおりますが、現時点では不確定な要素が多く、1月以降に示されます地方財政計画を踏まえまして、最終的な調整が必要になると考えております。

以上のように、令和2年度の予算編成につきましても、引き続き厳しい状況となることが想定されますが、本別町まち・ひと・しごと創生総合戦略における取り組みの検証等を行い、将来を見据えた取り組みを推進してまいります。

未来“ほんべつ”の創造を目指し、本別町の個性と元気が発揮、発信できるように、創造力と知恵を結集して、町民と協働したまちづくりを展開してまいりたいと考えておりますので、議員各位の御理解、御協力をよろしくお願いをいたします。

次に、本別町水道料金及び下水道使用料の見直しについて報告いたします。

水道事業につきましては、安全で安心できる良質な水を安定的に供給すること、下水道事業につきましては、公衆衛生の確保と生活環境の改善、公共用水域の水質保全を基本理念に、水道下水道を利用される町民の皆さまの快適で豊かな生活を送るための生活基盤の一端として運営を続けてまいりました。

これらの運営には、利用者の皆さまからの水道料金及び下水道使用料を主な財源として維持管理や施設の投資を行ってきております。

しかし、近年の人口減少の加速によりまして、水道料金及び下水道使用料の収入は減少の一途を辿っており、支出の対策といたしましては、経常経費の抑制、機器更新の平準化などを図っておりますが、なお不足いたします財源につきましては、一般会計からの繰入で補っているのが現状であります。

しかし、このままでは一般会計の財政にも大きな負担となり、町全体の政策にも影響を及ぼしかねない状況になってきております。

このような状況の中、水道事業及び下水道事業に掲げます基本理念の継続のために、更なる支出の見直しと、料金及び使用料体系の見直しとを両輪として、将来の経営見込みを計画し、安定した経営を確立すべく、取り進めてきております。

3月には議員協議会に、5月には自治会長等の研修会、8月には住民説明会において料金等の見直しについて説明、周知を行なってまいりました。11月の使用料等審議会におきまして、見直しの答申を受けたところであります。

これらの経過を踏まえ、水道事業及び下水道事業の安定的な運営に資するため、水道料金及び下水道使用料の改定につきまして、関係条例の一部改正を本定例会に提案しておりますので、よろしく御審議をいただきたいと思っております。

次に、仙美里へき地保育所の閉所について報告いたします。

仙美里地区に設置しております仙美里へき地保育所は、児童福祉法第39条に規定いたします、保育所を設置することが著しく困難である地域に設置することが出来る施設で、厚生労働省通知のへき地保育所設置要綱に基づき、昭和47年に仙美里地区に認可外保育施設として、町条例により設置され、本別町が運営してまいりました。

子育て世帯の減少や保護者の就労状況の多様化などにより、利用児童数の減少が進んでおりました。仙美里へき地保育所については、現在5人の児童が利用しております。来年3月で3人の児童が小学校へ入学しますことから、残り2人での教育、保育となります。

本年3月に開会された第1回定例会において、仙美里へき地保育所の現状を報告させていただき、今後、保護者の皆さまと協議していく旨の説明をさせていただいたところであります。

この間、在所する児童の保護者、さらに、仙美里小学校校区内の就学前児童の保護者と相談を行ってまいりました。

相談では、現在の地域の就学前児童数を示し、今後、どうしていくことが子どもにとって一番良いのか、これを主眼とし話し合いを行ってきたところであります。

10月23日に開催した保護者会において、保護者の思いとしては、大きな規模での教育・保育を選択しましたことから、11月22日に仙美里小学校校区内の住民説明会を開催し、保護者の皆さまの選択についてを説明し、地域の皆さまにも御理解をいただいたところでもあります。関係部局、関係機関において協議を行ない、今年度末をもって閉所する判断をしたところであります。

今後は、来年4月からこども園へ就園することとなる2名の児童について、少しでも環境に慣れることを目的にこども園において交流保育を行ってまいります。

なお、関係条例の一部改正につきましては、本定例会に提案しておりますので、よろしく御審議をいただきたいと思っております。

以上、本別町議会第4回定例会の行政報告とさせていただきます。どうぞよろしくお願いいたします。

○議長（高橋利勝） これで行政報告を終わります。

◎日程第7 議案第80号

○議長（高橋利勝） 日程第7 議案第80号令和元年度本別町一般会計補正予算（第11回）についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。

村本総務課長。

○総務課長（村本信幸） 議案第80号令和元年度本別町一般会計補正予算（第11回）につきまして提案理由の説明を申し上げます。

今回の補正は、立木売払い収入の増、平成30年度決算の確定に伴います、前年度繰越金の増、財政調整基金への積み立て、こども園処遇改善加算の認定による施設型給付の増、未来につなぐ森づくり推進事業費の増、その他事務事業に係る係数整理が主な内容であります。

予算書の1ページをお開き下さい。

歳入歳出予算補正。

第1条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1億1,022万7,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ75億694万9,000円とする内容であります。

それでは、歳出から事項別明細書により、主なものについて御説明いたします。

13ページ、14ページをお開きください。

2、歳出ですが、2段目の2款総務費、1項総務管理費、14目基金費、25節積立金、財政調整基金積立金1億3,934万3,000円の増額補正は、前年度繰越金が確定したことにより積み立てを行うものであります。

なお、財政調整基金は、今年度7億円を取り崩しておりますが、今回の補正分と前回までの計上分と合わせた積み戻し額ですが1億3,994万6,000円を積み戻すこととなり、現時点での基金残高は6億9,540万8,000円となる見込みであります。

17ページ、18ページをお開きください。

下段の3款民生費、3項児童福祉費、1目児童福祉総務費、20節扶助費、特定教育・保育施設、施設型給付370万9,000円の増額補正は、こども園に勤務する職員に対しての処遇改善加算の認定に伴う調整であります。

21ページ、22ページをお開きください。

一番下段の6款農林水産業費、1項農業費、4目畜産業費、19節負担金補助及び交付金、酪農施設電源確保緊急対策事業（農業振興基金事業）補助金25万7,000円の増額補正は、事業実績により調整するものであります。

23ページ、24ページをお開きください。

中段にあります、2項林業費、2目林業振興費、8節報償費、有害鳥獣駆除奨励金80万5,000円の増額補正は、捕獲頭数の増加に伴う調整であります。

2つ下にあります、19節負担金補助及び交付金、未来につなぐ森づくり推進事業補

助金 255 万円の増額補正は、造林事業の事業量増加によるものであります。

25 ページ、26 ページをお開きください。

上段にあります、8 款土木費、2 項道路橋りょう費、3 目道路新設改良費、15 節工事請負費 929 万 1,000 円の減額補正、22 節補償補填及び賠償金 54 万 6,000 円の減額補正は、交付金事業費の執行見込みによる調整であります。

3 段目にあります、5 項住宅費、1 目住宅管理費、11 節需用費、公営・町営・職員住宅修繕料 112 万 4,000 円の増額補正は、執行見込みによる調整であります。

27 ページ、28 ページをお開きください。

上段にあります、9 款 1 項消防費、2 目非常備消防費、8 節報償費、消防団員退職報償金 77 万 7,000 円の増額補正は、消防団員 2 名の退職に伴うものであります。

一番下段にあります、10 款教育費、3 項中学校費、2 目教育振興費、19 節負担金補助及び交付金、中体連・中文連参加出場費補助金 104 万円の増額補正は、今後の執行見込みにより調整するものであります。

以上で歳出を終わりました、7 ページ、8 ページをお開きください。

1、歳入ですが、3 段目にあります、14 款国庫支出金、1 項国庫負担金、1 目民生費国庫負担金、5 節児童福祉費負担金 157 万 9,000 円。

1 番下段にあります、15 款道支出金、1 項道負担金、1 目民生費道負担金、6 節児童福祉費負担金 75 万 6,000 円の増額補正は、歳出で説明いたしました、こども園に勤務する職員に対する処遇改善加算認定に伴い負担金を調整するものであります。

9 ページ、10 ページをお開きください。

2 段目にあります、16 款財産収入、2 項財産売払収入、1 目不動産売払収入、2 節その他不動産売払収入、立木売払収入 166 万 6,000 円の増額補正は、売払い額の確定によるものであります。

下段の 18 款繰入金、2 項基金繰入金、5 目 1 節農業振興基金繰入金 25 万 7,000 円の増額補正は、歳出で説明いたしました、酪農施設電源確保緊急対策事業補助金に農業振興基金を充当するものであります。

その下、13 目 1 節個性あるふるさとづくり基金繰入金 10 万円の増額補正は、寄付者の意向により特別養護老人ホーム備品購入費に充てるものです。

11 ページ、12 ページをお開きください。

上段にあります、20 款諸収入、4 項雑入、2 目 1 節過年度収入、過年度子どものための教育、保育給付費負担金 1,236 万 6,000 円の増額補正は、平成 29 年度国庫負担金及び道負担金の額の確定による精算交付であります。

以上で歳入を終わらせていただき、4 ページをお開きください。

第 2 表、債務負担行為補正であります、1、変更。

事項、防災行政無線更新事業（デジタル化）。

限度額、3 億 3,996 万 6,000 円を 3 億 3,550 万円に変更するもので、期間の変更はありません。

次に、5 ページ、6 ページをお開きください。

第3表、地方債補正であります。1、変更。

これは、事業費の調整に伴い限度額を変更する内容であります。

起債の目的。

公営住宅建設事業2,480万円を2,410万円に、一般補助施設整備等事業780万円を880万円に、緊急防災・減災事業1億5,610万円を1億5,400万円に、辺地対策事業4,210万円を4,030万円に、過疎対策事業3億3,940万円を3億3,600万円に変更するものであり、起債の方法、利率、償還の方法は変更ございません。

以上、令和元年度本別町一般会計補正予算（第11回）の提案説明に変えさせていただきます。よろしく御審議をお願いいたします。

○議長（高橋利勝） 暫時休憩をいたします。

午前11時02分 休憩

午前11時15分 再開

○議長（高橋利勝） 休憩前に引き続き会議を開きます。

これから質疑を行ないます。

質疑は歳入歳出、地方債補正一括とします。

梅村議員。

○3番（梅村智秀） それでは歳出13ページ、14ページ、2款総務費、1項総務管理費、14目基金費、25節積立金、財政調整基金で1億3,934万3,000円が計上されてございます。こちらについて、お伺いをいたします。

まず、年度中、令和2年の3月末まででございますけれども、何らかの事情等によって、さらに積み戻しされるような予定とか見込みというものがあるのか否か。

2点目でございます。現時点での積み戻し額でございますが、当初の見込みと比して、どのような結果となっているかというところの認識についてお伺いをいたします。

3点目でございます。当初では4億円取り崩しまして、年度において7億円というところでございますけれども、この積み戻し額によって7億円弱になるというところでございます。

こちらの例年約4億円前後というか、そういった取り崩しがなされているというところから察するに、このまま行くと、2年経たずして、財政調整基金が底をつくというところの認識を持ってよろしいのかどうかというところでございます。

4点目でございますが、この現状を踏まえてこれまでにおいて、何らかの議論等があったのかどうかについてお伺いをいたします。

この2款については4点でございます。

続きまして、19ページ、20ページ、4款衛生費、1項保健衛生費、1目保健衛生総務費、11節需要費、修繕料、車両15万円計上されてございます。こちらの積算根拠詳細について、お伺いをいたします。

続きまして、21ページ、22ページ、4款衛生費、2項清掃費、2目塵芥処理費、11節需要費及び13節委託料、印刷製本費、業務委託料ということで指定ゴミ袋に関

するものが計上されてございます。こちらの積算根拠についてお伺いをいたします。

続きまして、23ページ、24ページ、6款農林水産業費、2項林業費、2目林業振興費、8節報償費、12節役務費、19節負担金補助及び交付金。こちらまず8節、12節でございますが、いわゆる有害鳥獣駆除に関してでございますけれども、捕獲増というところの御説明がございました。こちらの実績数と、この積算根拠含めて、実績数等をお伺いいたします。もし可能であればですけれども、前年と比してどうなのかというところでございます。

続きまして、19節の部分でございます。造林事業増との御説明がありました、未来につなが森づくり推進事業でございますが、こちらの詳細をお伺いするものでございます。

続きまして、25ページ、26ページ、8款土木費、4項都市計画費、2目公園費、13節委託料。こちら運営委託料、交通公園10万円減額されてございます。こちらの今補正予算の提案に至った経緯ですとか事情ですとか背景ですとか、この減額提案の積算の根拠についてお伺いをするものでございます。

続きまして、歳入に移ります。7ページ、8ページ、13款使用料及び手数料、1項使用料、6目土木使用料、2節都市計画使用料、こちら本別公園使用料でゴーカート、ボート、それぞれ1万6,000円、4万2,000円の減額が提案されてございます。こちらの積算の根拠、背景、事情等をお伺いするものでございます。

続きまして、9ページ、10ページ、16款財産収入、2項財産売払い収入、1目不動産売払い収入、2節その他不動産売払い収入、立木売払い収入というところで166万6,000円計上されてございます。こちら立木等の販売ということでございますが、この詳細、例えば量とか、どこのどのような質のとか、詳細についてお伺いするものでございます。

以上でございます。

○議長（高橋利勝） 村本総務課長。

○総務課長（村本信幸） それでは私のほうから、財政調整基金の関係の御質問について答弁をさせていただきます。

まず1点目の今後の見込みという点でございますけれども、例年ですと、3月の補正予算段階でその年度の執行状況によりまして、予算の調整が行われます。

例えば平成30年度ですと、3月に約1億3,000万円くらいの積み戻しが行なわれたのですが、その辺は今後の予算執行状況にも応じてになります。先般開催しました予算編成会議の中でも、令和元年度の予算執行に当たっては、引き続き抑制を図っていただいて、3月になるべく多くの積み戻しを行ないたいということでのお話しはさせていただいたところです。ですから、現時点でいくら程という具体的な数字は上げられませんけれども、例年度どおり3月でなるべく多く積み戻しができるように努めてまいりたいと考えております。

当初の見込みとの関係でございます。当初予算、今年度財政調整基金の関係でございますけれども、おおよそ、これまでの前年並みで1億5,000万円程度は積み戻せるだろ

うということで、年度当初は考えてございましたけども、当初4億円を取り崩して、9月補正で3億円を取り崩しましたので、そういったところでも非常に厳しい状況とはなりましてけども、先ほどの話と重複いたしますけども、今回おおむね1億4,000万円程度積み戻しも行ないましたし、今後特別交付税ですとか、各種交付金の確定も見ながら、なんとか当初取り崩している4億円に近い額は積み戻してまいりたいというふうに考えております。

御質問にありました現状認識ということで、2年で底をつくのではないかと、そういう認識を良いかということだったのですけども、まず今、令和元年度で一つ目標と言いますか、思っていますのが、今回の積み戻しでおよそ6億9,500万円程度になりますので、なんとか8億円まで積み戻しするような状況にしていきたいと、8億円を維持しながら、なんとか来年度以降は取り崩し額を、最終的には同額程度は積み戻しできるような財政運営を行なっていきたいと考えておりますので、御質問にありました2年で底をつくという認識という部分でございますが、確かに今年の4億円を続けるとそういう状況になりますけども、そうならないように今後努めていかなければならないという認識でおります。

この間、何らかの議論がされたかということでございますけども、今、話をさせていただいたような内容については、予算編成会議の内容を検討する際、理事者のほうともその辺の現状報告をさせていただいて、今後の財政運営についても議論させていただきましたし、予算編成会議の中でもそういうことも含めて、各職員にはお話しさせていただいたところです。以上です。

○議長（高橋利勝） 飯山保健福祉課長。

○保健福祉課長（飯山明美） それでは19ページ、20ページの4款衛生費、1項保健衛生費の車両修繕の部分についてお答えをさせていただきます。

こちらは循環バスの修繕になります。どのように積算をしたかというところなのですが、当初予算15万円ほど予算を見ておまして、今年度上半期までにほぼこの額が使いきるような状況であったということから、残りまだ5カ月あるということで、バスも老朽化していることから、同額程度補正をさせていただいたということです。以上です。

○議長（高橋利勝） 田西住民課長。

○住民課長（田西敏重） 私のほうから、4款衛生費、2項清掃費、2目塵芥処理費の需要費、印刷製本費ですが、当初見込んでいたのが5リットルのがもっとたくさん出るという形で考えておまして、昨年と比べまして、5リットルにつきましては10月末現在で、去年が4万8,000、今回が2万5,000ということで、それに伴って予算見えていたのですけども、今袋が20リットルとか大きな袋のほうに今年については変わってきてまして、枚数的には当初予算と同じような形で考えておまして、その部分で増額の補正となっております。

根拠として委託料につきまして、取り次ぎと取り扱いの積算根拠と言うのが、販売価格に対して取り次ぎが2.1パーセントの消費税部分を取り次ぎしているほうに支払っ

ていまして、取り扱いのほうは5パーセントプラス消費税でそこが販売業者のほうに出して積算して出しています。袋の販売価格が上がった部分で、増額になっております。

○議長（高橋利勝） 菊地農林課長。

○農林課長（菊地敦） 私のほうからは23ページ、24ページの第6款の有害鳥獣の捕獲奨励金の関係も含めて、未来につなぐ森推進事業、その間の部分の歳出について、御質問のあった内容につきまして、答弁をさせていただきます。

まず最初に、捕獲の実績数と積算根拠ということですが、当初の予算につきましては、これまでの実績を基に予算化をしております。昨年度の正確な捕獲頭数については、今日資料として持っていませんが、基本としてはそういったことで御理解をお願いしたいと思います。

現状といたしまして、11月末の時点で鹿が当初予算200頭に対して、238頭。それと今回の大きな補正の積算根拠となりましたのは、中型の獣類、いわゆるキツネ、タヌキ、アライグマの頭数ですが、それらを合わせまして当初25頭の予算を持っていましたが、現状として88頭、3倍以上に伸びています。

あと大きくはカラスも250羽の予算を持っていましたが、現状としては360羽程度が駆除されて、このままでいきますと、もっと多くということで、それともう1点ありますのが、今回、国有林との捕獲連携事業で、国有林が予算を持ちまして、餌を置いて、そこに誘導して捕獲をします。これまでもモバイルカリングという形で実証して、ここ3年ほど実施されていなかったのですが、今回実施をしますと、そこで約45頭の新たな捕獲頭数を計画しております。それで鹿については今回300頭に補正をしますと、合わせて先ほど言いました中型獣類、キツネ、異常に増えているのがタヌキなのですが、タヌキの駆除数がかなり多くなっていますので、予算25頭を105頭に今回見込みとして増やさせていただいております。カラスについても、町で設置していますカラスの罠につきましても、毎週のように駆除しないといっぱいになってしまうという状況も含めてありますので、当初250のところ520羽それぞれ奨励金の額に基づいて、今回増額をさせていただいた内容となっております。

続きまして、未来につなぐ森づくりの内容ですが、これにつきましては造林事業である植栽と、植栽に向けた下刈り等の事業に対する道の単独の事業となっております。

道と合わせて実施をする場合については、道16パーセント、町が10パーセントと町の負担も求められている事業ですが、内容につきましては、今回事業が造林の事業、植栽地拵えが13ヘクタールほど増となっております。その分に関わる増という形で今回補正をあげさせていただいております。

最後もう1点、歳入に関わる立木の売払い収入の増の関係ですが、場所については、新生地区にある新生団地という町有林になります。面積的には約8ヘクタールの面積で、基本的にはカラマツを中心とした町有林であって、今回の事業に向けては前年度、前木の立木調査を実施して、カラマツが2,556本、1,608立米ほどです。広葉樹が634本、これは100立米ほど、立木の体積数にすると100立米ほど。合計で本数が3,190本で、1,709立米程の体積数となって、この内容で今回入札に出して、結

果166万円予算より増えたというので、今回補正をさせていただいています。以上で
ございます。

○議長（高橋利勝） 大槻建設水道課長。

○建設水道課長（大槻康有） 私のほうから25ページ、26ページの運営委託料、交
通公園の答弁をさせていただきます。

御質問のいただきました、運営の経緯というか業務内容でございます。

本別交通公園の運営の業務委託内容につきましては、交通公園で交通ルールを学びな
がらゴーカート、バッテリーカーを利用してもらおうと4月から10月までの間の122
日間におきまして、本別町の交通安全協会に委託をし、運営をしているところでござい
ます。

業務の内容としましては、やはりゴーカート、遊具の乗車の管理、遊具の安全な走行
などの管理を交通公園内でお願いをしているというものでございます。

あと、積算の経費というものでございますけども、主に運営管理人やパート賃金、そ
れぞれに分けて、日数の賃金を見ているところでございます。そのほかの経費では
やはり燃料やオイル、その他の消耗品などを見ているところでございます。

また、ゴーカートに掛ける保険料も計上をしているところでございます。

以上が、交通公園の委託の内容でございます。

7ページ、8ページのゴーカートの収入でございます。当初の予算の考え方としまし
ては、ゴーカート、ボートの収入は過去で利用の一番多かった平成29年度の収入を予
算化しております。

今年につきましては、雨の日が11日間ほどございました。その日におきましては、
ゴールデンウィークやお盆、または夏休みですか、お盆期間中の御利用の多い時に当た
らなかつたということで、ほぼ当初予算に近い収入になったということでございまして、
今年当初予算に対しては1万6,000円の減額としているところでございます。以上
でございます。

○議長（高橋利勝） 梅村議員。

○3番（梅村智秀） それでは歳出、13ページ、14ページ、2款総務費の25節積
立金、財政調整基金の部分でございますが、こちら前年並みに1億5,000万円程度積
み戻したいというところで、約1億4,000万円というところでございました。3番目
にお伺いをいたしました、このまま行くと2年弱で底を突いてしまうのではないかと
いうところでございましたけども、御答弁いろいろいただいている中で、思いというので
すか、なるべくその取り崩しを減らして、積み戻しを多くというところのそういった思
い、そこはわかるのですけども、ここについて具体的な議論というのがまずあったのか
どうか。こうこう言う方策をもって、こうするのだというところまで至っているの
か、思いを共有するところで留まっているのかどうかについて、これまでの議論、これ
からの議論についての部分について、お伺いをいたすところでございます。

具体的な計画等があるのか、あったのかどうかというところでございます。そこまで
踏み込んで議論されているのかどうかというところでございます。

私、あとお伺いしたのが、このまま行くと、例年どおり行くと4億円取り崩ししているわけですから2年でなくなってしまうよ、というところで認識はよろしいですよ、というところでございます。

続きまして、19ページ、20ページの修繕料の分でございます。循環バスの老朽化がというところで御答弁いただきましたが、具体的にどこがどのように故障しているのか、いわゆる専門的部分の具体的な名称まではあれですけど、どのような認識で15万円も消化してしまったのか、今後見込まれるのかというところをお伺いいたします。把握している限りで構いませんので。

続きまして、21ページ、22ページの4款衛生費の11節需要費の部分でございます。これまでであれば、5リットル用の袋が多く使われていたよ、多く売っていたよというところが、大きなもの20リットル等に移行しているというような御答弁だと理解したのですが、その背景たるや何か事情があるのか、町民の需要というものが何故そういうふうに変わっていったのかとか、それが当初見込めていなかった理由とかその辺についてお伺いをするところでございます。

続きまして、23ページ、24ページ、6款農林水産業費の8節、12節の部分でございます。こちら鳥獣被害等が拡大しているよと、中でも鹿もそうですし、中型のキツネ、タヌキ等もというところでございますけども、このキツネとかタヌキ等の駆除頭数が上がっていく、駆除頭数が上がるということは、それだけ生息している数も上がっているから、それに比して上がっているというところだと思いますが、これに伴う農業被害というものが、町の声として挙がっているかどうか。キツネやタヌキ等に何らかの被害というものが及んでいるのだよというような、声とか実態の把握等はされているかどうかお伺いいたします。今後という意味でいきますと、今年上がっている中で国有林での色々な処置というところも御答弁もいただきました。今の現時点の認識で構わないですけども、当然今年がこういう実績になっているというところであれば、今後これからという部分についても、何らかの見解をお持ちなのかどうかということですね、あとはこのいわゆる、報償費の部分でございますけども、実際駆除に当たられる方々に対しては、こういった対策とか金額についても十分だというような御認識なのか、まだまだやはり駆除頭数の増加に伴って、検討の余地とか、そういったところがあるというようなお考えなのかどうか、お伺いいたします。

続きまして、25ページ、26ページ、8款土木費の部分でございます。13節委託料、交通公園での委託の内容については、お答えいただきまして理解したところでございますが、なんで10万円下がったのですかというところについて、なんで10万円減額というふうに見込んでいるのですかという、その背景、事情についてお伺いをしているところでございます。以上です。

○議長（高橋利勝） 村本総務課長。

○総務課長（村本信幸） それではお答えをさせていただきます。

1点目の具体的な議論という部分でございます。当然今回の予算編成に当たって、あるいはこれまでの予算執行に当たってもそうなのですが、有利な歳入、そういった

ものを確保していくということで、いろいろな情報ですとか、そういったものをしっかりと把握をしながら進めていくようにという指示は、これまでも繰り返し行なってきたしております。

そして、今取り組んでおります、行政改革ですとかそういった取り組みをしっかりと、予算に反映をさせるようにということでも、課長等会議、行革推進本部会議の中でも行なっておりますし、あと今後予算編成に当たっての、副町長、総務課長調整の中でもそういったところはしっかりと反映をさせていきたいと考えておりますので、そういったところで今後の予算編成に向けての議論の中で、そういったものをよりはっきりとさせていきたいなというふうに考えております。

2つ目の令和元年度当初で4億円取り崩しましたので、当然来年、再来年もこの4億円という財政調整基金を取り崩すとすれば、今の残高から見れば当然そうなる、2年を底をつく現状にはなると思います。そういった状況にありますので、来年度以降その基金の取り崩し額というのは、しっかりと抑制を図ってまいりたいというのが、今の考え方でございます。以上です。

○議長（高橋利勝） 飯山保健福祉課長。

○保健福祉課長（飯山明美） 循環バスの修繕の関係で、どのような修繕を行なったかという御質問にお答えをしたいと思います。

まず、バッテリーの交換というのが、2台バスがあるのですが、それぞれバッテリーの修理、交換が必要ということで行なっていたりですとか、あとテールランプがつかなくなったということでの交換を行なっていたり、あと乗り降りの自動ドアが開かなくなったということもあって、そこを見てもらったりというようなことで修繕をかけております。以上です。

○議長（高橋利勝） 田西住民課長。

○住民課長（田西敏重） ごみの袋の関係で、5リットルから20リットルに変えたことで、当初見込めなかったかという御質問なのですが、それに対しては初めてのことで、平成29年度ベースの実績から当初予算を組んでいました。

理由的なものというのは、今まで5リットルの袋がというのは、生ごみの袋が、5リットルが使われて多かったと認識しています。それが今度、燃やすごみに変わりましたので、それが5リットルじゃなくて、燃やすごみに紙だとか全体が入って、20リットルや10リットルの大きなほうの袋に移行したと考えております。以上です。

○議長（高橋利勝） 菊地農林課長。

○農林課長（菊地敦） ご質問にありました、特にキツネ、タヌキ、中型の部分が増えていることでの農業被害ということですが、直接的にこういう被害がという報告はございませんけれども、基本的に罠をかけるのは、例えば農家の住宅周辺の倉庫ですとか、そういったところが多いですし、基本的に家庭で作っているトウキビをタヌキに食われたとか、そういった状況の野菜等についての被害は若干ありますけれども、合わせてキツネが牛の出産に対していたずらをするですとか、そういったところも含めてありますが、ただ、そこから離れた場合にやはり農業被害に影響を及ぼすと、作物に影響

を及ぼすというのは十分考えられますので、そういったことに基づきながら今、捕獲の対策をしておりますので、今後もそういった形では続けていきたいというふうに思っております。

それと、奨励金等含めて駆除員に対する報酬も含めた今後の対策ということですが、基本的に何年か前の一般質問でも御答弁をしていますが、今国のほうから、鹿に限定をさせていただきますが、鹿で1頭捕獲すると7,000円と、町の奨励金と合わせて1万円を超える今、奨励金が出ております。もちろん他市町村と比べると高かったり低かったりとか、そういうのもありますけども、基本的に国の対策等で今の水準が下回る状況になってきた時には、そういった駆除員の協力に対する貢献やなんかも含めて、検討はして行きたいと思っております。

合わせて鳥獣対策ですが、今年度の予算でも計上させていただいています、獣害の駆除や将来的に本別町に定住をして、そういうことに携わるということで、地域おこし協力隊を募集しておりますして1月から農林課のほうに採用が決まりまして、猟銃、罟両方の資格を持っている方ですので、そういったことも含めて対応出来る体制も取れる状況にもありますし、農協と協力しながら国の100パーセントの補助を用いた防護柵の設置事業も積極的に取り組んでおりますので、そういったことで今後につきましても、獣害対策については力を入れて取り組んでまいりたいと思っております。以上でございます。

○議長（高橋利勝） 大槻建設水道課長。

○建設水道課長（大槻康有） 交通公園委託料の関係でございます。この10万円の減額につきましては、随意契約の見積り合わせの執行残でございます。

○議長（高橋利勝） 梅村議員。

○3番（梅村智秀） それでは13ページ、14ページ、2款総務費の25節積立金、財政調整基金の部分について、改めてお伺いをするものでございます。

御答弁をいただきました中から、私自身の理解といたしましては、副町長及び総務課長を筆頭にこうした編成会議等で、今後のことについては真剣に考えていくと、陣頭指揮を取っていくというところなのかなと、御答弁だと理解したところでございます。

ついては、総務課長、副町長が中心になって、やはり強い姿勢を持って財政の調整基金の積み戻しもそうですし、取り崩しについても真剣に、真摯な姿勢で立ち向かっていくと、そういう強い御覚悟であるとか、姿勢がお持ちだというような認識でよろしいのか否か。最後お伺いをいたします。

続きまして、23ページ、24ページの6款農林水産業費の8節報償費の部分でございます。

こちら対策等についてでございますけども、地域おこし協力隊の方の採用が決まっていることも理解しておりますので、そういう意味で言うと新たな駆除の体制というのは、新しい風というか、新しい空気感が生まれてくるのかなと理解するところでございます。

その中で、御答弁いただいた中で報償費等の部分でございます。国7,000円、町で3,000円で、1万円を超えるものというところで御答弁いただきましたものが、国の

施策等で今の水準を下回った場合は検討していくというような御答弁でございましたが、御答弁を裏返せば逆に、この水準が続いていくのであれば検討はせず、というようなことになるのか、その辺について改めてお伺いをいたします。

○議長（高橋利勝） 大和田副町長。

○副町長（大和田収） まず1点目の基金の関係でございますけども、梅村議員のとおりでございます。やはり今、町民の皆さんで審議いただいています、行政改革推進委員会、総合計画等で今、議論が上がってきているところでもありますので、それを踏まえながらしっかりと予算編成に取り組んでいきたいと思っておりますので、よろしく願いいたします。

○議長（高橋利勝） 菊地農林課長。

○農林課長（菊地敦） 質問ありました、奨励金の関係ですが、基本的に国が7,000円、町は今3,500円、1万500円という内容になっておりますが、基本的にはその水準を下回った場合ということで、答弁をさせていただきましたし、今後はただ情勢的に色々な意味でかかる経費ですとか、そういうのは年々上がっていることも含めてありますので、その分については適宜、本別町で推薦をしています駆除員の方々の御意見や御要望もきちんと聞きながら、その辺については値上げも含めて適正なと言いますか、水準を保った中で事業に取り組んでまいりたいと思っております。以上です。

○議長（高橋利勝） ほかにございませんか。

篠原議員。

○5番（篠原義彦） 2点ほどお伺いいたします。

10ページの財産収入の中で町有林の売却がありますけども、これ植生何年生のものかお伺いいたします。

それから、23ページ、24ページの農林水産業の中で、報償費の8節奨励金の中で、有害鳥獣の予算の増額になりますけども、目的計画頭数以上になったときに農協のほうからも助成金入っていると思うのですよね。今回は農協のほうに要請しないのかどうか、その点お伺いします。

○議長（高橋利勝） 菊地農林課長。

○農林課長（菊地敦） 1点目の立木売払いの、立木の何年生かというお話ですが、申し訳ありません。今、担当のほうできちっとした年数を調べていただきますので、もうちょっとお待ちください。大体、基本的には50年から60年生を伐採にという形では実施をしていますが、今回の場所については何年生かというのは契約書の中ではありません。申し訳ありません。

それとJAの捕獲の関係ですが、この分については、申し訳ありません。町が携わっている部分ではありませんので、猟友会と農協のほうで捕獲に対して実施をしているものですので、その辺については、捕獲頭数が上がったらどうするのか、そういうのを含めて町から要請をすることはございません。以上でございます。

○議長（高橋利勝） 篠原議員。

○5番（篠原義彦） そうしたら、農協の助成金は直接猟友会に入っているという理解

でいいですか。

そうすれば猟友会のほうから農協に要請すれば、追加料金って出てくるのじゃないですか。

○議長（高橋利勝） 菊地農林課長。

○農林課長（菊地敦） 農協のほうで猟友会に対して、農業被害の防止ということで、基本的に私の知っている中身で言うと、50万円ということでそれは頭数が増えても減っても50万円という形で助成が出されているというのは、承知しております。

それで補助のほうは、農協から猟友会のほうに補助をされていると、そういう内容でございます。

○議長（高橋利勝） ほかにございませんか。

大住議員。

○6番（大住啓一） 1点だけ御質問します。

26ページの土木費の住宅管理費の11節需要費でございますが、これは112万4,000円ということで修繕費でございますが、これは察するところでございますけども、説明欄には公営・町営・職員住宅とありますが、これ多分公営住宅のことかと思うのですが、当初予算で毎年300万円なり500万円なり組んでいると思うのですが、近年富に空いている公営住宅が何か多いように感じるのです。何が言いたいのかって言うのは、この修繕費が間に合わないから、修繕出来ないと他の方々いれられないということではないと思うのですが、こういうものについては当初から、やはり見込んだ中で予算組んでおくのが筋じゃないかと思うのですね。

それで定例会だけでなく、臨時会もあるものですから、もし空いているところがあるとすれば、長くあるとすれば、空いていれば、それを速やかに入居していただくと。これは収入にも関わることでありますから、その辺どのような考え方をしているのか、そこまで及んでいなくて単純に足りなくなったから増額ということであれば、それなりの御答弁を求めるものでありますし、これが影響して、空いているところが長く維持されているっていうのですか、そういうことがないと思いますが、その辺の考え方だけお聞きしたい。

○議長（高橋利勝） 大槻建設水道課長。

○建設水道課長（大槻康有） 今、大住議員の御質問にお答えします。

当初の予算の考えとしましては、公営住宅416戸ございます。年間で想定される入退去の修繕、または入居中における生活している時の修繕。また、定期的に交換するものがあるのですが、そういうものの修繕を極力最小限で、想定をしまして当初予算364万円という計上をしてきております。

ただ、議員さんが言われるように、やはり公営住宅なので我々もいつも室内に入っているわけではございませんけども、あと今回発生してきている修繕におきましては、入居中の修繕がありますけども、やはり多いのは入退去の修繕が、12月中までにかかってきたお金については約360万円ほどかかってきております。これらも含めまして、今後修繕をして行こうというふうに考えていますけど、もう予算が不足してきておりま

す。

112万4,000円の根拠につきましては、冬季に向けての不凍栓だとかそういうものの配管だとか、そういうものの修繕だとか、浄化槽、そういうものも傷んできます。浄化槽の配管修理なども出てきます。また、一般的な修理、ドアノブだとか浴室などの修繕も出てきますので、それらを見越しまして、今回増額させていただきました。

ただ、議員さんが言われましたように空き家の分については、修繕に時間を要しないものというのですか、極力そういうものは早く修繕をして、募集をかけて、入居させているという状況でございます。そういう中での今回の補正でございます。

○議長（高橋利勝） 菊地農林課長。追加答弁。

○農林課長（菊地敦） 先ほどの篠原議員からの伐採の林齢ですが、先ほどお話ししたとおり、大体50年から60年を目途に伐採をしています。今回の場所につきましては、カラマツで52年から55年生で、広葉樹につきましては52年から53年生の樹木というふうになっております。以上でございます。

○議長（高橋利勝） ほかにございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

これで質疑を終わります。

これから討論を行ないます。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（高橋利勝） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから、議案第80号令和元年度本別町一般会計補正予算（第11回）についてを採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり決定することに、御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（高橋利勝） 異議なしと認めます。

したがって、議案第80号令和元年度本別町一般会計補正予算（第11回）については、原案のとおり可決されました。

暫時休憩をいたします。

午後 0時01分 休憩

午後 1時30分 再開

○議長（高橋利勝） 休憩前に引き続き会議を開きます。

◎日程第8 議案第81号

○議長（高橋利勝） 日程第8 議案第81号令和元年度本別町国民健康保険特別会計補正予算（第4回）についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。

田西住民課長。

○住民課長（田西敏重） 議案第81号令和元年度本別町国民健康保険特別会計補正予算（第4回）について、提案内容の御説明をさせていただきます。

今回の補正は、額の確定及び執行残によるものが主なものとなっております。

補正予算書の1ページをお願いします。

歳入歳出予算補正。

第1条、歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ2万5,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ11億8,956万5,000円とするものでございます。

それでは、歳出から事項別明細書により御説明いたします。

5ページ、6ページをお願いします。

1款総務費、1項総務管理費、1目一般管理費、13節委託料2,000円の減額補正は、国保旧被扶養者減免の減免期間見直し対応に伴うシステム改修の執行残でございます。

2目連合会負担金、19節負担金補助及び交付金8万4,000円の減額補正は、負担金額確定によるものでございます。

5款保健事業費、3項健康管理センター事業費、1目施設管理費、12節役務費1万4,000円の減額補正は、ガラス清掃業務の執行残によるものでございます。

2目健康管理事業費、13節委託料7万5,000円の増額補正は、妊婦歯科健診の受診者数が増加見込みのためでございます。

続きまして歳入について御説明いたします。

3ページ、4ページをお願いします。

1款1項国民健康保険税、1目一般被保険者国民健康保険税、2節後期高齢者支援金分現年課税分の補正は歳入歳出の調整分を計上するものでございます。

3款道支出金、1項道補助金、1目保険給付費等交付金、2節保険給付費等交付金（特別交付金）2,000円の減額補正は、歳出で説明しましたシステム改修費に対する交付見込み額減によるものでございます。

5款繰入金、1項他会計繰入金、1目一般会計繰入金、3節その他一般会計繰入金は歳出で示しました、保健事業費、健康管理センターの施設管理事業と健康管理事業の調整分でございます。

以上、議案81号令和元年度本別町国民健康保険特別会計補正予算（第4回）の提案説明とさせていただきます。御審議のほどよろしく願いいたします。

○議長（高橋利勝） これから質疑を行ないます。

質疑は歳入歳出一括とします。

藤田議員。

○11番（藤田直美） 歳出5ページ、6ページの5款保健事業費、健康管理センター事業費の13節委託料、妊婦歯科健診についてですが7万5,000円の増額となっております。

当初より増えているのが受診者数の増とありますが、これは希望者だけに行なっているのかどうか。またそうであれば、健診の時期や受診率について伺いたいと思います。

○議長（高橋利勝） 飯山保健福祉課長。

○保健福祉課長（飯山明美） 藤田議員の御質問にお答えいたします。

妊婦歯科健診でございますけれども、こちらは昨年度まで、たまご教室で集団で妊婦さんに対する歯科健診を行っていたものを、年3回の中ではなかなか来ていただけないということで、個別の受診方式に変えたものでございます。

基本、母子手帳を取りに来て、妊婦さんになられた方については、皆さん受診するようにお勧めはしておりますけれども、行く方と行かない方がおられるという状況になっております。

すみません、2点目が聞き取れなかったのですが。

○議長（高橋利勝） 藤田議員、もう一度お願いします。

藤田議員。

○11番（藤田直美） 健診の時期ですが、妊婦ですので安定期がよろしいかと思うのですが、その時期などをどのように勧めているのかを伺いたいです。

○議長（高橋利勝） 飯山保健福祉課長。

○保健福祉課長（飯山明美） 御質問にお答えいたします。

基本的には安定期に入ってからということで、5カ月以降くらいの時期を勧めています。母子手帳を取りに来たときに1度勧めて、あと妊娠期の中くらいに妊婦の受診券をまた取りに来られる時があるので、そのときに受けていない方については、後半8カ月くらいまでの間の中で、もし受けていなければ受けて下さいというようなお勧めをしております。以上です。

○議長（高橋利勝） ほかにございせんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（高橋利勝） これで質疑を終わります。

これから討論を行ないます。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（高橋利勝） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから、議案第81号令和元年度本別町国民健康保険特別会計補正予算（第4回）についてを採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり決定することに、御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（高橋利勝） 異議なしと認めます。

したがって、議案第81号令和元年度本別町国民健康保険特別会計補正予算（第4回）については、原案のとおり可決されました。

◎日程第9 議案第82号

○議長（高橋利勝） 日程第9 議案第82号令和元年度本別町後期高齢者医療特別会計補正予算（第3回）ついてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。

田西住民課長。

○住民課長（田西敏重） 議案第82号令和元年度本別町後期高齢者医療特別会計補正予算（第3回）について、提案内容の御説明をさせていただきます。

補正予算書の1ページをお願いします。

歳入歳出予算補正。

第1条、歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ170万1,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ1億3,163万3,000円とするものでございます。

それでは事項別明細書により、歳出から御説明いたします。

5ページ、6ページをお願いします。

2款1項1目後期高齢者医療広域連合納付金、170万1,000円の減額は、北海道後期高齢者医療広域連合への負担金の額が確定したことによるものです。

続きまして歳入について御説明いたします。

3ページ、4ページをお願いします。

2款繰入金、1項他会計繰入金、1目一般会計繰入金は、歳入歳出調整により減額するものでございます。

以上、議案第82号令和元年度本別町後期高齢者医療特別会計補正予算（第3回）の提案説明とさせていただきます。御審議のほどよろしく願いいたします。

○議長（高橋利勝） これから質疑を行ないます。

質疑は歳入歳出一括とします。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（高橋利勝） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行ないます。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（高橋利勝） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから、議案第82号令和元年度本別町後期高齢者医療特別会計補正予算（第3回）についてを採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり決定することに、御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（高橋利勝） 異議なしと認めます。

したがって、議案第82号令和元年度本別町後期高齢者医療特別会計補正予算（第3

回)については、原案のとおり可決されました。

◎日程第10 議案第83号

○議長（高橋利勝） 日程第10 議案第83号令和元年度本別町介護保険事業特別会計補正予算（第4回）についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。

飯山保健福祉課長。

○保健福祉課長（飯山明美） 議案第83号令和元年度本別町介護保険事業特別会計補正予算（第4回）について、提案理由の説明を申し上げます。

今回の補正は、国庫補助金の確定、事業執行見込みによる調整が主なものであります。

予算書の1ページをお開き下さい。

歳入歳出予算補正。

第1条、歳入歳出予算の総額から、歳入歳出それぞれ183万6,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ10億1,863万6,000円とする内容であります。

それでは、歳出から事項別明細書により、主なものについて御説明いたします。

5ページ、6ページをお開きください。

2、歳出ですが2段目の、1款総務費、3項介護認定審査会費、2目認定調査等費、7節賃金161万円の補正は、要介護認定に係る訪問調査員が雇用できなかったことによる減額です。

次の、3款地域支援事業費、2項包括的支援事業・任意事業費、1目包括的支援事業費の8節報償費、9節旅費、19節負担金補助及び交付金及び下段の、2目任意事業費、8節報償費の補正は、事業執行見込みによる減額です。

3ページ、4ページをお開き下さい。

1、歳入ですが、3款国庫支出金、2項国庫補助金、3目1節事業費補助金58万円6,000円の増額は、令和元年度介護報酬改定等に伴うシステム改修の国庫補助金の内示によるものです。

4節、1目保険者機能強化推進交付金151万7,000円の増額は、保険者機能強化推進交付金の内示によるものです。

三段目の7款繰入金、1項他会計繰入金、1目一般会計繰入金、2節地域支援事業繰入金159万5,000円の減額は、事業の執行見込みによる減額及び保険者機能強化推進交付金の内示により一般会計からの繰入を減額するものです。

3節その他一般会計繰入金220万9,000円の減額は、介護保険システム改修経費補助の内示及び訪問調査員が雇用できなかったことによる事務費分の減額です。

以上、令和元年度本別町介護保険事業特別会計補正予算（第4回）の提案説明に変えさせていただきます。よろしく御審議をお願いいたします。

○議長（高橋利勝） これから質疑を行ないます。

質疑は歳入歳出一括とします。

阿保議員。

○10番（阿保静夫） 5ページ、6ページの第1款総務費、3項介護認定審査会費中で説明があった、臨時雇賃金ということで訪問調査員が雇用できなかったための、調査員不足による減額というふうに説明されたと思います。

まず介護訪問調査員の業務内容というのは、どういうことなのか改めて説明をいただきたいということと、何名分の減額なのか1人分なのかそれとも複数なのか。

それから、介護訪問調査員が雇用できなかったことによる被保険者というか対象への影響等について伺いたいと思います。

○議長（高橋利勝） 飯山保健福祉課長。

○保健福祉課長（飯山明美） 御質問にお答えいたします。

まず1点目の業務内容につきましては、これは要介護認定を受ける時に御自宅等を訪問させていただいて、心身の状況を確認させていただき訪問調査を行なうのが業務の内容となっております。

人数につきましては、1名分を見ておりました。1年間お願いをするということで、1名分を見ておりました、随時募集をしているところでしたが、この時期に至って確保ができないということで、4月から12月分を減額をさせていただいております。

この方が確保できなかったことによる影響という部分につきましては、調査につきましては、市町村職員ですとか事業所のケアマネージャーであれば調査が実施できますので、私ども職員がその分をカバーして実施をしているという、そういう状況になっておりました、利用者様に確保できなかったことによる御迷惑をかけているということは、今のところないのではないかとというふうに考えております。以上です。

○議長（高橋利勝） 阿保議員。

○10番（阿保静夫） 本年4月から12月分の予定していた調査員が確保できなかったということの金額ということで、その確保できなかったことについては、担当職員等で手分けをしてというか対応したということで実際の対象者には影響なかったということの説明でした。

一つは、この調査員というのは有資格というか一定の資格が必要なのかどうなのか。私の頭の中では、例えば一定のそういう知識がある人で町民の方で、どなたでもやれるのか、それとも一定の資格というか経験等が必要なのかどうなのか。確保できないということであれば、相当色々な難しい一定のハードルがあるのかなというふうに、わからない立場では思っていますけども、その辺について伺いたいということと、本来はいて然るべき調査員がいないことをスタッフがカバーしたということは、それは良いことというか対応したということについては評価できるのですが、それは本来のスタッフがやる業務の時間を作って対応しているということで、本来はやっぱり調査員というのは、いなきゃいけないものなのかどうなのか。その辺の介護の法的な決まり等含めて、来年度に向けても介護調査員の確保っていうのは必要になってくると思うのですが、そういう全体的なこと、有資格のこととかカバーするにあたっての負担の部分とかそういうような部分について、もう少し伺いたいと思います。

○議長（高橋利勝） 飯山保健福祉課長。

○保健福祉課長（飯山明美） 御質問にお答えいたします。

まず訪問調査員の資格でございますけれども、まずは市町村職員で一定の研修を受けた者であればできるということになっております。

ただ、私どもの町の考え方としては、ただ市町村職員であればいいということだけではなくて、保健医療福祉、人の体の状態ですとか、心の状態だとかっていうことを見られる専門的な資格を持った方に行なってもらうのが、より正確な調査に至るのではないかとということで保健医療福祉の何らかの資格を持った方ということで募集をしてきております。

ただ、御存じのとおり今、医療従事者も介護従事者もなかなか確保ができないという状況の中で、そういう資格の方を臨時職員で募集してもなかなか来ていただけないというのが、今年の現状でありました。

このことに対してですけれども、来年度以降どうしていこうかというのは、内部でも検討しているところでございます。本当であれば、そういう方が専門にいてくれて、調査の部分は任せられるといいのですけれども、確保ができないとなると、現在の人員の中でやりくりが可能なのか、あるいは委託というような形で外の方をお願いをするというような部分も少し増やしたほうがいいのかというのは、新年度に向けて検討している最中でございます。以上です。

○議長（高橋利勝） 阿保議員。

○10番（阿保静夫） 法的に必ず町村としてそういう方を置かなきゃならないということで、それに対応できるのは一定の有資格者ということだから、現職員でも対応できるという中身だというふうに理解しました。

法的に必ず訪問調査員というのを、この介護保険事業進める中で置かなきゃならないということなのかどうか、その点ももう1度伺います。

○議長（高橋利勝） 飯山保健福祉課長。

○保健福祉課長（飯山明美） 法的に置かなければならないということではないです。

市町村が実施するということになっておりますので、市町村職員で研修を受ければ、はっきり言ってしまうと事務職員でもその研修を受ければ、その調査をすることは可能ではあります。

ただ、先ほども申し上げましたように、きちんと相手の方を見ていけるというところでは、本町といたしましては専門職資格にこだわっているということでございます。

○議長（高橋利勝） ほかにございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（高橋利勝） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行ないます。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（高橋利勝） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから、議案第83号令和元年度本別町介護保険事業特別会計補正予算（第4回）についてを採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり決定することに、御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（高橋利勝） 異議なしと認めます。

したがって、議案第83号令和元年度本別町介護保険事業特別会計補正予算（第4回）については、原案のとおり可決されました。

◎日程第11 議案第84号

○議長（高橋利勝） 日程第11 議案第84号令和元年度本別町介護サービス事業特別会計補正予算（第4回）についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。

井戸川老人ホーム所長。

○老人ホーム所長（井戸川一美） 議案第84号令和元年度本別町介護サービス事業特別会計補正予算（第4回）について、提案理由の説明を申し上げます。

今回の補正は、前年度繰越金確定及び指定寄付金による備品購入が主な内容でございます。

それでは、予算書の1ページをお開き願います。

歳入歳出予算補正。

第1条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ25万9,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ、2億9,804万6,000円とする内容であります。

それでは、事項別明細書により歳出からご説明させていただきます。

5ページ、6ページをお開き願います。

2、歳出、1款介護サービス事業費、1項1目施設介護サービス事業費のうち寄付者の意向によりまして、4段目18節備品購入費、施設等備品は臥床、床に臥せると書きますけれども、いわゆる寝て過ごす方の多い利用者の離床を促すためのリクライニング車椅子2台の購入28万円に充てるものであります。その他につきましては、予算執行額確定による調整でございます。

戻りまして、3ページ、4ページをお開き願います。

1、歳入、1款サービス収入、1項介護給付費収入、2目自己負担金収入、3節過年度負担金収入10万8,000円の増額は過年度の自己負担金滞納繰越分を計上するものでございます。

3款1項1目寄付金、1節指定寄付金18万円の増額は、本別町勇足元町〇〇番地〇〇にお住いの〇〇〇〇様から5万円の寄付を、陸別町小利別にお住いの〇〇〇様から3万円の寄付を、匿名の方から10万円の寄付をいただいております。

4款繰入金、1項他会計繰入金、1目1節一般会計繰入金235万5,000円の減額は、歳出で説明しました事業執行見込み並びに歳入前年度繰越金の増額等及び個性ある

ふるさとづくり基金に寄付された寄付者の意向により特養の備品購入に充当するため、本別町北3丁目〇〇番地〇〇にお住いの〇〇〇〇様からの寄付金10万円を繰入し調整するものでございます。

5款1項1目繰越金、1節前年度繰越金230万8,000円の増額は、平成30年度決算の確定によるものでございます。

6款諸収入、1項1目1節雑入1万8,000円の増額は、各種選挙不在者投票特別経費を計上するものでございます。

以上で、令和元年度本別町介護サービス事業特別会計補正予算（第4回）の提案説明とさせていただきます。よろしく御審議をお願い申し上げます。

○議長（高橋利勝） これから質疑を行ないます。

質疑は歳入歳出一括といたします。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（高橋利勝） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行ないます。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（高橋利勝） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから、議案第84号令和元年度本別町介護サービス事業特別会計補正予算（第4回）についてを採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり決定することに、御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（高橋利勝） 異議なしと認めます。

したがって、議案第84号令和元年度本別町介護サービス事業特別会計補正予算（第4回）については、原案のとおり可決されました。

◎日程第12 議案第85号

○議長（高橋利勝） 日程第12 議案第85号令和元年度本別町簡易水道特別会計補正予算（第3回）についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。

大槻建設水道課長。

○建設水道課長（大槻康有） 議案第85号令和元年度本別町簡易水道特別会計補正予算（第3回）について、提案理由の説明を申し上げます。

今回の補正は、配水管等施設の修繕料の増及び事業執行残による減額が主な内容であります。

補正予算書の1ページをお開きください。

歳入歳出予算補正。

第1条、歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ57万4,000円を減額し、歳入

歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ1億2,596万4,000円とする内容でございます。

それでは、歳出から事項別明細書により、主なものについて御説明をいたします。

6ページ、7ページをお開きください。

2、歳出ですが、1款1項簡易水道費、1目一般管理費、12節役務費3万6,000円の増額は口座振替手数料単価の改定によるものでございます。

2目維持修繕費、11節需用費39万7,000円の増額は、漏水修繕や防除施設の修繕、施設機器の修繕により支出が増えているものでございます。勇足簡水検水ポンプ修繕と漏水修繕1箇所分を見込みまして、これらを修繕するための補正でございます。

そのほかのものについては、執行残による減額になっております。

4ページ、5ページをお開きください。

1、歳入ですが、2段目の4款1項繰入金、1目1節一般会計繰入金の38万1,000円の減額補正は、収支の調整によるものです。

5款1項繰越金、1目1節前年度繰越金の165万4,000円の増額は、前年度の繰越金の確定によるものでございます。7款1項町債、1目1節簡易水道事業債の180万円の減額は水道管移設工事及び機器更新工事の執行残によるものでございます。

次に、3ページをお開きください。

第2表、地方債補正であります。1、変更の内容としましては、起債事業の事業費の確定に伴い限度額を変更するものです。

起債の目的、簡易水道事業1,110万円を930万円に変更するものであり、起債の方法、利率、償還の方法は変更ございません。

以上で、令和元年度本別町簡易水道特別会計補正予算（第3回）の提案説明とさせていただきます。よろしく御審議をお願いいたします。

○議長（高橋利勝） これから質疑を行ないます。

質疑は歳入歳出、地方債補正一括とします。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（高橋利勝） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行ないます。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（高橋利勝） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから、議案第85号令和元年度本別町簡易水道特別会計補正予算（第3回）についてを採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり決定することに、御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（高橋利勝） 異議なしと認めます。

したがって、議案第85号令和元年度本別町簡易水道特別会計補正予算（第3回）については、原案のとおり可決されました。

◎日程第13 議案第86号

○議長（高橋利勝） 日程第13 議案第86号令和元年度本別町公共下水道特別会計補正予算（第4回）についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。

大槻建設水道課長。

○建設水道課長（大槻康有） 議案第86号令和元年度本別町公共下水道特別会計補正予算（第4回）について、提案理由の説明を申し上げます。

今回の補正は、歳出では国庫返還金確定による増及び個別排水処理施設整備事業による合併処理浄化槽設置基数変更による増でございます。歳入では前年度繰越金確定による増及び消費税の還付による増が主な内容でございます。

補正予算書の1ページをお開きください。

歳入歳出予算補正。

第1条、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ174万2,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ5億1,149万3,000円とする内容でございます。

それでは、歳出から事項別明細書により、主なものについて御説明いたします。

6ページ、7ページをお開きください。

2、歳出ですが、1款総務費、1項総務管理費、1目一般管理費、12節役務費17万5,000円の増額は口座振替手数料単価の改定によるものでございます。

23節償還金利子及び割引料68万2,000円の増額は、平成30年度の機器更新工事により取り外した機器の鉄くず売払い費の国庫補助金返還金額の確定によるものです。

一番下段の2款土木費、1項下水道費、2目個別排水処理施設新設費、15節工事請負費130万円の増額は、西美里別地区で新築物件の申込みが1件あったため、増額し対応するもので、当初予算8基の予定でしたが、6月に1基、9月に3基、今回の補正で計13基の設置となっております。

そのほかのものにつきましては、執行残による減額になっているところでございます。

4ページ、5ページをお開きください。

1、歳入ですが、4款1項繰入金、1目1節一般会計繰入金973万6,000円の減額は収支の調整によるものでございます。

5款1項1目繰越金、1節前年度繰越金の334万7,000円の増は前年度の繰越金の確定によるものでございます。

6款諸収入、2項1目1節雑入693万1,000円の増は消費税の還付によるものでございます。

7款1項町債、1目土木債、1節下水道債120万円の増額は歳出で説明いたしました合併処理浄化槽の設置基数の増によるものでございます。

次に、3ページをお開きください。

第2表、地方債補正であります1、変更。

内容としましては、起債事業の事業費の変更に伴い限度額を変更するものであります。

起債の目的、個別排水処理施設整備事業3,470万円を3,590万円に変更するものであり、起債の方法、利率、償還の方法は変更ございません。

以上、令和元年度本別町公共下水道特別会計補正予算（第4回）の提案説明とさせていただきます。どうぞよろしく御審議をお願いいたします。

○議長（高橋利勝） これから質疑を行ないます。

質疑は歳入歳出、地方債補正一括とします。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（高橋利勝） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行ないます。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（高橋利勝） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから、議案第86号令和元年度本別町公共下水道特別会計補正予算（第4回）についてを採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり決定することに、御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（高橋利勝） 異議なしと認めます。

したがって、議案第86号令和元年度本別町公共下水道特別会計補正予算（第4回）については、原案のとおり可決されました。

◎日程第14 議案第87号

○議長（高橋利勝） 日程第14 議案第87号令和元年度本別町水道事業会計補正予算（第3回）についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。

大槻建設水道課長。

○建設水道課長（大槻康有） 議案第87号令和元年度本別町水道会計補正予算（第3回）について、提案理由の説明を申し上げます。

今回の補正は、薬品費の増および配水管施設修繕費の増が主な内容でございます。

補正予算書の1ページをお開きください。

収益的収入及び支出。

第2条、令和元年度本別町水道事業会計予算（以下予算という。）

第3条に定めた収益的収入及び支出の予定額を次のとおり補正するものでございます。

収入の第1款水道事業収益、第1項営業収益は3万6,000円増額、第2項営業外収益は130万2,000円増額補正して、収入の総額を1億5,340万4,000円とするものでございます。

支出の第1款水道事業費、第1項営業費用は133万8,000円増額補正し、支出の総額を1億5,340万4,000円とするものでございます。

それでは、予算説明書により、主なものについて御説明をいたします。

5ページ、6ページをお開き下さい。

収入ですが、1款水道事業収益、1項営業収益、4目その他営業収益の3万6,000円の増額は新設用量水器の売却見込みによるものでございます。

2項営業外収益、2目他会計補助金130万2,000円の増額は収支の調整による一般会計補助金でございます。

次に支出ですが、1款水道事業費、1項営業費用、1目原水及び浄水費の薬品費97万5,000円の増額は本別川の有機物の量が高かったため、薬品の使用量が増加したことによるものでございます。

2目配水及び給水費、修繕料32万1,000円の増額は漏水修繕や弥生町ポンプ場機器修繕等により支出が多かったため、漏水等に備え増額するものでございます。

1段下、材料費7,000円の増は弥生町ポンプ場機器故障時に使用した給水パック19枚分を補てんするものでございます。

4目総係費、手数料19万1,000円の増額は口座振替手数料単価の改定によるものでございます。

7ページ、8ページをお開き下さい。

7目その他営業費用、材料売却原価3万6,000円の増額は収入で説明しました新設用量水器の売却見込みによる量水器購入費でございます。

そのほかのものにつきましては、執行残による減額になっております。

次に1ページにお戻りください。

中段、資本的収入及び支出。

第3条、予算第4条本文括弧書中6,592万4,000円を6,599万3,000円に、5,897万1,000円を5,903万4,000円に、695万3,000円を695万9,000円にそれぞれ改め、資本的収入及び支出の予定額を次のとおり補正するものでございます。

収入の第1款資本的収入では、事業費確定により第1項企業債で400万円減額補正して、収入の総額を5,338万7,000円とするものでございます。

支出の第1款資本的支出、第1項建設改良費は393万1,000円減額補正し、支出の総額を1億1,938万円とするものでございます。

補正の内容は執行残によるものでございます。なお、予算説明書の説明は省略をさせていただきます。

企業債。

第4条、企業債であります。予算第7条に定めた起債の限度額を次のように改めるものでございます。

起債の目的、配水施設整備改良事業の限度額4,700万円を4,300万円に改めるものでございます。

なお、起債の方法、利率、償還の方法は変更ありません。

2 ページをお開き下さい。

他会計からの補助金。

第5条、予算第11条に定めた補助金の金額を130万2,000円増額補正し2,678万7,000円に改めるものでございます。

たな卸資産購入限度額。

第6条、予算第13条中536万3,000円を634万5,000円に改めるもので、主に薬品費の増額によるものでございます。

以上、令和元年度本別町水道事業会計補正予算（第3回）の提案説明とさせていただきます。どうぞよろしく御審議をお願いいたします。

○議長（高橋利勝） これから質疑を行ないます。

質疑は収益的収入及び支出、資本的収入及び支出など一括とします。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（高橋利勝） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行ないます。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（高橋利勝） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから、議案第87号令和元年度本別町水道事業会計補正予算（第3回）についてを採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり決定することに、御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（高橋利勝） 異議なしと認めます。

したがって、議案第87号令和元年度本別町水道事業会計補正予算（第3回）については、原案のとおり可決されました。

◎日程第15 議案第88号

○議長（高橋利勝） 日程第15 議案第88号令和元年度本別町国民健康保険病院事業会計補正予算（第5回）についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。

藤野病院事務長。

○病院事務長（藤野和幸） 議案第88号令和元年度本別町国民健康保険病院事業会計補正予算（第5回）について、提案理由の説明を申し上げます。

今回の補正につきましては、収益的収支で、人事異動に伴います給与費及び決算見込みによる経費の調整が主な内容となっております。

補正予算書の1ページをお開きください。

第2条の収益的収入及び支出であります。予算第3条に定めた収益的収入及び支出

の予定額を次のとおり補正するもので、収入の第1款病院事業収益、第2項医業外収益を6万1,000円増額し、収益の合計を13億8,974万9,000円とするものであります。

支出では、第1款病院事業費用、第1項医業費用を204万3,000円減額し、費用の合計を12億7,000万円とするものであります。

第3条、議会の議決を経なければ流用することのできない経費であります。職員給与費を290万4,000円増額し、7億8,557万2,000円とするものであります。

第4条、他会計からの補助金は、退職手当組合事前納付金を2万円増額し、633万4,000円に、基礎年金拠出金公的負担経費を4万1,000円増額し、1,717万1,000円にそれぞれ改めるものであります。

次に3ページ、4ページをお開きください。

補正予算説明書であります。上段をご覧ください。収益的収入及び支出の収入では、1款病院事業収益、2項医業外収益、2目他会計補助金、1節一般会計補助金6万1,000円の増額補正につきましては、人事異動等に伴います繰入基準に基づく一般会計からの繰入金の変更でございます。

次に下段、収益的収支の支出ですが、1款病院事業費用、1項医業費用、1目給与費96万1,000円増額、2節手当130万7,000円の減額は人事異動等による調整。

3節賃金287万3,000円の増額は、パート職員等の増員によるもの。

4節退職給与金17万4,000円増額、5節法定福利費20万3,000円の増額は、いずれも決算見込みによるものです。

なお、内訳は5ページ以降に給与費明細書を添付しておりますので、説明は省略させていただきます。

続きまして、その下3目経費、2節報償費190万6,000円の減額は、医師の出張や休暇時の代替え医師の派遣回数減少によるものです。

7節光熱水費36万5,000円の減額は決算見込みによるものです。

13節賃借料159万円の減額はハイヤー借上料、在宅酸素濃縮装置借上料の決算見込みによるものです。

15節委託料108万6,000円の減額ですが、4ページ右側説明欄、下から2つ目、全自動血液凝固測定装置点検委託58万3,000円の増額は、平成18年に購入しました機器に作動不具合が生じ、専門業者に点検を委託するため、今回補正をお願いするものです。他の項目につきましては、決算見込みによる調整を図ったものです。

以上、令和元年度本別町国民健康保険病院事業会計補正予算（第5回）の説明とさせていただきます。よろしく御審議をお願いいたします。

○議長（高橋利勝） これから質疑を行ないます。

質疑は収益的収入及び支出など一括とします。

梅村議員。

○3番（梅村智秀） 3ページ、4ページ。支出、1款病院事業費用、1項医業費用、

3目経費、2節報償費、出張医師謝礼金、こちらは派遣回数が増加したというところの御説明をいただいたところでございますが、その減少した経緯、額も大きいものですから、この内容の詳細とか背景とか事情等がわかるように御答弁を求めるものでございます。

続きまして、13節賃借料でございます。ハイヤー借上料として62万5,000円、こちらハイヤー等の単価等を考えていくと、決して少なくない額だなというところがございますので、この減額に至った経緯等について詳細を求めるものでございます。

15節委託料のうち、電子カルテシステム保守58万円と、代替医師派遣64万4,000円が計上されてございます。こちらについても、御提案に至った経緯ですとか御需要等について詳細の御答弁を求めるものでございます。

○議長（高橋利勝） 暫時休憩をいたします。

午後 2時24分 休憩

午後 2時25分 再開

○議長（高橋利勝） 休憩前に引き続き会議を開きます。

藤野病院事務長。

○病院事務長（藤野和幸） 梅村議員の御質問にお答えいたします。

まず、3目経費の2節報償費、出張医師謝礼金190万6,000円の減額でございますが、こちら当院の医師が学会へ出張、または休暇等で病院を不在になる場合、または手術等で札幌、帯広等から医師を派遣のお願いをする際の出張費の謝礼金でございます。

こちら、学会の出張代替分につきましては、3回分経費を見ておりましたが、こちら1回に減。あと、医師の休暇に伴う派遣、こちら2回見ておりましたが回数ゼロということで減額。あと、手術の応援医師、こちら2回見ておりましたが減額ということで、まず金額でございますが、学会の出張につきましては3回を1回に減らしたということで52万5,000円の減額。

当院の医師が休暇に伴います医師の派遣につきましては、2回を0回にと申しましたが90万5,000円の減額。

あと、出張応援医師、手術の応援医師2回をゼロ回ということで、47万6,000円の減額になります。

こちらにつきましては、当院の医師が学会等出張する場合、当院は不在となります。

医師の休暇等で不在になる場合もでございます。そのような場合に備えまして、外部からの医師の派遣をお願いすることになりますが、当院医師の内部の中で日程調整やり取りをいたしまして、その辺を調整の結果、外部から医師を派遣しなくて済んだという部分で、その部分の減額でございます。

続きまして、13節賃借料のハイヤー借上料62万5,000円の減額でございますが、先ほどの報償費とも関わってまいります。そういった派遣等で当院に見えらる医師の帯広、または池田等から本別までのハイヤー代、こちらについては当然その分なくなりましたので、必要がなくなったという部分の減額。

あと、当院、嘱託職員で1名運転手雇用しておりますので、できる限りハイヤー等は

使わず、やはり経費節減ということから当院の公用車での送迎をできる限り調整して実施した結果の減額でございます。

続きまして、15節委託料の電子カルテ保守の関係の58万円の減額でございますが、こちら電子カルテの補修システム、札幌のSEに万が一の場合には来ていただくということで、予算計上しておりましたが、こちらにつきましても、運行が現状スムーズにいらっているということで、SEの札幌からの派遣4回見ておりましたが、こちら0回ということで、その分58万円の減額となっております。

あと、代替医師の派遣でございますが、こちら64万4,000円の減額ですが、こちらにつきましても、先ほどの報償費の場合は当院と医師個人との派遣になりますが、15節では病院対病院の応援派遣の依頼、その部分で予算計上していた10回分が2回に終わったということで、その分64万4,000円の減額となったものでございます。

○議長（高橋利勝） 梅村議員。

○3番（梅村智秀） 改めましてお伺いをいたします。

2節の報償費の部分でございます。医師の休暇等の部分で計上されておまして、2回が0回にと言うような御答弁もございました。

これら、昨今、本町のということではありませんけれども、一般的にいうところでは、医師や医療関係の従事者の職務に対する、いわゆる労働時間ですとか休暇とかというところの問題視されるような傾向もあると認識しているところでございますが、本町においては、経費削減等の観点から様々な御努力なされているのかなと察するところでございますけれども、そういった医師及び医療関係従事者に過重な負担がかかっているとか、そういうような状態には陥っていないのかということをお伺いいたします。

また、13節の賃借料のハイヤーの借上げの部分でございます。

具体的な事例としてお示しいただきました、帯広ないしは池田から本町への送迎ということでございましたけれども、仮に、往路復路でございますが、帯広からまたは池田からということでございましたら、町外のタクシー会社、ハイヤー会社さんへの支出となっているのでしょうか。この点についてお伺いをいたします。

以上、お伺いいたします。

○議長（高橋利勝） 藤野病院事務長。

○病院事務長（藤野和幸） 梅村議員の質問にお答えいたします。

まず、報償費の関係で当院の医師、看護師等含めました医療職員につきましても、過重な労働になっていないかという御質問かと思っておりますけれども、そのようなことにはならないように職員のみならず不足な部分についてはパート等の職員を配置するなど、看護師等につきましても、そういう職員を手当しているところでございます。

また、医師につきましても現状でございますが、週1回程度の当直で済むように過重な労働にならないように、今のところ配置できているところでございます。

あと、ハイヤーの関係でございますが、こちら帯広、池田等のハイヤーの送迎につきましても、町内の業者さんを使わせていただいております。以上でございます。

○議長（高橋利勝） 梅村議員。

○3番（梅村智秀） 2節の報償費の部分でございます。医師や看護師、いわゆる医療関係の従事者からそういった労働環境、いわゆる勤務時間ですとか、そういったものに関する声というものはないという認識でよろしいのでしょうか、というのが1点でございます。

2点目、賃借料のハイヤーの借上げの部分でございますが、こちら全て町内業者さんへのお支払いという認識でよろしいのでしょうか。いわゆる送迎、往路復路、来る時、帰る時ということでございますので、来る時に関しても、帯広が発、池田が発という場合でも町内の業者さんが送迎に、お迎えにあがっているというような認識でよろしいのでしょうか。

また、15節の部分でもありましたし、全体的になのですが、いわゆる、例えば予算計上の部分で、代替医師の派遣については10回が2回にとか、医師の休暇の部分も2回が0回にとかというところで、結構回数として、多い回数が減っているというふうにお見受けするところがございますが、全体通して、総括としてですけれども、能率的で効率的な運営というものがなされているという認識でよろしいでしょうか。当初の計画と現在のこのように御提案されたものについて、かい離があるものですから、能率的で効果的な運営がなされているよという認識を持っていいものかどうか、お伺いをするものでございます。

○議長（高橋利勝） 藤野病院事務長。

○病院事務長（藤野和幸） 梅村議員の質問にお答えいたします。

まず、報償費の関係で過重な労働ということで、先ほども申し上げましたとおり、医師につきましても、週1回の当直で済むように調整できておりますし、看護師につきましても、病棟であれば当直等当然でございますが、そこにつきましても基本的には週1回でできるように、残念ながら何人かは月5回の時もございますが、基本的には月4回の当直で済むようにできております。

あと、当院、技師関係につきましても検査技師、レントゲン技師等につきましても、各3名ずつ現在人員確保できていますので、その部分においては、過重というような事は、私は現在のところ聞いてはおりません。

続きまして、ハイヤーの関係でございますが、先ほど1件、私、訂正させていただきたいと思っております。

まず基本的に、池田、帯広から迎えに行く場合でも全て本別ハイヤーさんを利用させていただいております。ですから、帯広に迎えに行く場合も、本別から本別ハイヤーさんに迎えに行ってくださいとさせていただきます。

ただ1件だけ、帯広から脳ドックの判定の先生に来ていただいておりますが、ここだけ帯広のハイヤー会社さんを、先生の強い要望がございましたので、そこは配慮をさせていただきまして、そこだけ帯広のハイヤー業者さんを使わせていただいているところでございます。

あと、15節で、現時点では能率的にできているかどうかということでは、できているのかなと考えているところでございます。

○議長（高橋利勝） ほかにございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（高橋利勝） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行ないます。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（高橋利勝） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから、議案第 88 号令和元年度本別町国民健康保険病院事業会計補正予算（第 5 回）についてを採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり決定することに、御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（高橋利勝） 異議なしと認めます。

したがって、議案第 88 号令和元年度本別町国民健康保険病院事業会計補正予算（第 5 回）については、原案のとおり可決されました。

◎散会宣告

○議長（高橋利勝） 以上で、本日の日程は全部終了しました。

念のため申し上げます。

明日 12 月 4 日から 9 日までの 6 日間は休会であり、12 月 10 日午前 10 時再開であります。

これをもって通知済みといたします。

なお、一般質問の通告は、12 月 5 日正午をもって締め切ります。

質問のある方は、締め切り時間厳守の上、提出願います。

本日は、これで散会します。

御苦労さまでした。

散会宣告（午後 2 時 37 分）

令和元年本別町議会第4回定例会会議録（第2号）

令和元年12月10日（火曜日） 午前10時00分開議

○議事日程

日程第 1 行政報告
日程第 2 一般質問

○会議に付した事件

日程第 1 行政報告
日程第 2 一般質問

○出席議員（12名）

議 長	1 2 番	高 橋 利 勝	副議長	1 1 番	藤 田 直 美
	1 番	水 谷 令 子		2 番	柏 崎 秀 行
	3 番	梅 村 智 秀		4 番	石 山 憲 司
	5 番	篠 原 義 彦		6 番	大 住 啓 一
	7 番	山 西 二 三 夫		8 番	黒 山 久 男
	9 番	方 川 一 郎		1 0 番	阿 保 静 夫

○欠席議員（0名）

○説明のため出席した者の職氏名

町 長	高 橋 正 夫	副 町 長	大和田 収
会 計 管 理 者	花 房 永 実	総 務 課 長	村 本 信 幸
農 林 課 長	菊 地 敦	保 健 福 祉 課 長	飯 山 明 美
住 民 課 長	田 西 敏 重	子 ども 未 来 課 長	大 橋 堅 次
建 設 水 道 課 長	大 槻 康 有	企 画 振 興 課 長	高 橋 哲 也
老 人 ホ ー ム 所 長	井 戸 川 一 美	国 保 病 院 事 務 長	藤 野 和 幸
総 務 課 主 幹	上 原 章 司	住 民 課 主 幹	小 坂 祐 司
住 民 課 主 幹	久 司 広 志	総 務 課 長 補 佐	三 品 正 哉
建 設 水 道 課 長 補 佐	小 出 勝 栄	教 育 長	佐々木 基 裕
教 育 次 長	阿 部 秀 幸	社 会 教 育 課 長	坪 忠 男
学 校 給 食 共 同 調 理 場 所 長	高 橋 優	農 委 事 務 局 長	倉 崎 景 一
代 表 監 査 委 員	畑 山 一 洋	選 管 事 務 局 長	村 本 信 幸

○職務のため議場に参加した者の職氏名

事務局 長 鷺 巢 正 樹

総務担当主査 越 後 忠

開議宣告（午前10時00分）

◎開議宣告

○議長（高橋利勝） これから、本日の会議を開きます。

◎日程第1 行政報告

○議長（高橋利勝） 日程第1 行政報告を行います。

高橋町長、御登壇ください。

○町長（高橋正夫）〔登壇〕 公用車の車検切れについての行政報告をさせていただきます。

企画振興課が義経の館で保管管理しております、本別公園一带の維持管理のために使用する軽貨物自動車、帯広40の5、1271の車両につきましては、令和元年9月28日に車検が満了日となっておりますが、車検整備を失念し、令和元年11月24日まで使用するに至ったところであります。車検が切れて以降の使用状況につきましては、9月が2日間、12キロメートル、10月が15日間で73キロメートル、11月が6日間で37キロメートルの計23日間、122キロメートルの使用をしたところです。

当該公用車につきましては、車検が切れていることを11月28日に認知をして、車検切れが判明後、同日に車検整備のため整備工場に入庫、令和元年12月4日に車検整備と車検の取得が完了したところであります。町民の皆様、また町政に対する信頼を損ねることとなり、深くおわびを申し上げますとともに、今後、同じ事態を招かぬように運行日誌と公用車の車内に車検満了日の表示をして、運転前に確認するなどをを行い、再発防止を徹底し、信頼回復に努めてまいります。

以上、公用車の車検切れについての行政報告とさせていただきます。

○議長（高橋利勝） これで、行政報告を終わります。

◎日程第2 一般質問

○議長（高橋利勝） 日程第2 一般質問を行います。

順次、発言を許します。

2番柏崎議員。

○2番（柏崎秀行） それでは、議長の許可をいただきましたので、通告済みの1問、新年度予算編成に向けての事務事業の見直しについてを質問させていただきます。

町の計画的な財政運営を行うための財政調整基金が減少する中で、先日の決算審査認定におきまして、他の議員から、財政調整基金は2年で底を突くのではないかとの質疑があり、総務課長から何とか8億円を目標に推移していきたいとの答弁がござい

ました。果たして可能なのかと疑問を感じたところでもあります。令和2年度の予算編成において、各種事務事業の見直し及び補助金、負担金のあり方について抜本的な見直しを行い、持続可能なまちづくりを進めていくために、どのような考えを持って臨むのかを伺います。

1、歳入に見合った歳出は、一般家庭の台所事情では当然のことです。が、自治体財政運営においても同様と考えます。歳入が減少する中で、どのような事務事業の見直しを行い、新年度予算編成を行っていくのか、また具体的な事務事業の廃止、または見直し項目があるのかについて伺います。

2、決算審査特別委員会において、補助金、負担金についての抜本的な見直しが必要とする旨の質疑が、複数議員から出されておりました。行政改革の補助金、負担金検討部会の中で、どのような議論がなされ、新年度予算編成に反映されているのかについて伺います。

3、利用頻度の少ない公共施設の廃止、町民以外の利用が多い本別公園のゴーカート、ボートなどの利用料金の値上げ、キャンプ場の利用料の徴収など、町の台所事情を見直すために、歳出削減と歳入増加施策をどのように考えているのかを伺います。

○議長（高橋利勝） 高橋町長。

○町長（高橋正夫）〔登壇〕 柏崎議員の新年度予算編成に向けての事務事業の見直しについての質問の答弁をさせていただきます。

まず、1問目の質問であります。議員御指摘のとおり、これまでの地方交付税の削減に伴いまして、財政調整基金は年々減少をしております。本町の財政状況は、大変厳しい状況にありますことから、11月29日に開催いたしました令和2年度の予算編成会議におきまして、予算の重点化、効率化を図る中で、経常経費の削減、基金依存度の解消、公債費の負担軽減に取り組みながら、予算編成に当たりましては、人口減少による税収の伸び悩み、地方交付税の減少など、歳入の大幅な増収が見込めないことから、歳入に見合った歳出の原則のもとに、行政諸課題への適切な対応を実現できる持続可能で、安定した財政運営に努める旨の考えを職員に示しながら、全体で確認をしたところでもあります。

事務事業の見直しにつきましては、行政改革推進本部事務事業評価部会において、評価の調整部会でありますけれども、ここで限られた財源の中で最小の経費で最大の効果を上げる。そのためには町民皆さんとの協働のまちづくりに、成果は出ているのかの視点をもって、481の事業の中から、一般財源が1,000万円を超えている45事業と、昨年度に拡大と削減、検討となった12の事業、これを合わせて57事業について評価を行ってきたところでもあります。

評価結果につきましては、削減継続が12事業、縮小が3事業、統合が1事業、終期を設定する事業が1事業、さらに要検討を要する事業が7事業、合わせて24事業を対象に見直しをするように定めながら、行政改革推進本部事務局から、各担当部局

に通知をし、新年度予算に反映させるように指示したところであります。

具体的な事務事業の見直しにつきましては、今後の予算査定時に評価結果をどのように反映しているのか、また町民の皆様への御理解が得られるかなど、各担当部局から十分なヒアリングを行った上で判断をして、新年度予算を作成してまいりたいと思います。

次に、2問目の補助金、負担金の見直しについてであります。まず補助金につきましては、128件の補助金のうち、債務負担行為による利子補給などの12件の補助金を除きまして、116件の補助金につきましては、これは例外を設けずに補助金としての公益性と的確性の確保を基本として、補助期間の終期設定、さらに補助対象経費の厳格化、事務事業の補助の原則に基づいて事業主体のあり方の検討など、五つの視点から見直しの方向性を定めながら、これに基づき、行政改革推進本部の補助金見直し検討部会が、見直し作業を行ったところであります。

具体的見直しに当たりましては、役場が事務局を担っております団体について、自立を促進していくことの必要性や補助団体の活動内容が、所期の目的が住民ニーズに適合しているかどうか、否かですね。これについて補助金を支出するほかに、代替の手法がないのか否か、また補助金の積算根拠の妥当性などの議論を行ってきたところであります。この結果として、見直しが25件、減少が11件、終期設定をしたのが2件、廃止を決めたのが2件、統合が2件の合計42件を見直し対象といたしまして、新年度予算に反映させることとしております。

次に、負担金でありますけれども、今年度から初めて負担金のあり方について検討を行っております。池田町や足寄町近隣と本町にとっての利益にかなう負担金であるか、これゼロベースからの検討をしてきたところでもあります。検討の結果といたしまして、187件の負担金の中で繰出金や他の団体と協調する道営畑総事業などの41件の負担金を除きまして、146件について審査をし、取りやめが18件、検討が2件、終期設定が1件、附帯意見1件の合計22件を対象として、見直しを図っていくことといたしました。

事務事業の見直し、補助金と同様に、各担当部局から十分なヒアリングを行った上で、新年度予算に反映したいと考えております。

なお、事務事業評価、補助金及び負担金の見直しにつきましては、先般11月29日に開催の町民有志などの皆さんで組織をいただいております、行政改革推進委員会に結果内容を見ていただき、御了承をいただいたところでもあります。

次に、3問目の本別公園施設に関する利用料金の値上げなどについての御質問の答弁をさせていただきますが、まず本別公園内のポート、キャンプ場、御所の利用者は年々増加をしております。公園一帯の整備を年次的、計画的に進めることで、さらに新たな来訪者やリピーターが増加し、町全体の観光客数を押し上げることができていると考えています。

また、施設管理の費用、人件費など維持補修費のほかバンガローの改修、またボートの入れかえなどの費用を賄い、より魅力ある公園づくりを進めるためにも、受益者負担の原則に基づいた利用料金の値上げについて、関係団体からの意見を十分に聞き、検討を進めてまいります。

ゴールデンウィークや夏休みの繁忙期につきましては、町外の利用者が9割を占めるという、そういう結果が出ていますが、施設管理職員からもこのような報告をいただいておりますが、繁忙期の料金設定や民間によります指定管理などの手法についても今後、検討を進めていく必要があるというふうに考えております。

いずれにいたしましても、現在の厳しい財政状況の中で、歳出におきましては徹底した経常経費の削減、歳入においては適切な利用者負担、受益者負担を求めつつ財政確保に努めて、持続可能な安定した財政運営に努めなければならないと考えております。

以上申し上げて、答弁とさせていただきます。

○議長（高橋利勝） 柏崎議員。

○2番（柏崎秀行） それでは、1項目めについて再質問させていただきます。

予算編成会議という中で、庁内で、どのような編成会議の体制をとっているのかについてお願いします。

次に、今、本町の予算編成の体制というのは、1件査定という形をとっていると思うのですが、近年、大きな都市については、枠配分査定ということを取り入れているというのも現状ではございます。本町におかれましての枠分、配分査定を導入するというようなことに、どういったメリット、デメリットがあるのかお聞かせ願います。

予算編成会議の中で、これからいろいろな職員が財政に関して興味を持つというのですか、注意を払って財政を進めていくという中で、若い職員にも財政のことを知ってもらうという機会をつくるために、講習ですか、そういうものも検討したらいかがですかということについてお伺いします。

以上、3点について再質問させていただきます。

○議長（高橋利勝） 高橋町長。

○町長（高橋正夫） ちょっと質問と一緒にならないかもしれませんが、予算編成会議の御質問ありました。

予算編成会議と予算を査定する、予算を調整するのですけれども、査定する会議等が別だということのひとつ、そこを分けて考えていただきたい。予算編成会議という私どもやるのは、来年度の予算をどのように組み立てる、予算をつくる、先ほど申し上げたようなことを含めて、財政状況だとか、国の財政の状況だとか、また取り巻く環境だとか、総合計画やそれぞれの計画の中で、どのようなことを新年度予算に盛り込むかと、そういう方針について全体職員の中でやるのが、編成会議ということでやっ

ています。

そのほか、各課から予算案が出ていたやつは年明けに、まず最初に副町長と総務課長が中心になって各課からの聞き取り、ヒアリングして予算査定をすると、最終的にそれをまとめて絞り込んだやつを私が入って、町長と査定ということで最終的に決めると、これが予算編成と予算査定の流れであります。

今、質問にありましたように、配分方式のメリット、デメリットというのですけども、私もこの配分方式というのは、国だとか結構やっているところ多いのだと思うんですけども、私の本別町では配分方式という方式は、残念ながら答弁するような予算編成になっておりませんので、あくまでも先ほど言いましたように、総合計画含めてそれぞれ通常のまちづくりの課題や、また方針を積み上げて各課でそれぞれ、教育委員会なら教育委員会、また建設なら建設、企画なら企画でそういう課部局で、それぞれ自分のところの予算を積み上げてきて、全体的にまたそれを一つずつ細かく検証して、査定の中で最終的にどれを予算に盛り込むかと、そういう細かい、細分化されたものをしていくというのが、これが予算の会議であります。

今、もう一つ御質問の若い職員には、特にこれらのような財政状況含めて予算のあり方、研修するべきでないかということではありますが、それも一つの私どもの目指す方向の中にもあるのかなというふうに思っています。今までは、予算というのはどうやってできていくのか、また、これが国の状況など含めて、それぞれ今までもこのような研修はやってきておりますけれども、しっかりとした方向性含めて、御質問については十分に検討しながら進めていって、全体的に職員全体の認識を向上させると、そういう意味でも日常的なそういう研修、勉強の場というのは、必要になってくるだろうと、こう思っておりますので、その分については、まず答弁をさせていただきたいと、以上であります。

○議長（高橋利勝） 柏崎議員。

○2番（柏崎秀行） それでは再質問させていただきます。

枠分配分査定は本町においては、ちょっとそぐわないということをおっしゃられました。枠分配分査定は、各課に歳入に合わせて歳出を枠配分するという中で、これだと赤字が絶対ないなというふうに思うのですけれども、すぐには無理だとか、大きい都市がやっていることだと思うのですけれども、検討されたことがあるのか、そういうこと。今、財政が厳しい中で、検討がされたのかということをお聞きします。

それと、3点目の講習の中で、これまでもされてきましたよということなのですが、どんな研修をされていたのかをお聞きします。

○議長（高橋利勝） 大和田副町長。

○副町長（大和田 収） それでは、私のほうから答弁をさせていただきます。

枠分細分の部分の予算配置でございますが、先ほど町長が申したとおり、うちは全体を見ながら、その年の各課の重要事業等で進めてきております。今までは財政厳し

いときには、需用費一律5パーセントカット、10パーセントカットというふうな導入をしてきております。今、議員がおっしゃるような枠配分は、今まではしてきていないというのが現状でございます。

それから、もう1点の職員の研修につきましては、今、職員の中からも自分の仕事を進める上で、やはり財政状況について知りたいと、今、まちの状況どうなっているかというのを把握したいと、そういう職員がいます。そういう職員が数名集まって、町の総務課の職員のほうから今までの財政状況、それから今後の見通し等の勉強会をしているというような職員もいます。本町に採用された職員については、職員研修の中でしっかりと、この部分の研修もしております。

また、あと予算編成会議、それからいろいろな総合計画の中でも本町の予算については、そのような形でおろしてきて、職員もその中に入ったときには一緒に聞くというような形で、勉強しているというそんな状況でございます。

以上です。

○議長（高橋利勝） 柏崎議員。

○2番（柏崎秀行） 職員の研修のほうもやっているということで御説明ありました。sim2030という対話型自治体経営シミュレーションゲームというのを御存じでしょうか。御存じであれば、すごくいい研修というか、全国で150の自治体を取り入れて、今、半年待ちぐらいにはなっているのですけれども、すごく職員も議員も町民もみんなが一緒になって、町の財政について勉強できるという機会を設けられるいい機会だと思うのですけれども、そういう研修を取り入れるというようなお考えはありでしょうか。

○議長（高橋利勝） 村本総務課長。

○総務課長（村本信幸） 私のほうからお答えをさせていただきます。

今、議員のほうからありましたsim2030という関係ですけれども、福岡市の職員の方が考案されたということは存じておりますけれども、実際どういう中身で実施されているかというのは、ちょっとまだ私、そこまでは存じていないものですから、今、町長、副町長のほうからもその研修、講習会の考え方ありましたけれども、私どもとしても厳しい財政状況を乗り越えていく上では、職員のそういった意識ですとか考え方、そういったものは当然しっかりと予算というものに対して、考えていっていただきたいという考え方もございますので、その辺は意識しながら、今後、取り組んでまいりたいというふうに思います。

以上です。

○議長（高橋利勝） 柏崎議員。

○2番（柏崎秀行） そちらのsim2030の詳しいこと書いてある本、持っていますのでいつでもお貸しします。

それでは、2項目めに移らさせていただきます。

補助金、負担金の削減問題ですけれども、補助金、負担金を検討される検討部会というのがあると思うのですけれども、その体制についてどういう体制で行っているのかを伺います。

○議長（高橋利勝） 高橋企画振興課長。

○企画振興課長（高橋哲也） 柏崎議員の御質問にお答えいたします。

行政改革推進本部につきましては、課長職、あるいは課長補佐職で組織しております。部会におきましては、補助金検討部会ということでその部会、それぞれ部会、先ほど町長の答弁にもありましたとおり、事務事業の部会、あるいは使用料の部会等がありますけれども、その課長職、あるいは課長補佐職で大体人数的には、1人が二つの部会に属するような形で構成されておまして、管理職、課長補佐職で構成したメンバーで、中身を検討させていただいている状況でございます。

以上です。

○議長（高橋利勝） 柏崎議員。

○2番（柏崎秀行） 課長と課長補佐が、1人が二つの部会に入るということで進めているという中で、先ほど町長のほうからも説明がありました。補助金に関しては42件を見直したと、間違っていたら済みませんね、負担金のほうでは22件を見直したということをお伺いしました。これ42件で幾らだったのか、22件で幾らだったのか、お聞かせ願います。

○議長（高橋利勝） 高橋企画振興課長。

○企画振興課長（高橋哲也） 柏崎議員の御質問にお答えいたします。

補助金の中で見直し対象としましたのは、見直しで減少、あるいは終期設定等含めて42件ということで、答弁させていただいた内容でございますけれども、その対象事業費といいますか、額につきましては1億2,490万円が、その対象事業費となりますけれども、これは誤解のないように再度説明させていただきますが、これは対象事業となる総額でございます。これが全て例えば変わるということではなくて、例えば減少だとか、廃止という方向で見直しを指示しておりますけれども、当然、町民の皆様のご団体だとか、暮らしに直結しているものでございますので、総額としましては、今、言いました1億2,490万円が42事業の総額となりますけれども、これがイコールそのまま全て変わるとかということではないということだけ、御理解いただきたいと思っております。

また、負担金につきましても、見直しの件数は22件ということでございまして、これの対象総額が98万6,000円というふうになってございます。これも今言いました補助金と同様に、全てがこれがなくなるということではなくて、これをどう減らす、あるいはどう変えていくかということの対象経費ということで、御理解いただきたいと思っております。

以上です。

○議長（高橋利勝） 柏崎議員。

○2番（柏崎秀行） 今、1億2,490万円と96万6,000円という中で進めていくというお話の中、やっぱり補助金、負担金というのは、勝手に決めてやれることではないと思うのです。それで大切なのは、説明と選択と対話だと思います。その中で、この補助金はこうだから減らさなければならぬのだよという、町民に説明したりということがすごく大事になってくるのかなと、減らす時には大事になってくるのかなと思うのですけれども、そういった説明等はどのような形で町民には、補助金、負担金に関してしていくのかということをお聞かせをお願いします。

○議長（高橋利勝） 高橋企画振興課長。

○企画振興課長（高橋哲也） お答えいたします。

柏崎議員がおっしゃるとおり、町民の皆様の団体の活動ですとか、そういったものに直結をしている関係で、基本的には行革の推進本部の事務局のほうから、こういった形の評価の結果につきましては11月の中旬、その前段から数字のほうについては、各所管課ともやりとりしながら、内容についてあらかじめ確認しながらというようなことで、事務局のほうとは進めております。

当然、今、予算編成をそれぞれの所管課で進めておりますけれども、やや2カ月弱の中でそれぞれの団体、あるいは関係者と協議していただくことを前提としながら、進めていただくようお願いはしているところでございまして、当然、調整の時間が足りないだとかそういった部分もあり得るかと思えますし、そういった部分については、そういった事情をしっかりとしんしゃくしながら、進めていかなければならないというふうに思っておりますので、そういった形で進めているということで、御理解いただければと思います。

以上です。

○議長（高橋利勝） 柏崎議員。

○2番（柏崎秀行） 3項目めの質問に移らせていただきます。

ゴーカートやバッテリーカーやボートの値上げ、公共料金の値上げなのですが、やはり歳出が削減というところで、歳入をふやすという中で、この辺の値上げというのは、すごく検討しなければならないのかなと思います。例えば、御所とか本別公園に関しては、バッテリーカー、ボート、ゴーカートの値上げは、先ほど関係団体とありましたけれども、どのような団体とその協議をしているのかお聞きいたします。

公共施設の廃止等なのですが、一例を挙げますと、仙美里のコミュニティセンターですとか、共栄の情報発信センターなどは、その例に挙がってくるのかなとは思いますが、そちらの1年の経費等はどのように今なっているのか、お聞きいたします。

○議長（高橋利勝） 高橋企画振興課長。

○企画振興課長（高橋哲也） お答えいたします。

柏崎議員おっしゃられます、観光施設のそういった使用料の関係でございますけれども、関係団体として私ども今考えているのは、観光協会、本別町にございまして、観光協会の役員の皆様、当然、観光協会の役員の中には、自治会の自治会長さんも入っていただいている、あるいは商工会、それから農協等々にも役員の中に入っている関係もございます。

当然、観光振興を進めていく上での団体ということになりますので、まずはそういったところから考え方、御意見を皆様から伺うのと同時に利用される方、当然、お子様から老若男女問わず、ボート、ゴーカートやなんかも使っていただきます。また、町外からも使っていただくという状況もございますので、例えば町外というのはちょっと難しい部分あるかもしれませんが、当然、地元の子どもたちも使っている関係もありますので、例えばそういった関係、いわゆる学校そういった部分や学校行事や何かでも使っていただいている経緯もございますので、そういった部分も含めて利用者の方に価格の関係だとか、そういったサービスの内容含めてどうあるべきかというところは、しっかり意見を聞いてまいりたいというふうに思っております。

それから、二つ目にありました、施設の維持費の関係でございますけれども、仙美里のコミュニティセンターのほうでございしますが、年間の維持管理費の総額でございますけれども、管理費用、あるいは光熱水費等合わせまして、年額で約74万円程度の額というふうになってございます。

それから、観光情報センター、共栄にあります施設でございますけれども、これにつきましては、これも同じく管理費用と光熱水費等合わせまして、平成30年度決算、先ほどの30年度の決算でございますが、約302万円程度ということの維持費となっているところでございます。

以上です。

○議長（高橋利勝） 柏崎議員。

○2番（柏崎秀行） 本別公園のは、ある程度わかりました。それで情報発信センターと仙美里コミュニティセンターの年の大まかな予算が言われました。仙美里コミュニティセンターについては74万円ということですが、こちら仙美里の駅をバスの待合所と軍馬の記念館として活用しているとは思いますが。

先日、ちょっと行ってきたのですけれども、あそこ床暖ですよ。床暖ですと、多分、ずっとつけっぱなしなのかなという中で、勇足のように別に国道沿いにバス停を設けて、軍馬の記念館は隣の仙美里の公民館、もしくは資料センター、資料館のほうに移動するなどの措置、そのところはやはりそこに携わっている人たちと、先ほど言ったように対話をして進めていくのが、ベストではないかなと思っています。

情報発信センターについては、302万円と言われました。情報発信センターについては24時間トイレということで、運営されているのかなと思うのですけれども、24時間となると、ずっと電気をつけている。トイレの中に関してはセンサーライト

でしたので、行ったときにつくという状態ですけれども、中に関してはずっとつけっぱなしだと。昼間はあそこは中のほうはついていないですけれども、情報発信する器械はずっとつけっぱなしになっているというところで、あそこに休憩なさる方もかなりいるとは思いますが、でも24時間必要なのかなというのを感じるころではあります、そういった検討はなされているのでしょうか。

○議長（高橋利勝） 高橋企画振興課長。

○企画振興課長（高橋哲也） お答えいたします。

まず、仙美里のコミュニティセンターのバス停の考え方でございますけれども、おっしゃられるとおり、本当に財政これだけ厳しいというようなことが、るる説明させていただいたところでございます、当然、経費節減につながるということの御提案でありますし、私ども担当としてもどれだけ維持管理費を減らしていくかというのは、これはどの施設に限らず、大切なことだというふうに思っております。

もちろん先ほどからも、柏崎議員に配慮いただいております、利用される方との関係もございまして、当然そういった部分、自治会の方々に御意見をお聞きするだとか、あるいは利用しやすい環境をしっかりと維持していくということも、大切な観点だというふうに思っておりますので、そういった見直しをするということについては、大切なことだというふうに思っておりますので、そういった部分、検討してまいりたいというふうに思います。

また、共栄の観光情報センターの関係であります、基本的にはそれぞれ実際仙美里におきましては、仙美里コミュニティセンターがトイレずっと使えるようになっていまして、もとは勇足のコミセンが、そういった形でトイレを開放していた状況にあります。ただ、勇足コミセンについては、これからの利用状況に鑑みまして、今、休止しているところでございます、そのトイレの代替措置として観光情報センターというところも、その役割を担ってきたところでもございます。そういった部分もございまして、ただ、今、議員からおっしゃられたとおり、あらゆるそういった方法、経費の削減というのは、また考えていくことは命題だというふうに思っておりますので、そのあり方ですね。例えば、開館の時間であったり、シーズンごとにどうするかだとか、あるいはさらに光熱水費を削減する方法がないか、そういったものについては、引き続き検討してまいりたいというふうに思いますし、特に冬場の暖房費だとかというのは、結構大きくかかる傾向にございますので、そういった部分何か工夫ができるかどうかというところも、引き続き検討してまいりたいというふうに思うところでございます。

以上です。

○議長（高橋利勝） 柏崎議員。

○2番（柏崎秀行） ただいま、仙美里のコミュニティセンターと情報発信センターについては御説明ありました。やはり歳出を削減するというところで、今回、質問させ

ていただいておりますが、歳出を削減し、新たな政策に経費を投入するということは、今の本別町はかなり難しいのかなと考えています。その中でより一層、一般財源を確保するために必要になってくることは、何なのかをお聞きします。

○議長（高橋利勝） 大和田副町長。

○副町長（大和田 収） ちょっと難しい質問かなと思いますけれども、私どもが職員に対する予算編成会議の中で、しっかりおろした部分があります。これは従前から進めてきた経常経費の徹底した削減、それから事業の見直し、それから予算要求の積算にあつては、前例踏襲による考え方を改める、従前と同じようなことを考えるなどということです。改めて全ての施策、事業について、事業効果や決算、それから執行状況の分析、検証を行い、必要な経費のみを上げてくださというような形で説明をしております。

やはりそういうながらも現実、町民の方と一緒に生活をして事業を展開してきておりますし、進めてきておりますが、やはり地域と密着した事業というのは大切な部分があると思います。この部分につきまして、担当課のほうでしっかりといろいろな関係機関、団体、町民の方と接しながら、意見を聴取しながら予算に反映をしていくというのが、一番重要かと思っておりますので、その辺も含めて新年度予算の編成に当たっていきたいというふうに考えております。

以上です。

○議長（高橋利勝） 柏崎議員、申し上げますけれども、今の質問については1項目めにかかわる質問になるので、細目方式は、項目を戻らないことになっていきますから、その点についてはそういうことで御了承ください。

あと、3項目め、なければ終了ということになります。

○2番（柏崎秀行） 終わります。

○議長（高橋利勝） 次に、6番大住議員。

○6番（大住啓一） 議長の許可をいただきましたので、2問について質問をいたします。

なお、行政の不祥事と非常時におけるトップとしての対応は、についての項目は、この場での質問を保留し、財政健全化のための行財政改革の進め方は、について質問をいたします。

それでは、1問目の財政健全化のための行財政改革の進め方について伺います。

現在の財政状況、これにつきましては財政調整基金、残高約7億円でございますが、では町民の皆さんの生活を支える予算編成は、非常に厳しいものと考えております。財政を立て直すには、根本的な行財政改革が必要と思っておりますが、考え方を伺います。

本町の財政は、近年の地方交付税減額や急激な人口減少など、非常に厳しい状況にあり、危険水域に入っている状態だと思います。これらのことを鑑み、以下4点について伺います。

なお、前段の柏崎議員の質問と類似した質問があり、重複しないようにいたしますけれども、重複した場合には、御理解を賜りたいと思います。

それでは、1点目の特別職、一般職の給料、また定数外職員の賃金など、人件費の抑制を行うべきと思いますが、お考えは。

2点目でございますが、町民の皆さんに御負担をいただいている使用料の見直しと補助金の抜本的な見直しを行う考えは。

3点目の使っていない町有地の処分と利用していない施設の維持、管理方法を徹底的に見直すべきと思いますが、お考えは。

4点目でございますけれども、本定例会冒頭の行政報告の中で、令和2年度の予算規模を74億円程度の規模で見込んでいるとの方針が報告されましたが、現状を鑑みたとき、60億円前半が妥当と思いますが、74億円とした根拠と新年度予算編成に向けた考え方をお伺いいたします。

○議長（高橋利勝） 高橋町長。

○町長（高橋正夫）〔登壇〕 大住議員の1問目の財政健全化のための行財政改革の進め方についての御質問の答弁をさせていただきます。

まず、議員御質問のとおり、本町の財政状況は、これまでの地方交付税の大幅な削減によりまして、財政調整基金の取り崩しで対応してきたという状況でありまして、予算編成、また財政運営を行ってきた中で、非常に財政調整基金が年々減少しているという現実、大変厳しい財政運営を強いられているという現状でもあります。

今後もこの現実をしっかりと踏まえながら、歳入において増収が見込めない中、また、持続可能で安定した財政運営を行っていくためには、歳出全般にわたる徹底した行財政改革の取り組みが必要でありますことから、令和2年度の予算編成会議におきまして、第5次の行財政改革推進計画の内容、各検討部会の検討結果の予算への反映を指示したところであります。

1問目の質問でありますけれども、特別職の給料につきましては、平成14年度から一律3パーセント、16年度には町長が5パーセント、副町長が4パーセント、教育長が3パーセント、平成17年度にも町長が10パーセント、副町長8パーセント、教育長が6パーセントの削減を実施しておりまして、ほかの特別職もこの時期には、それぞれ大変な御協力をいただいていたところでもありまして、また一般職につきましては、平成17年度には5パーセント、翌18年度には4パーセント、19年度に3パーセントと、また、20年度には2パーセントの独自削減を実施してきたところであります。

御質問にあります人件費の抑制につきましては、現時点では、基本給の独自削減等を実施する考えではありませんが、なお、定数外職員につきましては、令和2年の4月から会計年度の任用職員制度が導入されますが、予算編成会議において、会計年度の任用職員の予算計上に当たっては、事務事業の適正化や統合や配置などを踏まえた

人員の配置を再度検証することとして、業務内容や重要性などを考慮した上で、勤務形態を柔軟に検討するように指示をしたところであります。

2問目の使用料の見直しと補助金の抜本の見直しについての御質問であります。御承知のとおり、使用料につきましては、平成29年度に見直しを行いました。平成30年4月から現行の料金体系となっておりますが、改定に当たりましては、町民負担の公平性の確保と公共施設の利用を促進する観点で、それまで施設ごとの維持管理費の約50パーセント、これを受益者負担としていたものを、会議室、屋外体育施設、集会所などに分類をして、維持管理費の25パーセントの受益者負担とする使用料を設定したところであります。

また、使用料の改定に合わせまして、住民ニーズを見きわめながら、老朽化した施設の廃止や使用料を下げて、なお稼働率の低い施設の統廃合などを進めていくことといたしました。この見直しによりまして、平成29年度と平成30年度を比較いたしますと、利用者数はほぼ同じでありましたが、施設の使用料につきましては、115万6,000円で、約3割の減額となってきたところであります。

現在、行政改革推進本部の事務局の素案によりまして、稼働率の低い18の施設を統廃合検討の対象として選定をして、今後、管理する担当部局と協議の上、議会並びに町民の皆様への御理解をいただいた上で、令和3年度から順次、統廃合を実施する考えで準備に入りたいと考えております。

また、御質問にあります使用料の見直しにつきましては、社会経済情勢の著しい変化があった場合に見直すこととしておりますことから、普通交付税が減少し続けている現状に鑑み、見直しの検討に着手をしまいたいと考えております。

補助金の見直しにつきましては、先ほど柏崎議員の御質問にも答弁をさせていただきましたが、128件の補助金について、公益性と的確性が客観的に認められるかの検証の確認を行ってきました。

具体的には、町が本来実施すべき事業を代行していただいている団体を除きまして、運営基盤が脆弱な初期段階において、団体が自立するまでの一定期間について、補助が行われるべきものとの考え方から、終期の設定を行ったり、また、事業の必要性、目的が明確にされ、補助金額が目的の達成のために必要な金額の積み上げ、かつ、不公平が生じないかなどの見直し方針によって評価を行いました。

評価の結果につきましては、見直し、減少、廃止、統合すべきと評価したものは、42件となったところであります。今後は、各団体とも協議を行う中で、次年度中の予算に反映をさせていくもの、また、次年度以降に見直し、廃止していくもの等はあると考えておりますが、財政状況を鑑みながら前例踏襲ではなくて、仮に補助金が新たに新設された場合に、交付決定をする内容の事業もあるか、また、支出した補助金が町民の皆様の幸せや、満足度が得られる効果や、成果を発揮し得る事業であるかどうかを念頭におきながら、抜本的な見直しを図ってまいりたいと思っております。

3 問目の利用していない町有地、施設の考え方についての質問であります。利用していない町有地につきましては、現在のところ隣接地を所有されている方々の希望に応じて、この売却をしている状況でもあります。今後とも隣接地の所有者へのあっせんなどを実施しながら、遊休地の売り払いを積極的に進めてまいりたいと考えております。

また、未利用施設の維持管理方法につきましては、現在、行政改革推進本部で協議をされておりますので、施設の統廃合とあわせて廃止、また利活用の検討をしてまいりたいと考えております。

4 問目の御質問であります。本定例会の冒頭で行政報告しました令和 2 年度の予算編成方針におきまして、一般会計の財政規模の見込みについては、74 億円程度と報告をさせていただきましたが、これは当初予算の予算規模ではなくて、現時点においての令和元年度の決算見込み額を基礎に、総務省の令和 2 年度の地方財政収支の仮試算と、本町の総合計画、実施計画に基づいたこれで推計いたしました財政規模、いわゆる令和 2 年度の最終的な決算規模を推計したものであります。

議員の御質問のとおり、当初規模の予算につきましては、近年の状況を見ましても特別な大型事業を除きますと、おおよそ 66 億円台から 67 億円台の程度で推移しているところでありまして、今後は財政調整基金の残高の減少を踏まえながら、これまでと同様の基金に依存した予算編成が困難な状況であることを鑑みながら、65 億円程度を限度とした予算編成とすることが、必要であるというふうに考えております。

このことから前段で申し上げましたとおり、歳出全般にわたる徹底した行財政改革の取り組み、従前から進めてきました経常経費の徹底した削減、緊急度、優先度を踏まえた事業の取捨選択に努めていくつもりであります。

以上申し上げて、答弁とさせていただきます。

○議長（高橋利勝） 暫時休憩をいたします。

午前 10 時 57 分 休憩

午前 11 時 10 分 再開

○議長（高橋利勝） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

大住議員。

○6 番（大住啓一） それでは、再質問をいたします。細目方式でございますので、1 点ごと進めてまいりたいと思います。

まず 1 点目でございますが、特別職、一般職、定数外の関係でございます。

先ほどの御答弁の中で、平成 17 年なりに削減しているので、現段階ではというような町長の御答弁ありました。財政状況がよければ、条例どおり戻しても構わないとかいろいろございますでしょうが、ほかの議員の方々の質問もありましたとおり、本町においての財政は財政調整基金が、もう 7 億円しかないという状況の中です。当然、町民の皆さんに御負担をいただく、これは使用料だとかその辺に伴わず、介護

保険料等々にも相当影響していることになると思います。これは町民の皆さんに御負担をいただく前に、町長、特別職の方々もちろんですが、職員の方々もやはり襟を正すところはただしていくのが筋だと思います。

細かい再質問させていただきますと、町長の給料は減額、現在74万7,000円でございます。これは十勝管内で、帯広市を除きまして音更町の85万9,000円、一番最後といいますか、一番安いところは広尾町の66万7,000円でございます。本別町は、こういうものに順番をつけるのはいかがかと思いますが、実質6番目ということになろうかと思いますが。幕別、芽室、新得、士幌ということになってございます。

それと、職員の方々のラスパイレス指数です。これは国家公務員に対して100として、何ぼかということでございますが、ことしの8月4日のマスコミ報道によりますと、本別町は96.6でございます。去年は95.6でございます。国の部分から、100に届いていないからいいのではないかというお話もありますが、町長のお手元にもありますとおり、今月、12月号の月刊誌これによりますと、全道179これは市も村も入った中ですが、本別町の職員の方の全支給額が、全道で44番目でございます。179のうちの44番目でございます。597万円ほどの支給額があるという内容になってございます。この辺のことがマスコミ等々に出ていて、町民の皆さんにだけ御負担をいただくというのは、ちょっと理が合わないのかなという気がいたします。

それと、定数外職員、先般の臨時議会で条例改正しまして、来年の4月から国のいう今の定数外職員の皆様の待遇やらを変えていくと、それは大変結構なことでございますけれども、今現在、定数外職員の方の人数が、224名というふう聞いてございます。何名か違えば訂正していただいて結構ですが、その中で職員数、正職員の数223名、1名しか変わらないということです。それで全科目の賃金額、これは定数外職員の方にお支払いしている分が概略で申しますと、約4億1,000万円の支給でございます。これは決算委員会等々でも、相当議論させていただきましたが、このような中身になっていて、1点目の給料なり賃金の見直しを一つも行わないで、新年度予算に向けた使用料だとか、町民の皆さんに負担をしていくというのは、極めていかなものかと思いますが、その辺の見解をお伺いします。

○議長（高橋利勝） 高橋町長。

○町長（高橋正夫） 第1問目の給料削減の御質問であります。ラスパイレス指数の数字も出していただきましたけれども、以前にも月刊誌の報道のやつを見せていただいたことあるのですが、これどこを標準にして掲載しているのかというのは、非常にわかりづらいというか、例えば十勝管内でもかなりラスパイレスも含めて、職員全体の給料体系というのが、低いほうにずっとなっているのですが、それでこの計算でいくと、全道44番目ということですから、これがちょっと、月刊誌をつくっている会社に聞かなければなりませんけれども、ただ、正しい計算方式がちゃんとなされて

いるだろうというふうには思うのだけれども、でもこのことがひとり歩きしてしまうと、いかにも高額な給与を手に行っているみたいなことになってしまうので、これは余り私どもは参考にできないのかなというふうに思います。

ただ、御質問ありましたように、毎回ラスパイレスの御質問ありますけれども、去年とことしは1パーセント、ラスパイレスが上がりましたけれども、それは給与改定の中で上がりました。でも、その中で職員が、かなり十勝の中でもずっと今、始まったことでないと言えればそれまでかもしれませんが、そういう厳しい中で、中には独自削減も、議員も現職のときにその一人だったと思うのですけれども、独自削減まで職員にもしていただきながら、本当に危機的な状況乗り越えてきたということですから、そのようなことが起きないように、今、この御質問の中にもありますように、歳入に見合った歳出をしっかりと予算に反映しながら、公共料金の見直しについては、これはただ単に見直すというだけでなく、長い間本当に頑張って、公共料金をなるべく負担を大きくしないようにということで、努力した結果でありまして、その中でもこういう諸情勢ですから、それぞれのいろいろな経費も上がってきて、そしてまた消費税の部分もいろいろ変わってきながら、そういう経済環境が変わったという中では、見直すところは見直していかなければならないなど。

逆に、よかれと思って長い間、本当に公共料金をずっと据え置きにしてきたときに、いよいよこれは施設も古くなって、また、その更新するなどなど含めたときに、その値上げということの見直しになると、割と高額な見直しになりかねないということの反省を含めて、適切な状況においてはその施設の運営などなど含めても、やっぱりそれぞれ受益者負担という形の中で適正な負担額を決めて、適度な改正をしていくことが必要でないかという、そういう立場に立っておりますので、そういう面では財政が厳しくて、平成14年ころから始まったごみの収集から施設の利用も全て町民負担を強いていくという、願いますというような状況であれば、それは議員の質問のとおり、みずからその辺を、身を削りながら町民の皆さんと一緒にということでもありますけれども、今、そのようなことにならないように、しっかりとこの財政運営をしていくということでもありますので、そのことも含めて第1問目は、答弁をさせていただきたいなというふうに思います。

もう1度言いますけれども、それぞれ国の定められたこの財政規模の中で、それぞれ基金も財政規模の2割ということも含めてあります。これらを含めて、何度か答弁しておりますが、財調のものにつきましては8億円を維持しながら、これからの財政運営をしていくと、このように答弁をさせていただきますので、そのような国の基準に沿った中で、本町の財政を安定した財政の運営に努めていきたいと、こう思っていますのでよろしくお願いします。

○議長（高橋利勝） 大住議員。

○6番（大住啓一） 町長から御答弁いただきましたが、要は、私が言った月刊誌の

話は、余り当てにならないのだということのお話と、これから財政状況が予算を組んでみて組めなくなるというか、言葉悪いですけども、そうなってきたときには、対応するというような話かと思います。

私がお話ししているのは、結果的にそうしなければ太刀打ちいかないような状況だというふうに考えておりますので、現段階から町長が率先して、クリスマス過ぎには各担当課から、総務課の財政担当に予算が上がることになっているはずなのです。それは予算編成会議でも、それは述べていると思いますが、先ほどの質問もありましたとおり、町長の強い指示でこれだけの額しかないということになれば、当然、担当課のほうで人件費をどうするというのも出てくると思うのです。これは職員だけ負担をかけるのではなくて、当然、トップたる者が、その範を示すのが当たり前だと思っています。

それと、4億数千万円の賃金が歳出で計上されていると、決算委員会でもありました。これの220数名の定数外の職員の方々、これはどのような考え方をしているのか、これから予算組んでみないとわからないなんていう、そういうお話には当然ならないと思うのですが、もう方針としては決まっていると思うのですね。その辺をどのように考えているのかということと、町長の御答弁では1度17年に下げているから、自分の給料も含めて、財政状況見た中で対応するということでもありますけれども、私にお話させていただければ、余りにも悠長なことではないかなと思っています。

したがって、この点について、定数外職員の関係、もう少し細かくということと、職員の方々のラスパイレスが96台だからいいのではなくて、御自身の給料も含めて予算編成をしていく上で、どのようにお考えになるかという具体的なお言葉で御答弁を求めるものでございます。

○議長（高橋利勝） 高橋町長。

○町長（高橋正夫） 前後するかもしれませんが、職員の給与が96.5パーセントだから、いいということではありません。比較は、その月刊誌との比較で、国の定められたラスパイレス指数は96.5ですか、ですけども、その月刊誌に載った分の全道で44番の高額の給料みたいなことには、私は、それは必ずしも当てはまるような状況ではありませんから、そのことについて答弁申し上げたところであります。

財政規模、私も町長に就任させていただいてから、財政調整基金は6億円を超えたことは最初ありませんでした。こういう中での財政運用でしたから、毎年大変な思いで財政の予算査定をやってきたと、そういう経過であります。時には予算の積み上げていくと、予算の規模からすると、予定額よりも10億円も8億円も7億円もふえた時代もあって、それを調整するのに大変な苦勞したと、そういう歴史もありましたけれども、今、私どもがやっている、思っているのは、そういう歴史も踏まえて、本別の適正な財政規模、人口にも合わせた財政規模は、この程度だということを含めて職員の皆様に示しながら、本当に残念でしたけれども、今までは約3億円、基金から積

みおろして、それで予算を組んで、その後、年度末までに3分の2とかそのぐらいを積み戻しができると、そういう予算でやりくりをしました。

残念ながら今回は、病院の一時借入金の問題もあって、特に3億円拠出しようと、そういうことも含めてそこがどんといきましたから、10億円を割ってしまったということでもありますから、そういう財政の今までの運用の仕方をすると、町民皆さんに財政が厳しいから、今、負担を強いるとかというそういうところの状況には、私どもはまだまだしたくありませんし、そういうことでなくて、職員も答えたように、財調はせめて8億円はしっかりと財政規模の中で確保しながら、毎年、予算のやりくりをしていくと。こういうことで方針を持ってやっておりますので、御質問のように、町民に負担強いるのだから、特別職も職員も身を削ってやるべきだということでもありますけれども、私どもは今、現時点ではそのような状況ではありませんので、独自削減という考え方には至っていないということでもありますので、申し上げておきたいと存じます。

以上です。

○議長（高橋利勝） 村本総務課長。

○総務課長（村本信幸） それでは私のほうから、定数外職員の考え方について答弁をさせていただきます。

先ほどの柏崎議員の答弁の中にもございましたけれども、定数外職員、4月から会計年度任用職員に移行いたしますけれども、その予算の考え方につきましては、事務事業の適正化ですとか、統合配置、そういったものを踏まえて、いま一度しっかりと必要人数、人員配置については再度検証、検討するということと、業務内容や重要性などそういったものをしっかり考慮した上で、勤務形態ですね、フルタイムなのかパートタイムなのか含めてですけれども、そういったものをしっかり柔軟に検討するようにということで、指示を行ってまいりました。

今、予算要求に当たっては、各担当課と総務課の担当のほうで、個別調整も行いながら進めております。具体的には、予算要求が上がってきた時点で、その辺はしっかりと検証しながら、予算計上していきたいというふうに考えているところです。

以上です。

○議長（高橋利勝） 大住議員。

○6番（大住啓一） 町長の細かく時間のかかった御答弁いただきましたが、端的に申しますと、この後にも最後のほうで予算の関係も質問いたしますけれども、基金を積み戻すとかそういうお話は、この段階では私はしておりません。後でするかもしれませんが、今、お話をさせていただいているのは、月刊誌がどういう書き方をしようと、町民の皆さんに誤解を招いては困るので、きちっとした形でラスパイレスが96、100行っていないからいいのだよだけでなく、おっしゃっていることもわかりますけれども、御自身の給料を、どのような考え方しているのかという聞き方をさせ

ていただいています。その辺を明快に御答弁いただくということと、定数外職員云々については、今、担当のほうから説明ありましたけれども、予算編成ある程度煮詰まった段階で、当然、当然ですけれども、マスコミ発表の前に議員等々にも報告があると思いますけれども、町民の皆様にもどのように周知していくのか、この段階ではなかったのですが、その辺の確認をさせていただきたい。

○議長（高橋利勝） 高橋町長。

○町長（高橋正夫） どのような考え方かというのですけれども、先ほど一番先に答弁をさせていただきました。財政危機のときから3度にわたって、それぞれ特別職含めて給与の削減をして、それはそのまま据え置きということにしておりますから、それはそういうことも含めて、決して1回も復元したわけでありませんので、それは引き続き給与削減という形の中で、それはこれからも取り進めていくことになろうと、こう思います。

あと、今、御質問ありましたように、それぞれどのようにそれらを含めて、どう考えているかということでもありますけれども、誤解のないようにということでもありますけれども、誤解のないようにしてほしいのは、本当にもってそのとおりでありまして、これはどういう計算でどうなったかというのは、それはここで議論することではありませんから、あれですけれども、あくまでも町民の皆さんにお知らせをしていかなければならないのは、国の基準であるそれぞれ職員の基準をしっかりとお知らせするということが大事であります。

また、予算についてのこれをどう周知するのかということでもあります。予算はもちろんこの予算を積み上げて、予算を確定した場合については、これはもちろん一番先に議会にちゃんと皆さんにはお諮りして、議会でそれぞれ議論していただいて、承認いただくということでもありますから、その後、議会の中での予算がしっかりとでき上がれば、いつものように広報紙で、ことしの予算の台所ということも含めて、タイトルは別かもしれませんが、どのようにどういうところにどういうような配分をされたかというのは、それは細かく広報の中で、全家庭にお知らせをするということにさせていただくというふうに思いますので、よろしくお願ひしたいと思います。

以上です。

○議長（高橋利勝） 大住議員。

○6番（大住啓一） 1点目につきましては終わりました、次、2点目に移ります。

町民の皆さんに御負担いただいている使用料と補助金の関係でございます。

この件につきましては、先ほど申しましたように、前段で柏崎議員が質問しておりますし、答弁もいただいているところでございます。1点だけお話をさせていただきますと、補助金、先ほどとかぶるかもしれませんが、数が相当あって、4億数千万円ということになっているかと思うのです。これ数字違っていたら言ってください。いつの時期かということで、訂正していただいて構いませんが、必要だから今は出した

のだということのようですが、町民の皆さんに補助金出すということは、非常にまちのことで活動していただいた方々には、必要だということ認識してございますが、この辺で削減していくに当たって、事務事業等々にもかかわってくることでございますが、4億数千万円を全部削ってしまえと、半分にしてしまえと、そういう乱暴な言い方ではございません。それなりのシステムがあつて、それなりのプロセスがあつて、こういうふうにしたのだよということですから、当然、町民の皆さんと関係団体の方々と協議を進めていった上での予算編成をすると思うのですが、その辺の考え方の一旦をお聞かせいただきたい。

○議長（高橋利勝） 高橋町長。

○町長（高橋正夫） 補助金の部分については、今、議員の御質問に答弁、先ほど柏崎議員の質問にも答弁しましたがけれども、128件の補助金について公益性だとか、また的確性が客観的に認められるかという検証、確認を行ってきたところでありまして、具体的に申し上げたのは、本来、町が実施すべき事業、これはこれを代行していただいている団体、これを除いて運営基盤が脆弱な初期段階において、団体が自立するまでの一定期間について、補助が行われるべきであるというふうに考えておりまして、これはその中でも年数ですね、終期を設定をすることを一つと、また事業の必要性、また目的が明確にされ、補助金額の目的達成のために必要な金額の積み重ね、これを行いながら、不公平が生じていないかなど見直しについて評価をしてきたところでもあります。

この評価につきましては、見直しと減少と廃止と統合、四つ、これを設定した中でそれぞれこの評価を行ってきて、そのものについては42件がその対象となったところでありまして、これらについても今後とも各団体とも協議を行う中で、新年度の予算に反映させていくもの、また新年度で結論が出なくて、次年度以降に見直ししていくものなど含めて、今後の財政状況を見ながら前例踏襲だけでなく、この補助金が新たに申請された場合に交付する内容も含めて、支出した補助金がそれぞれ団体や町民の皆さんの暮らしの中で、満足感が得られるような効果だとか、成果を発揮する事業であるということを念頭におきながら、抜本的な見直しを行っていくということにしておりますので、そのように実施をしていきたいと思っております。

以上であります。

○議長（高橋利勝） 大住議員。

○6番（大住啓一） 町長の意気込みといいますか、抜本的には、これは財政状況見れば当たり前のことであつて、ただ、何年も何十年近くも補助金で活動していただいている町民の皆さんには、どういう形で、行政の専門用語の終期設定だとかそういうことわかるのですが、そうではなくて町民の皆さん本意に立った目線で説明に入るか、入らないか、どういうお考えなのですかということをお聞きしているのです。その辺を再度。

○議長（高橋利勝） 高橋町長。

○町長（高橋正夫） 必要として長い間、また一定の期間を頑張っていたという団体ですから、これは御質問のとおり、これを見直す段階においては、先ほど言った4項目の見直しありますけれども、それぞれについては本当に丁寧な説明をしながら、なおかつ理解もいただきながら、それぞれ予算に反映できるようなそういう、これからの補助金のあり方について実施をしていくと、こういうことにさせていただきたいと思いますので、よろしくお願いします。

○議長（高橋利勝） 大住議員。

○6番（大住啓一） 続きまして、3点目に入りたいと思いますが、3点目でございます。これは使っていない施設の関係等々になるかと思いますが、何回か質問させていただいてございます。土地の関係では、一番町民の人たちが気にしているといえますか、ふるさと銀河線の跡地だとか、例えば旧学校の用地だとか、先ほども答弁がありました隣接が云々というのがありました。この辺も行政改革を進めるに当たって、町民の皆さんの代表である推進委員会の方々に話ししていると思うのですが、町広報等々も通じて、そういう形で今の行政の進め方、不要とは申しませんが、使わなくなった町有財産をどうするのかということも周知していくのが、私は筋だと思いますし、額が大きい小さいでなくて、そういう考え方を町民の皆様にお示しした中で、いろいろな部分で入っていくのが現実的な話であり、町民の皆様も安心できる部分かと思えます。

したがいまして、今、例に挙げさせていただきました銀河線の用地については、どの辺まで一定終了したのか、終了していないのか、また学校用地についてはどのような形になっているのか。これは最近、統合したとかでなくて古くから、本別には二十数校、小学校、分校も含めてあったはずです。その辺の土地もどのようになっているか、今、調べていないのであれば、何かの機会で報告いただいても結構ですが、その考え方としてどのようにするのか、お知らせいただきたい。

○議長（高橋利勝） 高橋企画振興課長。

○企画振興課長（高橋哲也） 私のほうからは、大住議員の御質問にありました銀河線跡地の関係について、お答えさせていただきたいと思えます。

銀河線用地につきましては、これまで鉄道跡地の有効利用を図っていただくため、基本的には足寄の町境から池田の町境まで、それぞれ延長がある中で、やはり隣接された方が一番利用しやすいという現状に鑑みまして、これまでそれぞれ仙美里地区、勇足地区等を中心に、譲渡してきた経過がございます。

譲渡のほうにつきましては、この間、平成19年、銀河線ちほく高原鉄道から譲渡を受けて以降、それぞれ用地確定測量等経まして、それぞれ売買のほう進めてきておりまして、この部分につきましては、隣接する部分についての譲渡可能な用地については全て終了したというところで、担当としては認識しております。

ただ、大住議員、先ほどの御質問の中にありましたとおり、当然、1回それぞれ要望を聞いた中で譲渡は終わっておりますけれども、譲渡、完全に終わってから数年経過している経過もございますので、場合によってはまた状況が変わっているのですとか、そういったこともあり得ることは、否定できないということだと思いますので、例えばまた新たな需要が出てくる、あるいはそういったものがないのかどうかということも結果的には、また新たな売却につながるということもあり得るかと思っておりますので、今後その辺のやり方については、まだちょっとどうするかというのは、今、御質問いただいたばかりですので、特定した考え方ではありませんけれども、そういったところを取り組むべきということの御提言をいただいておりますので、そういったものについて今後、方策として新たな歳入の手法となり得るわけですから、そういったものについて検討してまいりたいというふうに考えております。

以上です。

○議長（高橋利勝） 大和田副町長。

○副町長（大和田 収） 私のほうから、以前の学校跡地の部分について説明させていただきます。

今は、地域集会所となっていると思います。ここは以前、小学校、中学校があったところを地域の皆さんの御理解と意思を持って、閉校をさせていただいております。その跡地につきましては、やはり地域の方の考え等を重要視いたしまして、やはり公民館として残して、自分たちで旧学校のところで何かのイベント等をしたいと、そういうふうな気持ちがありました。そういう形で残してきております。その間、公民館が古くなって雨漏りするだとか、老朽化になりまして、今、地域集会所という形で各地区に改築、改修をして、設置をしている経過がありました。

やはり地域が必要としている施設ということでもありますので、地域に必ず運営委員会というのがありますので、その方たちの意見を聞きながら、維持管理をしております。もし、地域の方が使わなくなったとか、もう使う人がいなくなったので町に返還をしたいだとか、そういうふうな意見になったときは、再度こういうふうな検討をしていくことになるかと思っておりますけれども、今のところは地域からは、まだ使わせていただきたいということがありますので、そういう形で今、考えているところでございます。

以上です。

○議長（高橋利勝） 大住議員。

○6番（大住啓一） それでは最後になりましたが、4点目でございます。予算の規模ということで答弁いただいております。

通告書にも書いてありますけれども、先ほどの御答弁でもありました。規模という役所的な考えでいきますと、74億円なのでしょうけれども、我々から考えると、どう転んでも財政調整基金がもう7億円切ってくるかこないか、それで人件費もこのま

まいけば相当なものになる。補助金、使用料等々についても、ある程度現状維持で様子見だとかという町長の御答弁、そのような状況の中で、今年の当初予算ですら69億円何がしが当初予算ですよ、あくまでも。

私が申し上げたいのは、平成28年には67億円ちょこっと、29年には66億円ということになっています。このぐらいの規模でも、まだ多いのかなという気はいたします。先ほどの枠を設定するという国なり、大きな市はそういうことをやっておりますけれども、そこまでやらないにしても大枠を行政報告等々で、決算で出てきた数字かわかりませんが、町長の強い意志として63億円程度ということで決めていくのなら63億円、65億円程度ということであれば65億円ということで、予算編成会議でそのような話をしたか定かではございませんけれども、そういう指針を町長のほうから出していかないと、職員の方も困るのでしょうし、それぞれの方々が町民の皆さんと接しているということになったときに、予算の規模すら、当初予算の規模ですら雲をつかむような話では、全くお話にならないと思うのですね。それで予算規模が出てから、自分たちの給料なりも決めていくようなお話であれば、ある意味本末転倒の部分もあるので、この予算規模ということに関して、現段階で想定できる考え得る部分、先ほどの答弁でありました66億円ぐらいというふうに聞きましたけれども、その辺をもう少し突っ込んで60億円前半だとか、そのぐらいの規模で、それがきょうお話になったから全部コンクリートでいくというふうには、私も当然思っていないです。

ですから、その辺の指針として今このやりとりの中で、どの程度の規模を考えているのか、3点目まで進めさせていただきましたが、それらも踏まえた中でこの予算規模、当初予算の規模をどのように考えているのか、お知らせいただきたい。

○議長（高橋利勝） 村本総務課長。

○総務課長（村本信幸） それでは私のほうから、財政規模74億円の話をまず最初説明させていただきます。

先ほど、答弁の中でもありましたけれども、今回、予算編成会議の中で示しました74億円というのは、本別町として1年間を通じた中で、これぐらいの財政規模、簡単に言いますと、決算規模は、この程度に見込めるだろうということでございます。

推計の根拠としておりますのが、例えば町税ですとここ数年の状況、あるいは地方交付税でしたら総務省が今、出しておりました概算要求ですとか、そういった数字を参考にしながら、そして30年度決算見込みから、大体どれぐらいの前年度繰越金が出るかとか、そういったものを総体的に鑑みまして、最終的には74億円規模になるだろうというのが、予算編成会議で示した金額でございます。当初予算を編成していくに当たって、実際、例えば歳入に見合った歳出を考えていかなければなりませんので、その予算規模から含めて例えば、当初交付税がどの程度実際見込めるのだろうかとか、そういったものを精査をしていきます。

そういったことを考えていった中で、先ほどもありました当初予算の規模として今考えておりますのが、近年の当初予算規模が、大体66億円から67億円で推移をしております。今、地方交付税の状況等も見た中で令和2年度、本町の当初予算規模としては65億円程度になるのではないかとということで、今、推計をしております、そこをベースにしながら予算編成に当たっていくように、今、考えているところでございます。

以上です。

○議長（高橋利勝） 大住議員。

○6番（大住啓一） 財政担当の課長のほうから細かくありました。65億円でもどうなのかということあります。ただ、この場で、それがどうしたこうしたということは申し上げるつもりはございません。これから町長も答弁でいただいたように、いろいろな作業があると思います。改めまして、65億円で税収の見込みが、年が変われば出てくることになろうと思いますし、交付税も最終的に特別交付税の発表があってから、普通交付税の額が想定されるであろうということから、62億円がいいのか、65億円がいいのかということになろうと思います。それらを鑑みたときに、今まで質問させていただいた中身を全部、使用料から始まって職員の皆さんの給料、特別職の給料も含めて、町民の皆様には知らせた中での編成をしていくか否かということをお聞きしたいので、その辺の答弁を、どのようにお考えになっているか求めるものでございます。

○議長（高橋利勝） 高橋町長。

○町長（高橋正夫） それぞれの料金の見直しなどを含めては、先ほどから答弁させていただいていますように、見直し、継続、廃止、また統合など含めて、それぞれの歴史や都合もありますから、それぞれの団体の、そこをしっかりと見ながら、所期の目的が達成されたものについては、そういうところで年限というのですか、終期設定をしながらということも含めて答弁させていただきました。

それらを合わせて、今後、予算に反映できるものについてはしっかり反映をさせていただきながら、そしてまあまあ継続をしなければならないものについては、これから継続をしながら順次協議やまたそれぞれ推計含めて、これからそれぞれの団体における進め方を、これからの協議をさせていただきながら、結果を出していくことにしたいと思います。それら含めて予算規模については、それぞれ今まで御質問いただいたもの、反映できるものはしっかり反映させていただきながら、そしてまた継続できるものは、町民皆さんの生活に直結した近い予算でありますから、そのことを大事にしながら、町民皆さんに負担の強いることがないような予算をつくれるように、しっかり努力させていただきたいと思います。

以上であります。

○議長（高橋利勝） 大住議員。

○6番（大住啓一） 前向きの答弁といいますか、いただきました。これらのことを今、相当の時間をかけて議論させていただきました。3月の定例会は予算も入ってくることでございます。その前にプレス発表する前に当然議会には、後刻、相談があると思えますけれども、その前ぐらいに町民の皆さんに広報等を通じてこういう内容、今、お話になった私が話させていただいた給料全て使用料等々も含めて、どのようになったかということの周知はどのように考えているか、最後になろうと思えますが、お知らせいただきたい。

○議長（高橋利勝） 高橋町長。

○町長（高橋正夫） あくまでも予算ですから、これは議会の審議を絶対していただかなければならないことですから、ここで決定されたものについては、確定したものについては、先ほども答弁しましたがけれども、つぶさに細かく町民の皆さんにお知らせをさせていただく、こういうことにしたいと思います。

以上であります。

○議長（高橋利勝） 大住議員。

○6番（大住啓一） 予算ですからという言葉が出れば、予算委員会でやればいいのですけれども、ただ、これだけの議論をさせていただいて、町民の皆さんもきょう傍聴に来ている方もかなりおられます。年明けて、編成作業が始まったときに、こういう状況で令和2年の予算を持っていくのだよという考え方をお示しするのが、町民の皆さんが主体となった行政の進め方でないかと思えますが、その辺どのようにお考えになっているのか、再度お聞きいたします。

○議長（高橋利勝） 高橋町長。

○町長（高橋正夫） 質問のいただいている趣旨はよく理解できますが、ただ、予算をこれから積み上げて決定していくのには、相当の金額のというか、予算規模の差も出てくるのかなというふうに思います。先ほど言いましたけれども、例年7億円だとか、多いときは10億円を超えるぐらいの予算要求があつて、それを調整していくという大変な作業もあるということでもありますから、それだけ積極的な予算を各課から上がってくるということも、また裏返しなのかと思えますけれども、そういうことも含めて確定をしない部分については、余り住民に知らせるということにはなじまないのかなと思えますが、大事なところはしっかりと決まったところ、そして方針がほとんど確定したものについては、順次そういう中で大事な町民の暮らしにかかわることですから、そこは周知をできるところについては、していきたいなというふうに思います。

以上であります。

○6番（大住啓一） 終わります。

○議長（高橋利勝） 次に、3番梅村議員。

○3番（梅村智秀） それでは、議席番号3番梅村智秀による、通告済み2問について

て一般質問をとり行います。

なお、2問とも一問一答細目方式を採用選択ありということで進めさせていただきます。

まずもって傍聴者の皆様、足元の悪い中、議場3階まで足をお運びいただき、まちのことを知ろう、まちのことを自分事にそうした姿勢については、とても頭の下がる思いで心よりの感謝を申し上げます。

それでは1問目、町政まるごと見せて魅せる！諸会議の積極公開、お手元の通告書3ページでございます。

質問事項、町政まるごと見せて魅せる！諸会議の積極公開。

質問要旨、町の諮問機関など、町政に重要な影響を及ぼす諸会議において、動画ないしは音声、会議資料等の積極公開をすることにより、町民による町政への理解と関心が高まり、町の発展に寄与することにつながる。現在までの対応と今後の方針について事実と所信をたずぬ。

1、執行機関である町に設置される審議会等の各種会議は多くあり、町民がその存在や目的、役割を正しく十分に把握するのも容易ではない。町政に大きな影響を及ぼす重要な議論も展開されており、一部については会議録とその資料等がホームページ上などでの公開がなされているが、その数は極めて少なく、十分ではない。情報公開のあり方を再検討し、再整備する必要がある。

2、動画や音声による会議の公開は、会議録では伝えきれない発言のニュアンスや、議論の雰囲気などをも伝える方法として有効である。また、視覚障がい等をお持ちの方への福祉向上、インターネット操作環境にない方、高齢者等との新たな接点の芽生え、そして主権者である町民の皆様に速やかに情報が伝わり、さらなる町政への参画が期待されるため、速やかに実施に移す必要がある。

3、OCTV、帯広シティーケーブルに委託または提携、ユーチューブ、無料動画配信サービスなどを採用し、動画や音声の公開を行うことは、続く不祥事等をも含めた町からの重要な報告も、つぶさに町民の知るところとなり、町政への信頼が高まるものである。

○議長（高橋利勝） 高橋町長。

○町長（高橋正夫）〔登壇〕 梅村議員の町政まるごと見せて魅せる！諸会議の積極公開の質問の答弁をさせていただきます。

まず、1問目の会議の経過等を含む情報公開のあり方の再検討、再整備する必要があるの御質問であります。御質問のとおり、町に設置される審議会等につきましては、各分野にわたります政策の企画立案段階におきまして、内容の妥当性について審議をしていただくほか、意見などをいただくことによって補正、補強し、熟度や完成度を高めていくことを目的としています。

公開されています会議録や資料等の数が極めて少ないということではありますが、ま

た、十分でないということではありますが、御指摘のこのことでもありますけれども、基本的には本別町情報公開条例の前文において、町政への諸活動について説明する責任を果たし、その公開性を高め、まちづくりへ町民への参加を促進するとうたっておりますので、公開になじまない会議などを除きまして、本条例の精神にのっとり会議録や資料について、積極的な運用と公開に努めてまいるところであります。

次に、2問目ではありますが、動画や音声による会議の公開についての御質問であります。

御質問のとおり、視覚障がい等をお持ちの方への情報提供の方法としては、大変有効な手法であるという認識は持っているところであります。また、こうした機会によってインターネットとの新たな接点の芽生えに関しても、一定の理解はするところであります。一方、インターネットによる公開とした場合、本町圏域のみならず、全世界への不特定多数に向けた公開となることでもありますので、公開後の2次利用やまた悪用がないとは限らないために、各種会議における出席委員や傍聴されている方々の個人情報保護について、検証する必要があるものと考えております。

また、動画や音声の公開に必要な収録や編集機材の整備、また新たに発生しますことから、録画や編集作業に係るスタッフの配置、それから労力の負担なども考慮する必要があるものと考えております。

したがいまして、動画だとか、エア音声による会議の公開につきましては、これは懸念される事案について検証と検討を加えるとともに、それぞれの会議の委員の皆様にご意見を伺うなどをしてから、対応していかねばならないというふうに考えております。

次に、3点目であります。放送事業者OCTV、ユーチューブに委託、提携し、動画や音声の公開を行うことではありますが、この質問につきましては、会議などの公開に関しましては、2点目の御質問で今答弁させていただいたとおりでありまして、一定の検討及び準備が必要となりますので、これらの課題が解決されることが優先となりますので、現状においては取り組みは難しいものと考えております。

ただ、重要な報告につきましては、町民の皆様への速やかなる報告が必要となる案件に関しましては、別の問題となりますので、これとは分けて対応したいと存じますので、よろしく御理解を賜りますようお願い申し上げます、答弁させていただきます。

○議長（高橋利勝） 一般質問の途中ではありますが、ここで暫時休憩をいたします。

午前 11時56分 休憩

午後 1時30分 再開

○議長（高橋利勝） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

一般質問を続けます。

梅村議員。

○3番（梅村智秀） それでは、午前中に引き続きまして再開をいたします。

改めましての再開でございますので、改めまして傍聴者の皆様に足をお運びいただきましてのことについて、心よりの御礼を申し上げます。

それでは、1番項について再質問を行います。

町長からも御答弁いただいたとおり、法律や条例、規則、要綱などで定めるところにより、多くの附属機関や関係団体等があり、また行政機関内部、つまりは町の内部においても、さまざまな審議や協議など行われる会議等が、たくさんあるというところでございます。

また、町が一定額以上の補助金を支出する団体、これらについても公開の努力を求めることができる、このように定められているところでございます。つまりは、まちづくり全般ですとか、病院や地域医療、高校ですとか、地域の交通、高齢者や障がい者に関連するようなもの、役場内での審議や協議、ありとあらゆるものがいわゆる情報公開というか、この対象となっているのかなと認識するところでございます。

もちろん大前提といたしまして、法令等の規定により非公開とされるもの、個人情報が含まれるもの、こういったものは除かれるということは理解しているところでございますが、1番項のうちの1番目のお伺いでもございますけれども、まず、この認識についての誤り、この公開対象となる会議とか、そういったものについての認識の誤りがないのかということの確認をさせていただきます。まちづくり全般に関するもの、病院や地域医療、高校、地域の交通、高齢者や障がい者に関するもの、役場内での審議や協議、こうしたありとあらゆるものが対象となるのかなというところの確認でございます。こちらがまず1点目。

また、こちら先ほど御答弁の中で情報公開条例、この前文まで御紹介いただきまして、その他ホームページ内の情報公開制度の運用状況という欄にも、知る権利を最大限に尊重、保障することにより町政への町民参加と信頼を確保し、開かれた町政の確立を目的として情報公開制度があります。このようにもうたわれてございます。御紹介いただきました条例の前文、こちらにも崇高なことが書かれてございます。こういったところから読み取るに、もちろんこれ見せたいというお考えでよろしいのですよね。また、言いかえるならば、見せなければならないというところの認識でよろしいのかどうかというところが、1番項の2番目のお伺いでもございます。

また、御答弁いただきました中で、全世界に配信される、このようなこともありました。僕、とってもいいことだと思うのです。世界に発信ができるというところですから、これはまさに積極的にやっていく必要があるというふうに考えるところでございます。懸念される場所として、2次利用ですね、公開された動画の2次利用、また第三者に権限を移譲していないにもかかわらず、利用されてしまうというところの懸念も示されたところでございますけれども、私の見識のつたなさではあるのですけれども、私が把握している限り、行政が関連する会議の動画とか音声は2次利用された被害というのは、なかなか余り例がないのかなというところでもございますけれども、

こちらについて懸念されるような具体的な事例とか、どのようなイメージのことを懸念されているのか、もしお考えがあるのであれば、御披瀝いただきたいというところでございます。

当然、この動画や音声等について町に、いわゆる著作物として町に、そうした権利というものが発生するものでございましょうから、そういった意味での保護対象というものになるというふうには考えるところでございます。もし事例等があるのであれば、お示しいただきたいというところでございます。

全世界に配信されるのだと、全世界に不特定多数にということではございまして、私の考えるところでございますけれども、もし、まかり間違っても世界の有名な芸能人とか有名人、そうした方の目にとまって、本別町というものが十勝の本別から世界の本別へと躍進する、そうした可能性にもつながっていくのではないのかなというところでございます。

当然、こうした我々の議場でのやりとりもそうなのでございますけれども、誰に見られても変わらない、変わってはいけないと。本会議場と、例えば小さな会議室等で話すことが変わるとか、そういったことはあってはならないわけですから、全世界の不特定多数の方々に見られようとも、そうした姿勢は変わらず、行政として、公人として、変わらない姿勢というもの、発言が変わらないというところは、そうあらなければならないというふうに考えるところでございます。

先ほどの世界に、全世界に不特定多数に配信ということではございますが、言語の問題もあるでしょうし、そうした世界的に何かしらの問題になるということは、極めて可能性の低い懸念であるというふうに認識するところでございます。当然、こうしたところについては、しっかりと法的対応をとるところ、また、それらの周知をしっかりとしていくというところで、払拭できる懸念ではないかなというふうに認識するところでございます。

これは事例でございますけれども、例えばですけれども、都道府県議会等については、会議100パーセント公開されております。これ行政とはまた違うものかもしれませんが、やっぱりそういった動画の配信とかというのは、今、時代のスタンダード、まさに今これから取り組もうということでは、ちょっと遅いのかなというふうに感じるところでもございます。そういったところがある中で、また町民の個人情報等は十分に配慮していかなければいけない、これも当然のことではございます。

これも一例でございますけれども、地方公共団体等でこうした会議等を積極的に公開している、そういったところについては、例えば出席委員の3分の2以上の賛成があれば非公開とするというようなルールを定めたりとか、顔は映さないとか、そういうようなルールを事前に策定するというところで、対処できるのかなというところの事例もでございます。

ただ、1点、町民の方といえども、中には公金の支出を受けるというような方、報

酬であったりとか、費用弁償等を受ける方という方もいらっしゃると思いますので、そういったものについては、一律保護というだけではなくて、やはり一定の責任は持ってもらうと、負っていただくという必要はあるというふうに考えるところでございます。

また、私の通告書の中で、十分な公開がなされていないよというところに際しての御答弁でございますが、町長の御答弁にもありましたホームページ内ですとか、情報公開条例の前文等にいろいろな理念や考え方、目的なんかがうたわれておりますけれども、その目的の達成のために実態と理想の部分との乖離と申しますか、どのような差があるのかなというところ、こちらについてどのように認識をされているのかというのが、1番項の3番目のお伺いでございます。掲げられている目的とか、そういったものと実態、現状というものについての乖離、その差はいかようにあるというふうな認識なのかについて、3点お伺いするものでございます。

○議長（高橋利勝） 高橋町長。

○町長（高橋正夫） いろいろ可能性含めて質問をいただきました。逆に答えをいただいたのかという気もしないでもないですけれども、いずれにいたしましても諸会議含めて、先ほども答弁させていただいたように、各種の委員もいますから、そこを私どもがいろいろな手法を凝らして、インターネットから含めて情報化だというけれども、それぞれの会議、趣旨に基づいてはそこまではなじむようなことに、まだまだ私どもところで検証もできていませんし、また各種委員になっていただいている皆さん方にもそこら辺は、十分な理解をいただかなければできないことでありますので、私ども行政のほうだけで検討して、どうこうするというではありませんので、そこはいろいろ御質問いただきましたけれども、私どもは先ほど言いましたように、これらに係る収録だとか、スタッフだとか、また編集する、また時間などなど含めたり、いろいろな条件からいってもこのような部分については、世界に発信したら有名人も見て、なんていういろいろな話もありましたけれども、当然、私どもの行政のそれぞれの審議過程含めて、まだそこまでは私どもとしては考えていませんので、その辺については御理解いただきたいと思っています。

また、いろいろ情報が十分でないとか、公開できないということありますが、十分でないところなど含めて、まだまだそのような検証もできていませんが、私どもはできる限りの情報は、しっかりと公開をさせていただいているつもりでありますので、その方式や媒体については、まだいろいろ議論があるかもしれませんが、まだまだ私どもとしては現行のホームページや、また広報含めた媒体を通じてそれぞれ公開させていただきながら、必要であれば特集を組んだり、それぞれの機関の機関紙なども活用しながら、それぞれまちづくりの情報の公開をさせていただきたいということになります。

総じて、一項目ずつではありませんが、総じてこの各種会議における出席委員の傍

聴、先ほど言いましたように、それから個人情報保護いろいろ含めて、そこまでは今、御質問いただけるようなレベルまで、私どもは考えていないということも含めて、対応がしきれないような状況も含めて、先ほど答弁させていただきましたので、そのようなことで対応をさせていただきたいと思えます。

以上であります。

○議長（高橋利勝） 梅村議員。

○3番（梅村智秀） 改めましてお伺いをいたします。

ただいま御答弁いただいた中から言うと、いわゆる町民から委嘱等された委員等というところを想定しての御答弁だと思うのですが、私、先ほども述べましたホームページ内にある情報公開制度の運用状況のところ記されている部分ですとか、町長みずから御披露いただきました情報公開条例の前文の部分でございますけれども、こちらにうたわれている崇高な部分と、大きな乖離があるというふうに感じるところなわけですけれども、この辺について改めてお伺いをするところでございます。

検証ができていないとか、十分でない、対応しきれていないとか、だったらこのうたい何ですかという話になりませんか。条例やそういったホームページの中でのうたいというものがありながら、十分ではない、対応しきれてはいない、検証できていない、これまるっきりできていないというあかしのことを、今、御答弁なされたということになりますよね。この辺の、だから理念や目的としてうたわれている部分と実態の乖離については、ではどのようにお考えなのか、それでよしというようなお考えなのか。

それと委員と、それは我々のような政治家、町長や我々議員のようないわゆる公人とは違う、そこはやっぱり一線引く必要というのは、十分あると思うのです。ですから、例えば先ほど一例として示させていただきました、事前にその会議や団体ごとに伺いを立てて、どうだろうと。こういうような試みをやってみたいのだけれども、音声の公開していいだろうか、顔は映さないから、肩から下とか足元だけでもいいから撮影をさせてもらえないだろうかとか、そういうような打診をしてみることにしないということなのか。

私、冒頭述べたように多くの、私自身も議員として未熟なんでしょうけれども、町にこうした会議とか、団体とか、どれほどあるのかというのが把握しきれないぐらいあると思うのです。もう数十、10、20ではなくて数十の会議というものが、存在するというふうに思っているところでございます。

実際、では現在の実態がどのようなのかというところですが、私の調査能力とかそういったものが、至らないというところがあれば御指摘いただきたいところでございますが、例えばホームページ内にある各種会議という欄がございますけれども、そちらの情報を見ると、各種会議に計上されているのがある、6件ですね。本別町地域公共交通会議、本別町まち・ひと・しごと創生推進委員会、本別町総合教育会議、

本別町健康長寿のまちづくり会議、居住支援会議、障がい者自立支援協議会、こちらだけは掲載があります。

この中でほとんどが概要だけが書かれているとか、一部の要綱だけが張りつけられているとか、そういったレベルのものでございます。一番記載があるもので、本別町地域公共交通会議で、最後の更新が平成29年1月12日、約3年ぐらい前の書面協議のものでしょうか、といったものが、資料が張られているというところでありまして、検証できていないとか、そういうレベルにないのではないのかなというところなのです。これも改めてのお伺いになりますけれども、その実態と目的や理念としているところの乖離について、どのようにお考えなのかというところをしっかりとお答えを求めます。

○議長（高橋利勝） 高橋町長。

○町長（高橋正夫） 先ほど申し上げましたように、今、前文のことを取り上げて御質問いただいておりますが、公開されています会議録だとか、資料の数が極めて少ないということでもありますけれども、本別町の情報公開条例、この話さっきも前文しました。前文について町政の諸活動、また、これの説明責任を果たす、その公開制を高め、まちづくりへ町民の参加を促すというふうに、こういうことで前文をうたっていますから、これについてそれぞれ今御質問ありましたように、いろいろの審議会があります。これは公開が順次できる審議会と、また公開になじまないという審議会もあります。全部で総数37ぐらいの審議会があるのですが、その中でできるものについては、例えば健康長寿まちづくり会議だとか、総合計画の策定審議会だとか、こういうものについては、公開できるものについてはしっかりと公開をさせていただいておりますので、また、その中でも先ほど言いましたように、公開できるものについては可能なものはしっかりと公開をさせていただきながら、また、御質問にもありますように、それぞれ審議会で委員がおられますから、委員だとか、また町民の皆さんがいる中で、そこが公開になじまないというような部分含めては、それは公開をさせていただけないということでもあります。

先ほど、質問をいただいていたように、この検証ができていないとかなんというだけのそういう言葉尻の問題でなくて、これは検証ができるものとできないものと、また公開ができるものとできないもの合わせてありますけれども、これだけのたくさんものありますから、それはそれぞれ今まで一つ一つやる審議委員の皆さんに、これは出していいかどうかどうですかという話は、まだ具体的には大きくそれを公開についてのお話は、しているということは全部ではありませんので、そこの辺についても含めて、それを動画媒体含めて、インターネットなんかで公開したらどうだという、そういう積極的な提案でありますけれども、そのことについては十分、個人情報も含めて、何回も同じこと言いますけれども、また審議委員の皆さん方のそれぞれの了解だとか、参加するその思いも含めてそこら辺の了解というか、御理解をいただけない

れば、そのような公開の方法の機会が、なかなかできないということも含めてありますから、その辺については順次、これからの課題として取り組むべきは取り組んでいくということにさせていただきたいというふうに思っています。

○議長（高橋利勝） 梅村議員。

○3番（梅村智秀） ちょっとそもそものところでの確認なのですが、これはそもそも非公開ではないですよ、公開されるものですよ。こちらもうたい書きとしてあるのですが、非公開とすることができる情報は、最小限にとどめておりますというふうにホームページにあるのです。当然ですから、会議の中で個人情報に触れたり、いわゆる市政の執行に影響を及ぼす、そうした機微に触れるような部分については非公開とするということですが、そういったことが含まれるからと、全部非公開にするとかということにはならないというふうな理解するところでございますが、この辺のお考え、どういったところのお考えをお持ちなのか。まず、これそもそもは公開するものですよと、それを僕は公開するものですから、総務課の窓口に行って情報公開請求をすれば、会議録と個人情報等に墨消しとかがされたものが交付されると、作成されている会議録等については交付される。

つまりは請求があれば、公開しますよということですよ。ただ、それをもう少し皆さんの目に触れるように公開、だからつまりは動画の配信や音声の配信、またそういったものを積極的にホームページに、紙ベースのものも含めて張りつけていくということをしなければならないし、するとうたっているのではないですかということをお伺いしているのですよ。まず、その認識について改めて確認をさせていただきたい、こちらについての御答弁を求めるものでございます。

続きまして、今、町長から御答弁あったとおり、総合計画の部分でございます。私、ホームページ拝見する中で、こちらはしっかりしているなというふうにしたものが、いわゆる直近のものでございますけれども、政策と計画というところにある第7次の本別町総合計画の策定についてでございます。こちらについては、それぞれのアンケート結果とか、諮問書、委員名簿、資料、関係条例、会議録、こちらも7枚に及ぶもの、発言者の氏名等もついてというのが公開されている、これが本来だということを私申し上げているのです。ほかでなぜそれができないのかというところ、ではこの総合計画の策定の会議とその他、先ほどおっしゃられた37の審議会ですか、この審議会でどういう差があるのですか。その他についても、審議会では37かもしれませんが、その他、役場内にあります審議会とか、協議や審議が行われている、そうしたものもあるものですから、37にいろいろ積み重ねられていくというところですよ。

こちらについて、まず、音声、動画に至る前の部分だと思いますけれども、最低でもこうした流れというか、決まったことだけとか、概要だけではなくて、こういう人たちの中でこういう議論がされて、こういう資料をもとに議論がなされてきたのだということが読み取れるように、それを町民に広く公開していく必要があるというところ

ろでございます。第7次総合計画の、こちらは今の現時点、今の現時点という意味でいうと、僕は評価に値するものだし、本来、こうなければいけないものだというふうに認識してするところでございますが、その他の審議会等といかような違いがあるのか、どのように違いがあるのかということについて、具体的に明らかにしていただきたいと、こちらについて御答弁を求めるものでございます。

○議長（高橋利勝） 高橋町長。

○町長（高橋正夫） 総合計画の部分については、大変お褒めをいただいてありがとうございます。私が今答弁しているのは、情報公開はするかしないかの、情報公開することは当たり前のことですから、情報公開します。ただ、その方法として今御質問のように、動画だとか音声でやるという部分については、それは何回も言いますがけれども、審議委員の皆様もいますし、また傍聴者もいますし、町民の方もいます。ただ、そこが動画だとか音声で、本当にそれを発信していいのかということも、それについては今までも、この部分については先ほど言いましたけれども、これについては請求だとか、そういう話もまだ私どももしていませんし、そういうことが求められたこと、今までありません。

そういう面では、先ほど何回も答弁しましたけれども、それを準備するためには、例えば2時間の会議を全部編集して、それを動画にするといったら、それは2時間が何時間になるか、また、そのスタッフもいるし、いろいろなことも出てくる。そういう物理的なものや人的なものや、それからいろいろの経費の問題、そして先ほどから何回も言っているけれども、それぞれ審議をいただいている審議委員の皆さんの個人情報だとか保護だとか、そういうものにかかわってくるものですから、それは議員が質問して、これはいいことだからやれやれということかもしれませんが、そのことはありがたく受けとめますけれども、それだからといって私どもの役場のほうから、それをすぐいいことだから、それをすぐやりますということになりませんということをおっしゃっているのですよ。

ただし、情報は公開しますから、情報公開、よくやられているから知っていると思うのですが、情報公開は請求があればちゃんとやる、情報は請求しますから、隠しているものとか、非公開では決してありません。ただ、そこになじむものとか、なじまないものがあります。動画だとか、音声にしたら、だからそのものについては、まだまだ私どもはそういうところのレベルには、至っていないということをお話させていただいたところですから、それを私どもがレベルに行っていないということは、そのレベルといったら言い方悪いかもしれませんが、そこまでのそれぞれ審議会委員の中の委員の皆様方と協議だとか、それから何回も言いますが、会議の中身の発言などなど含めて、それはいろいろな内容によっては支障も出るだろうと。そのことがまたいろいろなところでの配信されることによって、また誤解を招いたり、それが問題になるのだなということについては、避けなければならないということの中

で、これは勝手な邪推か心配事なのかもしれませんが、まだまだそこまでの状況には至っていないということも含めて、これまで答弁させていただきました。

もう1度言いますけれども、情報は公開するということは、私どもは原則でありますから、公開します。ただし、方法論については、きちっとそれはまだできるものと、まだやっていない部分とあるということを含めて理解してください。そして、できる情報公開の方法論として、情報公開制度だとか、閲覧だとか含めて、そういうものについてはきちっといつでも公開できるようになります。ただ、すぐ情報公開できるような会議の状況と、また時間を要するような状況とも、たくさんあるということ。それはどれだけのものがあるのかというと、全部審議会ですけれども、それら含めると37ぐらいの項目のそれぞれの、そういう情報公開に値するようふうになります。そういう中で一つ、健康長寿まちづくり会議だとか、その経過については、即時、情報公開をできるような体制をとっているということを含めてお話させていただいて、それを見ていただいたということでもありますから、その辺については、ぜひ御理解をいただければなというふうに思います。

以上であります。

○議長（高橋利勝） 梅村議員。

○3番（梅村智秀） 基本は、やはり公開なのだよと、非公開にしているわけではないよと、ただ、その方法だというお話でございました。あわせて、そのレベルに至っていないとか、御表現がどうかということはおき、今、十分ではないとか、そのレベルに今の時点では至っていないというような趣旨の御答弁もいただいたところでございます。

ということは、それも私ども即座に全部を、動画や音声上げていけというお話でもないわけで、それらは仮にレベルに至っていない、十分ではないけれども、御認識はおありなのであれば、当然、情報公開条例にうたわれている、前文にうたわれている理念ですとか、目的、そういったところから鑑みても、やはりこれは検討していかなければいけない。また、その審議会等も多々ある、多数あるということであれば、それらに打診をしていく。それはやっぱり聞いてみないとわからないですし、当然、町民の方、そういったものに参画していただける町民の方というのは、特に意識が高かったり、まちづくりに対する思いがある方というふうに私自身も認識しておりますので、その自分たちの参画や発言がまちのために生きるということであれば、ぜひという方もいらっしゃるというふうに私自身は、自身の政治活動の中では把握をしているところでございますので、そういったところの打診、御答弁の中に検証や検討ということも、一番最初の御答弁でいただいたところでございますが、そうしたところの不十分さ、至らなさというところを埋めるために、検証や検討そういったものの打診ということをしていくようなお考えがあるのか否かについて。即座に、それを実行に移してくれということではないというところは、御理解いただいた上で御答弁を求めます。

○議長（高橋利勝） 高橋町長。

○町長（高橋正夫） 不十分だとかと、いろいろな見解はあるでしょうけれども、私どもが先ほどから答弁しているのは、情報公開は原則ですよと、公開しますよと。ただ、方法論について、わかりやすくは相手のいることですから、役場だけで決めれることではないということをお話させていただきます。でも、そのことがこれからも必要だということは、私どももそれは認識は持っているつもりであります。ただ、それするのにたとえ話ですけれども、2時間の会議やった、会議やって、それを全部編集して記録に残す、また動画に残す、音声に残すといったら、相当の時間数も必要だ、例えばですよ。そういうことも含めてありますから、それをやるのは、それぞれの条件等の環境を整えなければならないということ含めてあります。

それで1番は、審議をいただいている各種委員の皆さん方に、こういうことがこれからどうでしょうということを含めて、それぞれ御相談、協議をさせていただいて、物によってはそれだったら、そういったことだったら自由な意見も、自由な意見というか、議論も出ない、そのことが動画だとか音声もし出るとなったら、それだったらとても参加できないよねということになるのかもしれないし、逆にそういうことだったら、積極的に自分を発言しようという人いるかもしれません。ただ、そういうところのきちんとしたルールづくりしながら、それを進めていかなければ、今、質問されたから、そうですねと、いや私もそう思っているから積極的にやりますということでは、なかなかスムーズにはいかないということ含めて、そこは理解いただきたいなと思っています。

そのためにも、やるかやらないかも含めてありますけれども、やれるような環境をどうつくるか、そのことについてそれぞれ各委員、可能な委員会という先ほど言いました、情報公開可能な委員会というのもありましたけれども、なじむなじまないもありますけれども、それ含めて委員の皆さん方含めて、それぞれ協議をさせていただきながら、方向性、そしてやる上でのルールをしっかりと確立して、これを取り扱っていきいたいなと、こう思います。

以上であります。

○議長（高橋利勝） 梅村議員。

○3番（梅村智秀） それでは1番項終わりますして、2番項に移させていただきます。

ただいま方法論等についてのお考えを示されたところで、打診というか、ルールづくりとかそういったものについては、お伺いをしていくところを理解をしたところでございます。

当然、これ私の考え方の部分でございますけれども、やはり情報公開の中で効果的な見せ方は何だろうというふうに考えたときには、やはり書面だけではなくて、動画や音声の公開だというふうに私自身は考えるところでございます。御答弁いただいたとおり、スタッフの配置、労力というようなところ、また機材についても触れられて

おりましたが、それらも当然必要だと思います。それはありますけれども、繰り返しになりますけれども、やらなきゃだめでしょというところなのです。条例等でもうたわれているし、ホームページでもそのように紹介されているわけですから、では紙ベースの会議録であればいいのかと、そういうスタッフの労力が必要ではないのかというところかも、でお考えなのかどうかわかりませんが、私自身もやったことがありますのでわかりますし、職員がやられているのも拝見したことございますが、いわゆる会議録調製、音声とか録音した音源から文字起こしをしていくと、本当に大変だと。また、それも集中できるような環境、いわゆる個室にこもってとかできるのであればいいのですが、隣で話し声が聞こえてくる、電話が鳴る、途中で声をかけられて作業の手をとめるとか、そうしたいわゆる集中できる環境というものに、現在の役場の体制ではないというふうに、私自身は認識しているところでございます。

当然、ですから公開等に時間がかかっていくというところで、やはり情報というものにはスピード、速さというものが本当に重要でありますから、これが会議録の調製、紙ベースのものをつくっていくというところで、おくれていくということは本当に致命的な欠点であるというふうにも思いますし、例えば、てにおは、がちよっと違ったりとか、句読点の位置が変わったりすることによって、意味合いが変わることもあるというところがございます。そういったところの理由から、動画については、そういった雰囲気等も手に取るようにわかるというところでありまして、何より早くできるというところからも、こちらは積極的に取り入れていく必要があるというふうに考えたゆえんでございます。

また、これらを前提とした上でございますけれども、例えばこの動画の編集の部分、お時間が、労力がというところがございますが、こちらに字幕なんかも入れられるようなことが、もしできればですけれども、動画として目でも見える、音声として耳でも聞こえるということになれば、目や耳が不自由な方へのやさしさへつながっていくと、というか、そもそもこれ、できてなければだめだというふうに思うのです。現状として、このまちにおいて、目や耳が不自由な方々に対して、どのように情報公開というもの、どのように町政の参画をというものをしていっているのか。確かに、会議等開いたりとか、呼びかけの場というものはあるのかもしれませんが、個人として知りたいときに、そういった情報を入手できるというのが、今の情報社会の中での正当な当然な権利であるというところでありまして、人の介助とか、団体にならなければできないということではなくて、個人としてもそういったところができるようにというふうな体制については、最大限の努力をしていくというふうに考えるところであります。

当然、本町においては福祉でまちづくり宣言というものもしてございますし、人権を尊重し、一人一人が生きがいを持てるまちづくりというふうなうたわれております。会議等を動画公開することによって、これは当然、順序とか方法とかあるのも十分承

知した上でございますけれども、目や耳が不自由な方々へ情報を伝える努力、市政の参画を促すということについて、実態がどのようにあるのかということと、今後どうあるべきだというふうにお考えなのかについてお伺いをするのが、2番項の1番目の質問でございます。

また、町では高齢者のインターネット環境について、インターネットの見れる環境にあるかどうかというものについて、詳細の調査はしていないというところが、かつての所管事務調査で御答弁されたところでございます。ただ、普及率は進んでいるのだよというような回答もありましたところで、そういったものが見れるようになれば、スマートフォンやパソコン等で見れない方に対して、見れない方が見れる方を頼ったりとかすることによって、家庭内で見れる子どもさんやお孫さんに対して、お声かけがあったりとかということと、新たなそういう触れ合いというか、会話が生まれてきたりとか、そういった効果も見受けられるのかなというふうに思うところでございます。

こうしたことがきっかけで、自分も見てみたいというところで、例えばパソコン教室へ通ってみようかとか、そういったスマートフォンやパソコン等を入手して、練習してみようかとか、そういったことになれば、新たな消費活動とか外出につながっていくというふうに認識するところでございますし、町内におけるインターネットの普及率、そういったものが高まっていけば、万が一の災害時の情報伝達なども含めて、よいことというのはたくさんあるというふうに考えるところでございます。

こちらについて、まずそうした目や耳が不自由な方々について、2番項の一つ目お伺いしてきたところでございますが、どのようにお考えになられているのか、現状の部分とお考えの部分について改めてお伺いするものでございます。

○議長（高橋利勝） 高橋町長。

○町長（高橋正夫） たくさんの質問いただきましたけれども、特に、先ほどと答弁は変わることはないというふうに思っておりますので、御理解いただきたいというふうに思います。

ただ、一番先にも答弁させていただきましたけれども、本当に目や視聴覚、また耳に障がいを持っておられる方の情報の提供等については、この部分については、今、御質問の動画とか音声というのは、有効な手段であるということは認識しているところであります。それをどうするかについても、先ほど申し上げましたとおり、それぞれ収録、編集またこの整備をする、動画や音声というものについては、それぞれ各種出席の委員の方々のその条件、環境も含めて整えなければ、配信できるというようなことにスタートできなくなりますから、これらも含めてそういう一定のルールをつくりながら、しっかりと対応していくその作業に、これから入っていくということにぜひしたいというふうに思っています。

早くやれば一番いいことですが、なかなかスムーズにいくということに、私ども

も今、答えづらい部分がありますけれども、何回も言いますけれども、審議をいただいている皆さん方含めて、その条件や環境も整いながら、そしてまた、それが一步前へ進むとなると、前に進むだけのルールづくりをしっかりとしなければ、この問題というのは進めづらいということでもありますので、そういう時間もいただきながら、しっかりと対応できるようにしていきたいなと思っています。

また、ネットの普及などなど含めては、これはまた別な事業も含めていろいろとありますけれども、どのぐらいの普及率かどうかというものは、私どもは把握しておりませんが、そういう時代になってきているということも事実でありますし、また、若い世代の方々含めてもそういうネット配信だとか、スマホを含めて非常に普及率が高くなっているということも、私どもも承知をしておりますので、それらに対応できるような環境をしっかりと整えて、対応ができるかできないかを、これから判断をさせていただきたいと思えます。

以上であります。

○議長（高橋利勝） 梅村議員。

○3番（梅村智秀） 改めまして、2番項のお伺いですが、動画配信とか音声配信についてのお考えというところの繰り返しになりますので、そちらではなくて、いわゆる現状の認識とか実情のお伺いですが、現在はそういった目や耳が不自由な方というものに対しての情報公開というのは、どのようになされているのか。その実態を踏まえて、今後はどうあるべきだというふう具体的に考えられているのか、福祉でまちづくりという宣言をされている首長として、お答えをいただけたらというところでございます。

○議長（高橋利勝） 高橋町長。

○町長（高橋正夫） 特に、耳の、音声の取得に不自由な方々のそこについては、残念ながら、今、私どもが対応しているという事実はないというふうに思っております。ですから、先ほどの質問のように、それができるようにするためには、それぞれの条件含めて対応していかなければならないというふうに思えますし、大事なまちづくりの情報でありますから、この現行のものに含めて、それらの環境も整えるということも含めてお話をいただいておりますので、現状の部分については、そのような状況になっているということでもあります。

以上であります。

○議長（高橋利勝） 梅村議員。

○3番（梅村智秀） ただいまの御答弁からですけれども、いわゆる目や耳が不自由な方々に対して、そうした対応している事実はないということでもございましたので、これそういったお体に不自由なところがあっても、同じく町民でありながらも、今の御答弁からわかるとおり、取りこぼされているのではないですか、そういった方々は。これですね、福祉といってもいろいろな福祉があると思えますけれども、そうしたと

ころがおざなりになっているというところから、結局、うたいや書かれていることは崇高だけれども、実態が伴っていないという評価につながりかねないし、一定程度のそうした声を私自身も耳にしているところでありまして、私自身もただいまの答弁をもって、そう感じたところでございます。

続きまして、2番項終わりました3番項へ移らせていただきます。

町長の御答弁の中で、いわゆる個人情報等の管理とか、そういったところについての部分で、重要な報告の部分について分けて対応をしていくと、そういうような考え方が示されたところでございますが、例えばでございます。町長が、けさ、追加でなされた行政報告の部分でございますけれども、これ委員とか町民の方が参画されるようなものであれば、個人情報の取り扱いとかそういったものがさまざまな懸念とか、解決しなければいけない材料というのがありますけれども、別にこの本会議場で話されていることも全公開、動画や音声ではありませんけれども、会議録も公開されますし、傍聴に来ていただいたり、情報公開請求をすれば、全てこれ紙ベースでも資料として入手することができるわけで、これは全世界の人、誰でもできるわけですよ。

そういったところから鑑みると例えば、ここは町長1人だけが映って撮影して、ユーチューブで発信すれば、読み上げて発信すれば、そうした公人である政治家の町長しか映らないわけですから、町長さえよしとすれば、よろしいのではないのでしょうか。例えば、行政報告も読み上げる部分について、二、三分もあれば十分に終わる程度ですよ、きょうの部分についても。それもいわゆる機材等のお話もありましたけれども、タブレットやスマートフォン、そういったもので撮影してできるわけですし、当然、町長が報告される部分については、そうした保護されるべき情報というのはないわけですし、あればそこを排除した上で配信、撮影されればいい、撮影、配信されればよろしいわけですから、これまで述べられてきたような懸念というものは、全てクリアできると、解決できるというところでございます。

また、機材等のお話もございましたけれども、今、申し述べたように、昨今そういったものの進化が著しくて、特段高価な機材というものを必要としていないと。皆さんお持ちのポケットに入っている携帯電話、録画機能がついているスマートフォンとか、町長もお持ちのタブレットとか、そういったもので気軽に撮影ができると。なかなか画質等もそんなに悪くありませんし、十分にそうした用はなすというふうに理解しているところでございます。

例えば、そうした行政報告の部分についてでございますけれども、これはインターネットの部分もそうでしょうし、例えば本町においては、いわゆるOCTVのケーブルテレビ網もありますし、こういったものでも撮影したものを映像の提供すれば、多分、業務提携の仕方によっては、配信料とかそういったものについては無料でやっていただけるというふうに。例えば、帯広市等は市議会をOCTVとかで配信とかされておりますので、そのような管内の地方公共団体に類似したような提携ということは、

できるのではないかなというふうに感じるところでございます。

機材の部分についても、随分と懸念を示されておりましたけれども、今、述べたように、三脚等をそういったタブレットとかスマートフォンあれば十分できますし、数百万円もかけた機材を買って、やりませんかということをお話ししているわけではないのです。町においても、いわゆるそういったものがあるのかどうかなのですけれども、例えば議会事務局にはデジタルカメラ、これは動画の撮影ができるかどうかということ、私、把握しておりませんが、町においてもそうした最新のものでなくても、例えばそういった動画の撮影できるような機材とか、既になのかどうかというところについて伺いをいたします。

例えば、町においてもいわゆる町長が、私用と公用でお使いになられている電話と災害用で使われている電話、あと教育委員会で使われている電話とかというのがある中で、これ私の記憶の中では、町長が私用と公用で使われているもの、通信料は町でお支払いされているけれども、器機については町長の私物だということだから、これはお使いになるわけにはいかないのかなと思いますけれども、例えば防災用に持っているものとか、教育委員会で使われているものというものについては、どういった器機、どういった性能のものなのかということですね。町所有されているタブレットやスマートフォンとか、動画撮影可能なデジタルカメラとか、そういったものの保有の実態は、既に保有されているのかどうかというものを3番項の1点目として伺いをいたします。

先ほども述べましたとおり、耳の痛いというか、余り触れたくない話題かもしれませんが、昨今やはり不祥事というものが続いておまして、けさも公用車の車検切れについて、御報告があったところでございますけれども、一連の税の横領の事件から、ふるさと納税のワンストップ特例の事務手続、農業者年金事務手続の遅延、そして本日、行政報告がなされた公用車の車検切れというところでございます。

こちらについても先ほどの懸念とかということからは、完全に払拭できるわけですから、町長がおひとりでやった報告を、町長がみずからの言葉できちんとしていくというところをなされると、それをもってやはり町民の理解や信頼とか、そういったものに僕はつながっていくと思うのです。これはほかの議員の中からも、そういったものは積極的に、早く公開していくべきだというような意見等もあるというふうに認識しておりますし、私も当然のことだと思っているのです。やはりそういったものを見れる環境にない方々にとっては、広報紙というものになってくるのかもしれませんが、まず新聞報道をして、新聞報道も紙面の関係上から、かいつまんだところしか記載がないわけですから、その背景とか事情というのは全くわからないで、公用車の車検切れとか、税横領がまたこうしたとか、こうした事務手続の不備があったみたいな記事しか載らない。といった中で、町民感情としては、何じゃこれはということになってくると、でもそれをきちんと町長のお言葉で、町長のお顔を見ながら、こうこ

うこういうことがあって、こういうふうな事態があったと。今後は、こうしていきたいというところをきちんと述べられることによって、しっかりとした体制をとっているのだということのお示しになるというふうに考えるところでございます。

もちろんこれ悪いことばかりではなくて、喜ばしいことなんかたくさんあると思うのです。例えば、スポーツの大会、優秀な成績をおさめたとかもそうですし、そういったところ、まずは町民の方々とかが参画する審議会等に、不安や懸念があるのであれば、町長おひとりで、またはそういった職員、特別職にある職員ですとか、理事者の方々がそういったものを積極的にやっていくということであれば、何ら問題がないわけでありますから、やはり見せることが前提でありますし、見せなければいけないという義務もあるわけでございますから、その辺についてのお考えを改めてお伺いをするものでございます。

○議長（高橋利勝） 高橋町長。

○町長（高橋正夫） たくさんの質問いただきましたけれども、基本的には私が個人でやるということになりませんので、そこはかたくお断りをさせていただきたいと思っております。これはあくまでも行政で、町のことであったら、町もそうですけれども、議会の皆さん方の御理解もいただければ、これはできないことですから、そのことをしっかりと理解をいただきながら、私がひとりで機材持っているからと、例えばできるということではないというふうに思いますので、それはないといいいながらも、そこら辺はしっかりと責任持ったその環境、先ほど言いましたように、ルールをつくってから、そういう発信ができるようにしなければならないと思っています。

また、残念ながら不祥事は事務的ミスを含めて、この場の報告についてはしっかりこれは町民の皆さんに、マスコミの皆さん方も御理解をいただいておりますけれども、これは行政報告の問題なども今質問いただきましたけれども、これはこの議会も含めて、広報も含めて対応させていくということでもあります。情報は常にスピード感を持ってということではありますが、それはスピード感を持ってやることについては、私どもも何の異論ありませんが、それを発信するまでのそれぞれの条件、環境を整えながら、対応してまいりたいと思っています。

今のタブレット、スマホ、デジタルの時代ということではありますが、これはそれぞれ担当課のほうから、状況については答弁させていただきますけれども、総じてこの問題につきましては、それぞれ条件、環境を整えなければならないということ何回か申し上げましたけれども、それらを含めて公開するにしても、一定のルールをしっかりと確立させた中で対応していかなければならないということでもありますので、そこは御理解をいただければなというふうに思います。

以上であります。

○議長（高橋利勝） 梅村議員。

○3番（梅村智秀） ただいまの御答弁からすると、いわゆる個人とおっしゃいまし

たか、私、公人というふうに申したのですけれども、町長は政治家でございますし、公人でございますが、その公人であり政治家である、政治家高橋正夫町長としてもお断りするという、私は出ませんよと。自分の言葉で、自分ひとりを撮影してもらって、自分の言葉で町民に対して謝罪をしたり、理解を求めたり、報告をしたりということをしていないということ、今、明確に御答弁なされた、お断りしますというふうに御答弁されたということの認識でよろしいのかどうか、お伺いいたします。ちょっと私の認識違いであれば、そちらを御指摘いただければというところでございます。まず、そちらお答えいただきたい。

○議長（高橋利勝） 高橋町長。

○町長（高橋正夫） 質問をいただいて、あれでできるこれできる、これしますということは、そういうことは言われた部分で、私が公人だろうが個人になるか、私は言われたことをやるということにはなりませんということで、はっきりさっき申し上げました。ただ、一連の質問の中で、このような情報の公開の方法ですね、動画だとか、ネットだとか、これをやるのにしても、それらの環境やそういうルールもつくっていかなければ、これは前に進まないことですから、それは今後、そういうルールづくり、何回も言いますがけれども、審議委員の皆さんや町民の皆さん、そういう条件も環境もルールもつくらなければ、行政としての発信ということにはならないということ含めて、それはいろいろ審議委員の皆さんも、それだったら審議委員にはとても参画できないとか、逆にそれだったら積極的に、さっきそんな例も言いましたけれども、そういう状況を整えて、ですからいろいろ提案もいただきましたけれども、その部分については私は町長としても、また公人としてもその部分については、私は一定のルールができない限りは、この質問の中の、前の、これはできるのではないかという部分については、それは私は今の段階では、その部分についてはできないということを申し上げましたので、そこは誤解のないようにしっかり御理解いただければと思います。

○議長（高橋利勝） 梅村議員。

○3番（梅村智秀） 誤解してはいけないと思うので、改めてお伺いいたしますが、今、御答弁いただいた審議会等とかというお話は、もう終わっておりますので、1番項の部分で終わっておりますので、そちらについてのお考えもわかりましたよというところで、私が今申し上げたのは、行政報告等、こういった不祥事、また不祥事だけでなく喜ばしいこと、慶事も含めて、それは町長が町長として発信をしていくことであれば、何らルールも必要ないし、それは理事者の皆さんとか、そういった方々だけでルールづくりというのはできるわけですから、そういったお考えはないのか。

これだけ不祥事が続いている中で、御自身のお言葉で、それを例えば動画配信とか音声配信でやるお気持ち、そこまでして町民に対して理解を深めて、信頼を高めていこうというようなお気持ちはないのかということなのです。それを僕に言われて、自発的にはまだ検討されるかもしれないけれども、人に言われてはやらないというこ

とおっしゃっているのか、ちょっとこの辺明確にもう一度、改めてお伺いをいたすところでございます。

○議長（高橋利勝） 高橋町長。

○町長（高橋正夫） 質問ですから、質問に答えて答弁をさせていただきますから、あれとこれといろいろなことを提案いただきました。例えばの話ですけれども、例えばの話でこうこう、そうですね、私もそれこれをやっていきますよということにはなりませんということを行っているのですよ。個人でとか、やるとか、日常の発信する部分は、それは誰しも皆さんあるかもしれませんが、ただ、きちんとしたルールづくりだとなければ、それはさっきと質問違いというかもしれませんが、私は先ほどの答弁とずっと一連のものだと思っていますから、そういう面での答弁になっておりますので、そこは細目方式で一つ一つと言うかもしれませんが、質問の中の、全体の質問の中の項目だというふうに理解しておりますので、そこは、もし私の言い方が悪ければそれは訂正をさせていただいて、そこだけということには、私はならないということをご理解をいただきたいなど。

以上です。

○議長（高橋利勝） 梅村議員。

○3番（梅村智秀） 繰り返しになります。これ細目方式で、審議会等の公開については終わっていますので、そちらについての御答弁は結構でございますから。僕が今申し上げているのは、これだけ不祥事、いいですか、これだけ不祥事続いていますよね、町長。町長が自発的にそういったことについて、町民に報告をしたり、理解を求めたり、信頼を取り戻したいということについては、町長の御意向や理事者だけのルール策定でできますよねと、そういったことをするお考えありますかということをお伺いしています。

○議長（高橋利勝） 高橋町長。

○町長（高橋正夫） いずれにしろ、メディアも含めて、メディアというか、器機類も含めて発信する部分については、私の持っている器材ということではないのでしょうか。

（発言する者あり）

いやそうでなくて、それなかったらできないわけですから、その辺は御理解いただいて。ただ、発信することについては、それはやっている人もいますし、やっていることもあります。ただ、やり方として、そのことが例えば今言われた不祥事だとか、楽しいこと含めて、ただ、私、高橋正夫個人でやるのだったら、それはいいかもしれませんが、本別町としてやらなければならないとなったら、きちんとした私ひとりだけの見解だとかでなくて、それなりのルール、一定のルールというのがなければ、本別町を代表する発信になるわけですから、そこは梅村議員に理解していただきたい部分が、こういうこともできる部分について、たくさんの提案は本当にありがたいと思

いますけれども、それをやるためにもいろいろ一定のルールとかして、また規制では何かありませんけれども、そういう範囲を決めて、やり方も含めて考えなければならぬのかなと、こう思っておりますので、それをしっかりとできないうちは、私はやるべきでないと思っておりますので、そういうことで答弁したところでありますので、そこはぜひ御理解をいただければと思います。

○議長（高橋利勝） 梅村議員。

○3番（梅村智秀） もう1問あるので、そろそろ終わりたいのですが、町長のお気持ち一つでできますよね。町長として別に発信すればいいわけですし、それは町長がそういった形で、町長は皆さんのお声を聞いて、町政執行をしているというふうに認識していますから、そういう独裁政権のようなことやっているわけではないというふうに思っていますから、町長の一声で勝手に何かを執行するというのではなくて、町長のお気持ちがあつて、理事者の皆さんで諮ればできることですし、機材どうこう関係ないのです。それはスマートフォン一つでもできますし、機材も関係ありませんし、審議会等町民が関わりとかも関係ない。ただ、町長のお気持ちとして、ルールをだから御自身でつくって、つくることを呼びかけをして、それを配信していったりとか、より町民の理解を深めたり、信頼が高まるようなことをやるお気持ちがあるのか否かということでございますから、ルールづくりが難しいみたいな、そういう複雑なことを私お伺いしているのではないのです。そこについても、多分、町長のお気持ちと理事者の皆さんの協議だけでできるというふうに、私は理解しておりますし、そういったところまでをして、より町民に理解を求めたり、しっかりとした正しい情報を速やかに報告をしていくというようなお気持ちとかが、あるか否かということでございます。お伺いをしているところは、そちらなのです。

○議長（高橋利勝） 高橋町長。

○町長（高橋正夫） 失礼ですけれども、質問の内容が大分理解してきました。今さらかと思うかもしれないけれども、今、言われたように、私も言っているのは、ひとり個人で、個人ひとりだけでやると、まち全体のことでありますから、それは言葉遣い一つにしても問題がなければいいけれども、何かある可能性だってないわけではないのですよ、失礼ですが。それだったら、例えば、今、お話いただいたり、例えば理事者の中でそういう協議がされたとか、そういうところが問題共有して、そこから発信するという部分については、私もぜひ、積極的にそれを発信していきたいなと思っております。そういうことのルールをしっかりとつくって、それを発信することについては、私もそれはやぶさかではありませんし、そのことはしっかりと逆に大いに発信をしていきたいなというふうに思っています。ということでよろしいでしょうか。

○議長（高橋利勝） 梅村議員。

○3番（梅村智秀） 最後に、確認という意味でございますけれども、そういった町長のお気持ちや理事者の協議だけで済むものについては、やぶさかではないと消極的

なものだけではなくて、大いに発信していくということの検討や検証をなされるお気持ちがあるという理解でよろしいでしょうか。

○議長（高橋利勝） 高橋町長。

○町長（高橋正夫） やぶさかでないというのは、消極的でないですから、私は。やぶさかでないということは、やらないということではないです。やるということですから、ですからしっかりその部分については、御質問のとおり、やっていくということは、そのとおり私も思っています。

私も確認で言いますけれども、それが一定のルールというものは、例えば理事者を含めて、そのことができれば私はそのことについては、しっかり対応していきたいなと、こう思います。

以上です。

○議長（高橋利勝） 暫時休憩をいたします。

午後 2時29分 休憩

午後 2時40分 再開

○議長（高橋利勝） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

一般質問を続けます。

梅村議員。

○3番（梅村智秀） それでは、2問目に移ります。お手元の4ページ、5ページです。それでは、通告書にのっとして質問をさせていただきます。

ゴーカートで突き抜ける！ほんべつ名物交通公園。

交通公園のゴーカートは知名度も高く、その利用者も多い。町ホームページなどで紹介し、交通安全協会へ管理委託を行っているが、さらなる広報の充実、運営体制の整備により、その認知度と利用者は増加をする。現在までの対応と今後の方針について事実と所信をたず。

1、「ゴーカート」とインターネット検索をすると、本別町交通公園が最上位ないしは上位に検索表示されることが多い。あわせて、その他メディアなどでも紹介されたことからか、大型連休や夏休み期間中の休日には、駐車場にまで及ぶ親子連れらの行列ができるほどである。その行列は来場者増によることだけではなく、ゴーカートの故障による稼働率の低下も一因となる。しかし、来場者がふえる休日の緊急故障対応体制が十分ではなく、その体制整備、人材育成等が課題である。

2、これだけ認知度が高く、利用実績もあるゴーカートなのだから、本別町の名物として、さらなる広報と認知度の向上を図り、新たな歳入増に活用する必要がある。一例として、ふるさと納税寄付者による貸し切り対応や優先乗車、また、ゴーカート車体や交通公園に企業広告を施す、さらには高額寄付者の専用車を用意するなど、取り組む姿勢一つで手法は幾らでもある。

3、せっかく本町に交通公園があるのだから、町民にも、より有益な施設として利

用していただく検討も必要である。昨今、全国では幼児、児童が犠牲となる痛ましい交通事故も散見され、運転者の意識はさることながら、歩行者として日ごろの交通安全に対する意識の涵養も重要である。交通公園本来の趣旨を損なわぬように、交通法規や具体的に身を守る所作などを身につけてもらうために、幼児、児童はもとより、高齢者等をも交え、交通安全教室等の実施も検討し、本町の交通安全意識の向上と町民ふれあいの場、そして本別交通公園ゴーカートを町民がまちの財産として再認識する機会とすべきである。

○議長（高橋利勝） 高橋町長。

○町長（高橋正夫） 梅村議員の2問目のゴーカートで突き抜ける！ほんべつ名物 本別公園についての質問の答弁をさせていただきます。

まず、1点目の交通公園の人気上昇に伴います来場者増によります、休日におけるゴーカートの緊急故障対応体制の課題につきましての質問であります。

現在、休日での対応を極力少なくするために、ゴールデンウィークや夏休みに入る前に、ゴーカートやバッテリーカーの全体的な点検や整備をできており、休日での故障は少なくなっている現状でもあります。しかし、休日での運行は全車を使用しながらの運行もしてございまして、利用される方、特にお子さんも多いことから、それらの運転の操作によりまして、遊具の損傷が出てくることもままあります。

交通安全協会での対応ができないときには、町の職員で対応をいただいておりますが、現在は少人数での対応をできてございまして、今後の緊急故障対応につきましては、平日、休日問わず複数の職員での対応ができるように進めてまいり所存であります。

2点目の本別町の名物としてのさらなる広報と認知度の向上につきましては、現在の宣伝方法は、広報やホームページ、町の観光パンフ、雑誌での紹介をできてございまして、交通公園の人気度は高く、利用実績も定着をできてございまして、今後におきましても、さらなる人気の向上や利用増を図る宣伝方法や、取り組みなどを行っていくことが必要だというふうに考えております。

なお、一例でございしますが、ふるさと納税をいただいた方への貸し切り対応などでございしますが、現在、新たな取り組みを実践するため、事業推進のワーキンググループを設置してございしますが、このワーキンググループでは本別公園を中心とした、本別町らしい魅力的なまちづくりに関する意見も多く出されてございまして、今後、これらに向けては協議をしてまいりたいというふうに考えております。

3点目の交通安全意識の向上によります交通公園の利用につきましては、交通公園は旧自動車教習所を整備したものでありまして、信号機や各種標識により、ただ走るだけではなく、一時停止やカーブの減速といった、交通ルールを学びながら遊べる公園として運行をしているところであります。

また、現在までの交通安全に向けての利用状況であります、町内保育所や幼稚園

での横断歩道の正しい渡り方や、路上訓練によりまず交通安全教室を行ってきておりまして、ゴーカートやバッテリーカーにも、先生や親御さんと一緒に乗車体験もしていただいています。町外からの利用もありまして、学校行事として小学校の低学年に、先生が交通ルールの指導をしながら利用されておりまして、そのほか障がい者の学校も含めて、子どもたちがマンツーマンで指導をしていただける、そういう交通ルールを学ぶいい環境にあるということもPRの大きな成果として、出てきております。

今後におきましても利用者の皆様には、交通公園としての目的も認識をしていただきながら、本施設の有効な利用を促していきたいと思っておりますし、ゴーカートやバッテリーカーも楽しめる町民のふれあいの場としての利用を進めてまいりたいというふうに思っています。

以上、御質問の答弁とさせていただきます。

○議長（高橋利勝） 梅村議員。

○3番（梅村智秀） それでは、1番項について再質問を行います。

こちらネットで検索すると、最上位とか上位に検索される、これは本来であれば企業等は、こうなるために莫大な費用をかけたとかして、対策をするというようなものでございます。これが幸いにも本別においては、特別な対応はしていないというふうに認識をしているところでございますけれども、こうした現況にある、これを生かさない手はないですよというお話なのです。

もう人気があるというところから、ことさら述べるまでもないのですが、その中で町長の御答弁にもあったとおり、フル稼働しているときの故障等があるよと。私も何度も利用したことがあるのですが、やはりそうしたことによって縁石に乗り上げてしまったりとか、そういうことによって一気に稼働率というか、そういったものが悪くなる。そうすると、行列の解消が、なかなかされないというようなことに陥るわけで、今現在、少人数で対応しているものを複数でというような御答弁いただきましたけれども、こちら実はエンジンがついてタイヤがついているから、いわゆる整備に当たったりメンテナンス、そういった知識や経験なのですけれども、どれでも一緒というわけではないです。

例えば、自動車においても貨物車と乗用車は、やっぱりそういった特性が変わったりとか、重機なんかになると、同じように見えてもやっぱり違ってくる。このゴーカートというものも本当に特殊なものでございまして、やはり経験を積まないとその修理、いわゆるコツをつかむということですか、経験を積んでいくということは、やっぱり実際に現場で修理をするということを繰り返していかないと、なかなか身につくものではないのですよ。一般的な国家資格の整備士を持っている人に、はい、やってみてくださいと言っても、多分、なかなかできるものではないというふうに感じるところでございます。

今現在、少人数で対応しているものを複数でということでございます、これやは

りどうしても少人数で対応していて、その方が何らかの事情で、例えばけがや体調不良も含めてでございますけれども、その任につけないというふうになったときには、著しくこういったものの運行、運営に支障を来すわけで、こちらについては早急にその対策をしていく必要がある。具体的に言うと、やはり今現在できる人にやりたいよ、興味があるよ、特に気持ちがあるというのは、好きだということが大切でありますので、そういった人を充てていくというような形で、そういった技術とか経験、いわゆるコツというものを共有していくというところの人材育成が必要であるというところでございます。

こちらについてですけれども、僕、自動車に対しての一定のそういう知見は持っているというところで、国家資格等も有しておりますというところからあるのですけれども、こういうゴーカートのような特殊なものを直すというのは、本当に特殊な技術なのです。こういったゴーカートにかかわらずなんですけれども、こうした特殊な技術を持っている職員、例えば何々に詳しいよ。カメラに詳しいよ、でも何でもいいのですけれども、そうしたときはどうしても人間は、その方にアドバイスを求めたりしますよね。それは当然、その方の知見を生かすというところでは、有効的なものだと思うのですけれども、やっぱりどこかで御自身の仕事が、おろそかになったりというところもあるわけですから、そういったところの評価、いわゆる職業能力といいますか、そういったところをしっかりと評価するような体制というのがあるのかどうかというところでございます。

僕自身のこれは個人の意見でございますけれども、人事院の勧告等でいわゆる給料等を一律上げていくというよりは、こうした個々人の職員の能力というものをしっかり評価して上げていく、一律何となく上がっていくというものよりは誰もが認める、あなたはこれができる、こういう取り組みをしてきたから、こういう評価をするのだというものがあれば、より本気度が高まっていったり、御自身のやる気というものにつながっていくというふうに考えるところでございます。

1 番項についてお伺いでございます。これから複数で対応していくというような御答弁あったところでございますが、人材育成とか教育について、今後、ゴーカート整備についての人材育成や教育について、どのように取り組んでいくというようなお考えかという点が 1 点目でございます。

2 点目については、そうした特別な職業能力等についての適正な評価体制というものがあるのかどうかというところでございます。

この 2 点について、1 番項のうちからお伺いをするものでございます。

○議長（高橋利勝） 高橋町長。

○町長（高橋正夫） 1 点目の答弁をさせていただきますが、御質問のとおり、行列できるほどの人気ですから、故障も当然多いし、それほど新しい物ばかりではありませんから、あるのですけれども、見た感じ割とエンジンのにも難しい取り扱い、また、

ブレーキなども含めてですけれども、あるのかなというふうに思いますから、御質問のとおり、ただ国家資格持っているからできるということでないことは、私も一定程度理解をしています。

ただ、今までは、これを管理していただいている安全協会の人たちも人をふやしたり、交通整理したりして、大変な御苦勞してやっただいています。その中で故障というのができると、せっかく来ていただいた人たちに、また余分な時間を費やすというふうになりますから、そういう意味では、故障が起きてもスムーズに対応できるということで、ともすれば今までは、なかなかできる技術でないということもあるかもしれませんし、また、特に腰の軽い、本当にこういうことにすごく興味を持っているとか、協力的な職員がいつでも駆けつけてきてくれて、一緒にしていただいていると、こういうことも実は聞いています。

でも1人また2人に集中しても、大変なことでありますから、また勤務時間などがありますので、そういうことが来てしまうので、これは課の中でも複数で、なるべく多くの人で対応するようにして、労働過重になったり、いろいろな不都合のときにも責任感持てば、どこかへ行きたくても行かないでくるというようなこともありますから、そういう時間も取れるように、しっかり対応していくことができました。

ただ、連絡悪いことがちょっとありましたから、それは連絡体制はしっかりとって、必ず管理していただいている側のほうから連絡いただいて、そこから責任者が整備をいただく人たちに連絡するという体制をしっかりとっていくことをしたいというふうに思っています。

評価の関係ですが、人事評価ですね、いろいろ今度、ことしから設けておりますので、総合的な評価としては、それぞれ課の中で評価をいただいて、その順次、積み上げていくことになりますから、そういう貢献度も含めて、こればかりではありませんが、職員としての貢献度など含めて、これは評価の中で順々にカウントできるようにしていきたいなと思っています。いずれにいたしましても、これだけの本当にネットで見たら一番先に出てくる、また、素晴らしい動画も出てくるという公園でありますから、一層この利用者がふえてくることありますので、それは御質問のとおり、人材育成という意味では、しっかりと支障の出ないように、また、労働過重に偏ることのないように、全体の少しでも多くの中の人材を育成して、特にやる気のある職員の方や興味のある方、そしてそこに思いを寄せてくれる人たちをしっかりと育成しながら、本別の名物の本別公園のゴーカートの維持管理、運行に努めていきたいなというふうに思っています。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（高橋利勝） 梅村議員。

○3番（梅村智秀） 1番項終わりました、2番項に移ります。

こちらなのですけれども、通告しているとおり、これを単に200円、300円の

乗車料金で、ただ周回をさせるということだけではなくて、やっぱりこれだけのコンテンツ、材料ですから有効活用していこうと。ふるさと納税とかについても、ふるさと納税の事務手続のミスというものがあつたけれども、僕は以前もお話させていただきましたが、ふるさと納税で失った信頼、ふるさと納税で取り戻すというところでございます。

例えばですけれども、いわゆるスポーツカーなんかをイメージしてもらえれば、スポーツ選手の衣服なんかもそうですよね、たくさん企業広告等が張られていたりとか、こういったものを町内外から募ればいいのではないかなと思います。例えば、高額なものについては、車全体に企業広告を施してもいいよですとか、例えばコースの周りに看板等設置したり、受け付けをできる小屋にそういった企業広告を張りつけたりとか、そういったようなことについても、募集をしていくということも、有効だというふうに考えるところでございます。当然、そういったものの塗装したりとか、ステッカーを張りつけたり、これ町内業者を使ったらいいのではないですか、商工業の発展にもつながっていくというところでございます。

ですから、単にゴーカートとして乗車をさせるだけではなくて、町内の商工業も潤うし、そういった町内外から注目してもらえる、そういったものに利活用していく、こういった考え方が必要だというふうに考えるところでございます。

また、ボート乗り場のように、周辺に飲食店の出店ですとか、管内も最近キッチンカーの取り組みとかがすごく盛んでございますし、町内にもそういった飲食テントとかを出店される業者さん、いらっしゃいますから、そういった希望を募ってみるとか、そういったことも有効的ではあるというふうに考えるところでございます。

これホームページ上でゴーカートの動画ですね、本別公園の動画が紹介されてございまして、タイトルにつけましたゴーカートで突き抜けろというものの、交通公園とはいいながらもイメージとしては、レースとか車のイメージというのがあるからなのか、ゴーカート、私、今、提案したようにゴーカートを使って、本別を売っていこうというようなお考えなのか、その動画の中にあるゴーカートで突き抜けろ、これにはどんな思いを込められて、このキャッチを使われているのかなというところでございます。端的なもので構いません。

あとは、今、御提案させていただきました、ふるさと納税等を利活用して車体への広告とか、施設周辺への企業広告、また飲食テント等の誘致とか、そういったものについてのお考えや検討についての所見をお伺いするものでございます。

○議長（高橋利勝） 高橋町長。

○町長（高橋正夫） 御質問にありますように、ここは基本的には交通公園ですから、よくそういう御意見もいただくのですよね。もっとスピードの出るだとか、コースを広くしてサーキット場みたいな感じにならないかというのですけれども、それをやってしまうと本当にけが人続出、また大変なことにもなりかねないというのが、本当に

今の現状を見ても混んだときにはあれだけ、縁石どころか乗り上げてみたり、コースを抜けて走っていく子がいてみたり、いろいろなことがありますから、そこは本当に基本的な交通公園というルール、一定のルールはきちっと守りながら、これだけの人気を博しているゴーカートの交通公園ですから、これは先ほど申し上げましたけれども、職員の中でワーキングで今この活用含めて協議をいただいて、例えばクラウドファンディング、ここで本別公園全体の中の遊具からどうするかということ含めて、提案をしていただくという間近までいっているようでありますから、それを含めてまたそういうことが全体の構想固まり次第、今、御提案いただいた例えば企業広告をいただくとか、そういうものについてはクラウドファンディングを含めて、本当に有効な方法だなと思いますので、そういう意味ではゴーカートで突き抜ける！というタイトルでユーチューブ、ホームページで出していただいているプロですね。この人たちに本当に、えっと最初思うかもしれませんが、本別公園の魅力を発信するためには、すごく有効な画像だなというふうに思っていますし、また、天気もそうですね。青空の中でのあの動画見たら、本当に行きたくなるなという、私もそんな感じするぐらい、すばらしいところなので、これをしっかり有効に活用させていただきながら、今、おっしゃっていただいたような提案も含めて十分検討させていただいて、少しでも有効な手段ができるように努めていきたいなというふうに思います。

以上であります。

(発言する者あり)

○議長（高橋利勝） 制限時間が来ましたので、これで質問については打ち切らせていただきます。

○3番（梅村智秀） 終わります。

○議長（高橋利勝） 次に、1番水谷議員。

○1番（水谷令子） 議長の許可を得ましたので、次の1問を質問いたします。

外国人労働者と共生するまちづくりへ。

現在の日本社会は、空前の人手不足です。本別町においても外国人技能実習生が31名滞在しています。人材確保に苦戦している中、外国人労働力は必要不可欠です。本別町としても、共生するまちづくりを進めていくべきと考えますが、見解を伺います。

町内において外国人技能実習生の滞在状況は、8件の農家に11名、国別に中国、フィリピン、タイ、インドネシア、6件の企業に20名、国別に中国、ミャンマー、タイ、このようになっています。

それでは1問目です。外国人技能実習生を招いた国際交流事業を実施し、実習生の交流や日本語教室、日本文化の体験、本別町の魅力を知ってもらう、ほんべつ学や、地域の行事に参加してもらう。このことは、多様な交流や体験を通して地域との接点生まれ、町民にも国際交流の場となると考えますが、見解を伺います。

二つ目、本別町においても、介護職の人材確保が重要な課題になっています。施設の努力にも限界があり、行政が直接乗り出さなければならない時代になっています。本別町でもGO!GO!介護本別体験セミナーなどを行っていますが、上川管内の東川町など3町と介護施設関係者が、外国人向け奨学金制度を創設し、道北5町村も参加するなど、全国から注目されています。外国人労働者を受け入れていく必要があると考えますが、見解を伺います。

○議長（高橋利勝） 高橋町長。

○町長（高橋正夫）〔登壇〕 水谷議員の外国人労働者と共生するまちづくりへの質問の答弁をさせていただきます。

北海道は、全国を上回るスピードで人口減少が進行し、さまざまな業種で人手不足が深刻化している中、持続的な発展のために外国人材を受け入れることとしておりますが、ますますこれは重要な担い手となるというふうに思っています。広大な北海道において、受け入れる外国人が多様な地域に居住することから、それぞれの地域における受け入れ環境整備が必要であるとともに、地域地元住民などとの交流の拡大を図ることで、これも重要であるというふうに思っています。

御質問にあったとおり、現在、本別町には農業、建設業を中心にして、約39名が本別町に外国人人材として暮らしているところです。本町におきましても、これまでの国際交流の取り組みは、国際姉妹都市の提携を結んでおります、オーストラリアのミッチェルとの交流が主としての経験であります。あくまでも定期的かつ短期的の相互交流によってもたらされる、国際異文化コミュニケーションの醸成などを主たる目的にしてきたところであります。

したがいまして、労働を主とする技能実習と、これに伴います一定長期滞在による日常生活を通じた国際交流に関しましては、これまでに私どもの経験したことのない新しいこの取り組みとなるものと認識しているところであります。一定の外国人の環境、居住者が増加し続ける自治体においても、これまでに前例のないさまざまな課題に直面しながらも、対応がされてきているようでもあります。

本町におきましても、特に建設業における作業員の労働者不足、また昨年、ことしにかけて外国人技能実習生の受け入れ企業がふえている状況にもあります。外国人技能実習生に、まちのお祭りや行事に参加をいただくことで、本別町の歴史や文化に少しでも触れていただく機会になると考えており、これらの機会を通じて、外国人技能実習生と多くの町民が交流することで、互いの文化や習慣を理解し、町民にとっても国際的な感覚を醸成する機会につながるものと考えています。

先日、開催されました町民文化祭においても、数名の外国人の技能実習生の方々が来場いただき、受け入れ先の企業を通じて、文化協会所属団体の体験希望があることも伺っております。

一方で、出身国が多岐にわたっておりますことから、英語を話せる方ばかりではあ

りませんので、交流事業を実施するには、言葉の障壁などの課題もありまして、今後、交流事業を進めていく上で、関係者による十分な協議が必要だと考えております。

まずは、自治会などで開催をしていただいています、お祭りのイベントへの参加など、地域での交流から、徐々にその輪を広げていくことも必要だというふうに考えています。関係者の皆様の御理解と御協力についても、心からお願いをする次第でもあります。

2問目の質問であります。本町では、第7期の銀河福祉タウン計画におきまして、介護職場における人材の確保策を最重要課題として、これに取り組んでいます。御質問にありますとおり、介護サービス事業者が連携して事業所とそこで働く職員、また、本別町を知ってもらうことで、就職していただくための職場体験セミナーを実施するなど、官民一体となった取り組みを進めることで、介護職員の確保に努めているところでありますけれども、今後も慢性的に人材不足が続くことから、サービスの維持、確保の観点から、外国人人材を受け入れざるを得ない状況であることは、十分に理解をしているところでもあります。外国人人材の介護現場における受け入れにつきましましては、在留資格として介護技能実習などがありまして、受け入れ方法やどのような支援が必要なのかなど、介護サービス事業者連絡会で検討を行っているところであります。

また、町内の事業所にとっては、留学生がよいのか、また、あるいは資格を有する就労者としての受け入れがよいのかなど、条件や状況を踏まえながら、検討する必要があるというふうに思っています。

また、外国人人材の雇用を予定している事業所もありますので、これまでの介護人材の確保策に取り組みながら、外国人人材をこれからの介護人材確保のあり方について、協議、検討を進めてまいりたいと思います。

以上申し上げて、答弁とさせていただきます。

○議長（高橋利勝） 水谷議員。

○1番（水谷令子） 1問目ですが、私がこのように考えた理由と、今現在、外国人技能実習生が本別に来るまでの過程を少しお話ししたいと思います。

少子高齢化に伴い、人手不足の解消のため、外国人人材の導入が進んでいますが、十勝管内では平成29年度、働く外国人は1,123名であったのに対し、平成30年度には1,344名へとなり、200名増加しているところです。

また、事業主の方から伺いますと、外国人技能実習生を受け入れるまでには、本国に出向き、面談をして採用し、現地の日本語学校に入り勉強した後に、日本の国の許可を受けている管理団体で1カ月ほど勉強して、やっと本別町にやってくるそうです。期間としては10カ月かかると言われています。また、月に1度、管理団体による訪問指導が行われており、そこでは企業でどのように働いているか、また、どのような交流が行われているか、地域とかかわっているかなどの査定が行われるそうです。こ

のようなことは、今現在、本別町では企業努力によって、また農家サイドによって行われているところです。

昨年度から外国人技能実習生を企業で受け入れてから、住宅がまちの中にあることから、スーパーでも買い物をしている姿や自転車に乗っている姿、また、先ほど町長もおっしゃったように、文化祭に参加している外国人など、よく見かけるようになりました。そこでやはり声をかけていいものか、どこの国から来たものか、町民としては迷っているところが多いようです。それぞれの国の例えば挨拶から始める、イベントなどで各国の挨拶、おはようございます、こんにちはなどの提示をして触れ合う。

また、十勝管内でも今、模索中ではありますが、先日、実習生と十勝交流人材交流会がありまして参加しましたが、交流している内容などを見ると、今現在、本別町で取り組んでいる行事内容や、事業内容を取り入れているものが多くありました。このことにより本別町は、外国人労働者を受け入れる先進のまちとなるのではないかとというふうに思っています。

また、農家の方は、まちで交流する場を用意していただけたら、ぜひ参加したいし、息抜きが大切だ、孤立させたくない、せっかく本別町に住んでいるのに、本別町の魅力を知ってもらいたいなどという意見を聞きます。農業団体においても近い将来、外国人技能実習生を雇用する方向になるのではないかと断言しているところでもあります。住宅の問題も起きてきますし、そうすると、彼らが生活する中でいろいろな問題が起きてくると思います。相談したいのに対応がなくて、問題がどんどん大きくなってしまふ、そのようなことが起こらないためにも農家や企業だけでなく、全ての問題に対処することはとてもできません。地域と接点を持って、行政が直接乗り出していく方向にいかねばならないと思っています。

その点で、例えば地域おこし協力隊を設置する市町村窓口では、行政サービスを提供する一環として、通訳や生活相談を受けているところがあります。また、地域の人材や団体の活用として国際交流協会、民間企業などを考えていく考えはないか伺います。

○議長（高橋利勝） 高橋町長。

○町長（高橋正夫） 質問いただきましたけれども、これらの問題というのが出てくるのですよね、今の質問のね。それで一つの例ですけれども、建設関係の企業の皆さんは、外国からそういう実習生含めて受けるのには、国をある程度統一しましょうということで、例えばミャンマーならミャンマー、タイならタイとかと、ベトナムも来ていますよね。そういうところを、なるべく一つの国の中で行くことによって、後々の言葉の学習だとか、そういうのをやりやすいようにしようということで、本別の施設を借りて、できれば講師が見つければ、そこで日本語の勉強をできるようにしたいという、そういうようなことの提案をいただいたり、いろいろしました。

いろいろ国際交流の話も全部しました。帯広ですね、JICAと協力してというこ

ともいろいろ協議をさせていただいていますが、いかんせん職種がそれぞれ違う、また勤務時間も違うというのがあるのですけれども、私も余り外国の言葉は認識ないのですけれども、それぞれ英語圏で話せる国と、その国の言語で話す国とばらばらなのです。なかなか通訳の方というのは、話せばミッチェルみたいな一つの国でしたら、英語の国際協力協会にお願いしてということでもいつもやっているのですけれども、この実習生の部分については非常に多国籍というのですか、多くの国がいるものですから、なかなかそこがどのように対応していかかわからないというのも、私どもの悩みの一つなのです。

ですから、この部分についてはどういう方法ができるか、これからいろいろ検討、協議をしなければなりませんし、また雇用していただいている雇用主の皆さん方にも積極的にまたそういう情報だとか、また、そういう発信もしていただきながら、そういう環境ができるようにということで、とくになくしてはならない人材ですから、そういうことも含めていろいろ対応をしていかなければならないなと思っています。

入管法が変わって、これからそれぞれ資格なんか取ると、また、この年数は一時帰国しなくとも、ずっとまた更新できるという制度にもなりますので、そうなると、ある程度の年数がたてばひょっとしたら、家族の人も本別に来ていただけるというようなことも出てくるのではないですかね。その時には、もちろん言葉と習慣なのですけれども、習慣はなれることができますけれども、特に言葉はやっぱり一番の障壁になりますから、それと子どもさんがいれば就学の問題、就学前の保育の問題なんかありますから、そういうことも考えながら私どもも対応していかなければならない。

今、ほとんど御質問のとおりだと思うのですが、そういうことも考えながら対応していきたいなと思いますから、その事業主、雇用主の皆さん方とより連携をとりながら国際的な交流して、本別町の企業、産業に欠かせない人材として、これからずっと働いていただくためにもそういう方向というのは、しっかりとしていかなければならないなというふうに思っておりますので、議員もまたそういういろいろな情報がありましたら、ぜひお知らせをいただきながら、せっかく来ていただいて安心して暮らしていただける、そういう本別町であるということをやより広がっていけば、まだ、たくさんの人たちがそういうところに来ていただく可能性も、広がってくるのかなというふうに思いますので、そこについてもよろしくお願ひしたいなと思っています。以上です。

○議長（高橋利勝） 水谷議員。

○1番（水谷令子） 実習生と直接交流した感じでは、大学出てきた方もいらっしゃる、日本企業に勤めていた方もおり、英語が少ししゃべれる、また日本語も通じる、開きはあります。

先日お話ししましたら、生活面では病気になったときの病院の対応、このことがやはり一番心配だというお話がありまして、日本語と英語をしゃべれる方を、実習生を

病院に連れて行って、通訳してもらったという実績があります。

また、ごみ出しのルールですね。この面においても簡単な、各国の企業の側では早速ポケットクを買って、ミャンマー語は特にわからないので、検索しながらインターネットで調べて行ったという努力もされているのですね。その後はポケットクを買って、利用しているというお話も聞きましたけれども、なんせ外国人実習生の場合、日本語をしゃべるといふそういうノルマもあるらしく、やっぱり査定に来るらしいのですね。そこのところが、やはり企業も苦慮しているところであるというところなので、ぜひこれから本別町としても、外国人が選ぶ時代になっていくと思うのですね。そして良質な人材を本別に来ってもらうためにも、選ばれるまちづくり、共生するまちづくりをしていかなければならないと思っていますので、その点でもう1度、町長に確認したいと思います。

○議長（高橋利勝） 高橋町長。

○町長（高橋正夫） いろいろな手法で、今、通訳やりますけれども、ポケットクで通じるということ、なかなかないのですよね、私もやってみました。自分で言ったこと、英語で通じなかったですから、それは私の発音が悪いのですけれども、でもそんなようなことで、コマーシャルでやっているようなわけにいかないということ現実ですから、一番いいのは本当に直接通訳できればいいのですけれども、何せかんせ先ほども言いましたけれども、たくさんの方をおられますから、ある企業は例えば、2名、3名の外国人の方を来ていただくには、そこで責任者がいて、町の住宅一つ借りたら、そこでシェアして、隣に責任者がいて常に通訳できると、そういうこともありますから、私どももそういう環境を整えるためには、最大限努力したいと思っておりますけれども、ただ、先ほども言いましたけれども、雇用主と、企業の皆さん方が積極的にそういう発信だとか、相談もいただかなければできないということなので、そこをどうですか、どうですかと行くわけにいきませんから、そういうことも含めてそういう連携がとれるような環境に、ぜひしていただきたいというのが私の願いであります。

先ほど言いましたように、一つの国の言葉をきちっと話ができるようにと、そうやって学校まで開こうというそういう業界の人たちもいますので、そんなことも含めてどういう方法がとれるのか、私どももこれだけ多くの皆さんが他国から来ていただく、全部が対応できるというのは難しいですけれども、例えば英語なら英語、また日本語を専門に教えるというか、そういうことは個人対応でなくて、そういう受け入れ側の必ず受け入れるという紹介状とか、そういう企業なんかあるわけですけれども、そういうところと本別が、町で受け入れた企業や何かの皆さん方が、組織的にきちっと対応できるようなそういうことも、私どももしっかりと呼びかけながら、対応していければなというふうに思いますので、そういうことを含めてぜひ働きかけをしていただきながら、私たちも頑張っていこうということを思っておりますので、よろしくお願ひします。

○議長（高橋利勝） 水谷議員。

○1番（水谷令子） 町長のほうからは、働きかけながらと、向こうから働きかけてほしいというお話でしたけれども、これだけふえたのですから、やっぱり農家、企業と話し合いを持ち、今の現状の問題点、行政として本別町として行動しなければならないことは、どこなのかということをしちっと把握していくべきだと思いますが、見解を伺います。

○議長（高橋利勝） 高橋町長。

○町長（高橋正夫） 今、言いましたように、こっちでどうするどうするというわけにはいきませんということを行っています。それは人のことですから、ですからこういうことで相談とか困っているから、こういうことの対応だとかと、それはまちとして、行政としてのできることは積極的に対応させていただきたい。それは先ほど申し上げましたように、本町の大事な産業、企業を支える人材でありますから、そういうことを含めて、せっかく世界各国から来ていただいている人たちが、安心して暮らしていただける働く環境にある本別町と言われますから、そういう意味で責任持って雇用をしている方々、雇用している企業の方々、それを照会している企業かどうかわかりませんが、そういう方々が責任持って行政、町と情報交換やそういう対策の協議ができるということになれば、私どもから幾ら、お節介ということになりませんが、それはなかなかやりかねることありますから、そういうことも含めて情報交換、そしてまた積極的な連携ができるように、ぜひ努めさせていただければなというふうに思っています。

○議長（高橋利勝） 水谷議員。

○1番（水谷令子） 2項目めですが、介護職の人材確保における問題においてですが、事業者が関連して官民一体になって、取り組みが行われていると思います。また、GO！GO！介護本別体験セミナーが行われていますし、奨学金制度も充実したものだと思われませんが、今、行われている現状でこれまでに参加した人数、または採用した人数、課題などを伺いたいと思います。

○議長（高橋利勝） 飯山保健福祉課長。

○保健福祉課長（飯山明美） 御質問にお答えいたします。

まず、本別福祉セミナーの関係ですけれども、こちらは平成28年度から事業を始めております。参加された方々は、28年度が11名、29年度が17名、30年度が19名、令和元年度、今年度が14名の方が参加をさせていただいております。

その中から、実際に本別町の町内の事業者就職された方というのが、28年度につきましては1名、29年度参加された方については3名、30年度参加された方につきましては5名、今年度参加された方は、まだ内定ですけれども、一応今のところ2名が内定というように聞いております。

やっっていく中での課題というところでは、全事業者、介護サービス事業者が、この

事業に実行委員として参加をしていただいで、みんなでどういふセミナーにするかというところから、ずっと検討してきておりまして、人材確保という観点と、あとは町内事業者間の連携ですとか、輪をつくっていくというところでは非常にいい、どちらに対してもいい効果が出ているのかなというふうに思います。

あとこれを、継続をどういふ形でしていくかというところが、これからの課題であって、例えば、だんだんうちでは採用予定がないのだけれども、これに協力しなければならない、いつまで協力しなければならないのかですとか、いろいろな事業者間の温度差というのは多少ありますので、そういうものも含めて本別町に介護人材を呼び込むためにということで、共通の思いを、モチベーションを持ち続けていくというところが、課題なのかなというふうに考えております。

以上です。

○議長（高橋利勝） 水谷議員。

○1番（水谷令子） これまで対応された方は、継続して勤務されているのかという点と、それから町長のほうから、外国人の受け入れを考えていく方向になっていくのではないかという答えがありましたけれども、十勝管内では帯広大谷短大に社会福祉介護福祉専攻、また帯広コア専門学校には介護福祉科があり、また、ここでは多くの外国人の学生がいると聞いていますが、十勝管内全体として、このことを考えていくという方向性になっていくのか、伺いたいと思います。

○議長（高橋利勝） 飯山保健福祉課長。

○保健福祉課長（飯山明美） お答えいたします。

介護サービス事業者の中での退職というところでは、いろいろな事情もあつての退職される方はいますけれども、この福祉セミナーで入ってきた方については、今のところ皆さん、継続して働いていただいているのかなというふうに捉えております。

あと、十勝管内の状況といたしましては、十勝管内養成校が2校ありますけれども、主に大きな福祉法人の方々が、現地に行って学生を留学生として入っていただいで、そしてそこを卒業して資格を取ったら、自分の事業所にというようなそういう契約の中で、外国人を受け入れているというふうに聞いております。十勝管内各市町村でも介護人材確保策につきましては、十勝の定住自立圏の中でも情報共有はさせていただいているのですけれども、現状としましては、今、うちのまちではこういう対策をしていますというような情報交換にとどまっています、そこからさらに一歩踏み込んでどうしていこうかというところまでは、至っていないのが現状であります。

以上です。

○議長（高橋利勝） 水谷議員。

○1番（水谷令子） 本別町において、養護老人ホームの建設がおくれています。このことは、介護人不足ということから始まっていると思います。本別町において、介護職の人材確保は、本当に重要な課題であると認識していますので、いま一度、この

課題において十勝管内全体として考えていくという考えを持っていったらよいのではないかと思いますので、どのような考えか、もう1度お伺いします。

○議長（高橋利勝） 高橋町長。

○町長（高橋正夫） 十勝管内全体ということですがけれども、十勝はいち早く、もう何年になりますか、音更の前町長のときですから、3年、4年ぐらいになるのですかね。帯広に、今、十勝から2カ所、養成学校があるというお話させていただきました。特に大谷短大、四十二、三名の定員だったと思うのですが、半分について、またその半分になったということを含めて、何とかここで養成をしていただける、十勝管内みんな、十勝管内町村が全部の力を合わせて、ここで養成をしていただこうと。そしてコア学園もプラス、一緒に頑張っていたらこうということ、実は奨学金制度なども含めて、全町で取り組むのだというお話もいろいろしました。

音更が、過ぎた話ですがけれども、一番先に1,000万円以上の強のお金を出して、大谷学園にそれぞれ養成の支援をしたということでありまして、各町村は合わせて、本別町でもやっていますけれども、それぞれ人材養成の資格だとか、また招聘するための必要な経費だとか、そういうものをそれぞれ自治体が負担をして、人材の養成に努めていこうと、こんなようなことで協力させていただいているというのが現状であります。でき得れば、その中で両学校が多くの人たちが来てくれればいいのですけれども、なかなか日本の少子化の中では難しいということで、特にコア学園は去年、ことしはベトナムですか、たくさんの研修生を受け入れて、そこで語学も技術も含めて卒業生を出しているということになります。

なかなか今の段階で、本別町とかというわけにはいきませんが、先ほど課長のほうから答弁させていただきましたように、十勝間で大きな法人が直接また研修含めて資格を取って、雇用させていただいてということになっていきますので、それらの効果も含めて、もう時期出てくるのかなというふうに思いますから、また、そこに期待することも多いということでもありますので、そのことについてはこれからの本別町の今、特養の建てかえで社会福祉協議会、それぞれ人材育成で相当頑張らせていただいていますけれども、それらも含めて、直接外国人の人材というわけにはいかないかもしれませんが、そういうトータルで介護をしていただく人材が、十勝管内でふえていくように、自治体もみんなで協力しながら努力していくということになっておりますので、言うなればオール十勝でしっかりその対策をとっていくことにさせていただくということでもありますので、その辺はこれから徐々に成果の出るように、努力させていただきたいと思っています。

以上であります。

○1番（水谷令子） 以上で終わります。

○議長（高橋利勝） 暫時休憩をいたします。

午後 3時35分 休憩

午後 3時45分 再開

○議長（高橋利勝） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

本日の会議時間は、議事の都合により、18時程度まで延長いたします。

次に、11番藤田議員。

○11番（藤田直美） それでは、議長のお許しをいただきましたので、次の1問について一般質問させていただきます。

私は、細目方式を選択させていただきました。

民法改正に伴う公営住宅の入居要件の見直しについて。

現在、本別町においても保証人の確保が困難な状況にあります。2017年5月に民法の一部を改正、2020年4月1日施行する法律が成立され、保証人に関する規定が削除されたことに伴い、本町の条例等も改正することが必要だと考えます。

以下の4点について伺います。

1、民法改正を踏まえた、公共住宅の入居に際しての取り扱いについて、平成30年3月30日付国土交通省住宅局住宅総合整備課長の通知の内容と本別町の対応は。

2、連帯保証人の要件を満たせず、入居に至らなかったケースと主な内容について伺います。

3、現在、公営住宅に入居するには、2名の連帯保証人が義務づけられていますが、今後、改正民法等の状況を考えると、身寄りのない住宅確保要配慮者、低所得者や高齢者、障がい者、移住者、外国人等の増加も考えられることから、入居の条件として連帯保証人を2名確保は困難であるとし、保証人制度を廃止するべきです。考えを伺います。

4、退去時の原状回復の費用負担の現状と制度改正の必要性について伺います。

以上、4点について考えを伺います。

○議長（高橋利勝） 高橋町長。

○町長（高橋正夫）〔登壇〕 藤田議員の民法改正に伴う公営住宅の入居要件の見直しについての答弁をさせていただきます。

まず、1点目の民法改正を踏まえました、公共住宅の入居に際しての取り扱いについてであります。これは平成30年3月30日付で、国土交通省住宅局住宅総合整備課長通知の内容と本別町の対応についてですが、通知は公営住宅の入居に際して、保証人、連帯保証人を含む取り扱いについてでありまして、事業主体、地方自治体の判断にゆだねられたということでもあります。地方自治法に基づきます技術的な助言として通知をされてきました。

また、通知の内容は、近年、身寄りのない単身高齢者が増加していることなどを踏まえると、今後、公営住宅の入居に際し保証人を確保することが、より一層困難になることが懸念されますことから、保証人を確保できない人のため、入居できないといった事態が生じないようにしていくことが必要であるということでもあります。

仮に、保証人の確保を求める場合には、改正民法の施行に伴いまして、新たに極度額の設定が必要となります。また、必要に応じて機関保証を活用することなどによりまして、保証人の確保が難しい方の入居を円滑にしていくことも必要である、とあります。本別町の対応といたしましては、公共施設としての公営住宅を適正に利用していただくために、連帯保証人については従来どおり、2人を立てていただきたいと思いますと考えています。

2点目の連帯保証人要件を満たせず、入居に至らなかったケースと主な内容につきましては、連帯保証人要件を満たせず、入居に至らなかったケースは、今まではございません。本町では、法人などによる保証として、本別町社会福祉協議会で実施しております、生前事務委託契約事業や死後の事務委託契約事業、安心お預かりサービス事業の制度などの利用を認めておりまして、この制度を利用して連帯保証人を立てていない方は、現在の入居者では、この制度を利用している方が2件でございます。

3点目につきましては、今後は、改正民法にあります保証の極度額を設けた中で、連帯保証人を立てていただくことで進めてまいります。

4点目の退去時の原状回復の費用負担と現状と制度改正の必要性につきましては、入居時にお配りしております入居のしおりに基づきまして、費用負担の区分をしていただいておりますので、基本的には入居者の過失により破損や汚損した箇所の修繕費用負担をいただいておりますので、現制度により進めてまいりたいと考えております。

以上、民法改正に伴う公営住宅の入居要件の見直しについての質問の答弁とさせていただきます。

○議長（高橋利勝） 藤田議員。

○11番（藤田直美） まずは、1項目めの再質問をさせていただきます。

この通知では、標準条例案を改正し、保証人に関する規定を削除いたしました。公共住宅の入居条件に、連帯保証人の確保を前提とすることから、転換することを求めているものです。本別町は今までどおり、保証人を2名立てていくということですが、家賃債務の保障や法令等に違反した場合、入居者にかわって一切の事務について、責任を負うこととなるのか、連帯保証人の資格と責務について考えを伺います。

○議長（高橋利勝） 大槻建設水道課長。

○建設水道課長（大槻康有） 藤田議員の1項目めの再質問にお答えをしたいと思います。

まず最初に、連帯保証人の資格でございます。入居決定者、今の規則と同じでございますが、入居決定者と同等以上の所得を有するもの、また原則として町内に居住する方、また独立の生計を営んでいる方、また町税及び使用料を滞納していない方でございます。また、町内に求めれない場合ですけれども、町外でも認めているところがございます。

2点目の連帯保証人の責務につきましては、改正民法では極度額の範囲で、保証の

責務を負ってもらおうということになっておりますので、責務については、そういうことで進めていきたいというふうに考えているところでございます。

極度額につきましては、今回、民法の改正に伴いまして、保証人を外さない場合は、保証人の緩和とかそういうことも含めまして、極度額という限度額を設定しまして、つけなさいということを進めてきておりますので、それに伴う極度額という形でつけることになっております。

以上であります。

○議長（高橋利勝） 藤田議員。

○11番（藤田直美） 1項目については、保証人を2人とするという考えのもののお話だったかと思えます。

2項目めに移りたいと思います。再質問させていただきます。

主な改正の第2は、家賃の減免または徴収猶予の説明中に、民生部局との十分な連携を追記したことです。標準条例案では、収入が著しく低額であるとき、病気にかかったときなどこのような場合、民生部局とも連携し、収入等の状況や事情を十分把握した上で、家賃減免等の適切な対応を行うことが必要であると追記しております。

本別町では、先ほどの御答弁では、2名の方が本別町社会福祉協議会の制度を活用して、今後においても保証人の免除等を行っていくということだと思って聞いておりました。ですが、改正民法では、新たな契約について案が出されており、現行の保証人については、今後も保証内容の契約が継続されることとなります。今後は、高齢化によって認知症の方がふえていくことや、保証人の死亡や辞退する方が出てくることなど、さまざまな事態が予想されております。新たな保証人を見つけるのは、大変困難である状況だと考えまして、その対応と現在行っている事業、先ほど社会福祉協議会の制度のお話もされておりましたが、今後、予想される支援についても具体的な説明を受けたいと思います。

○議長（高橋利勝） 大槻建設水道課長。

○建設水道課長（大槻康有） 2項目めの再質問でございます。

今、お話ありました民法改正に伴います、機関保証という意味での内容でございますけれども、事業につきましては、現行では連帯保証人の設定の困難な方は、法人等による保証として、先ほどお話ししましたけれども、本別町社会福祉協議会で実施している生前事務委託契約事業や死後事務委託契約事業、また安心お預かりサービス事業の制度などの利用を認めているところでございます。

また、支援につきましては、民生部門で進めております、本別町生活困窮者自立支援庁内会議とも連携を図りながら、生活困窮者に対する支援体制をとっておりまして、今後も庁舎内連携をとりながら進めていきたいなというふうに考えているところでございます。

○議長（高橋利勝） 藤田議員。

○11番（藤田直美） 今の御答弁の中に保証人、確保の方になると思いますが、社会福祉協議会などの制度を活用して、法人等の保証を認めているという御答弁もありましたが、緊急連絡先の確保、身寄りのない高齢者死亡等の家財処分、その他適正な債権管理といいますか、滞納者への指導など、その他入居者の生活全般の支援を福祉的視点の連携も含めて、行政が対応できるのであれば、保証人廃止も可能と思いますが、その点についてはいかがでしょうか。

○議長（高橋利勝） 暫時休憩をいたします。

午後 3時59分 休憩

午後 4時00分 再開

○議長（高橋利勝） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

大槻建設水道課長。

○建設水道課長（大槻康有） 先ほどと、ちょっとお話がかぶってしまうかもしれませんが、保証人の廃止ということも可能かということでございますが、やはり先ほどの民法改正に伴いまして、保証人はつけるということになっておりますので、同じ福祉制度、先ほどお話ししました、そういうものの視点での対応をしていくという形で、進めさせていただきたいというふうに考えております。

○議長（高橋利勝） 藤田議員。

○11番（藤田直美） 次に、3項目めの再質問をさせていただきます。

現在の連帯保証人については、ある意味、無制限に債権者から請求できる仕組みになっておりますが、民法改正に伴い、法律上限度額という、極度額ですか、保証人に対してつけられることとなります。連帯保証人にとっては、連帯保証人を保護する有利な制度とも考えられておりますが、一方では、極度額がどのように算定されるかわからない状況の中、数字として具体的に見えてくることによって、連帯保証人の確保が難しくなるのではないかという懸念、心配もされております。

今後、新たに極度額を設けるということですが、基準となるものがあるのか、十勝管内の状況では、保証人制度を廃止するというような市町村がどのぐらいあるのか、その点について協議されているのか、また、協議の内容を伺いたいと思います。

○議長（高橋利勝） 大槻建設水道課長。

○建設水道課長（大槻康有） 3項目めの御質問にお答えします。

御質問の中身は極度額の基準、あと管内の取り組み状況と、あとこれまでの取り組み状況ということでございますが、まず1点目の極度額の基準でございます。平成30年3月30日に、国土交通省住宅局から示されている極度額に関する参考資料というのがございまして、裁判所の判決におきまして、平均で家賃の約13.2カ月の事例がございまして、それらをもとに今後、そういうものを検討していくという形になるかと思っております。

また、2点目でございます。十勝管内の先ほどお話あった廃止する市町村は幾らあ

るかということで、これは振興局で取りまとめを今現在やっている数字でございます。今後、各市町村でどういう取り組みになるか、まだ、確定はしていないと思いますけれども、今現在のアンケートというか、その調査の状況でございますが、連帯保証人の廃止を検討している市町村が5、廃止をしない方向で検討しているところが11、未定が3と伺っているところでございます。

また、この間に我々としても、いろいろこういう公営住宅の入居の問題点でございます。いろいろ協議をさせていただきました。先日、11月26日ですか、本別町で改めて7町呼びかけ、集まっていたのが7町村ございまして、その中で今後、保証人の絡み、外さない場合の限度額、極度額だとか、そういうもの含めまして勉強会、意見交換会をやっているところでございます。これをもとに今後進めていきたいというふうに考えております。

○議長（高橋利勝） 藤田議員。

○11番（藤田直美） 基準となる数字については、かなり高額になるのかなという印象を受けました。管理上、保証人に関する規定を削除することのメリット、デメリットを十分検討することは、必要とされるところですが、セーフティネット機能を有する住宅困窮者のための公営住宅の趣旨に沿った形で、明確な規定を町民の立場、入居者の立場で改定するべきだと考えております。民法施行が2020年4月1日であることから、早急に整備することが求められていると思いますが、今後の日程をどのように考えているのか。また、仮に保証人の確保を求める場合、保証人が見つからないときの対応を募集案内などに記載するなど、配慮が必要になってくるのではないかとと思いますが、考えを伺います。

○議長（高橋利勝） 大槻建設水道課長。

○建設水道課長（大槻康有） 3項目めの再々質問になりますか、今、お話のあった2020年4月1日から民法の改正ということで、我々の根拠、我々の町村としても3月末までに規則の改正を進めてまいります。

また、先ほどお話のあった周知、住民周知という部分でございますけれども、これについては新たに入居手続をされる方には、随時、窓口で対応していきたいというふうに考えておりますし、既存の入居者につきましては、収入申告時で行う連帯保証人の確認の際に、行ってまいりたいというふうに考えているところでございます。

○議長（高橋利勝） 藤田議員。

○11番（藤田直美） 4項目めの再質問に移ります。

住宅の原状回復、修繕費用の負担区分についてですが、入居者負担で修繕する項目の見直しをすることはしないのか、賃貸契約における現状回復の費用負担については、トラブルを未然に防止するため、改正民法においても原状回復の範囲について明文化されております。過大な原状回復の費用負担は、公営住宅本来の趣旨に反すると考え、経年劣化を除く入居者の責任、入居者の責めに期する事由において、修繕の必要が生

じた場合の度合いをわかりやすくする必要がありますと考えますが、例えば、入居時に配付される入居のしおりですが、公営住宅修繕負担区分表でも細かく記載されておりますが、その中で畳表がえについては、すり切れが甚だしく、縦糸があらわれているもの、焦げ穴、すり傷、切り傷が裏まで達しているもの。ここまではよいのですが、その後、日焼けによる変色、縁のすり切れと書かれており、入居者負担となっております。この部分は、経年劣化としてよいのではないかと読んでみました。

このほかにも現状と合っていない記載が、今後も出てくると予想されることから、居住年数や家族構成によって、経年劣化と判断することは大変難しいとは思いますが、仮に保証人を求めることになると、入居者はもとより保証人への周知はするべきですし、トラブルを未然に防ぐとともに、精神的な負担を少しで軽くするため、写真や絵を多く使い、わかりやすく明記しておくべきと思いますが、考えを伺います。

○議長（高橋利勝） 大槻建設水道課長。

○建設水道課長（大槻康有） 4項目めの御質問でございます。

修繕費用の負担区分ということでございますけれども、賠償については基本的に入居者の責めに負うものとしておりまして、先ほど話が合った畳の表がえなど、利用によって傷んだものを賠償してもらっておりまして、賠償があった場合は敷金を利用しながら、負担をお願いしているところでございます。

また、経年劣化につきましては、当然、役場の負担で修繕を行ってきているところでございますが、先ほど議員からの経年劣化の判断の難しいところという質問があったと思うのですけれども、この部分につきましては、区分表につきましては、現状に合った検証してまいりたいなというふうに思っておりますし、また、しおりの最後のほうになるのですけれども、この表に区分されていない修繕箇所というのが、ちょっと明記されておりまして、そういうものが発生した場合については、その都度、検討の上ということで負担区分の決定をしていくというふうになっておりますので、その辺も考慮しながら今後進めていくということにしたいと思っております。

よろしく申し上げます。

○11番（藤田直美） 終わります。

5番篠原議員。

○5番（篠原義彦） 議長の許可がございましたので、通告の1問について質問させていただきます。

ことしの農業生産と今後に向けて、本町の基幹産業である農業経営を取り巻く環境は、非常に厳しい中ではありますが、安定した営農を持続するための施策がさらに必要かと思っておりますけれども、町長の考え方を伺いたいと思っております。

ことしの生産は、天候が安定した中で、畑作は平年以上の収穫と思っております。JA本別町の取り扱いでございますけれども、小麦については反収が10.3俵、豆類は大正金時が3.6俵でございますが、小豆、大豆については4.3俵となり、ビートは

6トン、糖分16.9、馬鈴薯は澁原が61俵、加工馬鈴薯が60俵という数値で終わっております。酪農については、生乳の生産は、昨年の3万9,000トンから3,000トンほど伸びまして、4万2,000トンで終わる計画になっております。乳肉の個体販売は高値が続いていますが、少し下がった傾向にもありますけれども、高値安定できております。

さらなる安定を目指して、次の点について町長の考え方を伺いたいと思います。

まず一つ目、地籍調査の準備段階に入っていると思いますけれども、早期実施による基盤整備の確立。

2番目に、労働力の軽減と確保。

3番目に、高額な機械、施設の投資に対する対策。

4番目に、バイオマスの早期実施。

以上、4点について、町長の考え方を伺いたいと思いますけれども、よろしく願いします。

○議長（高橋利勝） 高橋町長。

○町長（高橋正夫）〔登壇〕 篠原議員からのご事しの農業生産と今後に向けての御質問の答弁をさせていただきます。

ことしの農業生産は、今、篠原議員からお話がありましたように、畑作物は平年作から平年作を超える収量となっております。酪農、畜産におきましても生乳生産、個体販売ともに順調に推移をして、不安定な天候、季候が続いた中でありましたが、生産者の方々の適切な圃場の管理、また飼養管理のもとで、よい出来秋を迎えることができたと考えております。

まず、質問の1点目でありますけれども、地籍調査の早期実施による基盤整備についてであります。地籍調査の実施につきましては、長期にわたる大型事業でありますので、本年5月の課長等会議で、職員間の意思疎通を図りながら、6月の議員協議会で、概要説明をさせていただいたところであります。

また、準備担当職員によります事業実施の中の十勝管内2町に事業実施状況調査、さらに釧路法務局帯広支局に出向き、地籍調査実施に当たっての事前の打ち合わせを行いまして、地籍調査を円滑に推進するために、関連部局長で組織をいたします内部組織として、地籍調査事業推進委員会を立ち上げまして、地籍調査実施に当たっての課題の整理、また予算の措置などの協議と打ち合わせ、また令和3年度事業着手に向けて準備を進めているところであります。

次に、基盤整備についてであります。本町全体は、これは歴史をちょっと言いますと、昭和32年からこの基盤整備を実施をして、平成8年からはこのパワーアップ事業、これは北海道の単独事業で実施したわけですが、それも含めて本町もずっと続けてきているわけですが、ここに至りまして、本町全体を美里別川を境に二つの地区に分けて、今年度から勇足川を道営畑総事業、本別の2地区として令和9年まで

の9年間で整備が始まり、令和3年からは仙美里川のもう一つの地区を本別3地区として、令和10年までの8年間の整備を計画しているところであります。2地区合わせて総事業費は42億3,000万円、受益者戸数は101戸、うち暗渠排水が1,070ヘクタールの整備などを進める計画となっています。

2点目の労働力の軽減と確保につきましては、労働力の軽減対策といたしまして、JA本別町によりますコントラクター事業の拡充が、積極的に進められております。また、TMRセンターの稼働やさらなる労働力軽減策としては、営体協畜産部会内で哺育センターの設立に向けた調査、検討を行っておりまして、今後も必要とされます労働力の軽減策につきましては、調査、検討を図ってまいりたいと考えております。

労働力確保に向けましては、本別町営農指導対策協議会を中心に、労働力、人材確保事業の取り組みとして、新規就農や雇用就農、移住を目的に道内外の都市圏で開催をされております、新農業人フェアや移住フェアの相談会などへの参加、また学生の就労相談、人材募集を目的に北海道立農業大学の生徒の就職相談会、キャリアサポートにも参加するなど、さらなる労働力、担い手確保に向けて取り組みの推進を図ってきているところであります。

3点目の高額な機械、施設の投資に対する対策につきましては、生産者の方々の相談や要望に基づきまして、強い農業・担い手づくり創業支援事業や畜産クラスター事業の国の補助事業を積極的に活用しながら、施設や農業機械の整備、導入を図っています。近年では、スマート農業の推進によりまして、高精度GPSシステムを利用いたしました農業機械の自動操舵技術の導入もふえておりまして、生産性の向上と労働力の軽減に寄与するだけでなく、農薬や肥料、燃料などのコスト削減に有効な手段となっているために、引き続きJA、また関係機関とともに、事業の推進を図ってまいります。

また、JA、北海道糖業、町での共同で、生産者の要望によります独自の施設の整備事業として、圃場の損壊防止と収穫の保管作業の効率化を図る目的で、てん菜のストックポイント整備事業の実施をしています。今後も地域の課題や実情、要望を把握しながら、国の事業を積極的に活用しますとともに、対応に努めてまいりたいと考えています。

4点目のバイオガスの早期実現に向けては、本年3月の定例議会で質問をいただきまして、その答弁といたしましても本町の計画内容と、北海道電力からの道東エリアでの売電の受け入れにつきましては、送電網の増強が必要となり、その工事費に約600億円、工期で10年から15年かかるという通告があったことなどを報告させていただいたところでありますが、しかし、ことしの10月に北海道電力が道内で道東エリアを含め、送電網の増強計画案を国、経産省に対し提示をしました。その内容については、道東エリアについて、私どもの役場にも報告がありました。空き容量を20万キロワット程度増強するというものでありまして、工期が5年、工事費は100

億円程度の見込みとして、それぞれ大幅な内容の変更を発表し、本町と農協にも説明に来たところであります。

内容につきましては、これまでのFIT、電力の固定販売買い取り制度ですが、このFITも活用することができる見込みで、手続や実施に伴う、要領、要綱などの詳細については、今後に示すということでありますので、十勝バイオマス関連事業推進協議会などと連携をして、本別町の家畜ふん尿利活用対策協議会において、バイオマスプラントの整備に向けた再確認設立や運営方法などについて、協議を進めていかなければならないと考えています。

いずれにいたしましても、本町農業の振興と農業生産の維持、規模拡大に対応した事業の展開や必要となる担い手と労働力確保に向けて、農業者、関係機関が協力して一体となって、この施策を実施、検討を進めてまいりたいと考えております。

以上申し上げて、答弁とさせていただきます。

○議長（高橋利勝） 篠原議員。

○5番（篠原義彦） 何点か再質問をさせていただきます。

まず、地籍調査の件につきましては、膨大な費用と期間がかかる予定でございますけれども、目安として農地関連でどの程度の計画を持って進んでいるのか、お聞きしたいと思います。

それから、2点目の労働力の軽減と確保は、これは自分たちで、できるだけことをやらなければならないし、ある程度、機械に頼っていくのですが、町長、念頭の挨拶の中で、スマート農業の推進ということを挨拶の中でうたわれておりましたけれども、現在、町内でこれに類する事業がどの程度普及しているのか。GPS利用した自動車道だとか、搾乳ロボット、あとヘリコプターによる作業だとかありますけれども、その点わかりましたらお知らせいただきたいと思えます。

それから、ビートのストックヤード、北糖と町との話し合いで進めておりますけれども、ことし雨の多い中ストックポイントが整備されているため、非常にスムーズに搬送が行われているように思いました。今後、どの程度まだ残っているのか、希望があるのかもお知らせいただきたいと思えます。

バイオマスについては、組合長会で随分、関係省庁に要請したようでございますけれども、結果的に町村会の首長が先頭に立って要請運動を興さないと、なかなか前に進まないということをお聞きしておりましたのですけれども、今、御説明にありましたように進むということですので、このことについてはよろしいです。

○議長（高橋利勝） 大槻建設水道課長。

○建設水道課長（大槻康有） 篠原議員の地籍の計画年ということでございます。

今、ここに市街地も入れたという部分もちょっと入っております、おおよそ市外耕地部と市街地を合わせまして、約50年間という計画で、今、進んでいるところでございます。当然、耕地山林部分は優先して進めていくということで、ほぼ耕地部分

の年数がかかっているということでございます。

以上でございます。

○議長（高橋利勝） 菊地農林課長。

○農林課長（菊地敦） スマート農業の推進の関係につきましてお答えをさせていただきます。

近年、国の補助事業も含めて、取得する農家がふえてきています。これまでに農協等に問い合わせをしながら、設置状況含めて調査をしていますが、農協のGPSのアンテナを利用して今作業を実施している方が35戸ほどあります。合わせて民間の似たような形で、農機具会社のほうもアンテナを設置をしていますので、そこを利用している方が約5戸、合計で40戸ほど今、利用者として登録をしているという状況になっております。

GPSの貸与機械につきましては、戸数イコールにはなりませんので、2台、3台と持っている方も含めてありますので、つかんでいるのはおおよそ55台ほどが、そういったGPSに対応する機械をつけた農作業機械、トラクターが、導入をされているという状況にあらうかと思えます。基本的に、今、農家戸数約260戸ほどですので、そういった形で今の普及率を考えると、15.4パーセントほどと。ただ、これからどんだんとこの関係につきましては伸びてくると、事業を利用される方もふえてくるのかなというふうに思っております。

続きまして、ストックポイントの整備状況ですが、一応、今年度までの事業として今の現状としては考えていますけれども、延べで71戸で92カ所の整備状況となっております。

今後の希望ということですが、3年間の事業として、ことしで一応終了となっております。基本的に手を挙げた方について、実施をしていますが、ただ今回、今年度3カ所ほど、これは農家さんのほうの都合も含めてありまして、設置場所の雑木切りが間に合わなかったですとか、整備するところに土砂を入れてという状況だったのですけれども、その土砂入れができてなかったりとか、そういう状況も踏まえてありますが、今、農協、そして北糖のほうとも協議して、手を挙げた残り3カ所については、実施をする方向で検討は今させていただきますので、先ほど言った92基プラス3基という形で、整備がされているという状況になっております。

搾乳ロボットの関係ですが、近年の状況で言いますと、搾乳ロボットが、平成30年中に2戸が整備をされています。あわせてロータリーパーラー、これ御存じかと思いますが、活込の3戸法人で実施をしているロータリーパーラーが、30年度で1戸という状況になっています。

以上であります。

○議長（高橋利勝） 高橋町長。

○町長（高橋正夫） バイオマス関係でありますけれども、御質問いただきました

ように、農業団体も熱心に研修会やったり、また要請活動もしてきました。これは御質問ありますように、十勝の基幹産業の大事な一翼を担うバイオマスプラントですから、ただ大型にすると、このFITの制度がなければ、なかなか運営ができないところでありまして、十勝管内の協議会をつくって強力に要請をして、経過としては北電から、先ほど申し上げたような5年で100億円というような案を、また受け入れたというようなことになっておりますけれども、ただ、本別町についても協議会で協議をされていっているのですが、大きくすると本別の酪農、そんなに大きなメガファームがあるわけでありませぬから、どちらかという個別完結型も含めて対応すべきであると、私はこう思っているのですが、今、農協と町も含めて協議会でやっているのが集中型が1カ所と、これ二、三千頭クラスですね、できるということでもありますから、ここもなるべく、ヨーロッパから技術屋を呼ぼうとかそういうことでなくて、できる限り国内で維持管理もスムーズにできるようなそういうプラントをつくりながら、この制度に乗ってしっかり対応していきたいなというふうに思っていますが、これもまた当然、農業者や農業関連との協議にもなりますけれども、そういう大型のやつと、さらにまた地域別に個別完結型のやつもつくることも、一つの方法でないかなというふうに思っておりますので、これらもまた、農業者の方々と相談しながら進めていきたいと思っております。

5キロワット未満であれば、今でも接続可能だということの方針も出ておりますので、希望する農業者の方にとっては、どういう選択をするかも含めて、また、早くこの制度に乗れるように、それぞれまた情報交換しながら、対応してまいりたいなというふうに思っています。

今、十勝管内約30基ぐらい予定をして、施業待ちでありますから、本別町特にまだ1基もないというような状況でありますので、できる限り早く設定できるように、私どももしっかり勉強して頑張っていきたいなというふうに思っています。

以上であります。

○議長（高橋利勝） 篠原議員。

○5番（篠原義彦） 最後に2点ほど質問させていただきますけれども、農業を取り巻く環境、非常に厳しいのは変わりはありません。コスト増だとか、労働力不足、TPP、日米貿易の問題など、こういう不安は増していきますけれども、こういう情報をいち早く農業者に提供してもらおうのと、やはり生産規模の基盤の強化とか規模拡大、家族経営の維持など、多様な担い手が安心して営農できる体制を今後、支援、対策が必要かと思っておりますけれども、町長の考え方を伺います。

もう一つ、ビート工場、操業始まりましたけれども、まだ本格操業でないようなお話を聞いておりますけれども、その辺、町長、何か話聞いていたらお知らせ、日量3,000トンとか3,200トンぐらいを裁断するのだけれども、まだ2,500トンぐらいという話聞いておりますけれども、もしわかれば、その辺もお知らせいただきたい

と思います。

○議長（高橋利勝） 高橋町長。

○町長（高橋正夫） 本当に篠原議員御質問のとおり、1月1日から日米の合意協定ですから、この後どんどんどんどんというか、非常に関税が下がっていくわけですから、与える影響は特に十勝の農業、本別の農業に一番、日本の農業の中でも与える影響は多いということなると思います。特に、乳製品や肉類、畜産もそうですし、また、そのほか医療だとか薬品の問題なんかいろいろありますけれども、問題はそれと種子法ですね、日本でやったね。これについても、大変なことになりかねないと私どもは危惧しているのですけれども、例えば、私どものクレイマメの原原種をつくっている中性光黒、今度、種とれなくなったら大変なことになるのですね。それが、まさか外国の一多国籍企業に管理をされるなんていうことには、絶対あってはいけないことですから、これは北海道も含めて、その種子法については北海道独自の条例もつくっていただくには、道議会含めて頑張ってくださいですので、何とか十勝農業、本別農業を守るために、それぞれ努力させていただければと思っています。

特に、日米、これはT P P含めても想定されるというのが、完全実施までのところで380億円だとか、いろいろ数字出していますけれども、現場での意欲だとか風評だとか含めても、かなりな影響が出てくるのではないかと。一番心配なのは若い世代、また、担い手の方が本当にこれから農業に従事していただけるかということが、私どもの一番の懸念するところでもありますから、そういうことのないように、特に持続継続できる農業の現場の支援策を国にも、しっかり求めてきているところでもあります。ただ、対策と政策ではえらい違いなものですから、当面の対策はやらしてもらわなければなりません。やはり究極はずっと安心して、まさに今御質問のとおり、安心して食料生産のできる大事な基幹産業の農業が、これからも延々と続けるという政策を国も含めて、しっかり対応していただくように私どもの役割として、これは全力投球で頑張っていきたいなと思っていますし、また、そのことを農業団体、農業者含めてしっかり連携をとりながら、今まで以上に元気の出る農業づくりに努力してまいりたいなというふうに考えております。

それと、製糖工場ですが、本社の社長さんも北海道の専務になるのですか、本別の工場長さんにも来ていただきました。28日から本格操業が始まっています。ただ、たくさんのビートですから、一気に流してもなかなか裁断する時間とかありますから、かなり精度は上がっているようでもありますけれども、本格操業になっていることは間違いありませんので、3月の末ぐらいまで時間がかかるであろうということですが、私の願いは3月の末までかかっても、ぜひ大事な生産物、そしてまた工場にとっても、農業者にとっても、まちにとっても大変なことしはすばらしい年であるはずなものですから、このことを十分に発揮できるように、事故の起きたあとについては、関連する自治体も含めてしっかりと挨拶、それぞれお世話になったことも含めてやって

いけるように、直接お話をさせていただいて、私ども今後ともいろいろなこの部分で、できる限りの支援をさせていただくことも話させていただきました。

そういう意味では、私どもも本当に願う、煙が工場から出ているというあの風景は、何といても一番の喜びでありまして、そういう意味では本格操業が始まって、まだわずかかもしれませんが、順調に推移をしてきているということの状況でありますので、以上、報告させていただきたいと思います。

以上であります。

○議長（高橋利勝） 篠原議員に一言申し上げます。

ただいま答弁、許しましたけれども、北海道糖業は行政と直接かかわりありませんので、こういう場での質問というのは、ちょっと注意していただければと思います。

（「答弁の前に注意してください。答弁の前に。」と発言する者あり）答弁は、今回はいい。（「私としては、言った後にそういう説明をしてください。終わってからのこと、いいです。」と発言する者あり）

○5番（篠原義彦） 終わります。

○議長（高橋利勝） 次に、6番大住議員。

○6番（大住啓一） 議長の許可をいただきましたので、午前中保留してありました、行政の不祥事と非常時におけるトップとしての対応は、について質問をいたします。

近年、本別町における不祥事は、大小を問わず毎年のように起こっており、また災害や予期しない出来事が起きています。事件、事故に対する町民の皆さんへの説明や住民の方々の生活を守るための対応が不十分であると思いますが、考え方を伺います。

本町の不祥事は、平成28年6月定例会におきまして、私の一般質問から税金収納において横領事件が発覚いたしました。本定例会初日の議員協議会において、不納欠損者を対象とした町税収納調査及び公用車の車検切れが報告されました。

本年3月には、ふるさと納税の手続ミスにより、多くの方々の御厚志に背き、著しい信用失墜となった事件。先月の議員協議会において明らかになった農業委員会事務局の年金に係る手続の不手際等々の事件について、町民の皆さんへの説明が不十分であると思います。

税の徴収については、横領事件の額も含めて現在、約420万円になるとの報告がありました。早急に全容解明を図り、町民の皆さんに説明すべきと思います。公用車の車検切れは、言語道断の事件ですが、今後の対応を速やかにかつ詳細に説明すべきと思いますが、お考えは。

また、昨年の胆振東部地震時の災害対策本部設置が大幅におくれた対応や、誘致企業、これは昭和32年の議会で議決しました製糖工場のことですが、に対する町支援の考え方を伺います。

○議長（高橋利勝） 高橋町長。

○町長（高橋正夫）〔登壇〕 大住議員の2問目ではありますが、行政の不祥事と非常

時におけるトップとしての対応についての御質問の答弁をさせていただきます。

冒頭であります、町民に信頼されるべき公務員という職にありながらも、たび重なる不祥事の発生につきましては、大変重く受けとめておりますし、町政に対する信頼を大きく損ねましたことに対して、議員各位含め町民の皆さんに、深く重ねておわびを申し上げる次第であります。

12月3日に、緊急の課長等会議を開催をし、重なった不祥事について報告し、小さなミスが大きなトラブルになることを肝に銘じ、業務の遂行に当たっても、当たり前前を当たり前に行うことなどを各課長に啓蒙したところでもあります。今後も引き続き職員教育や研修を徹底して、法令遵守はもとより、常に全体の奉仕者としての強い自覚と緊張感を持って職務に専念するよう、職員の徹底した意識改革を図り、町政の信頼回復に全力で取り組んでまいります。

各種不祥事にかかわる町民への説明についてですが、不祥事が発生をして御迷惑をおかけした方々への対応などが全て終了した段階において、町広報紙及びホームページにおいて、経過と説明を掲載させていただいたところではありますが、農業委員会事務局の年金にかかわる手続の不手際、公用車の車検切れにつきましては、同様にお知らせをさせていただきたいと考えております。

また、税の横領事件に関しましても過日、開催をいただきました議員協議会におきましてお答えしたとおりであります。12月中には全容を解明し、監査委員における監査をいただき、また、明らかになった段階におきましては、各種媒体を活用して町民の皆さんにもお知らせをしたいと考えております。

昨年の胆振東部地震における災害対策本部の設置についてですが、本年6月の定例会の大住議員の一般質問でも答弁させていただいておりますが、災害発生からすぐに役場としての対応を行い、朝には対策会議を設置し、対応したところでもあります。しかし、長時間にわたる停電によります通信手段が、全て不通になるという事態が発生しましたので、人命に危害が及ぶおそれが想定された段階において、迅速に関係機関との連携を図るために、災害対策本部に切りかえて対応したものでありますので、御理解をいただきたいと思います。

また、誘致企業に対する支援についてであります。企業において不測の事態が生じた場合については、該当の企業と連携を密にして、でき得る支援について対応してきたところではありますが、今後においても誘致企業が何を求めているのか、また、何をするのかを的確に捉えながら、支援を行ってまいりたいと考えております。

以上申し上げて、答弁いたします。

○議長（高橋利勝） 大住議員。

○6番（大住啓一） かなり問題が幾つも出てきて、議会のたびに質問させていただいてございます。

まず、税金の関係でございますけれども、先般の議員協議会で480数件の不納欠

損の全容解明を図っていると、ほかに不納欠損処理をした以外に222件の税の追跡調査をしましたところ、額で139万円、約140万円ほどが出てきていると。先ほどもお話をさせていただいたように、春先に出てきた56万円と足しますと420万円ぐらいになると。まだ、残っているのが、今、町長の答弁にもありましたとおり、12月中ということでございますから、まだ6件ほどあろうかと思えます。6件だったか21件だったか、6件だと思えますけれども、その辺で全容といいますか、出てきた段階で、これは町民の人たちに速やかに、不納欠損も400件ほどやっている、200件の領収書ある、ないから調べているということでございますから、早急に町民の皆さんに結果といいますか、それを示していくということになるかと思うのですが。その辺、今の御答弁でもありましたように、年内に方向性が出れば、年明け早々の臨時議会等々の招集もあるかもしれませんが、そのときも含めて我々議員はもとより、町民の皆さんに周知するべきではないかと思っております。

順不同になるかもしれませんが、公用車の車検切れについてですが、きょうも冒頭に行政報告がありました。先般の開会日の議員協議会では、法令違反になるということで、私ども質問させていただきましたところ、警察署にも相談しているということでございます。それがどのような指示といいますか、指導といいますか、結果が来ているのか、その辺、わかる範囲の中でお知らせいただきたいということと、余りきつい言葉ではお話ししたくないのですが、公務員が管理する車が道路交通法の法令に違反するようなことがあっては、これはお話にならないということでございますので、警察当局からどのような指導といいますか、お話があったのか、まだであれば、どんなになっていますかとお聞きするぐらいの気持ちがあって、しかるべきかなというふうに思っております。

それと、細かく言いますと、ふるさと納税だとか、6月には今回質問であえて言わなかったのですが、町のホームページが閲覧できなかつたとか、本当に大小問わずあります。町長、おっしゃるように、職員の皆さんも一生懸命やっておると思えますけれども、なかなか町民の負託に応えられないと。全体の奉仕者というのは、今さらでなくわかっていることでございますので、その都度その都度、町民の皆様方に細かく進めていくべきでないかというふうに思っています。

それと、災害等々については、去年のブラックアウトになった部分については、これは余り予測ができなかつたということで、対策本部のは、これはある程度理解はいたしますけれども、行政が把握しないことには、今、電子器機が発達してしまっていて、電池がなくなると一切使えないということでございます。町民の皆さんは、全てスマートフォンだとか、電子器機で情報を得ているという方々も多いものですから、先般の教訓をきちっと皆さんで、共有するというような形で進めていったほうがよろしいのではないかと思うものですから、その辺もどのように考えているかについて、再度お伺いしたいと思えます。

それと、ビート工場の関係は、先ほどの議員の質問もありまして、細かく答弁をしていただきましたので、これはその辺にとどめておきたいと思います。

あとは、ビート工場につきましても、先ほど来の話ですが、町の基幹産業を担う大きな組織でございますので、関係機関との協力を密にさせていただいて、進めていくのではないかと思います。その辺の考え方も再度伺うものでございます。

それと、今月号の町の広報でございます。これでページをめくりますと、アンケートの結果が載ってございました。私も注意深く見て、まだ詳細の字は見えていないのですが、若い方々が、なかなか本別に住みたくないという方が40パーセントぐらいいるのです。いろいろな理由があって、そうなったと思うのですが、私なりに分析しますと、こういうことが続いていると、いいまちだということにもなっていない部分があると思いますので、経験豊富な町長でございますから、速やかに町民の皆さんと報告なり御相談なりしていただいて、住みよいまちづくりに励むべきだと思いますが、その辺も何点かなりましたけれども、含めてお伺いするものでございます。

○議長（高橋利勝） 高橋町長。

○町長（高橋正夫） 何度も、何度か大住議員の質問から、それぞれ全容解明まで、今日までということでありますから、何度か質問いただきましたけれども、ここで議会の皆さん方からも徹底して、もうこれ以上ないぞというぐらいきちっと調査をするほうがいいということでありますから、本当に今、全力を挙げて多くの調査をして、12月中にはその全容が解明できることでもありますので、これが解明されてまた、それぞれ監査委員の皆様にも御足労かけるのですが、ここで監査をお願いをして、結果が出た部分については、速やかにそれぞれ法的な手段含めて対応することと、その結果出たときには、年明けになったら臨時議会かどうかになるかと思いますが、その節も町民の皆さんにはしっかりと広報等含めて報告させていただきながら、これからの対応をさせていただきたいと思います。

また、車検の関係でありますけれども、警察との協議ということではありますが、これまだ事情聴取というか、現場の聴取が全部終わっていませんので、今まだここで答えるわけにはいきませんが、当初申し上げましたように、事件性があるかないか含めて、警察のほうでも十分に聞き取りをしながら、対応していただくということになっておりますので、その辺も結果が出ましたら、また報告させていただきたいというふうに思います。

ふるさと納税、残念なことに年度末、連絡がおくれたばかりに、税の控除が受けられないというような事態になったということ、本当に申しわけないことでしたが、その後、担当も大分頑張ってください、ふるさと納税の状況も非常に拡大をしながら、頑張ってきておりますので、そういうことも一つのあってはならないことですが、その後を全力で職務に当たって、信頼回復に努めていただいているということでもありますので、ここもそういう中身を報告させていただきたいと思います。

次に、ブラックアウトの件ですけれども、震度3でしたから、それでも本当に私どもの職員みんな、それぞれの持ち場全員集まって、前に議員にも言われたことありますが、早朝から集まって、それぞれ自分の受け持ちの施設や何かの点検もしながら働きました。ただ、直接、被害とかというのがありませんでしたから、対策会議でずっとやっていた、課長会議で。御質問にありましたように、まさか電池がなくなったとか、N T Tも含めて通信網が途絶えるなんていうこと想定していませんでしたので、そういうことも新たな教訓としてしっかり、これからもあり得る、想定できるようなことになるわけで、そのことを大事にしながら、この対策のあり方についても、人命にかかわるものについては、早急に対策本部ということも含めて、これは今までの教訓を生かしながら対応させていただくの、また、この通信網が途切れるということは、これだけ大変なことになるのだという新たな認識もできましたので、それぞれ地震、暴風、大雨いろいろな災害ありますけれども、常にこのことを、やっぱり人命預かるためには通信情報というのが一番でありますから、こういう教訓を生かしながら、今度の対策に生かしていきたいなというふうに思います。

また、誘致企業の関係であります。これは本当に残念ながらいろいろなことが起きたということもありまして、企業名は言えないということでもありますから、言いませんけれども、ただ、私どもはその中でもできることはないか含めて、いろいろ日常生活の支援だとか、また、それぞれ重機、備品だとかいろいろな対策をしました。連携とりながら、ただ、あれやったこれやったということは、言えることではありませんが、常に大事な本町の支えの大きな企業でありますから、基幹産業の本当に担い手でありますから、そこを大事にして常に連携をとりながら、できる支援にはまた協力はこれからも、この前もそうですけれども、これからもしっかりとっていくということを申し上げて、それも本町のほうから札幌支社、本別までもそれぞれの企業の代表の方々含めて、さらにまたその意思確認をさせていただいて、これからもそれぞれ協力していくということにしておりますので、その辺については変わらず努力させていただきたいと思っております。

それから広報紙ありました。私も広報紙見て、やっぱりこういうことも当然影響しているのだろうなということがありました。まちが元気で希望を持って、今後、本別でこれからも自分たちが、私たちがここで頑張っていくぞと、そういうイメージを持ってもらえるまちづくりにしていかなければならないと、改めて影響は私どもも感じながら反省をしているところであります。そういう面も含めて、これからのまちづくり、総合計画含めて、しっかりと対応させていただければと思っています。

以上申し上げます、答弁とします。

○議長（高橋利勝） 大住議員。

○6番（大住啓一） 町長のほうから、決意表明を受けているわけではないのですが、しっかりと対応したいということでございます。

先に質問させていただいた警察署との協議をしているか、していないかというのはちょっと聞こえてこなかったもので、それは再度。

それと、これからしっかりと運営していきたいということと、これだけ、災害の災害対策本部は別にいたしまして、大きい小さい別にしてやはり職員の方々が一生懸命やった結果も含めて、町民の皆さんに不利益だとか、協力してもらった人方に不利益が生じている、ふるさと納税しかりですけれども、それらについての申しわけない表現を使うわけでないのですが、職員の方々の処分、それと当然、監督責任というのが出てくると思うのです。これは税金の関係が、まだ残っているということもありますので、今までの町長の御答弁では、それらがということが、全容がわかってからということなのでしょうけれども、それらも含めて処分の関係をどのように考えているのか。これだけのことがあったので、一般的に新聞紙上になっています口頭注意だとかその辺がいいのかわかりませんが、これはいろいろな委員会があるようがございますので、その辺に諮るのか諮らないかも含めて、これは大きなことですから、トップとしてどのようにお考えになっているか、その辺の考え方をお聞きしたいということと、先ほど警察との関係がちょっと聞こえてこなかったものですから、議員協議会で相談するというものであったものですから、その辺等含めて、今、いろいろなミステークやら問題が大きくあるということがございますので、その辺の処分をどのようにするかということをお伺いしたい。

○議長（高橋利勝） 高橋町長。

○町長（高橋正夫） 車検切れの警察の協議は、先ほど申し上げましたけれども、事情聴取の最中でありますから、まだ終了しておりませんので、本来でしたら報告したいのですけれども、まだ少し残っているということでありますから、それは後ほど、それら終了しましたら報告をさせていただきたいと思えます。

それぞれ一連の関係のものですが、これ何回か質問いただきました。常に倫理委員会にしっかりかけて、これらの反省も含めて、また、それぞれ法律に照らし合わせながら、適切な処分というものをしっかりすることで、また新たな意識、緊張感持ちながら仕事をしてもらうという意味では、それぞれその担当のみならず、取り巻くそれぞれの関係者も含めて、それは適切な処理をさせていただくと、こういうことにさせていただきますので、よろしくお願いします。

以上であります。

○議長（高橋利勝） 大住議員。

○6番（大住啓一） 町長の今の御答弁では、税金の関係が全て出てからという、私なりに考えをいたしました。

それと、警察署には相談をしなかったのですが、しなかったらしないでもいいのですが、私、何回も言うのですけれども、さきの議員協議会、警察署と相談するというふうに聞いていたものですから、私の勘違いであれば勘違いでもいいのですけれども、

その辺、どんなことになっているのでしょうか。要するに公用車の車検切れの関係、それが先ほど来から言っているのですけれども、私の質問が悪いのか、答弁というか、聞こえてこないものですから、その辺だけ再度お話をさせていただきたいということと、これから12月中には税金の関係、今まで出てきている部分もあるので、懲罰委員会とは言わないのでしょうか、そういう委員会があつて、そこに諮問すると、当然、関係者ということですから、トップである町長も含めてという解釈でよろしいのか、その2点。

○議長（高橋利勝） 高橋町長。

○町長（高橋正夫） 警察の協議をしている、事情聴取含めて、今、聴取中であるということで、結果について、まだ報告は残念ながらできないという状況にありまして、今、警察署が現場の職員、また管理している側の職員の聴取が終わり次第、警察の判断がいただけるということでありますので、それ協議中でありまして、捜査中でありまして。

また、処分については倫理委員会の中で、それぞれどこまでの処分とするかは、倫理委員会の中で、先ほど申し上げましたように、法律にも照らし合わせながら、倫理委員会の中できちっと対応していただくということにしておりますので、そのことで終わりたいと思います。

以上であります。

○議長（高橋利勝） 大住議員。

○6番（大住啓一） お答えはそのとおりで結構かと思いますが、私も言っているのは、警察が今捜査という言葉が出ましたので、捜査中であれば、捜査権を侵害するわけにいかないのか、きちっと出たときに、来年になるか、年内に間に合えばいいのですけれども、それも私も町民の皆さんに報告していただく。それを踏まえての処分内容になってくる部分もあるかと思うのですね、内容によっては。それは私がどうのこうの言う立場ではございませんけれども、いずれにいたしましても倫理委員会に出して、それなりの処分をするということで、町長に伺いましたので、町長御自身はどうなのかということも最後にお聞きしたい。

○議長（高橋利勝） 高橋町長。

○町長（高橋正夫） 倫理委員会ですから、どういう処分がどこで、どこまでというのはきちっと調査、そして倫理委員会で協議することでありまして、私自身がどこまでということは、私からは言うべきでもありませんし、そこまでの、私も委員ではありませんので、それは倫理委員会の判断に任せるということでもあります。

それと、捜査については、何回も言っていますけれども、今、この事象が起きたことについて、当初、議員協議会でも言わせていただいたのは、事件性があるかないかを含めて、それは多分ないだろうと思うけれども、でもきちっと調査をするということは、警察の役割で大事なことです。そのとおりですよ。それを今、事情聴取とい

うか、をして公園の管理と、こっちの車両管理している職員のことですね、事務方の、この聴取が終わらなければ、警察のほうから報告がいただけない。終わった後にいただければ、結果は報告をさせていただきますと、こういうことであります。ぜひ御理解いただきたい。

○6番（大住啓一） 終わります。

○議長（高橋利勝） 暫時休憩をいたします。

午後 5時02分 休憩

午後 5時14分 再開

○議長（高橋利勝） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

一般質問を続けます。

10番阿保議員。

○10番（阿保静夫） 議長のお許しがあったので、2問について一般質問を行います。

私は、従来どおりの細目方式ではない方式でやりたいと思いますので、よろしくお願いをいたします。

1問目ですが、ふるさと納税で、ほんべつ応援団づくりの推進をということで伺います。

本別町の個性あるふるさとづくり寄付、いわゆるふるさと納税事業は、全国からの大きな支援をいただきながら発展してきたものと考えます。さらに、本事業を通したまちづくりを進めるために、リピーター対策やクラウドファンディングの検討を進めるべきと考えますが、見解を伺います。

クラウドファンディングは、下に書いてありますけれども、インターネットなどで呼びかけて、資金を調達する方法というふうになっています。

本町のふるさと納税事業は平成18年度から始まり、平成29年度までの寄付総額は1億6,028万円、そのうち、本のまち・夢プラン事業を初め、町の各事業に利用してきた総額は4,100万円となっています。これは町のホームページで調べました。平成31年度は、寄付額4,180万円、寄付者は2,758人です。3月16日から11月15日分で、これは町広報に載っています。

2013年、平成25年の12月の第4回定例会で、ほかのまち、ほかの地域でも取り入れているふるさと納税にかかわる、そのまちの返礼品を本町もつけてはどうかという提案をさせていただきました。そして翌年の2014年の平成26年から、この返礼品がスタートしたわけです。

そこで伺います。

一つ目ですが、寄付者で希望者は、町ホームページで、県、氏名、寄付額が公表されていますが、特にリピーターについては一層のつながりを深めていくこと。そのための具体的取り組み、例としてイベントや御所の宿泊、キャンプ、農業体験、また本

日、交通公園の利用というようなことも出ています。そのようないろいろなアイデアをもとに、そういう取り組みをすることが大切だと考えますが、見解を伺いたいと思います。

10月の初めに、産業厚生常任委員会で群馬県の川場村というところに行かせていただきました。そこは全国一の道の駅なので、ふるさと納税とは直接関係ないのですが、私が驚いたのは、報告書にあるとおり180万人の利用者、訪れる方がいらっしやって、リピート率が70パーセントということなのです。ちょっと私もリピートについては、ずっと一般質問も含めて伺ってきているところなのですが、川場村にどうやって調べたのと聞いたら、わからなくて、そのやっている会社のほうに聞いてもわからなくて、結局、県庁に電話したのです。群馬県に。

そうしたらイベントのときに、訪れている人にリピート率を調べるということで、私が言いたいのは、本別のふるさと納税でもリピーターを大切に、まちづくりの一環として大切にしていきたいということは、何回も申し上げてきたことなので、そのリピーターについて、現在の取り組みについて伺いたいというふうに思います。そういう趣旨です。

2番目ですが、道内でもふるさと納税事業を活用してクラウドファンディング、さっき言ったように資金調達の方法による施設整備初め、諸事業に取り組んでいる自治体がありますが、本町においてもクラウドファンディングの事業の推進を図るべきと考えております。このことについても、これまで何回か申し上げてきていると思っておりますが、内部でいろいろ検討していくという趣旨の答弁もあったというふうに思っております。その点で、クラウドファンディングについて、どの程度の検討がされてきているのか、他町村、他の自治体の例でも記念になる施設を建てるためとか、道路の整備とか、それから最近では災害の関係で、クラウドファンディングで災害のお金があつという間に集まったという、やっぱり日本人はすごいなと思ったのですが、そういう意味で本当に心でつながるふるさと納税事業というのを、私はいつも言っているつもりなのですが、クラウドファンディングは、寄付された方が、自分の寄付が本別町のあれに使われたということは、一つの誇りになると思うのです。そういう意味で、本町としてクラウドファンディングを具体化していくということは、私は重要だと思っておりますが、その辺についての見解を伺いたいというふうに思います。

○議長（高橋利勝） 高橋町長。

○町長（高橋正夫）〔登壇〕 阿保議員のふるさと納税で、ほんべつ応援団づくりの推進の質問の答弁をさせていただきます。

まず、1点目の御質問についてであります。議員御指摘のとおり、ことしも毎年、もしくは1年の間に複数回寄付をいただいている方への対応、非常に大切なことだというふうに思っております。返礼品の送付につきましては、寄付への感謝と同時に、

町民の皆さんが日々集まっていたいております、地域の魅力を寄付者の方にも共有してもらい、まちづくりに参加する一体感を持ってほしいという気持ちもあります。

寄付の回数に関係なく、本別町のファンをふやしていく取り組みとして、電子メールや郵便などを活用して本別町のイベント情報や宿泊施設の情報、旬な特産品の情報などを届けることについて、現在、具体的に検討をしております、新年度から開始できるように準備を進めているところであります。

また、2点目のクラウドファンディングの取り組みについてであります、現在のところ、先ほども梅村議員の質問の中で答弁させていただきましたけれども、町内のワーキンググループを設置いたしまして、本別町の魅力発信と地域活性化につなげていく取り組みとして、クラウドファンディング事業の実施に向けた協議を行っているところであります。まだ、具体的にどこにどうするかというまでの議論が煮詰まっています、先ほど一つ例で申し上げましたように、本別公園のさらに魅力アップ、充実ということ含めて、まず第1候補としてそういう意見が、今のところ多く出されてきているということをつけ加えさせていただきたいと思っております。

今、各部局において、まちのため、町のために必要な事業として資金があったら新たにチャレンジできる事業、また資金があったからもっと充実させることのできる事業といった視点で議論を重ねて、全国の寄付者に賛同してもらえる事業であることも意識をしつつ、事業の選定を行っているところであります。

このクラウドファンディング事業につきましても新年度から開始できるように、具体的な協議を進めてまいりたいと考えています。いずれにいたしましても、これまで本別町に大きな支援をいただきながら、発展してまいりましたふるさと納税の取り組みでありますから、さらにこの事業を通じたまちづくり推進を進めてまいりたいと考えております。

以上申し上げて、答弁とさせていただきます。

○議長（高橋利勝） 阿保議員。

○10番（阿保静夫） 先ほど申し上げたように、日本一の道の駅の川場村は、いろいろなプラスの要素が重なっていたのですね、東京の世田谷区の何十万人ですか、そういうところとの、世田谷区のほうから声かけられて、決してこちらから声かけたわけではないなんていう話も強調されておりました。言いたいのは、リピーターを大切にしているということは、ほかのいろいろなふるさと納税にも限らずだったと思っておりますけれども、例えば、公園を訪れてくれている人も含めてリピーターを大切にすることは、重要なこと、要素だというふうに思っております。

それで、先ほどちょっと具体的に聞けなかったのですが、直近でよろしいのですけれども、ふるさと納税にかかわるリピート率、あるいは人数等を伺って、先ほど町長は、いろいろな町の情報を発信するのだという趣旨もあったのですが、今現在、具体的にどういう対応されているか、まず伺いたいというふうに思います。

それから、クラウドファンディングについての会議も、本町として何がいいか、それで公園あたりの整備がいいのではないかといいところになっているということなのですけれども、これも庁内会議でいろいろ検討することは、もちろん大切なことだと思うのですけれども、やっぱり町民の財産をつくるわけですから、何らかの形で町民の声を聞けるようなことを考えるべきだというふうに思っております。

私は書かなかったのですけれども、私も公園の中で、いろいろな人が訪れるすばらしい公園なので、何か共感するものがあればなと思っておりますが、私の案は野外音楽堂ですが、そういうことも含めて、いろいろ住民の方々からの意見を聞く場というのを設ける必要があるし、ぜひ設けてほしい。我々、町民の公園なのだということで、先ほど来の議論もありますけれども、町民の皆さんの意見を聞く場をぜひ設けるべきだというふうに考えますけれども、その点について伺いたいと思います。

○議長（高橋利勝） 村本総務課長。

○総務課長（村本信幸） それでは私のほうから、御質問にお答えをさせていただきます。

まず、リピート率の関係でございます。パーセントでいきますと14.6パーセント、人数でいきますと、寄付をいただいた方3,321名のうち486名ということになっております。議員おっしゃいますとおり、リピーターを大切にしていくということは、大切な要素というのは、私どもも十分思っているところでございまして、先ほど、町長の答弁のほうからもありましたけれども、4月に向けてリピーター対策という言い方が適切かどうかわかりませんが、その辺の取り組みを具体的に行っていきたいということで、今、準備を進めております。

今現在、複数のポータルサイトで寄付の受け付けを行っておりまして、その中で個人情報の取り扱いという部分もございまして、その承諾事項の中で、メールマガジン等による情報提供を行う際に、アドレス等を利用するということの承諾項目も加えまして、そういった情報発信に備えて、準備を行っているところでございます。

具体的にどういった内容で行うかというところでの協議の中では、例えば、パンフレットのみ送付をするということでは、ちょっとどうなのかということもございまして。当然、寄付の勧誘というふうに捉えられても困りますので、そういった制度の趣旨からも逸脱しないような内容での取り組みということで、例えば、町長のお礼と寄付による事業の成果、そういったものもあわせてお知らせできるような内容での取り組みを考えておりますけれども、どちらにしましても新年度の4月中には、そういった取り組みができるように、今、準備を進めているところでございます。

クラウドファンディングの関係でございますが、事業推進のワーキンググループの中で協議を進めております。阿保議員からもありましたけれども、町民の声を聞く機会、この辺についてもワーキンググループの中で具体、協議をしていきたいというふうに考えております。

以上です。

○議長（高橋利勝） 阿保議員。

○10番（阿保静夫） とりわけリピーターの対応の関係ですけれども、何回もこのことは取り上げていて、とりわけ本別の豆類の関係とかも、多分、リピーターの方がとっていただいているのではないかなというふうに、想像ですけれども、本当に大切に作る本別を思ってくれる方々が、リピーターになってくれているということを考えたときに、今、いろいろメルマガとか、町長のお礼というようなこともあるのですけれども、いろいろ案としては私も前に出していたことあると思うのですけれども、ある町民からも言われたのですけれども、本別の冬の雪あかりナイトの写真というのは、非常にすばらしい写真だよと。ああいうのを本別の絵はがきにしたらという意見もありまして、要は、この本別の持っている意外と地元で気づかないよさというのはあるので、そういうのを写真なり何かの工夫をしていくということと、もう一つ、体験型で、これもずっと言ってきたことで、御所とか、農業体験等も返礼というか、リピーターなんかを中心に声をかける。そのことによって、リピーターの本人だけではなく、その家族とか友人とか子どもとかが来たときに、また本別というものが一步親しまれるのではないかなという想像をしていることで、いろいろな案を議論しながら、積極的にリピーターを身近に、リピーターの方に本別を身近に感じてもらうという努力が、引き続き進めていっていただきたいというふうに思っている次第ですが、4月中にそれなりの案が出てくるということで、ほかのまちの例なんかも参考にしながら進めていくべきだというふうに考えますが、くどいようですけれども、この点についてももう1度、伺いたいと思います。

クラウドファンディングは、冒頭申し上げたとおり、寄付された方が自分の寄付はこういう形になったのだということが非常に励みというか、誇りになるというふうに感じておりますので、これについては本当に議論を進めて、できるだけ早くリピーターの方を中心に、ふるさと納税を申し込んでくれた方々というべきでしょうか、そういう人方に本別は今こういうクラウドファンディング考えていますと、そこに丸をしてもらうようなそういうことを進めていくべきだというふうに思いますので、少しでも本別が知られて、身近に感じてもらえるそういう努力を、ここ一、二年の中で進めていっていただきたいというふうに考えている次第なのですけれども、その点について、再度伺いたいと思います。

○議長（高橋利勝） 村本総務課長。

○総務課長（村本信幸） 答弁をさせていただきます。

ふるさと納税に関しましては、この間、さまざまな御意見もいただいております。また、先ほど来、ことしの3月にありました、ふるさと納税のワンストップ特例の手続ミス、こういった点もお話をいただいております。そういったこともありまして、職員としましてもしっかりと対応していけるように、今、取り組みを進めております。

特に、クラウドファンディングの件につきましては、ワーキンググループの中、そして事業者ですね、町観光協会、そして委託事業者の中での協議もいろいろ進めておりました、第三者の意見等もお伺いをしながら、今、準備を進めているところでございます。本日、阿保議員からいただきましたリピーターの関係もそうですけれども、そういったものも受けとめながら、しっかりと議論してまいりたいというふうに考えております。

先日ですか、浦幌町が、ふるさと納税の関係で、目標額を下方修正しないというようなお話もありましたけれども、本町おかげさまで寄付の額自体は、昨年度と比較しますと、12月8日現在で5,600万円ぐらいの寄付を全国の方からいただいております。去年の決算が5,700万円ですので、この時点で去年の決算に迫る額いただいております。こういったことも含めて、しっかりと考えてまいりたいというふうに思っていますので、よろしく願いいたします。

○議長（高橋利勝） 阿保議員。

○10番（阿保静夫） 寄付額がふえることは、もちろん喜ばしいことだし、大切なことだと思っていますし、こういう事業に取り組んでいるということの一つの成果だというふうには、もちろん思っています。それも重要ですけども、当初からずっと言っているのが、ふるさと応援団づくりという立場でのふるさと納税の取り組みをしてほしいと、だからリピーターも大切にしてほしい。正直いって、毎年1回くらいずつこの質問しているのですけれども、リピート率がなかなか出てこなかったのですよね。それでさっき言った、川場村で180万人も来て、70パーセント以上のリピート率で、親子二代にわたってなんていう話も聞いているのですけれども、やっぱり大事なものは規模ではなくて、そこの考え方というか、私は志というふうに思ってきたのですけれども、ふるさと納税に取り組むに当たっても、そういう志が全国に本別を見ている方が、そこの琴線に触れるとか、心に触れるとか、そういうことが結果的に数字がまた上がってくるというふうに、私は思っています。

だから、数字を無視すれという意味で言っているわけではありませんけれども、必ず結果として数字が後からついてくると、私も個人的に思っているのは、1億超えというふうに思っているのですけれども、でもそれは今申し上げたような人と人とのつながり、本別を、ふるさとを思う人たちのつながりということから広がってほしいなという、これは希望ですけども、そういう観点も大事にしながら取り組んでいただきたい。そういう考え方で、もちろん数字が上がっていくことは大歓迎ですけども、そういうことも必ず忘れないで、川場村の全国一の道の駅を目指すとは言いませんけれども、考え方として大事なことだというふうに思って、学んできたつもりなので、その点についての一つの考え方の基本の①ぐらいに思ってくればよいなというふうに思っているのですけれども、その点について伺いたいと思います。

○議長（高橋利勝） 高橋町長。

○町長（高橋正夫） 本別に、ふるさと納税していただく前に、個性あるふるさと寄付条例というのをつくって、本町の四つの柱のまちの政策に応援していただきました。それがずっと来て、26年から、ふるさと納税の返礼品を切りかえてきました。おかげさまで、今、阿保議員の御質問のように、リピート率も再計算できました。

再計算するとき、担当の職員とも話ししたのですが、金額ではないのですけれども、熱心にふるさと納税していただいている御家族がいたり、また、それぞれ個人の病院があったり、いろいろな人がいるのですが、そういう人たち含めてぜひ機会があったら、まずは本町で、余りまだ具体的に広くは言ってはいませんが、ふるさと住民票という制度があるのですよ。それらも含めて活用しながら、今、御意見いただいたようなこと、例えば四季折々の風光だとか、文化だとか、そういうものを発信をさせていただいたり、より身近に感じてもらいながら、そしてできれば私どもが担当職員含めて、そういうリピーターのところにポイントを決めながら、直接御挨拶に伺うとか、そういうことも含めて細かく連携をしていこうと。

折しも、ことしの春からなつぞらの十勝の上映ありましたから、そういう意味では一層十勝も、また本別への思いというのが、より良いイメージを膨らませていただいているということあると思いますし、また、十勝の19市町村が東京の葛飾区と台東区との連携協定をするということになりますので、一層進むというのですか、仲間がふえていくということになっていきますので、それらの利点も生かしながら、今、御質問いただいている特に本当に思いを込めてリピーター、リピートをしていただいている方に、さらにまた御支援の魅力が、本別とのかかわりが深くなるようなそういう事業を取り組んでいきたいなというふうに思いますし、そのことをワーキンググループの中で、職員全体の中に行き渡るように、そして町民皆さんからも多くの御意見をいただきながら、本別町としてより発信できる、そういう環境をつくっていきたいなというふうに思います。新年度から、何とかその方向に向かってスタートできる努力していきたいなと思っています。御意見ありがとうございました。

○議長（高橋利勝） 阿保議員。

○10番（阿保静夫） それでは、2問目行きます。

住宅リフォーム助成 制度の改善、継続はということで伺います。

個人住宅と空き家住宅の改修等についての助成制度として、これまで多くの町民の皆さんに利用されています。現制度は令和2年までの期限ですが、今後の制度のあり方等について見解を伺います。

本制度の制度利用の応募者は、本年度の予定が70件に対して32件ということですので。対象者は町内に居住、その住宅の所有者、または賃貸住宅の借り主で、その住宅に居住していることなどが基本となっております。これは助成交付要綱に書かれています。平成30年4月1日に改正施行されております。平成30年の予算ですけれども、この住宅改修に係る予算910万円、平成31年は760万円、30年は90

戸の予定、本年は先ほど申し上げたように70戸の予定ということです。

既に全国、あるいは全道各地で住宅リフォーム助成というのは、いろいろな自治体で始まっていたのですが、2013年、平成25年のこれは町議選挙のあった年だったかな、3回定例会が10月だったのですけれども、10月にこういう制度、本別でもやりましょうという提案をさせていただいて、翌々年ですね、2015年の平成27年からスタートということになったというふうに思っております。

①ですが、現行の助成交付要綱では、住宅の所有者または借り主で、かつ、居住していることが条件になっています。しかし、これは実例があったのですが、所有者が町外で、その家族が居住している事例、あとは子が建設、または賃貸した住居に親が居住している事例などがありますが、いずれも先ほどの要綱からすると、助成の適用となっております。

要綱の第1条には、この要綱の目的として、町民が安心して住み続けられる住まいづくり、空き家の利活用、地域経済の活性化を図るというふうにあります。その観点から条件の見直しや緩和などを行うべきというふうに考えますが、この点について見解を伺います。

②ですが、現行制度では、助成制度の利用は1回、3条5項と規定されていますが、本助成制度を継続するとともに、この利用回数の制限についても検討すべきというふうに考えますが、見解を伺います。

御承知かと思えますけれども、管内町村で本町のように1回というふうに決めてあるところが、会計年度内1回で、何回でもいいよという話で、でもその町は5万円なのですよね、本別10万円なのですけれども。だから、私が言いたいのは、この制度を提案したときにも言ったのは、一つの経済を刺激する起爆剤というか、きっかけになるし、町内業者の仕事の確保ということもあるし、商品券も、半額は商品券で出しているのです。商品券が出回るということは、建設と関係ないところでもちゃんと経済が動くということで、町内で町内のお金が回ることが重要なのではないのでしょうか。発足当初は100万円以上の工事に対して30万円という金額で、非常に十勝でも図抜けていたというふうに思っておりますけれども、金額はもちろん利用者は多いほうがいいのですけれども、町としての姿勢や考え方としては、こういうことで本別町に定住していただきたいと、本別町の町民としていてほしいという態度の表明につながるということを再三申し上げてきて、この制度を町長が決断をして、関係者と一緒にこの制度をつくっていただいたというふうに認識しておりますので、その点からすると、1回限りということが意味としてはわかるのですけれども、定住促進ということを考えたときに、どうなのかなというふうに私は思っています。その点についての見解を伺いたいというふうに思います。

○議長（高橋利勝） 高橋町長。

○町長（高橋正夫） 阿保議員の2問目の住宅リフォーム助成制度の改善、継続はの

御質問の答弁をさせていただきます。

御質問ありましたように、阿保議員の質問含めて、平成27年度から実施をさせていただきました。3年間のまず期限を切ってやりました。最初は30万円、十勝の中でも群抜いていい制度だなということでありましたけれども、それを進めながら第1期として、非常に反響が多い中で進めさせていただいて、より多くこの分を幅広くたくさんの方の皆さんに利用していただく、これを含めて金額下げましたけれども、30万円のときには3年間で435件、初めはということでありましたけれども、これらの工事をいただいて、助成金は8,230万円、経済効果は商品券と合わせて、住宅改修工事の費用で3億9,700万円余りと推計をしたところでありました。

平成30年度から令和2年度までに、第2期として助成対象の拡大と助成額を変更して進めてきましたところでありました。昨年度は71件、助成額は710万円ということでありまして、経済効果は5,358万円と推計しているところでありましたが、本年度は御質問にありますように、11月末の時点で助成対象者は32件、助成予定額は320万円、経済効果は3,270万円程度と見込んでおります。

しかしながら、近年は助成件数はかなり少なくなっておりまして、この事業を利用する方は、ある程度浸透してきたのだなというふうに思っていますし、御質問1点目の助成条件の見直しや緩和などを行うべきであるということではありますが、基本はやはり住宅の所有者や借家の借り主で、居住していることが条件になると考えておりますが、諸事情で所有者が居住できずに、家族が居住している場合もあると考えられますが、第2期目が終了する令和2年度までは、現行のとおり取り進めさせていただきたいなというふうに思います。

御質問2点目の助成制度の継続と利用回数の検討についてであります。これまでこの事業は一般財源の充当により進めてきておりまして、財政支出等も厳しい状況であります。本支援制度存続の判断は、この事業第2期目の3年間の受け付け状況を勘案して、財政的にも継続できるかどうか制度内容の見直しとあわせて、もう1度判断していかなければならないというふうに考えております。

なお、現時点では、来年度で本事業を終了して、継続するかどうかについて、まだ決定しておりませんが、このような制度もどうすれば継続できるか含めては、2期目が終了した時点で、今、御質問のそれぞれ条件緩和もできるかどうか含めて、検討をしていきたいなと思っています。

何よりも定住をしていただく、そして業界の皆さん方にも地元の事業としてしっかり仕事していただく、商工会の商店街の商品券も含めたり、いろいろな方面にそういう効果が及ぶようにということを始めさせていただいた、このリフォーム制度でありますから、何とか継続できるような方向含めて、あと1年、令和2年の第2期の最終年度の状況も判断しながら、対応させていただきたいというふうに思いますので、以上申し上げて答弁とさせていただきます。

○議長（高橋利勝） 阿保議員。

○10番（阿保静夫） まず一つ、近年、件数が減ってきていると、それは当然そうなると思います。1回しか使えないのですから、中身は別としても1回やった方は、御遠慮くださいという話になっていると思いますので、件数は減ると思うのです。だから毎年やるように新たな制度は、私、新たな制度が継続するという観点で申し上げていますので、新たな制度としては、2回目、3回目も可とするというようなことを前提に、制度設計をすべきではないかなというふうに思います。

ただし、初めて、例えば申し込む方は、それを後回しということには多分ならないので、その辺は調整が必要だと思いますけれども、新聞記事、町長もお読みになったと思います。本別と同じように1回きりですよというふうに決めていたまちが、それを解除して会計年度内ということ、会計年度内に1回ということにすると、申し込みがふえた。そこは先ほど申し上げたとおり、5万円だそうですね、だから私は金額ではないと思っています。町の姿勢だというふうに思っております。

それで、一番最初に制度のこういう制度をやりたいという提案をしたときの議論としては、このまちに住み続けていきたいという方が、多分、この制度を利用しますよという議論だったというふうに思うのですよ。人口減対策だなんて、大げさなことを言うつもりはないのですけれども、少なくともそういう気持ちを持っているというふうに想像できるということで発展してきた制度だと、私は思っております。

当然、町の財政事情も議員としては当然知っているつもりでいますので、同じ金額30万円を続けろとか、そういう話には当然ならないし、でもこのまちに、あなたに住んでほしいのだということの議論は、これは金額は抜きにしても考えるべきだというふうに思っております。

それで何人かの町民にですね、いろいろな町民というよりも、何人かの町民の方から声かけられて、非常に助かったと。その方、30万円利用した人なのですからけれども、それは助かるわなと思っていますのですけれども、いずれにしても本当によかったと。例えば、台所の改修なんかは男の人よりも女の人の問題だと思うのですけれども、そういうことを率直に言ってくれて、でも、もう使えないのだよねという非常に残念そうな声。だから、金額ではなくて、目的の1番には、先ほどの要綱にもあるとおり、このまちで安心して住み続けられる、そういうまちづくりの一つのアイテム、手段としてこの制度は私は継続すべきだと思うし、もちろんそのときの財政事情で、ことしは70件の予定で32件ですか。継続するとして、その件数は例えば50件にするとか、それから補助額を今10万円を、もう少し下げるとかというようなことも、議論も含めて、でも町の姿勢としては定住対策だということをつかんで離さないで、この制度について考えていくべきだと、私は現時点で思っております。

来年度やって、再来年度から継続するとしたら、また新たな制度になるかもしれないのですけれども、先ほど申し上げたように、再来年度から新たな制度で発足させた

いという立場で一般質問しているつもりですので、この点について再度伺いたいと思います。

○議長（高橋利勝） 高橋町長。

○町長（高橋正夫） 本当にここにいるかどうか、100万円かかるのに、ここで投資していいのかというような話がいろいろあったりして、そんなこと言わないで、ちょっとずつ改修して、ここに居たんだから、住みなれたところがいいでしょうというような話も、本当に多くの先輩方に、そんな話をさせていただいた経過も歴史もあるのですけれども、この事業をやることによって、今、阿保議員がおっしゃっていただいたことは、全て私どもその思いでやってきたつもりでありますけれども、この制度が金額だけでなく、こういう制度があることで、そういう改修をためらう人たちが、その背中を押すというのですか、そういう意味では大きな決断をしていただける呼び水にもなったのだらうと、こう思っていますし、それが30万円から10万円になってきて減るかといったら、そうではなくてやっぱり必要などこへと言われれば、私の住宅もそうですけれども、多少水回りをやれば、また今度、窓の結露対策だとか、床がと、なってくるのですよね。ですから、一気にはできませんけれども、そういう少しでも快適な環境を保てるような改修をすとなれば、やっぱりある程度の回数も必要になってくるのかなともありますし、それのおかげでまた元気よく本別の中で生活していただく、そういう思いも含めてあります。

先ほどから言いましたように、そういうことも含めて、ずっと1期、2期進めてきて、これも財政を無視してはできませんけれども、でもどこでこの財源を使うかというのは、それは多くの費用対効果を含めたり、そういう大きな心の支えだとか問題を含めて、町民の皆さんが本当に喜んでいただけるような政策ができればなと思っておりますので、これは前向きに、担当のほうはかなりやる気満々でありますけれども、私どもも責任ある立場としてそこはしっかり、どうすればこの制度が持続、また継続できるかということを含めて、十分にいろいろな角度から検討しながら、前向きに協議をさせていただければなと思いますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

以上であります。

○10番（阿保静夫） 終わります。

◎散会宣告

○議長（高橋利勝） 以上で、本日の日程は、全部終了しました。

本日は、これで散会します。

長時間にわたり御苦労さまでした。

散会宣告（午後 5時54分）

令和元年本別町議会第4回定例会会議録（第3号）

令和元年12月11日（水曜日） 午前10時00分開議

○議事日程

日程第 1		本別町選挙管理委員及び補充員の選挙について
日程第 2	発議第2号	本別町国保病院の運営に関する調査特別委員会設置の件について
日程第 3	議案第89号	成年被後見人等の権利の制限に係る措置の適正化等を図るための関係法律の整備に関する法律の施行に伴う関係条例の整理について
日程第 4	議案第90号	過疎地域における固定資産税の課税の特例に関する条例の一部改正について
日程第 5	議案第91号	本別町立へき地保育所条例の一部改正について
日程第 6	議案第92号	本別町水道事業給水条例の一部改正について
日程第 7	議案第93号	本別町簡易水道条例の一部改正について
日程第 8	議案第94号	本別町営農用水道条例の一部改正について
日程第 9	議案第95号	本別町公共下水道条例の一部改正について
日程第10	議案第96号	本別町個別排水処理施設条例の一部改正について
日程第11	議案第97号	訴えの提起について
日程第12	議案第98号	町税の過徴収に起因する和解及び損害賠償額を定めることについて
日程第13	議案第99号	令和元年度本別町一般会計補正予算（第12回）について
日程第14	意見書案第8号	新たな過疎対策法の制定に関する意見書
日程第15		常任委員会の閉会中の所管事務調査の件 (広報広聴常任委員会)
日程第16		議会運営委員会の閉会中の所掌事務調査の件 (閉会中の継続調査申出書)

○会議に付した事件

日程第 1		本別町選挙管理委員及び補充員の選挙について
日程第 2	発議第2号	本別町国保病院の運営に関する調査特別委員会設置の件について
日程第 3	議案第89号	成年被後見人等の権利の制限に係る措置の適正化等を図るための関係法律の整備に関する法律の施行に伴う関係条例の整理について
日程第 4	議案第90号	過疎地域における固定資産税の課税の特例に関する条例の一部改正について
日程第 5	議案第91号	本別町立へき地保育所条例の一部改正について

日程第 6	議案第 9 2 号	本別町水道事業給水条例の一部改正について
日程第 7	議案第 9 3 号	本別町簡易水道条例の一部改正について
日程第 8	議案第 9 4 号	本別町営農用水道条例の一部改正について
日程第 9	議案第 9 5 号	本別町公共下水道条例の一部改正について
日程第 10	議案第 9 6 号	本別町個別排水処理施設条例の一部改正について
日程第 11	議案第 9 7 号	訴えの提起について
日程第 12	議案第 9 8 号	町税の過徴収に起因する和解及び損害賠償額を定めること について
日程第 13	議案第 9 9 号	令和元年度本別町一般会計補正予算（第 1 2 回）について
日程第 14	意見書案第 8 号	新たな過疎対策法の制定に関する意見書
日程第 15		常任委員会の閉会中の所管事務調査の件 (広報広聴常任委員会)
日程第 16		議会運営委員会の閉会中の所掌事務調査の件 (閉会中の継続調査申出書)

○出席議員（12名）

議 長	1 2 番	高 橋 利 勝	副議長	1 1 番	藤 田 直 美
	1 番	水 谷 令 子		2 番	柏 崎 秀 行
	3 番	梅 村 智 秀		4 番	石 山 憲 司
	5 番	篠 原 義 彦		6 番	大 住 啓 一
	7 番	山 西 二 三 夫		8 番	黒 山 久 男
	9 番	方 川 一 郎		1 0 番	阿 保 静 夫

○欠席議員（0名）

○説明のため出席した者の職氏名

町 長	高 橋 正 夫	副 町 長	大和田 収
会 計 管 理 者	花 房 永 実	総 務 課 長	村 本 信 幸
農 林 課 長	菊 地 敦	保 健 福 祉 課 長	飯 山 明 美
住 民 課 長	田 西 敏 重	子 ども 未 来 課 長	大 橋 堅 次
建 設 水 道 課 長	大 槻 康 有	企 画 振 興 課 長	高 橋 哲 也
老 人 ホ ー ム 所 長	井 戸 川 一 美	国 保 病 院 事 務 長	藤 野 和 幸
総 務 課 主 幹	上 原 章 司	住 民 課 主 幹	小 坂 祐 司
住 民 課 主 幹	久 司 広 志	総 務 課 長 補 佐	三 品 正 哉
建 設 水 道 課 長 補 佐	小 出 勝 栄	教 育 長	佐 々 木 基 裕
教 育 次 長	阿 部 秀 幸	社 会 教 育 課 長	坪 忠 男
学 校 給 食 共 同 調 理 場 所 長	高 橋 優	農 委 事 務 局 長	倉 崎 景 一

代表監査委員 畑 山 一 洋

選管事務局長 村 本 信 幸

○職務のため議場に出席した者の職氏名

事務局長 鷺 巢 正 樹

総務担当主査 越 後 忠

開議宣告（午前10時00分）

◎開議宣告

○議長（高橋利勝） これから、本日の会議を開きます。

◎日程第1 本別町選挙管理委員及び補充委員の選挙

○議長（高橋利勝） 日程第1 本別町選挙管理委員及び補充委員の選挙を行ないます。
お諮りします。

選挙の方法につきましては、地方自治法第118条第2項の規定により、指名推薦にしたいと思います。

これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（高橋利勝） 異議なしと認めます。

従って、選挙の方法は、指名推薦によることに決定いたしました。

お諮りします。

指名の方法については、議長において指名することにしたいと思います。

これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（高橋利勝） 異議なしと認めます。

従って、議長において指名することに決定いたしました。

それでは指名を行ないます。

選挙管理委員には、小林信雄さん、山下孔三さん、天池二郎さん、齊藤一成さんを指名いたします。

お諮りします。

ただいま、議長において指名いたしました方を選挙管理委員の当選人と決定することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（高橋利勝） 異議なしと認めます。

従って、ただいま指名いたしました、小林信雄さん、山下孔三さん、天池二郎さん、齊藤一成さんが選挙管理委員に当選されました。

次に、選挙管理補充員には次の方を指名いたします。

第1順位矢野邦夫さん、第2順位太田則幸さん、第3順位細野真由美さん、第4順位河合篤史さん、以上の方を指名いたします。

お諮りします。

ただいま、議長において指名いたしました方を選挙管理委員補充員として当選人と決定することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(高橋利勝) 異議なしと認めます。

従って、ただいま指名いたしました第1順位矢野邦夫さん、第2順位太田則幸さん、第3順位細野真由美さん、第4順位河合篤史さん、以上の方が順序のとおり、選挙管理委員補充員に当選されました。

◎日程第2 発議第2号

○議長(高橋利勝) 日程第2 発議第2号本別町国保病院の運営に関する調査特別委員会設置の件についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。

方川一郎議員、御登壇ください。

○9番(方川一郎)〔登壇〕 発議第2号本別町国保病院の運営に関する調査特別委員会設置の件についての提案理由の説明を行ないます。

国保病院の収支バランスの悪化に伴い現金不足が生じ、年度途中9月定例会において、一般会計より資金不足の解消並びに収支の改善を図るため、3億円が繰り入れられた。

一般会計から病院への繰出金に対して、一部は交付税措置されるものの、その額は例年を上回っていること、国保病院における前期分までの繰越欠損金、いわゆる累積欠損が20億円を超えていること、また以前から国保病院内において経営改善に向けた取り組みを行っていますが、議会としても病院経営の現状と課題、経営改善の取り組みについて、調査しなければならぬと判断したところであります。

なお、この件についても一定期間集中調査を行なう必要があるということで、前回の議員協議会で一致したことから提案したところであります。

それでは、調査特別委員会設置内容について、説明をいたします。

一、特別委員会の名称。本別町国保病院の運営に関する調査特別委員会。

二、設置根拠。地方自治法第109条第1項及び本別町議会委員会条例第5条によります。

三、目的。町民の生命を守る病院を存続させるため、運営経営の健全化に向けた調査。

四、設置年月日。令和元年12月11日。

五、委員の定数。議長を除く11人。

六、調査期間。調査終了まで。

七、その他であります。その他必要な事項は、本特別委員会において協議し決定することといたします。

以上であります。

○議長(高橋利勝) これから質疑を行ないます。

梅村議員。

○3番(梅村智秀) それでは発議第2号についてお伺いいたします。

提案理由の御説明が提出者からなされたところでございますが、まずこちら記載のあります後段、全議員が一致したことから提案したということがございますが、この全議員が一致というところについて、何を持って全議員という御認識で提案されたのかというところが1点。

合わせて、一般会計からの繰入金、先立ての補正予算の3億円のことを差されましたことと、累積赤字が20億円を超えているというようなことについても、触れられたことでございます。

ただ、これらについては、これまでの運営についてもそうですし、補正予算についても議会として承認可決したというところでございますが、議会としては認めたけれど、さらにその上で調査する必要があるというような趣旨での御提案なのかというところを、この提案理由の部分についてのお伺いがまず1点でございます。

続きまして、2点目でございます。

必要なところについては、本委員会において協議し決定というところでございますが、発議するに当たっての現時点でのというところのお伺いがございますが、着地点というか、目標地とするところをどこに置かれた上での発議、御提案なのかというところ です。

例えば、いわゆる勉強会的な位置付けなのか、それとも議会として、しっかりとした政策提案をして、それを実現させるといったところまでを目指した上での発議、提案なのかという点についてお伺いいたします。

あともう1点。3点目でございますが、この特別委員会、議長を除く11人がというところの記載がございます。委員の定数の部分ですね。個人の政治家、議員としての政治活動等に何ら制限等は及ばないというような認識でよろしいか。

以上3点、お伺いするものでございます。

○議長（高橋利勝） 方川議員。

○9番（方川一郎） 先般の議員協議会において、特別委員会の設置の件については議会運営委員会でもって、方向性が出たので、全議員に議員協議会において、その席で説明をさせていただきました。

その折、議運のメンバー以外の方に聞き取りも議長のほうからされたというふうに認識していますし、そういう意味では設置について、特別異論はなかったということの判断から全議員がそういう設置についての賛成と言いますか、採決取ったわけではありませんけど、概ねそういうことで了解を得られたのかなというふうに判断をしたところでもあります。

それと目的の関係でありますけども、これはやはり本別町の町民の皆さんの生命を守るということで、大事な国保病院であります。そういう意味でこれからの運営に大きな支障があっては、やはり大変だということも、その一番大きな理由でありますし、そのことを今後運営するためには今までも色々な議論がされてきた経緯はありますけれども、そういうことで今後の国保病院の経営をこれからもしっかりと維持できるために、我々も調査し、またその中で色々議会としての意見も出せるのではないかとということでもあります。

それと今まで、議場において色々協議、議論をされた中身でありますけども、そういう意味では今までも先般の9月議会の3億円の投入もそうでありますし、また、今まで平成12年からの病院の経営と、相当な年数が経ちますけども、そういう意味では累積赤字が20億円を超えたということでもあります。そういった意味では、そのことは今までの結果として捉えているところでありますし、今後そういったことで益々そういう危機的状況に至らないために、事前にやはりこの委員会をもって調査し、あるいは今後の経営に向けて、大きく変わっていったらいいなということの意味でも議会として、これから活動していく必要があるかなというふうに思います。

議長を除くという部分については、特別委員会は通常そういった形式に委員会条例等もありまして、そういうことも謳っておりますので、あと、ここの個人の政治判断と言いますか、そういった意味では今後特別委員会が設置された中で、また色々どういう調査をするかどうかということは、当然議論になってくるというふうに思っていますので、そこら辺の部分では、今後委員会が設置された中で協議されるものというふうに、私は判断しているところであります。

答弁漏れありましたら、御指摘いただきたいと思います。

○議長（高橋利勝） 梅村議員。

○3番（梅村智秀） 改めましてお伺いをいたします。

まず、1番目の部分でございます。確かに議員協議会でそうした御提案というかお話があったところでございます。ただし、御答弁のとおり、議長から議運メンバー以外にということ意見で意見を賜りたいということございました。

その際、私、現時点において質疑や意見等は持ち合わせていないというような発言をしております。当然、私の胸の内の中では、これまでもこの病院の問題というものについて、色々質疑や意見等を述べさせてもらっておりますから、胸の内としてはそういった思いがあるのですけども、ただ、会議のあり方とか会議の評決とか、その辺の認識として、私としては賛意というものは示した覚えはないわけであって、それが全議員一致というふうに、こうした公式の場で示されるということは、ちょっと遺憾であるというところがございます。

胸の内まで、御付度いただいた上で書かれたのかどうか分かりませんが、そこについてどのような事実を持って、このように御提案されたのかというところを改めてお伺いするものでございます。

また、提案理由の部分でもう1点お伺いした、一般会計からの繰入金の部分、いわゆる3億円の補正予算の部分であるとか、累積赤字の部分というところについて、議会として承認可決してきたよと、ただし、その上でも調査する必要があるというところであって、そこについては認めたのだけれども、その余について調査をするということなのか、認めたことについても、改めて協議というか、検討していくという趣旨なのかについて、お伺いを改めてするところでございます。

また、現時点の部分で構わないのですが、発議するにあたって、いわゆる勉強会的な部分、こうなったらいいなというようなところなのか、着地点というものを明確にした上での発議なのかというところでは。

その着地点というところが、例えばでございますけれども、繰り返しになりますが、政策提案をした上で、それを実現させるべく具体的提案をしていくとか、というようなところまでをお考えの上での発議なのかというところについてなのです。

その辺は、今の時点では定まっていない中での発議なのか、しっかり明確なそういったものがあるのか、あるのであれば、どういうことなのかについてお伺いしているところでございます。

3点目にお伺いをいたしました、委員の構成の部分でございますけれども、私がお伺いした中では、例えば特別委員会に所属している委員というものが、個人の政治活動で、例えば委員会の中で触れられているようなことについてですよ、委員会外において発言やその政治活動を行なうということに制限があるというふうにお考えでしょうか。言い換えれば、逆に制限はないという理解でよろしいのですかとこのところでございます。

拙い経験の中で私が学んだ中では、特段その辺を強制とか規制するような法令根拠等はないのかなと認識しているところでもありますので、それはまた別の問題で、個人の政治活動の部分については、制限等はないよというような理解でよろしいかところをお伺いしてございます。

以上3点、改めての御答弁を求めるものでございます。

○議長（高橋利勝） 方川議員。

○9番（方川一郎） まず1点目の議員協議会における関係であります、当然皆さん方の意見を聞いたということでありまして、採決をしたわけでもありませんし、そういった意味では全議員の賛同を得たという理解は、ある意味していませんけれども、そういうことでまた逆に、そのことに反対の意見も当然出なかったということに私は認識しているところでもありますので、そういった判断をさせていただいたということでもあります。

また、この設置して議論の関係もありますけれども、そうした中身も今後でありますけれども、今から私がこういう中身、こういう中身ということ、全て述べるということにはなりませんけれども、当然設置されたら特別委員会の委員長仕切りでどういった調査をするかということは、今後の流れになってくるのかなというふうに思っていますし、当然経営改善ということでも謳っていますし、そういう意味では国保病院の存続に向けて、さらに議会としても調査をし、また当然これは町民もこういうことはどうなのだということは当然提言できることになっていこうかというふうに思っているところでもありますし、また、個人の政治活動等の他に、特別委員会の関係ではそういうことで、個人の政治活動を特別制限するというふうには私は捉えていないということでもあります。

以上で全てなっているかどうか、また質問があればお願いします。

○議長（高橋利勝） 梅村議員。

○3番（梅村智秀） 改めてお伺いたします。

提案理由の部分でございますが、当日の議員協議会において、議長の発言でございますが、それでは大多数の方が設置をしてもよろしいということですので、それを受け止めてということで議運のほうにということございましたので、その議長の御発言というところから紐解いても全員のという認識をされるのは、やはり甚だ問題があるというふうに考えるところでございます。なので、そちらについての見解を、改めて発議者としてどのようにお考えなのか。お伺いをするところでございます。

続きまして、その発議にあたり、現時点においての目標点と言いますか、その辺についてはただいまの御答弁から察するに具体的なものは、今はないと、今後委員長を中心に検討協議をしていくというような認識でよろしいかどうか、2点目でございます。

3点目の部分についてですが、発議者としては、いわゆる個人の政治活動等を制限するものはないというような御認識の上での発議だということの理解で受け止めてよろしいか。以上3点、改めましてお伺いするところでございます。

○議長（高橋利勝） 方川議員。

○9番（方川一郎） 当然先ほども申し上げましたけども、議員協議会において全員の賛同を得たというふうな字句で説明をいたしました件については、そのこのところ、そういうふうに捉えられたということは、大変表現に誤りが若干あったのかなというふうに思いますが、私の認識では大多数の方が、特に反対もなかったということでありましたので、そういう認識を得たところであります。

それと、特別委員会の関係でありますけども、その中で当然、説明員の皆さんに来ていただくなり、なんなりして、調査をするところでありますけども、その中身も調査した中ではありますけども、今後に向けて病院改善に向けての、やはり議員の皆さんそれぞれのお考え等々あると思います。そういった意味でその中で議論し、あるいはそういった提言もされて、最後に終了すれば報告書等も当然作られるわけですから、そういう意味ではある意味経営改善に向けた提言がなされるというふうに私は思っているところであります。

また当然、個人の政治活動等々の町の中と言いますか、そういった意味でそのことで制限する話しではないというふうに捉えるところであります。

○議長（高橋利勝） ほかにございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（高橋利勝） これで質疑を終わります。

これから討論を行ないます。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（高橋利勝） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから、発議第2号本別町国保病院の運営に関する調査特別委員会設置の件についてを採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり決定することに、御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(高橋利勝) 異議なしと認めます。

したがって、発議第2号本別町国保病院の運営に関する調査特別委員会設置の件については、原案のとおり可決されました。

○議長(高橋利勝) 暫時休憩します。

午前10時23分 休憩

午前10時29分 再開

○議長(高橋利勝) 休憩前に引き続き会議を開きます。

ただいま設置されました、本別町国保病院の運営に関する調査特別委員会の正副委員長の互選の結果について報告します。

委員長に藤田直美委員。副委員長に大住啓一委員と決定いたしました。

以上、報告いたします。

◎日程第3 議案第89号

○議長(高橋利勝) 日程第3 議案第89号成年被後見人等の権利の制限に係る措置の適正化等を図るための関係法律の整備に関する法律の施行に伴う関係条例の整理についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。

村本総務課長。

○総務課長(村本信幸) 議案第89号成年被後見人等の権利の制限に係る措置の適正化等を図るための関係法律の整備に関する法律の施行に伴う関係条例の整理について、提案理由の説明を申し上げます。

今回の改正は、成年被後見人等の権利の制限に係る措置の適正化等を図るための関係法律の整備に関する法律(以下「適正化法」という)が、令和元年6月14日に公布されたことに伴い、関係条例を改正する必要性が生じたので、提案をするものであります。

それでは、改正条文により説明をさせていただきます。なお、括弧書きの朗読は省略させていただきます。

成年被後見人等の権利の制限に係る措置の適正化等を図るための関係法律の整備に関する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例。

本別町印鑑登録及び証明に関する条例の一部改正。

第1条、本別町印鑑登録及び証明に関する条例(昭和55年条例第9号)の一部を次のように改正する。

第2条中「成年被後見人」を「意思能力を有しない者」に改める。

これは、適正化法の施行に伴い、国の印鑑登録証明事務処理要領の一部が改正されたこ

とにより改めるものであります。

職員の分限についての手続及び効果に関する条例の一部改正。

第2条、職員の分限についての手続及び効果に関する条例（昭和26年条例第51号）の一部を次のように改正する。

第5条第1項中「法第16条第2号」を「法第16条第1号」に改める。

これは、適正化法第44条により地方公務員法第16条（欠格条項）が改正され、同条第1号「成年被後見人又は被保佐人」の削除による号の繰上げであります。

職員の旅費に関する条例の一部改正。

第3条、職員の旅費に関する条例（昭和29年条例第6号）の一部を次のように改正する。

第3条第3項中「地方公務員法」の次に「(昭和25年法律第261号)」を加え、「第16条第2号から第5号」を「第16条各号」に改める。

これも、適正化法第44条により地方公務員法第16条（欠格条項）が改正され、同条第1号「成年被後見人又は被保佐人」の削除により改めるものであります。

本別町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正。

第4条、本別町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例（平成26年条例第20号）の一部を次のように改正する。

第23条第2項第2号中「法第34条の20第1項第4号」を「法第34条の20第1項第3号」に改める。

これは、適正化法第75条により児童福祉法が改正され、同法第34条の20第1項第1号「成年被後見人又は被保佐人」が削除されたことに伴う号の繰上げになります。

附則。この条例は、令和元年12月14日から施行する。

以上、議案第89号成年被後見人等の権利の制限に係る措置の適正化等を図るための関係法律の整備に関する法律の施行に伴う関係条例の整理についての、提案説明とさせていただきます。よろしく御審議をお願いいたします。

○議長（高橋利勝） これから質疑を行ないます。

大住議員。

○6番（大住啓一） 1点だけですが、附則でこれが可決された時の施行月日が12月14日となっていますけども、この根拠はどういうことなのでしょうか。

○議長（高橋利勝） 暫時休憩します。

午前10時35分 休憩

午前10時36分 再開

○議長（高橋利勝） 休憩前に引き続き会議を開きます。

村本総務課長。

○総務課長（村本信幸） 今回の適正化法の改正に伴いまして、それぞれの関係条項につきましては、令和元年12月14日から実施するよとということで、通知がございませ

たので、それに基づいて施行の日を12月14日としております。

○議長（高橋利勝） 大住議員。

○6番（大住啓一） この関連条例部分について、全部関わる部分については12月14日からという通達なり、省令が来ているという解釈でよろしいのでしょうか。

それであれば、できれば説明の時に言っていただければ、こういう無駄な時間費やさなくて済んだものですから、その辺。

○議長（高橋利勝） 村本総務課長。

○総務課長（村本信幸） 説明が不十分で大変申し訳ございません。

基本的に、法律の施行日が令和元年12月14日となっております、総務省からの通知等も12月14日から施行、実施するように通知があります。以上です。

○議長（高橋利勝） ほかにございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（高橋利勝） これで質疑を終わります。

これから討論を行ないます。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（高橋利勝） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから、議案第89号成年被後見人等の権利の制限に係る措置の適正化等を図るための関係法律の整備に関する法律の施行に伴う関係条例の整理についてを採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり決定することに、御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（高橋利勝） 異議なしと認めます。

したがって、議案第89号成年被後見人等の権利の制限に係る措置の適正化等を図るための関係法律の整備に関する法律の施行に伴う関係条例の整理については、原案のとおり可決されました。

◎日程第4 議案第90号

○議長（高橋利勝） 日程第4 議案第90号過疎地域における固定資産税の課税の特例に関する条例の一部改正についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。

田西住民課長。

○住民課長（田西敏重） 議案第90号過疎地域における固定資産税の課税の特例に関する条例の一部改正について、御説明いたします。

今回の改正の内容は、固定資産税の課税の特例期限を2年間延長するものでございます。

それでは、改正条文を朗読して説明に代えさせていただきます。なお、カッコ書きの朗

読は省略させていただきます。

過疎地域における固定資産税の課税の特例に関する条例の一部を改正する条例。

過疎地域における固定資産税の課税の特例に関する条例（平成15年条例第25号）の一部を次のように改正する。

附則第4項中「平成31年3月31日」を「令和3年3月31日」に改める。

附則。この条例は、公布の日から施行し、平成31年4月1日から適用する。

以上で、議案第90号過疎地域における固定資産税の課税の特例に関する条例の一部改正についての提案説明とさせていただきます。御審議のほどよろしくお願いたします。

○議長（高橋利勝） これから質疑を行ないます。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（高橋利勝） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行ないます。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（高橋利勝） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから、議案第90号過疎地域における固定資産税の課税の特例に関する条例の一部改正についてを採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり決定することに、御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（高橋利勝） 異議なしと認めます。

したがって、議案第90号過疎地域における固定資産税の課税の特例に関する条例の一部改正については、原案のとおり可決されました。

◎日程第5 議案第91号

○議長（高橋利勝） 日程第5 議案第91号本別町立へき地保育所条例の一部改正についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。

大橋子ども未来課長。

○子ども未来課長（大橋堅次） 議案第91号本別町立へき地保育所条例の一部改正について、提案理由の説明をいたします。

本町のへき地保育所は、子育て世帯の減少や保護者の就労状況の多様化などにより、利用児童数の減少が進んでいます。

現在、勇足へき地保育所は入所定員50名に対し22名の児童が入所、仙美里へき地保育所は同じく入所定員50名に対し5名の児童が入所しております。

特に仙美里へき地保育所については、利用者数の減少により、集団での教育、保育の環境を整えることが出来ない現状から、この間、入所児童の保護者、仙美里小学校校区内の就学前児童の保護者に対し、現在の地域の就学前児童数をお示しし、今後どうしていくことが、子どもにとって一番良いのかを主眼とし話し合いを行ってきたところです。

10月23日に保護者会において大きな規模での教育、保育を選択したことから、仙美里小学校校区内の皆様を対象とした説明会を11月22日に開催し、保護者の皆さんの選択に対し、地域としての御理解をいただきましたので、仙美里へき地保育所を、令和2年3月31日をもって閉所、また、勇足へき地保育所の入所定員につきましては、勇足地区の就学前児童数の推移、現在策定中の子ども・子育て支援事業計画との整合性を勘案し、入所定員を変更するものであります。

それでは、条例の案文を朗読し、提案とさせていただきます。なお、括弧書きの朗読は省略をさせていただきます。

本別町立へき地保育所条例の一部を改正する条例。

本別町立へき地保育所条例（昭和40年条例第32号）の一部を次のように改正する。

第2条の表、勇足へき地保育所の項中「50名」を「34名」に改め、同表仙美里へき地保育所の項を削る。

附則。この条例は、令和2年4月1日から施行する。

以上、議案第91号本別町立へき地保育所条例の一部改正についての提案説明とさせていただきます。よろしく御審議をお願いいたします。

○議長（高橋利勝） これから質疑を行ないます。

藤田議員。

○11番（藤田直美） 閉所によって、本別町の財政的にはどのような影響があるのか、また地域の方、保護者の方の理解は得られているということでしたが、現在の利用者はこども園に通うこととなると、利用料や交通事情などが変わってくると考えられます。御意見などはなかったのか、その点も伺いたいと思います。

また、行政報告の中でも環境に慣れるため、交流をしていくという報告もあったかと思うのですが、早めの慣らし保育というのが大事かと思うのですが、いつどのようにして行なっていくのかというのを伺いたいと思います。

○議長（高橋利勝） 大橋子ども未来課長。

○子ども未来課長（大橋堅次） この間、保護者の皆さま、在園児のお母様お父様と数多く話し合いをしてきました。親のほうからは利用料のことについては、出ておりません。

というのは、3、4、5歳のお子様は10月1日から無償化になった件もあるのかなと思います。利用料が実際へき地より町のこども園のほうが高くなるのは御承知のとおりですけれども、親からはどうなるのってことはございませんでした。

あと、通園の足の確保なのですが、それぞれ仙美里元町に住んでいる保護者については、確かに遠くなるのですが、仙美里地区となりますと美里別のほうから来ている

方、あとは活込のほうから来ている方が在園児でおりました。

距離は本別に來ると、仙美里に行くのは、距離はさほどかわらないという親の思いがあったのかもしれませんが、足の確保等についての質問もございませんでした。

2問目の慣らし保育なのですけど、現在も通常の中でも勇足保育所、仙美里保育所のお子さんがこども園に行き、交流するのは通年でやっております。

これが議決いただきました以降、月に1回こども園のほうで、フリーの開所日というのを作っております。その日に当てながら、月1回のペースで行なっていきたいと考えております。そのことも保護者にはお伝えをしておりますので、足りないのであれば例えばこども園に要請しながら、もう1回くらいやりたいと、うちの保育士先生もついていっておりますので、子どもの様子を見ながら早く慣れるような環境を作りたいと考えております。

子どものことを主眼として、この形になったのですけども、担当する課長としては当然数字も把握しております。現在のへき地保育所2つあるのですけども、もし議決をいただいて無くなった場合、来年1箇所になります。

そうなりますと補助金も入っておりますので、1箇所なくなったことによって、歳入歳出差引まして、約1,500万円くらいの一般財源の減と計算上はなっております。以上です。

○議長（高橋利勝） ほかにございませんか。

阿保議員。

○10番（阿保静夫） 現在2名の保育士さん、いらっしゃるといふふうに伺っていたのですけども、閉所ということになりますと、来年度からのその方々の職場というか、状況はどうなるのか、どういうふうを考えているのかを伺いたしたいと思います。

○議長（高橋利勝） 大橋子ども未来課長。

○子ども未来課長（大橋堅次） 子ども未来課にきて6年になります。保育士の年齢も当然把握していますし、子どもの数を把握しながら、この仕事をさせていただいています。

2名の保育士が定年退職いたします。勇足保育所、これは人事ですので、理事者が決定することですので、発達支援センターにも1人減りますので、その辺で最終的には当然人事ですので、私の決定ではありませんので、課から理事者のほうにお願いをしていきたいと考えております。以上です。

○議長（高橋利勝） ほかにございませんか。

大住議員。

○6番（大住啓一） ただいまの質疑の中で、1,500万円減額になるというようお話がありました。

それはへき地保育所を閉所したから、減額になるという考え方でよろしいのですか。

そうなってくると、子どもたちの将来とか保育だとかそういうことを度外視した上での聞こえ方ですよ、お金だけっていうふうには聞こえるものですから。そうではなくて、ちゃ

んとした遠くから通う、今の御答弁から活込から、美里別から通うにはそんなに遜色ないという言い方でしたが、地域の人達が納得したにしても、小さい子にそんな不憫なことをあえてすることは無いと思いますけども、御答弁の中で金の減額だとかそういうお話が聞こえてきたものですから、その辺をきちっとした対応ができるような形を考えていると思いますけども、再度。

○議長（高橋利勝） 高橋町長。

○町長（高橋正夫） へき地保育所を閉所したから財源が浮くという話で言えば、そうではなくて、聞いてください。

財源はどうなるのですかという質問がありましたので、それはあえて勇足と仙美里がありますけども、保育士を含めて、補助金もありますけども、議決をいただいて仙美里保育所が閉所ってことで決定することになれば、今までの予算の中では1,500万円程度の一般財源の投入が少なくなる、こういう答弁をさせていただきましたので、子ども達が不憫になるとかそういうことでは決してありませんので、そういうことはあくまでも財源はどうなるのですかという質問に対して答えたということでもありますので、そこは御理解をいただきたいと思います。以上であります。

○議長（高橋利勝） 大住議員。

○6番（大住啓一） 理解したつもりで質問してございますけども、あまりにも高齢者の方とか子ども達に不憫に聞こえるような、間違ってもそういう御答弁なさないようにしてですね、財源がどうのこうのっていうのは、財源がこうなるとこうなると、ただし1,500万円が一般会計から減っても、例えば他に使うことがあれば同じことになるのではないのですか、それはないのですか。例えばこども園にどうするこうするとかってことは出てこないのですか。これは予算の委員会でないから、これ以上申し上げませんが。その辺どのようにお考えになっているのか。また3月の予算委員会の時にはそれらが出てくるとは思いますけども、その辺の全体を眺めた中での御発想をいただきたい。

○議長（高橋利勝） 大橋子ども未来課長。

○子ども未来課長（大橋堅次） お答えいたします。一番最初の提案理由の中で説明をさせていただきました。子どもたちにとって、一番いい方法は何かということを中心に保護者の皆さま、地域の皆さまとお話し合いをしました。3人卒園して行って、2人残った中で教育、保育をするよりも大きな規模の中で子ども達の教育、保育をしていくほうが、親がいいという判断をしていただきました。

理事者もその地域の保護者の思い地域の思いのあと、この決断をし、議案提案をさせていただきます。1,500万円という数字は、質問いただきましたので、私は課の課長として計算は当然しておりますけども、単純にそれは一般財源としては減りますけども、新しい子どもの施策等を考えながら、進めていきたいと考えております。以上です。

○議長（高橋利勝） 大住議員。

○6番（大住啓一） 3回目ですから、これ以上申し上げることはないと思いますが、今

課長が答弁したように、金の流れだけで小さな子ども達は考えていないということで、地域のお父さんお母さん、御父兄の方々も理解しているところで、私どもがどうのこうのと申し上げるつもりはございません。

それであれば、当初からきちっとした提案説明の中で、財源がこうだからこうだというのであれば、それなりの説明もしてここにいる皆に理解を得るような形をしていかないと、やはりちょっと見ている方向が違うのではないかとということを申し上げたい。

ですから、1500万円をほかに使うということになれば、予算委員会でないからそれ以上申しませんが、3月にそれなりのことが出てくるという解釈でよろしいのですか。

○議長（高橋利勝） 高橋町長。

○町長（高橋町長） 財源のところに集中してお話していただいておりますが、決して財源が浮くから閉所するとかということでは決してありませんので、先ほど言いましたけども、地域の方々の説明も相談もずっとずっとしてきて、そして保護者もちろん、地域の皆さんの理解もいただいてこういう結果にせざるを得ないということで、決断をいただいたということになります。

その中で、これが閉所になった場合、財源はどうなるのですかという質問ですから、そういう中では今の課長の試算では当然してはいますけども、そのときの一般財源1,500万円については、それは一般財源1,500万円という話をしただけで、子どもたちに閉所するから財源が目的であるとかそういうことはありませんので、あくまでも今までも答弁させていただきましたけども、子どもたちのこれからの未来のために、どういう保育が一番必要なのか、こういうことの結果でありますので、決して財源が主眼で子どもたちのへき地保育所を閉所すると、そういう考え方はございませんので、そこら辺はどうか御理解をいただきたいと思っております。以上であります。

○議長（高橋利勝） ほかにございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（高橋利勝） これで質疑を終わります。

これから討論を行ないます。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（高橋利勝） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから、議案第91号本別町立へき地保育所条例の一部改正についてを採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり決定することに、御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（高橋利勝） 異議なしと認めます。

したがって、議案第91号本別町立へき地保育所条例の一部改正について、原案のとおり可決されました。

暫時休憩します。

午前10時55分 休憩

午前11時10分 再開

○議長（高橋利勝） 休憩前に引き続き会議を開きます。

◎日程第6 議案第92号

○議長（高橋利勝） 日程第6 議案第92号本別町水道事業給水条例の一部改正についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。

大槻建設水道課長。

○建設水道課長（大槻康有） 議案第92号本別町水道事業給水条例の一部改正について、提案理由の御説明を申し上げます。

提案理由につきましては、水道料金の改正によるものでございます。

現行の水道料金は消費税改正に伴う改正を除きまして、平成16年4月以降改正をしておりません。

この間給水人口の減による給水収益の減、老朽機器更新等による減価償却費の増、経営状況は悪化の一途を辿っております。それに比例して一般会計からの補助が増大し続けている状況であります。

今後も施設の耐震化や老朽管路の更新など、安全安心な水道水の供給ためには計画的な投資は必要不可欠でございます。自主財源の確保及び一般会計補助を増大させずに水道事業の経営を維持していくため、条例の一部を改正するものでございます。

主な改正内容につきましては、料金を現行の内税方式から外税方式とします。

家事用1、家事用2、家事営農用、営農用、浴場用超過分、臨時用は税抜き価格ベースで5から6パーセント、税込み価格で7から8パーセント程度の料金引き上げとしております。

業務用・工業用・浴場用基本料金は消費税改正相当分に近い税込み価格で2パーセント程度の料金引き上げとしております。

業務用の基本水量は15立方メートルから12立方メートルに改正し、相応して基本料金を引き下げます。

家事用2の設定による低所得者世帯の軽減、家事営農用の設定による農業世帯の軽減につきましては産業振興の観点から引き続き継続してまいります。

改定時期につきましては令和2年4月分の3月使用分からとします。

それでは改正条文により説明をさせていただきます。なお、括弧書き等の朗読は省略させていただきます。

本別町水道事業給水条例の一部を改正する条例。

本別町水道事業給水条例（平成10年条例第10号）の一部を次のように改正する。

第23条を次のように改める。

料金。

第23条、料金は、別表に定めるところにより算定した基本料金及び超過料金の合計額に、消費税法（昭和63年法律第108号）の規定により算出した消費税の額及び地方税法（昭和25年法律第226号）の規定により算出した地方消費税の額を加えた額とする。この場合において、1円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てる。

別表中、区分、基本水量、基本料金税込、超過料金1立方メートル当たり、税込。

家事用1、8立方メートル、1,827円、245円。

家事用2、8立方メートル、1,218円、245円。

家事・営農兼用、8立方メートル、1,827円、245円。ただし、超過水量が7立方メートルを超える量については129円。

業務用、15立方メートル、4,204円、291円。

工業用、40立方メートル、11,113円、291円。

浴場用、100立方メートル、11,113円、112円。

営農用、1立方メートル当たり、129円。

臨時用、1立方メートル当たり、570円を、区分、基本水量、基本料金、超過料金1立方メートル当たり。

家事用1、8立方メートル、1,800円、238円。

家事用2、8立方メートル、1,200円、238円。

家事・営農兼用、8立方メートル、1,800円、238円。ただし、超過水量が7立方メートルを超える量については126円。

業務用、12立方メートル、3,120円、270円。

工業用、40立方メートル、10,300円、270円。

浴場用、100立方メートル、10,300円、110円。

営農用、1立方メートル当たり、126円。

臨時用、1立方メートル当たり、555円に改める。

附則。

施行期日。1、この条例は、令和2年4月1日から施行する。

適用区分。

2、改正後の本別町水道事業給水条例の規定は、令和2年4月分として徴収する料金から適用し、同月前の料金については、なお従前の例による。

以上、議案第92号本別町水道事業給水条例の一部改正についての提案説明とさせていただきます。どうぞよろしく御審議をお願いいたします。

○議長（高橋利勝） これから質疑を行ないます。

阿保議員。

○10番（阿保静夫） まず今回の改正によって、供給単価、給水原価の計算表ありますよね。それで例えば平成30年の決算の数字しか持っていませんけども、供給単価が254円86銭、これは1立方当たりということだと思いますけども、それから給水原価が346円96銭、平成30年度の決算資料からですが、この部分というのは、この今回の改正で変わってくるのかなというふうに思うのですけども、その辺について1点伺いたいと思います。

それから、今年度平成31年、令和元年の予算では一般会計からの繰り入れを579万円ほど減額をしてということなのですけども、この改正によっての、改正以降の繰り入れというのはどのように考えているのか伺いたいと思います。

合わせて、この改正による影響額、総額と1戸当たりの平均の水道料金って出ていると思うのですけど、1戸当たりの平均という形になろうかと思います。業務用や何か色々あるので、どういう計算のされ方をしているかわかりませんが、私が聞いている1戸あたりというのは一般家庭の1戸あたりという趣旨で聞いていますけども、その辺の数字を試算があれば伺いたいというふうに思います。

それから、説明があったように業務用の料金が、基本水量が15立方メートルから12立方メートルということで基本水量も3立方メートル減ったという中で基本料金が業務用のみが引き下げという格好になっているふうに思うのですけども、これの理由というのは、一回説明があったかもしれないですけども、改めて伺いたいと思います。以上。

○議長（高橋利勝） 暫時休憩いたします。

午前11時21分 休憩

午前11時21分 再開

○議長（高橋利勝） 休憩前に引き続き会議を開きます。

小出建設水道課長補佐。

○建設水道課長補佐（小出勝栄） 質問にお答えします。

供給単価と給水単価の関係なのですけども、これは決算に当たり算出するものでございまして、今のところ算定はしておりません。

影響額の関係なのですけども、一応令和2年から10年間で水道下水道合わせて1億円程度の増収を見込んでおります。

支出についても、10年間で3億円程度減少させるということを見込んで、総額で一般会計からの繰入金を10年間で4億円の減少を見込んで、料金設定を考えております。

それと、家庭ごとですね。一応使用者の大部分を占める水道料金の家事用と下水道も合わせてしまうのですけども、一般のうち約4割を占める基本料金のみで世帯で、月の影響額が257円、年間の影響額で3,084円。約2割から3割を占めている現役世代、一般的なモデル3人から4人くらいの家族の世帯ですね。平均的な月の水量が大体15tから20tになります。月の影響額ですけども、472円から626円の間。年間で5,664円から7,512円程度の負担増を見込んでおります。

業務用につきましては、小規模店舗、事務所などですね。元々が高額な料金設定となっているため、基本料金の水量を15から12まで引き下げて、料金もその水量に合わせて3,432円に引き下げております。

元々、業務用の超過料金も管内では高額であるため、消費税増額分の297円程度の増額に押さえまして、既存の利用者、経営の改善または新しい事業の参入を期待するために基本水量を引き下げております。以上です。

○議長（高橋利勝） 阿保議員。

○10番（阿保静夫） 家事用いわゆる家庭、個人の料金の影響の中で、これまでも設けています低所得者への対応、対策というのは引き続きされるというふうに理解しているのですが、その点について確認をしたいと思います。

○議長（高橋利勝） 小出建設水道課長補佐。

○建設水道課長補佐（小出勝栄） 質問にお答えします。

一応家事用2のほうの制度は継続しまして、影響額も算定しておりますので影響額を言いたいと思います。

基本料金に収まっている世帯で、月額で172円、年額で2,064円増になります。

家事用1の世帯よりも月額85円、年額で1,020円少ない負担増となっております。以上です。

○議長（高橋利勝） ほかにございませんか。

梅村議員。

○3番（梅村智秀） お伺いをいたします。

経営悪化の一途を辿っているというようなところは理解しているところでございます。

施設の老朽化等も懸念される材料だと理解するところでございますが、例えば直近であればどういったものが見込まれるのか。というのは、どこかの段階で、大きな負担を強いられるようなことになるような想定というか見込とか、そういったものがあるのかについてお伺いをするところでございます。

○議長（高橋利勝） 暫時休憩します。

午前11時26分 休憩

午前11時26分 再開

○議長（高橋利勝） 休憩前に引き続き会議を開きます。

小出建設水道課長補佐。

○建設水道課長補佐（小出勝栄） 直近ということなのですが、一応浄水場や処理場の機器更新は随時進めていまして、そのほかに支出が増えるということは管渠ですね。水道管、下水道管の更新は一切やっておりますので、その辺でタイミングがくれば、どつと支出が増えるような形になると思われま。

いつ頃、状況を見て更新を考えていきます。

○議長（高橋利勝） 梅村議員。

○3番（梅村智秀） 改めてお伺いするところでございます。

ただいま浄水場や処理場、管渠というところでもございました。例えばそれも状況見てということもございますけども、今後の経営の見立て、経営戦略等も示されておりますけれども、それが10年先なのか20年先なのか、当然そういったものがあれば、本当に御答弁があったとおりの大きな支出、それに伴って例えば場合によっては、さらに一般会計等から繰り入れ等しなければということも見込まれるわけです。そういった事態に陥ればという仮定ですけども、ただ、それは必ずいつか来るわけで、それを今の時点でどういう想定のか、経営運営されているのかということをお伺いするところでございます。

○議長（高橋利勝） 暫時休憩します。

午前11時28分 休憩

午前11時29分 再開

○議長（高橋利勝） 休憩前に引き続き会議を開きます。

小出建設水道課長補佐。

○建設水道課長補佐（小出勝栄） 質問にお答えします。

一応この料金改定につきまして、10年間を見込んでいまして、その中には管の更新は含まれておりません。

水道管につきましては、古い物で昭和50年に施工をしまして、約44年経過しておりますけども、標準対応年数は越えております。

一応、うちとしては対応年数60年で考えておりまして、16年後に更新のほうを検討していこうと、今の状況では水道の漏水も少ないものですから、16年後を目途に水道管の更新を考えていきたいと思っております。

下水道管につきましては、随時管渠、下水道の場合は水が入っていないかたりしますので、カメラを入れたり清掃かけたりして、その都度管渠のほうはチェックしていっています。下水道管のほうについても、この10年間では管更新の予定はとりあえずありません。

施設に関しましては、長寿命化等アセットマネジメントをかけていまして、需要費のほうを平準化するように計画しております。

○議長（高橋利勝） 梅村議員。

○3番（梅村智秀） 水道事業の経営戦略等も示されている中、ただいま、いわゆる法定の対応年数は過ぎていて、ただ60年と見込んで残り16年後くらいだということですから、多分想定の中ではありましようけども、その前後にそうした大規模ないわゆる修繕というか入れ替え、更新というものが必要になってくるということなんです。

その辺に対しての準備というものは、戦略とか今後の展望というものがなされているのかということもございます。戦略等にそこまでの年度のものが記載ないわけで、それがまた、その直近辺りになってからとか、そういった事態が生じてから、その対策をということ考えられるのか、今から16年後に備えるというようなお考えとか、そういったところがあるのか。というのは考えれば、こうした今回の提案によって、当然受益者に一定

程度の負担をしていただこうと、経営の体制を見直していこうということは十分に理解できるところであります。そういったところの備えがあった上でのこの提案なのか。4年ごとに計画の見直しというのをされていくのも理解しているところなのですが、後々の町の将来というか未来の部分について、その未来にそういった負担を課さないためにも、本当に今回の提案が適切なのかというところについてのご見解を、改めてお伺いするところでございます。

○議長（高橋利勝） 小出建設水道課長補佐。

○建設水道課長補佐（小出勝栄） 質問にお答えします。

将来的なことということなのですが、令和5年、簡水下水につきましては、公営企業化というものがあまして、それを過ぎてから本格的にちょっと考えることになるかと思うのですが、そのほかにハード事業としては、本別町内での給水区域の変更と支出のほうになります。押さえると検討しまして、そうなれば施設を廃止していったら経常経費を削減できるとそういう方策も取れますので、今その計画を検討して支出のほうを何とか抑える努力をしております。

その、結果を見て、またさらに今後の見通しを立てていきたいと考えております。以上です。

○議長（高橋利勝） ほかにございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（高橋利勝） これで質疑を終わります。

これから討論を行ないます。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（高橋利勝） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから、議案第92号本別町水道事業給水条例の一部改正についてを採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（高橋利勝） 異議なしと認めます。

したがって、議案第92号本別町水道事業給水条例の一部改正については、原案のとおり可決されました。

◎日程第7 議案第65号

○議長（高橋利勝） 日程第7 議案第93号本別町簡易水道条例の一部改正についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。

大槻建設水道課長。

○建設水道課長（大槻康有） 議案第93号本別町簡易水道条例の一部改正について、提案内容の御説明を申し上げます。

提案理由につきましては、簡易水道料金の改正によるものでございます。

現行の簡易水道料金は消費税改正に伴う改正を除きますと、平成20年、平成24年、平成28年の3回の改正により、水道料金と同一の体系としてきております。今回の改正案は、水道料金の改正に合わせて改正するものでございます。

給水人口の減による給水収益の減、老朽機器更新等による地方債償還の増など、悪化を辿る経営状況を改善すべく、自主財源の確保及び一般会計繰入を増大させずに簡易水道事業の経営を維持していくため、今回条例の一部を改正するものでございます。

主な改正内容につきましては、料金を現行の内税方式から外税方式とします。

家事用1、家事用2、家事営農用、営農用、臨時用を税抜き価格ベースで5から6パーセント、税込み価格で7から8パーセント程度の料金引き上げとします。

業務用は消費税改正相当分に近い税込み価格で2パーセント程度の料金引き上げとしまして、業務用の基本水量を15立方メートルから12立方メートルに改正し、相応して基本料金を引き下げます。

家事用2の設定による低所得者世帯の軽減、家事営農用の設定による農業世帯の軽減につきましては、産業振興の観点から引き続き継続をしております。

改定時期につきましては令和2年4月分、3月使用分からといたします。

それでは改正条文により説明をさせていただきます。なお、括弧書き等の朗読は省略させていただきます。

本別町簡易水道条例の一部を改正する条例。

本別町簡易水道条例（平成7年条例第1号）の一部を次のように改正する。

第5条を次のように改める。

料金。

第5条、水道料金は、別表に定めるところにより算定した基本料金及び超過料金の合計額に、消費税法（昭和63年法律第108号）の規定により算出した消費税の額及び地方税法（昭和25年法律第226号）の規定により算出した地方消費税の額を加えた額とする。この場合において、1円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てる。

別表中。

区分、基本水量、基本料金税込、超過料金1立方メートル当たり、税込。

家事用1、8立方メートル、1,827円、245円。

家事用2、8立方メートル、1,218円、245円。

家事・営農兼用、8立方メートル、1,827円、245円。ただし、超過水量が7立方メートルを超える量については129円。

業務用、15立方メートル、4,204円、291円。

営農用、1立方メートル当たり、129円。

臨時用、1立方メートル当たり、570円を区分、基本水量、基本料金、超過料金(1立方メートル当たり)。

家事用1、8立方メートル、1,800円、238円。

家事用2、8立方メートル、1,200円、238円。

家事・営農兼用、8立方メートル、1,800円、238円。ただし、超過水量が7立方メートルを超える量については126円。

業務用、12立方メートル、3,120円、270円。

営農用、1立方メートル当たり、126円。

臨時用、1立方メートル当たり、555円に改める。

附則。

施行期日。

1、この条例は、令和2年4月1日から施行する。

適用区分。

2、改正後の本別町簡易水道条例の規定は、令和2年4月分として徴収する水道料金から適用し、同月前の水道料金については、なお従前の例による。

以上、議案第93号本別町簡易水道条例の一部改正についての提案説明とさせていただきます。どうぞよろしく御審議をお願いいたします。

○議長（高橋利勝） これから質疑を行ないます。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（高橋利勝） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行ないます。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（高橋利勝） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから、議案第93号本別町簡易水道条例の一部改正についてを採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり決定することに、御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（高橋利勝） 異議なしと認めます。

したがって、議案第93号本別町簡易水道条例の一部改正については、原案のとおり可決されました。

◎日程第8 議案第94号

○議長（高橋利勝） 日程第8 議案第94号本別町営農用水道条例の一部改正についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。

大槻建設水道課長。

○建設水道課長（大槻康有） 議案第94号本別町営農用水道条例の一部改正について、提案内容の御説明を申し上げます。

提案理由につきましては、給水区域の追加と営農用水道料金の改正によるものであります。

給水区域の追加は、令和2年度より稼動を予定しております、美蘭別営農用水道の区域、給水量、給水人口を追加するものであります。

現行の営農用水道料金については、簡易水道料金と同じ料金体系で推移しておりまして、消費税改正に伴う改正を除くと、平成20年、平成24年、平成28年の3回に渡り簡易水道料金と併せて改正し、水道料金と同一の体系としております。

今回の改正案は、水道料金の改正に合わせて条例の一部を改正し、自主財源の向上を図るものでございます。

主な改正内容につきましては、給水区域の追加は、新たに美蘭別営農用水道を追加し、給水区域、一日最大給水量、給水人口を設定します。

料金改定は、料金を現行の内税方式から外税方式とします。

家事用1、家事用2、家事営農用、営農用、臨時用を税抜き価格ベースで5から6パーセント、税込み価格で7から8パーセント程度の料金引き上げとします。

業務用は消費税改正相当分に近い税込み価格で2パーセント程度の料金引き上げとします。業務用の基本水量を15立方メートルから12立方メートルに改正し、相応して基本料金を引き下げます。

家事用2の設定による低所得者世帯の軽減、家事営農用の設定による農業世帯の軽減につきましては、産業振興の観点から引き続き継続をいたします。

改定時期については令和2年4月分、3月使用分からとさせていただきます。

それでは改正条文により説明をさせていただきます。

本別町営農用水道条例の一部を改正する条例。

本別町営農用水道条例（平成3年条例第20号）の一部を次のように改正する。

第2条に次の1号を加える。

2、美蘭別営農用水道。

ア、給水区域、美蘭別、勇足西2、勇足西5、押帯、上押帯の一部。

イ、1日最大給水量304立方メートル。

ウ、給水人口82人。

第4条を次のように改める。

料金。

第4条、料金は別表に定めるところにより算定した基本料金及び超過料金の合計額に、消費税法（昭和63年法律第108号）の規定により算出した消費税の額及び地方税法（昭和

25年法律第226号)の規定により算出した地方消費税の額を加えた額とする。この場合において、1円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てる。

別表中、区分、基本水量、基本料金税込、超過料金1立方メートル当たり、税込。

家事用1、8立方メートル、1,827円、245円。

家事用2、8立方メートル、1,218円、245円。

家事・営農兼用、8立方メートル、1,827円、245円。ただし、超過水量が7立方メートルを超える量については129円。

業務用、15立方メートル、4,204円、291円。

営農用、1立方メートル当たり、129円。

臨時用、1立方メートル当たり、570円を、区分、基本水量、基本料金、超過料金1立方メートル当たり。

家事用1、8立方メートル、1,800円、238円。

家事用2、8立方メートル、1,200円、238円。

家事・営農兼用、8立方メートル、1,800円、238円。ただし、超過水量が7立方メートルを超える量については126円。

業務用、12立方メートル、3,120円、270円。

営農用、1立方メートル当たり、126円。

臨時用、1立方メートル当たり、555円に改める。

附則。

施行期日。

1、この条例は、令和2年4月1日から施行する。

適用区分。

2、改正後の本別町営農用水道条例の規定は、令和2年4月分として徴収する料金から適用し、同月前の料金については、なお従前の例による。

以上、議案第94号本別町営農用水道条例の一部改正についての提案説明とさせていただきます。よろしく御審議お願いいたします。

○議長（高橋利勝） これから質疑を行ないます。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（高橋利勝） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行ないます。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（高橋利勝） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから、議案第94号本別町営農用水道条例の一部改正についてを採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり決定することに、御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(高橋利勝) 異議なしと認めます。

したがって、議案第94号本別町営農用水道条例の一部改正については、原案のとおり可決されました。

◎日程第9 議案第95号

○議長(高橋利勝) 日程第9 議案第95号本別町公共下水道条例の一部改正についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。

大槻建設水道課長。

○建設水道課長(大槻康有) 議案第95号本別町公共下水道条例の一部改正について、提案理由の御説明を申し上げます。

提案理由につきましては、公共下水道使用料の改正によるものでございます。

現行の下水道使用料は消費税改正に伴う改正を除くと、平成20年4月以降改正をしておりません。この間、投資の減少により一般会計からの繰入金は減少を続けておりますが、排水設備接続人口の減による下水道使用料の減少も続いている状況でございます。

今後の施設維持管理及び更新費用を確保し、公衆衛生確保と生活環境改善、公共用水域の水質保全を継続していくため、条例の一部を改正するものでございます。

主な改正内容につきましては、一般用を税抜き価格ベースで約6パーセント、税込み価格で8パーセント程度の料金引き上げとしております。

浴場用は消費税改正相当分に近い税込み価格で2パーセント程度の料金引き上げとしていくところでございます。

改定時期については令和2年4月分、3月使用分からとさせていただきます。

それでは改正条文により説明をさせていただきます。なお、括弧書き等の朗読は省略させていただきます。

本別町公共下水道条例の一部を改正する条例。

本別町公共下水道条例(平成元年条例第30号)の一部を次のように改正する。

第15条第1項を次のように改める。

使用料の額は、毎使用月において使用者が排除した汚水の量に応じ、次の表に定めるところにより算定した基本料金及び超過料金の合計額に、消費税法(昭和63年法律第108号)の規定により算出した消費税の額及び地方税法(昭和25年法律第226号)の規定により算出した地方消費税の額を加えた額とする。この場合において、1円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てる。

種別、基本料金1月につき基本水量、基本料金、超過料金1立方メートル当たり。

一般の汚水、8立方メートル、1,260円、160円。

公衆浴場の汚水、100立方メートル、3,250円、30円。

附則。

施行期日。

1、この条例は、令和2年4月1日から施行する。

適用区分。

2、改正後の本別町公共下水道条例の規定は、令和2年4月分として徴収する使用料から適用し、同月前の使用料については、なお従前の例による。

以上、議案第95号本別町公共下水道条例の一部改正についての提案説明とさせていただきます。どうぞよろしく御審議をお願いいたします。

○議長（高橋利勝） これから質疑を行ないます。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（高橋利勝） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行ないます。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（高橋利勝） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから、議案第95号本別町公共下水道条例の一部改正についてを採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり決定することに、御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（高橋利勝） 異議なしと認めます。

したがって、議案第95号本別町公共下水道条例の一部改正については、原案のとおり可決されました。

◎日程第10 議案第96号

○議長（高橋利勝） 日程第10 議案第96号本別町個別排水処理施設条例の一部改正についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。

大槻建設水道課長。

○建設水道課長（大槻康有） 議案第96号本別町個別排水処理施設条例の一部改正について、提案理由の説明を申し上げます。

提案理由につきましては、個別排水処理施設使用料の改正によるものでございます。

現行の個別排水処理施設使用料は消費税改正に伴う改正を除きますと、平成17年4月以降改正をしておりません。

この度、公共下水道使用料の改正提案に合わせ、同料金を算定の基礎としている個別排

水処理施設使用料についても見直し、今後の施設維持管理及び更新費用を確保し、公衆衛生確保と生活環境改善、公共用水域の水質保全を継続していくため、条例の一部を改正するものでございます。

主な改正内容ですが、税抜き価格ベースで約5から6パーセント、税込み価格で7から8パーセント程度の料金引き上げとなります。

改定時期については令和2年4月分、3月使用分からとなります。

それでは改正条文により説明をさせていただきます。なお、括弧書き等の朗読は省略させていただきます。

本別町個別排水処理施設条例の一部を改正する条例。

本別町個別排水処理施設条例（平成10年条例第26号）の一部を次のように改正する。

第5条、第1項を次のように改める。

町長は、個別排水処理施設の使用について、使用者から別表に定める額に、消費税法（昭和63年法律第108号）の規定により算出した消費税の額及び地方税法（昭和25年法律第226号）の規定により算出した地方消費税の額を加えた額を使用料として徴収する。この場合において、1円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てる。

別表を次のように改める。

別表、第5条関係。

使用料の額。浄化槽の規模、使用料月額。

5人槽3,100円。6人槽3,500円。7人槽3,900円。8人槽4,300円。10人槽5,100円。11人槽以上、10人槽の使用料に1人槽増すごとに400円を加算した額。

附則。

施行期日。

1、この条例は、令和2年4月1日から施行する。

適用区分。

2、改正後の本別町個別排水処理施設条例の規定は、令和2年4月分として徴収する使用料から適用し、同月前の使用料については、なお従前の例による。

以上、議案第96号本別町個別排水処理施設条例の一部改正についての提案説明とさせていただきます。どうぞよろしく御審議をお願いいたします。

○議長（高橋利勝） これから質疑を行ないます。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（高橋利勝） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行ないます。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（高橋利勝） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから、議案第96号本別町個別排水処理施設条例の一部改正についてを採決します。
お諮りします。

本案は原案のとおり決定することに、御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(高橋利勝) 異議なしと認めます。

したがって、議案第96号本別町個別排水処理施設条例の一部改正については、原案のとおり可決されました。

暫時休憩します。

午前11時57分 休憩

午後 1時30分 再開

○議長(高橋利勝) 休憩前に引き続き会議を開きます。

◎日程第11 議案第97号

○議長(高橋利勝) 日程第11 議案第97号訴えの提起についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。

田西住民課長。

○住民課長(田西敏重) 議案第97号訴えの提起についての提案内容を説明します。

提案内容は、町税に係る損害賠償請求訴訟を提起するため、地方自治法第96条第1項第12号の規定により、議会の議決を求めるものでございます。

1、訴えの相手方。住所、中川郡本別町〇〇〇〇〇〇〇。氏名、本寺一彦。

2、事件名。損害賠償請求事件。

3、訴えの趣旨。

(1) 相手方に対し、損害賠償金として金561,000円及びこれに対する領収日付から完済まで年5分の割合による金員の支払いを求める。

(2) 相手方に対し、訴訟費用の負担を求める。

4、訴えの理由。

訴えの相手方は、町住民課課長補佐を務め、徴税吏員として町税に関する調査及び徴収業務を担当していたが、平成22年1月15日から平成26年8月13日までの間に徴収した町税16件561,000円について業務上預かり保管中、これを自己の用途に消費することを目的に着服、横領し町に対して損害をあたえたもの。このうち、地方自治法第243条の2第3項の規定により決定した賠償額475,000円について令和元年9月20日に相手方に請求書を送付したが、支払期限の令和元年10月31日までに支払いに応じなかった。また、決定を受けなかった86,000円についても同様の手口によるものから、その全額について訴えを提起するもの。

これが、今後、作成する訴状の提起理由になります。

5、訴訟遂行の方針。

(1) 弁護士を訴訟代理人に選任し、訴訟を遂行する。

(2) 判決の結果、必要がある場合は上訴を行う。

これは、判決に疑義があった場合、本案件については上訴できるものとしたものでございます。

(3) 訴訟遂行上の過程において必要がある場合は、適当と認める条件で和解することができる。

これは、相手側から和解の提案があった場合に、横領額に変更がないことを前提として、和解することができることとしたものでございます。

6、管轄裁判所、本別簡易裁判所。

本件の賠償請求額が140万円未満のため、所轄裁判所は簡易裁判所となり、本別町、足寄町、陸別町の所轄裁判所は本別簡易裁判所となります。

以上で、議案第97号訴えの提起についての提案説明とさせていただきます。御審議のほどよろしく願いいたします。

○議長（高橋利勝） これから質疑を行ないます。

阿保議員。

○10番（阿保静夫） これまでの関連の質疑、議論等の中で出てきたことかもしれませんが、んけども改めて伺います。訴えの趣旨の(2)の相手方に対し、訴訟費用の負担を求めるとあります。

この訴訟費用とは、例えばこの間、町職員が色々なところに出かけて行った時の旅費とかどうなっているかわかりませんが、例えば時間外手当とかっていうのも生じているかと思うのですが、これも含めたことを訴訟費用と言うのか、それともそれはまた別な形でっていう要望というか賠償を求めていくという形になるのか、その辺についてだけ伺いたいと思います。

○議長（高橋利勝） 田西住民課長。

○住民課長（田西敏重） 3の相手側に訴訟費用を求めるとするのは、訴訟に関する印紙代の請求であって、調査に係る経費についてはここには含んでおりません。

○議長（高橋利勝） 阿保議員。

○10番（阿保静夫） 印紙代、いわゆる裁判に関わる直接の経費というふうに理解していいと思うのですが、私が伺ったのは、それはもう当然と思っていますけども、それ以外に職員の方がこの件に関わって、時間外も含めて、あるいは札幌等に出かけて行って色々調査をする、人に会うというようなことがあったというふうに思うのですが、いわゆる町側でこの事に関して生じた費用ということは、今回のことには出ていないということで、訴訟費用ということではないと、それはまた別枠という考え方なのか、そこだけを確認したいということです。

○議長（高橋利勝） 久司住民課主幹。

○住民課主幹（久司広志） 私のほうから答弁をさせていただきたいと思います。

先ほどの質問の中での人件費等々、出張旅費等の関係なのですが、本人へ損害賠償請求の部分なのですが、それにつきましては弁護士さんと相談をしておりますけれども、認められないということで確認を取っております。

○議長（高橋利勝） ほかにございませんか。

柏崎議員。

○2番（柏崎秀行） 1点質問させていただきます。

5番の弁護士を訴訟代理人に選任し遂行すると書いてありますけれども、こちら町のほうで顧問弁護士はいないのかなという認識の中でどういった方を代理人にしたのか、お聞きします。

○議長（高橋利勝） 久司住民課主幹。

○住民課主幹（久司広志） 私のほうから答弁をさせていただきたいと思います。

この案件につきましては、町村会のほうに相談をしておりますして、町村会での公認弁護士であります佐々木弁護士のほうにお願いをしております。

○議長（高橋利勝） ほかにございませんか。

大住議員。

○6番（大住啓一） 1、2点になろうかと思えます。質問いたしますので、わかりやすくお答えいただきたいと思えます。なにぶん、訴訟とかなかなか難しいものですから、まず1点目になろうかと思うのですが、56万1,000円、これは春から監査委員のほうに調べていただいて、8万何某が違うのだけでも、40何ぼはそうだよと、56万何某をまとめて、わかりやすく言うと民事裁判をするということになるのですかね。その部分を今回そういう訴えを起こすから、この訴えの提起についてという議案を提出したということになろうかと思うのです。

それに絡まって先の関連があるのですが、議員協議会でも伺っていると思えますけれども、今、印紙とかっていう言葉が出ました。弁護士の費用だとか、それに伴う職員の先ほども出ましたが旅費だとか、そういう部分については、これは町民の皆さんの税金で皆さんが動いていることですので、例え2万円の印紙1枚についても5,000円であっても、これは税金で払わなくてはならないということですから、その辺新たに予算をこの後に組んで出てきているのか、また違う部分で予算を組んで出すのか、今までの分があるから、それで役務費の中にあるから、そういうものについては、それで出すのか。明解にしていだかないと、税金の行き先がわからないなんていうことにはなりませんので、議員協議会で説明受けましたら140万円近いお金がどうのこうのというのもありますのでね、それらの中で一緒に考えているというのですかね、そういうこともあるのかもしれませんが、当面この議案について関わる場所は、あとから見るとか今回は載せないとか、明解なお答えをいただきたい。

○議長（高橋利勝） 久司住民課主幹。

○住民課主幹（久司広志） 私のほうから答弁をさせていただきたいと思います。

当初予算の組んでいる役務費等々で今回できますので、今回の案件にかかる経費の補正予算はございません。

○議長（高橋利勝） 大住議員。

○6番（大住啓一） 私のほうの勉強不足で申し訳ございませんが、当初から見ているというのは、この案件で56万何某が議会の一般質問等々で出た時から予算を組んでいるということですか。それとも通常予算で組んでいる中でやるということですか。

○議長（高橋利勝） 村本総務課長。

○総務課長（村本信幸） それでは私のほうから弁護士の費用の関係について答弁をさせていただきます。

弁護士の費用につきましては、当初予算で30万円予算措置をしておりますけれども、この間、弁護士事務所等との協議の中で、その当初予算で組んでいる30万円の範囲の中で収まるということですので、先ほど久司主幹からもありましたけれども、補正等は生じておりません。

○議長（高橋利勝） 大住議員。

○6番（大住啓一） 弁護士云々は30万円で当初から組んでいたというのは、この目的のために組んでいたということはないですよ、そういうことですか。それを明解にということをお話ししている。

それで色々弁護士の部分でお世話になることもあるかもしれないということで、町村会全体の弁護士さんにお世話になるということでやっているのであれば、これを目的としたということではないですよ、あくまでも。

それともう1つ。先ほど、他の議員から出た時に印紙代がどうのこうのっていう話が出ました。それについては、どのような考え方になっているのか、私の聞き間違いなのか、それは後段で出てくる部分で賄うのか。

極めて繊細な話をさせていただいていますので、税金がなくなっただけの対応ですから、税金の使い道は当然考えていかなきゃならないということですので、私が言わんとしているのは当初の予算があったと、それを使うのはいいのですが、きちっと住み分けできるような形にしとかなないと、この部分で関わった分はどうだというのは、後々まで出てくる話なので、その辺をわきまえて予算執行していただかないと困るものですから、こういう細かいかもしれませんが、印紙代のことも含めて答弁を求めるものでございます。

○議長（高橋利勝） 村本総務課長。

○総務課長（村本信幸） お答えをいたします。

当初予算で計上している部分ですけども、当初予算を組む段階で今回の訴訟のほうまで想定をいたしまして、30万円予算措置をさせていただきました。

先ほど来からあります印紙代の関係でございますけども、印紙代につきましても訴訟経費の30万円の中に含めての額となります。以上です。

○議長（高橋利勝） ほかにございませんか。

篠原議員。

○5番（篠原義彦） 金額の確定についてお伺いたします。

前回の12月3日の議員協議会で、監査委員による47万5,000円という金額が示されました。諸々の経費を入れて67万9,000円ということですが、9月20日付で送付しました支払いに応じておりませんということは、本人は認めていないということではないかなと思います。

それで前回、裁判で決まった210万円以上の中にこの部分が含まれていて、この金額は警察のほうで触っていないのか、調査していないのかあるのか、その点を伺いたいと思います。

そして、56万1,000円ですか、これは何を持って確定したのか。本人が認めていないのに何を持って確定したのか、その辺もお聞かせください。

○議長（高橋利勝） 久司住民課主幹。

○住民課主幹（久司広志） 私のほうから3点ほどになるかなと思うのですが、答弁をさせていただきたいと思います。

まずは1点目の関係でございます。刑事事件におけます225万円との絡みですけども、その部分とまるっきり別な形での56万1,000円という形になってございます。

あと2点目の関係でございますけども、警察で捜査したかどうかという部分につきましては、私どもは知れることではありませんので、わかりませんというような回答になります。

あと3つ目の56万1,000円の確定への考え方なのですが、今回3名の方から領収書の提示を受けまして、私のほうで台帳関係、書類関係等々確認作業を行なってございます。そこでまず額のほうを確定させていただきました。今回の確定作業に当たるにあたりまして、どの様な経過で処理をされたのかなという部分も分析をしまして、例えば元職員が1人で訪問をして、自ら領収書を発行して現金を引き継いだというものの経緯を踏まえて、確定をさせていただきます。以上であります。

○議長（高橋利勝） 篠原議員。

○5番（篠原義彦） わかったような、わからないような話ですけども、要は裁判で決まった210万円以外の金額ということでいいのですね。ということは、この金額は警察のほうでは調べてなかったのか、調べきれなかったのか。

○議長（高橋利勝） 久司住民課主幹。

○住民課主幹（久司広志） 警察での捜査につきましては、私のほうでは知れる範囲ではございませんので、調べられたのか調べられなかったというふうについては、私のほうではわからないという形になります。

○議長（高橋利勝） 篠原議員。

○5番（篠原義彦） そしたら210万円以上という、その裁判の判決ってどういうこと

ですか。そういう説明は受けていると思うのですが、担当課で。

○議長（高橋利勝） 久司住民課主幹。

○住民課主幹（久司広志） 今回の刑事事件におきましては、この2件の方の被害額が225万1千何某という形になってございます。それはあくまでも、警察のほうで立件された方の分と金額というふうになります。

今回の56万1,000円につきましては、別の形で確認が取れたというものになります。

○議長（高橋利勝） ほかにございませんか。

梅村議員。

○3番（梅村智秀） お伺いをいたします。

こちら弁護士に委任をしているというところでございますが、その委任契約の詳細についてお伺いをいたします。

例えば、その着手金であるとか成功報酬のものとか、当初予算の30万円を充てていく、その範囲内で印紙代まで含んでということでございますが、その委任契約内容の詳細についてお伺いをするものでございます。

またこちら当該訴えの相手方とあります、本寺一彦氏。私の認識では収監されているのかなと考えるところなのですが、そうした認識のところなのですが、いわゆる応訴の可能性についてはどのような見解をお持ちなのか。

続きまして、いわゆる訴えを提起して当然民事訴訟ですから、賠償金を得ることを目的としているというところでございます。その中で民事執行に向けての現状の方針とか見解については、どのようにお持ちなのかお伺いをするところでございます。

○議長（高橋利勝） 暫時休憩をします。

午後 1時49分 休憩

午後 1時54分 再開

○議長（高橋利勝） 休憩前に引き続き会議を開きます。

村本総務課長。

○総務課長（村本信幸） それでは、ただいまの御質問に対して私のほうから答弁をさせていただきます。

まず委任契約の内容ということでございますけども、この委任契約につきましては当初刑事事件となった際に、今後損害賠償請求が生じるだろうということで協議をしております、概ね損害賠償の額が300万円程度で想定をしながら30万円という額として予算計上しておりました。これは向こうとの協議の中でそういう形で計上させていただいておりますけども、今後の委任契約に関しましては、今後色々な訴訟等が進んでいく中で、今後はかかった費用に応じて、また負担をしていくような形になるかと思っております。

それと、応訴のあった場合ということでございますけども、これにつきましては、当然相手方から違う案件と言いますか、違う内容で町が訴えられた場合ということだと思っておりますけども、その際につきましては、弁護士のほうと協議をしながらその内容によって、

別途費用がかかるようになるのかなというふうに考えております。

民事執行の今後の考え方の部分ですけれども、これまで弁護士とも色々協議をしてきております。弁護士と相談をしながら、こういった手続をとっておりますけれども、当然町としては今回請求いたします損害賠償については、裁判の中でしっかりと向こう側に弁償と言いますか、弁済をしていただくということで、今考えているところです。

○議長（高橋利勝） 梅村議員。

○3番（梅村智秀） 改めましてお伺いをするところでございます。

まず1点目にお伺いをいたしました、いわゆる委任契約の内容、詳細についてでございます。

先の御答弁の中で、全て含んで30万円、印紙代まで含んで30万円ということのお話でございました。一般的に、これは個々の契約でございますから、弁護士が例えば本件の本訴訟についてはこうこうこういう着手金で、こうこうこういう成功報酬ですとか、この事件を一連として、包括的なものの契約となっているのか、具体的なものについて、どういう契約書を交わしているのか。弁護士ないし弁護士法人は必ずと言っていいほど、文書契約というものを取り交わすはずですから、その内容通り書かれていることを御答弁いただければというところでございます。

2点目、私その応訴の見込み、こちらが提起した訴訟に応じるということで、多分今御答弁いただいたのは反訴のことだと思うのです。なので、御答弁としては失当だというふうに考えるところでございますので、こちらが訴訟しますよというものに対して、応じて来る見込みはあるのですかっていうことを、収監されていますよねと、当然本人出廷、本人裁判ということもできないですし、代理人を立てるということであれば費用もかかるしと、これまでの経緯をお伺いしたところ、請求に対して応じていないというところの実態がある中で、応じる可能性とか、そうしたところについての見解はどのようにお持ちなのかということ、お伺いしたところでございますので、改めてお伺いをするところでございます。

3点目、民事執行の部分でございますけれども、考え方、それは当然民事訴訟を提起して賠償額を求めるわけですから、返還してくださいよというようなお考えなのは十分わかりますし、当然のことなのですが、要は回収の見込みはあるのですかということなのです。

本人収監されていて支払いに応じていませんよというところで、それを実際に勝訴しました、その勝ったというところと賠償額を受けるというものについては、別の問題でございますので、そこまで委任されている弁護士さん等との打ち合わせはされているのか、町としてどういうご見解をお持ちなのかということをお伺いしているのです。改めてお伺いするものでございます。

○議長（高橋利勝） 暫時休憩します。

午後 1時59分 休憩

午後 2時02分 再開

○議長（高橋利勝） 休憩前に引き続き会議を開きます。

村本総務課長。

○総務課長（村本信幸） 改めて答弁をさせていただきます。

まず1点目の委任契約の関係でございますけども、印紙代、あと例えば住民票等の取りよせ費用、その他、実費費用が発生した場合については、こういった経費が発生した場合については実費分。それと、受任者が本件のために釧路地方裁判所帯広支部へ出頭した場合、旅費日当1回につき5万円となっております。

向こうの法律事務所の考え方としては、今回30万円の中で当面の訴訟に関しては間に合うのではないかということでした。今、言ったのが紙で交わしている委任契約書の中身になります。

応訴の見込、応じてくる見込があるかどうかという点でございますけども、当然応じてもらうよう努力はしなければならないと思いますが、先ほどの中でもありましたけども、こちらのほうから請求を送って、それに対して何も応じていなかったというか、返答も何もなかったという状況とを鑑みますと、可能性は低いのかなという判断もしております。

3点目につきましては、久司主幹のほうから答弁したいと思います。

○議長（高橋利勝） 久司住民課主幹。

○住民課主幹（久司広志） 3点目の回収の見込みの関係でございます。今後訴訟を起こしまして勝訴しましたら、強制執行までを考えてございます。最大限、回収に向けての取り組みを行なっていくというふうに考えてございます。

○議長（高橋利勝） 梅村議員。

○3番（梅村智秀） 改めましてお伺いするものでございます。

1点目にお伺いした委任契約の詳細の部分でございますけども、その一番最初に御答弁、この議案に対する質疑、私の質疑だけでなく御答弁いただいている中では全てを含んで30万円というところでありまして、その当面は間に合うのではないかとみたいところも、そんな口語体で委任契約に書かれているわけではないですよ。

私が知りたいのは、一連として、とりあえず30万円みたいな契約なのか、本提訴に関していくらかかっているのかということも知らなければいけないし、上訴のことまで書かれているわけで、一般的な契約の内容をお話しをすれば、上訴すればまた別にかかるのが一般的ですよ。ですから、そういったところが詳細について、きちんとお答えください。

決まりの中に質疑に回数ありますので、失当の答弁であっても議長のお許しをいただければ1回は1回と、これで最後でございますから、きちんと理解できるように、契約内容がどうなって一連の契約として30万円という括りで今回のについては、特別着手金や成功報酬についての定めがないのかとか、先ほど他の議員からも質疑があったとおり、これはまた別のものという認識なのしょうから、別のものなのだから、別のそういった費用、弁護士費用等かかっているのかどうかということについて、詳細はつきりわかる

ようにお答えを求めるものが1点目でございます。

2点目でございます。応訴の見込の部分でございますけれども、これまでの経緯から見ても支払いに応じていないというところからも可能性は低いと、これ一般的に考えればそのとおりだというふうなところでございますけれども。

また3点目、強制執行まで考えているというところでございます。考え方については御答弁いただきました。訴訟戦術としてどのようにお考えなのか。そもそもだからこの目的、何なのかというところなのです。民事訴訟の最たる目的は賠償金を得ることというわけであって、その具体的な見込があるのか。考え方を聞いているのではないです。具体的な見込とか調査とか既に済んでいるのかというところでもあります。

これ、本人収監されていてこれまでのとおり、いわゆる応じない、出廷もしないし代理人も立てないということであれば、その時点で勝訴ですよ。でも、いわゆるそういったところの具体的な見込とかがあっていうところまで踏み込んで代理人とかとお話ししていないのであれば、ただの紙切れですよ。勝訴した判決文持っけていても。

だから、当然いくらの費用をかけて、いくら回収するのかとか、どういう目的で提訴に及ぶ、またこの議案を提案しているのかというところなのです。いわゆる金銭の賠償を求めることを目的としているのではなくて、いわゆるけじめ的なものでとか、どういうお考えでこの議案を提案されているのかというところ、以上3点お伺いするものでございます。

○議長（高橋利勝） 暫時休憩いたします。

午後 2時08分 休憩

午後 3時05分 再開

○議長（高橋利勝） 再開前に引き続き会議を開きます。

村本総務課長。

○総務課長（村本信幸） 私のほうから1点目の契約の関係、改めて説明をさせていただきます。拙い説明で大変申し訳ございませんでした。

まず契約の内容でございますけれども、今回、佐々木総合法律事務所と委任契約を結んでおりますのは、損害賠償請求訴訟を提起する件及びこれに伴う一切の件を委任するという内容でございますので、損害賠償請求訴訟にかかる部分の委任契約ということになります。

契約を結びましたのが、平成30年の1月でございます。その際、費用の関係でございますけれども、委任者は受任者に対し次の事項について支払うものとするという中で、1点目、着手金30万円がございます。これはもうすでに平成29年度契約をした時点で支払いを終えております。そして先ほど来、説明をさせていただきました平成31年度、令和元年度の予算で今、30万円を計上しておりますけれども、その対象となりますのが、費用のうち印紙代、予納金、住民票等取り寄せ費用、その他実費費用が発生した場合、これは実費分を支払うこととなります。

それと受任者、弁護士事務所ですね。受任者が本件のために釧路地方裁判所帯広支部へ出頭した場合の旅費日当、これについては1回につき5万円というふうになってございま

すけども、これらのかかった費用を支払うことになります。

先ほど31年、令和元年度の予算で計上しておりますという話ですけども、この損害賠償請求訴訟にかかる費用ということで、弁護士事務所さんと事前に協議をいたしまして、当初予算を組む段階ではこの損害賠償請求訴訟に入るだろうという想定の中で、大体3回から4回の公判の費用ということで30万円を今年度の当初予算で計上しているところでございます。

そういったこともありますので、当初予定していた費用よりもかかった場合については、また補正等が必要になるかと思いますが、当初事務所さんとの協議の中では30万円ということで、今予算計上させていただきました。

先ほどもお話ししました、今回の委任を行なっているのが損害賠償請求訴訟にかかる部分でございますので、それ以降、例えば費用の回収ですとか、そういったところまでの契約はこの中には入っておりません、と申しますのも、今後の請求訴訟の中で、例えば勝訴した場合ですが、回収につきましては税の回収と同様に町としては強制執行等の対応をしながら回収に当たってまいりたいということを想定しております。裁判に勝てば強制執行ができますので、そういったことを想定して行なっておりますので、今委任をしておりますのが、損害賠償請求訴訟に関わる部分ということになります。以上です。

○議長（高橋利勝） 久司住民課主幹。

○住民課主幹（久司広志） 私のほうから答弁させていただきます。

目的の部分なのですが、回収を目的ということで進めております。

状況としましては、例えば財産の調査権、今現状、民事にかける部分というのはございませんので、一定程度知れる範囲での財産を踏まえて、調査権については、民事的には今ありませんので、今知れる範囲の財産、一般的に不動産等は知れておりますので、その分につきましては訴訟を起こしまして、勝訴しましたら最終的には強制執行というふうに考えてございます。

○議長（高橋利勝） ほかにございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

これで質疑を終わります。

これから討論を行ないます。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（高橋利勝） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから、議案第97号訴えの提起についてを採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり決定することに、御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（高橋利勝） 異議なしと認めます。

したがって、議案第97号訴えの提起については、原案のとおり可決されました。

◎日程第12 議案第98号

○議長（高橋利勝） 日程第12 議案第98号町税の過徴収に起因する和解及び損害賠償額を定めることについてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。

田西住民課長。

○住民課長（田西敏重） 議案第98号町税の過徴収に起因する和解及び損害賠償額を定めることについて、地方自治法第96条第1項第12号及び第13号の規定により提案するものでございます。

令和元年6月から行っていた不納欠損者を対象とした町税収納確認のための訪問調査により、領収書の提示を受け、関係書類との突合の結果、平成21年度国民健康保険税第2期から第6期までの合計調定額200,000円に対し、250,000円の徴収が行われ、そのうち本別町への収納が200,000円であり、過徴収により納税者に損害が発生していることが確認されました。この損害については、担当の職務執行中において発生したことから、その賠償の責は本別町に任じられるものであり、国家賠償法第1条第1項の規定に基づき、和解し損害賠償額を定めるものでございます。

1、和解の相手方。記載のとおりでございます。

2、和解の要旨。本件に係る損害賠償額を過徴収金50,000円及びこれに対する遅延利息21,993円の合計額71,993円と定め、示談の相手方に令和元年12月17日に支払うものでございます。示談については、別紙示談書のとおりにかかわすものでございます。

以上で、議案第98号町税の過徴収に起因する和解及び損害賠償額を定めることについての提案説明とさせていただきます。御審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長（高橋利勝） これから質疑を行ないます。

大住議員。

○6番（大住啓一） この部分については、先の議員協議会で説明があった分かと思いますが、前般話しました56万何某とは別に新たに出てきていて、20万円の納付書があって25万円いただいたと、したがって5万円を余分にいただいていたので、それをお返しすると、利子もつけてお返しするという内容で把握していますけども、それがこの金額になってその手続をするという内容のことでよろしいのか、どうなのかお知らせいただきたい。

○議長（高橋利勝） 久司住民課主幹。

○住民課主幹（久司広志） そのとおりでございます。

○議長（高橋利勝） ほかにございませんか。

梅村議員。

○3番（梅村智秀） お伺いをいたします。

本事件については、一連の横領事件による調査の中から発覚したというふうに認識しているところでございますが、事件としては一連の横領事件の一環というふうに捉えていいのか。どのような認識を持つべきなのかについて、まずお伺いをいたします。

2点目のお伺いでございます。

こちら示談書の中から、平成23年3月2日に発生したというふうには書かれておられます、もう7年以上経過しているところでございますけれども、いわゆる時効についてのお考えはどのような見解、どういった説とかどういふご見解を持たれているのかという点について、お伺いをいたします。

続きまして、約72,000円でございますけれども、こちらについては、いわゆる国賠法にのっとって被害者の町民の方には賠償するということでございますけれども、いわゆるこの求償についてのお考えはどのような見解を持たれているのか。理由や根拠を合わせてお答えを求めるものでございます。

○議長（高橋利勝） 暫時休憩いたします。

午後 3時15分 休憩

午後 3時19分 再開

○議長（高橋利勝） 休憩前に引き続き会議を開きます。

久司住民課主幹。

○住民課主幹（久司広志） まずは1点目の関係でございます。

一連の横領事件の絡みかどうかという部分なのですが、今回この案件が出された経過なのですが、今年の町税収納確認調査ということで、6月から不納欠損をされている方に対して町内、町外含めて訪問調査を実施しております。その中で被害が確認された内容になります。

今後の部分につきましては、色々整理をしまして、まずは監査委員に書類を出していくというような運びになるかなというふうに思っております。

2点目の関係でございます。時効の関係でございますけれども、発生が23年ということで民法の10年の絡みでまだ時効にはなっておりませんので、まだ大丈夫という形になります。

3点目の求償権の関係でございますけれども、今回賠償法の第1条第2項のほうに求償権がございます。

今回につきましては、納税者の方にまずは損害賠償を行ないまして、今後その方にかかる被害状況、処理等を整理しまして、元職員に対しては、まず監査委員さんのほうに決定を求めるといふような運びで行なっていきます。

○議長（高橋利勝） 梅村議員。

○3番（梅村智秀） 改めましてお伺いをいたします。

それでは、1点目にお伺いいたしました件でございますが、では本事件については現時

点においては、一連のものとの推認や断定やということはしていないと、現時点においてはまだ監査委員に諮っていないというところから、別の事件、事案というふうな認識でよろしいでしょうか、現時点ではというところがまず1点。

2点目でございます。今、時効の部分について、民法の解釈だということでございましたが、例えば地方税法18条の3によりますと、いわゆる5年というものもありますし、国家賠償法のものになっていけば事案によっては20年とかというものもあるし、色々な見解があるという中で、町としてはどういうふうにお考えなのかというところなのです。

なので、民法の10年というところがございますが、この辺については考え方によっては時効が発生しているから、賠償する必要性というのではないというような見解も持てることでありますけど、その辺どのような協議を経て、本提案に至っているのかという点について、改めてお伺いをするものでございます。

3番目にお伺いをいたしました、7万2,000円。求償権があるということは、それは当然理解をしているところでございますけども、それについてはどのようにするのだ、どのような見解なのかというところを先にお伺いしたところでございます。

ただいまの御答弁からよると、1番目に伺いをいたしました、監査委員に諮ってその結果を持ってということで、現時点について求償権については、何ら方向性というものは定まっていないというような認識でよろしいのでしょうか。

以上、改めまして3点お伺いをするものでございます。

○議長（高橋利勝） 暫時休憩いたします。

午後 3時23分 休憩

午後 3時26分 再開

○議長（高橋利勝） 休憩前に引き続き会議を開きます。

久司住民課主幹。

○住民課主幹（久司広志） 私のほうから答弁をさせていただきます。

まず1点目の別案件かどうかという御質問だったかなと思いますけども、調査の中では一連の手口等々からは推認はされますけども、まだ断定というふうには考えてございません。

まず監査委員さんのほうに決定を求めることの作業を行ないたいなと思っております。

あと2番目の時効との関係でございます。

地方税法での還付という形でいいますと、5年という形になりますので、民法の10年を適用させるというような考え方になります。

今後の求償権の方向性なのですが、あくまでも推認という形になりますので、今後を踏まえてという形で考えてございます。

○議長（高橋利勝） 梅村議員。

○3番（梅村智秀） 1点目にお伺いした点でございますけども、では町の認識として、ひいては現時点の我々の認識としてどのように共有するかというところの確認でございま

すけども、手口等から一連の事件と察するようなところは伺えるような様子はあるのだけど、まだ断定とか推認というふうには発言するところまでは至っていないと、現時点ではどう考えればいいのか。しっかりとした今発言されたとおりに、例えば町民であるとか、公の場で私も発言したいと思いますので、今の時点でこの事件をどういうふうな認識を持ってばいいのか、明確にお答えを求めるものでございます。

2点目でございますけども、不法行為ということでございますから、時効に対する考え方ということについては、地方税法の5年というものを採用するのではなくて、不法行為ですか、民法ということで、民法の何を持って10年と、民法の不法行為に基づくというご見解、例えば民法の724条とかで10年というふうなお考えを持たれているのか。地方税法の18条の3の5年というものは採用していないということであれば、民法の何を、どういう事案でというところのご見解なのか、お伺いをいたします。

3点目にお伺いをいたしました7万2,000円の求償の部分でございますけども、こちらも監査委員に諮った上で、今後の運びを判断していくというところで、現時点においては求償権があるという認識はしているけども、そこについての方向性は定まっていないという認識でよろしいでしょうか。

○議長（高橋利勝） 暫時休憩いたします。

午後 3時29分 休憩

午後 3時31分 再開

○議長（高橋利勝） 休憩前に引き続き会議を開きます。

久司住民課主幹。

○住民課主幹（久司広志） 1番目の関係でございます。

1番につきましては、推認ということで認識をお願いしたいなと思います。

2番目の関係でございます。民法の167条により10年を経過していないという部分で適用させていただきます。

3番目の求償権の関係でございます。今後監査のほうに決定等を求めまして、その段階で判断という形になりますけども、決定されれば求償権を行なうという形になります。

○議長（高橋利勝） そのほかにもございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（高橋利勝） これで質疑を終わります。

これから討論を行ないます。

まず原案に反対者の発言を許します。

梅村議員、御登壇ください。

○3番（梅村智秀）〔登壇〕 議案第98号町税の過徴収に起因する和解及び損害賠償額を定めることについて、反対の立場で討論を行ないます。

先の議案に続き、本議案においても質疑の中から明らかになりましたが、これ当事者意識、町としてお持ちなのですかということです。

側面によっては、町はもちろん被害を被っておりますけども、でも一方視点を変えれば町民に対する加害者でもあると、そういう当事者意識が欠落している、このように断じざるを得ません。

本来であれば、これだけ繊細な議案を提案するに当たっては、専門家等と十二分な打ち合わせをした上で議場に臨むべきであり、そういう意味では議会を軽んじているのかと、このように認識するところでございます。

かつての議員協議会等においても、もう出ないと思っている、これで終わりにしたいと思っているなどと、極めて甘い見解を示しつつ、結局出ているじゃないですかということですので。にも関わらず、こうした軽々とした姿勢で議案を提案しているというふうに認識せざるを得ないところから、本件においてはまだ監査委員の判断を仰いでいないというところの認識があるようでございますけれども、そもそもこの責任においてどのように認識しているのか、責任の所在が極めて曖昧であるということでございます。

近隣町村の別の事案でございますけれども、例えば管内における公立病院に不祥事が生じた、そこでその元関係者が再逮捕されたということをもって、院長が月内をもって辞任をされるとか、こうした意味では不祥事に対する責任の取り方というものも、管内で一つの例として示されているところでございます。

平成28年に議員の一般質問において発覚いたしました、この一連の事案でございますが、これまで信頼回復等に努めるといったような空疎な言葉が並んでおりましたけれども、前回の議案及び本議案における質疑の中でですが、そのような真摯な姿勢というものは全く見受けられることができず、極めて本事案について軽いお考えしかお持ちでないという事の証左となったところでございます。

これ本当に許していいのですかということですか。

私自身の考えは、こうしたことについては早期に解決を図って、前を向いていこう、こういうような考えを持っていただいておりますが、これまでの質疑を持って、もうそういうようなところには、もう至れないという認識を新たにいたしましたところでございます。

本当にこれ許していいのですか。これでいいのですか、本別町というところですよ。

町民の目は節穴じゃないですって。本当に町議会として、これを許していいのかっていうところを、皆さんにも真摯に受け止めていただきたい。

本提案については、当然のことながら被害に合われた町民の方には、早急に、ただちに賠償しなければならないという考えは、私は持っているところでございますので、本議案については一旦差し戻しをして、ただちに然るべき責任の所在等を明らかにした上で再提案がなされるということが望まれる、そうあらねばならないというふうに考えるところでございます。

議員諸兄姉の御賛同を賜りたく、お願い申し上げ反対討論を閉じさせていただきます。

○議長（高橋利勝） 次に原案に賛成者の発言を許します。

阿保議員、御登壇ください。

○10番（阿保静夫）〔登壇〕 議案第98号町税の過徴収に起因する和解及び損害賠償額を定めることについての議案に対して、賛成の立場から討論をいたします。

この議案は、町民に対して6月以来の町税の問題についての調査の結果の中で、2名の職員と聞いていますけれども、担当を決めて調査をした結果の中で明らかになってきたことで、先ほど反対討論の中でもありましたけれども、間違いなく町民に損害を与えているということですから、町の責任においてその損害額とその間の遅延利息を含めた損害をただちに支払うという趣旨です。そのことについては、何ら異議も言うこともありません。そういう議案については、私は賛成の立場で申し上げます。

ただ、議論の中で、色々この裁判の非常に専門的なことが議論されています。この点については我々議員としても、その内容をより深く知る必要があるというふうにも考えております。その点については、改めてまた違う場での議論が必要かというふうに思っております。

ただいま提案されている議案については、先ほど申し上げた理由のとおり賛成をしたいと思いますので、議員諸氏の賛同のほどよろしく願いいたします。

○議長（高橋利勝） 次に、原案に反対者の発言を許します。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（高橋利勝） 次に、原案に賛成者の発言を許します。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（高橋利勝） これで討論を終わります。

これから、議案第98号町税の過徴収に起因する和解及び損害賠償額を定めることについてを採決します。

この採決は起立によって行ないます。

本案は原案のとおり決定することに、賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（高橋利勝） 起立者10人。

よって、起立多数です。

お座りください。

したがって、議案第98号町税の過徴収に起因する和解及び損害賠償額を定めることについては、原案のとおり可決されました。

◎日程第13 議案第99号

○議長（高橋利勝） 日程第13 議案第99号令和元年度本別町一般会計補正予算（第12回）についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。

村本総務課長。

○総務課長（村本信幸） 議案第99号令和元年度本別町一般会計補正予算（第12回）

について、提案理由の説明を申し上げます。

今回の補正は、先に議決いただきました町税の過徴収に起因する損害賠償額及び太陽の丘循環バスのヒーター故障によります修繕料となっております。

予算書の1ページをお開き下さい。

歳入歳出予算補正。

第1条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ77万2,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ75億772万1,000円とする内容であります。

それでは、歳出から事項別明細書により御説明いたします。

3ページ、4ページをお開きください。

下段の2、歳出ですが、2款総務費、2項徴税费、2目賦課徴収費、22節補償補填及び賠償金、損害賠償金7万2,000円の増額補正は、町税の過徴収に起因する和解に伴う損害賠償金であります。

下段の4款衛生費、1項保健衛生費、1目保健衛生総務費、11節需用費、車両修繕料70万円の増額補正は、太陽の丘循環バスのヒーター故障等に伴います修繕料であります。

以上で歳出を終わりました、上段の1、歳入ですが10款、1項、1目地方交付税の補正は、歳入歳出の差額分を計上するものであります。

以上、令和元年度本別町一般会計補正予算（第12回）の提案説明に変えさせていただきます。よろしく御審議をお願いいたします。

○議長（高橋利勝） これから質疑を行ないます。

質疑は歳入歳出一括とします。

大住議員。

○6番（大住啓一） 一括でございます。需用費でお伺いいたします。

太陽の丘の循環バスということですから、北回り南回りの2台のバスがあろうかと思えます。ヒーターということで車には私、全然疎いのですが、1台分の修繕料ということなのででしょうか。

それと、太陽の丘の循環バスというのは直営で走らせている分ですか。これは委託している分なのでしょうか。そうしますと委託だということになれば、委託会社とどういう契約になっているのか。壊れたから町が直すということになれば、委託の意味がなさない部分もあるのか、契約内容によって色々あると思えますけれども、私どもの認識では循環バスは患者輸送バスとも称しますけれども、町民の方々が認識しているのは、町の手を離れて民間の方に委託しているということでございますので、これを補正予算で上げてくるという解釈はどこからきたのか。そういう契約になっているからしたのだと言うのであれば、それはそれで結構なことですけども、その辺の考え方だけ何台かということの確認と、ヒーターというのはどういう内容のヒーターなのかもお知らせいただきたい。

○議長（高橋利勝） 飯山保健福祉課長。

○保健福祉課長（飯山明美） 御質問にお答えいたします。

まず台数ですけれども、こちら2台ある内の南周りのほうの循環バスのヒーターでござ
います。

循環バスの運用につきましては、2台とも委託をして行なっております。委託料の中に
は、小破修繕というようなものは若干委託料の中で見ているのですけども、やはり金額が
大きくなるとどこがどう故障するのかがわからないというのもありまして、大きな修繕に
つきましては町のほうで見るとなるとなっております。以上です。

○議長（高橋利勝） 大住議員。

○6番（大住啓一） ヒーターというのは、普通に考えれば暖かくするということだと思
うのですが、それはもう1回答弁をお願いします。

南周りということでございますから、1台ということでございます。大きな修繕という
のは、先ほど来、色々な議案の中で申し上げていたとおり、税金でまかなわなきゃならな
い。大きな修繕というのは誰が判断して委託会社に出すのか。

ちなみに関係ないとおっしゃるかと思いますが、委託料は何ぼですか。いくらですか。
委託料が例えば100万で70万円でしたら、大きいかもしれませんけども、私どもの一
般常識として、それくらいの修繕料は入っているというふうに判断をする人もいれば、7
0万円だから大きいので町民の皆さまが病院通うのに寒い思いをしたら困るので、ヒータ
ーの修繕は町が直すのだということであれば、それなりの考えがあつてのことだと思うの
ですけど、厳しい言葉で安易になってはいかがなものかというものですから、ちなみにも
しわかるのであれば委託額を教えてください。

○議長（高橋利勝） 飯山保健福祉課長。

○保健福祉課長（飯山明美） 失礼いたしました。ヒーターというのは車の温かくする暖
房でございます。大きい小さいの判断というところでは、一応委託料、令和元年度につき
ましては、循環バス2台で1,177万7,000円を委託料として見ております。

その中に小破修繕ということで、例えばエレメント交換ですとかちょっとした故障とい
うことで5万円相当の小さな修繕につきましては、この委託料の中で見てくださいという
お願いをしております。それを越えるようなものについては、結構金額が故障する場所
によって幅がありますので、町のほうで見させていただくというふうになっております。
以上です。

○議長（高橋利勝） 大住議員。

○6番（大住啓一） 1千万円のお金で契約して、これは全部税金ですよ。

それで小規模と言いますか、小破というのですか、それは5万円くらいだということ
です。そうしますと、私もわかっていて聞いているわけではないのですが、確認したの
ですが、暖房するためのヒーターというのは秋口になって温度が下がってきて町民の
皆さまに不便をかけたくない、暖かくして乗っていただきたいと、当たり前のこと
を考えていると思うのです。

そうやってきたときに、事前に調べてみれば車に明るい人だったら、ちょっとおかしく

なっているとあって、我々から考えればどうなのかなと思うのですね。その辺を完全に壊れてしまって70万円も出すのであれば、その時点でわかっていることであれば、もっと先に手が打てたのではないかということも懸念されますので、そういうこともなかったのだけれども、きちっと定期点検もしているし、突然壊れたから70万円を町が持つのだと、ちょっと苦しい話になるかもしれませんが、そういうことしか理解できないものですから、その辺明解に認識はしていると思うのですが全部税金ですから、その辺をきちっとした考え方でお示しいただきたい。

○議長（高橋利勝） 大和田副町長。

○副町長（大和田収） 私のほうから答弁をさせていただきます。

予算を組む時に各課から委託料、修繕等上がってきます。今、課長のほうから答弁があったとおり、小破修繕は5万円、小さな修繕は出てきますし、エレメント交換やオイルとがありますので、それは見てくださいと。

当初から壊れた時のために50万円、70万円、100万円を入れて委託するということとなりますと、その分予算が膨れ上がってくるということもあります。

それで契約の中では、こういうふうにヒーターが壊れて大口の修繕が出た場合については、町のほうで補正対応させていただきますと、そういう形で経費を抑えているというような部分で御理解していただきたいと思います。

もう1点のヒーターにつきましては、使っていて壊れたというふうに聞いていますので、当初の段階ではやはり試運転した時には動いていたと思いますけども、そういう形で使っていて壊れましたので、やはり町民の方に寒さ等を、不便をかけるわけにはいかないという形でその分町のほうで修繕で充てていくと、そのような形で考えております。以上です。

○議長（高橋利勝） 阿保議員。

○10番（阿保静夫） ヒーターの修理で70万円、乗用車とトラクターくらいしか知らないものですから、もし手元に修繕の見積り、要は何を聞きたいかということと機械本体の価格と工事費、修理代、手数料、そういうものがあると思うので、もしわかればいいです。工賃があると思うので、それを参考までに、バスのヒーターが10万円20万円でないということは容易に想像できるのですけども、そこを今後のために伺っておきたいと思えます。

○議長（高橋利勝） 暫時休憩します。

午後 3時51分 休憩

午後 3時52分 再開

○議長（高橋利勝） 休憩前に引き続き会議を開きます。

飯山保健福祉課長。

○保健福祉課長（飯山明美） 質問にお答えいたします。

私もあまり車が詳しくないのでですけども、一応概算の見積りとしましては、まず暖房が壊れた本体というのでしょうか、シリンダーヘッドというのでしょうか、それを取り替え

る部分で32万7,000円です。取り替えるための技術料として21万1,000円。あとは、それに伴う諸々の部品等々が含まれまして62万1,000円というような見積りでいただいております。

○議長（高橋利勝） ほかにございませんか。

梅村議員。

○3番（梅村智秀） 3ページ、4ページ、歳出の部分でございます。

2款総務費7万2,000円、22節の保証補填及び賠償金で7万2,000円で計上されてございます。

先の議案から、いわゆる損害賠償金だということと、いわゆるこちらについては求償の考え方があるよというところでございます。監査委員の判断を仰いだ上で求償、つまりは加害者というかそういった方に請求をする考えがあるというところでございますが、その具体的な計画、例えばいつ頃監査委員に諮ってどのようにというような、時期的なものを含めた具体的な計画ですね。こちら支出はするけども、いつ戻ってくるというようなお考えでいらっしゃるのか、具体的な時期等についてお伺いをいたします。

また、当然相手のあることでございますから、仮にその執行できなかつた、回収できなかったという場合についての検討や見解はお持ちなのかどうかについてお伺いいたします。

そもそもこの歳出の計上をするに至って、損害賠償金としてお支払いしなければいけないと、その事由の発生が平成23年3月2日というところが把握しているところでございますけども、当時これ何でこういうことが起きたのかというところでございますけども、当時の体制とか状態から見て、誰にどのような責任があつて、どのような対処や処置をしてきたのかという点についてお伺いをいたします。

4款衛生費の部分でございます。11節需用費、修繕料車両の部分でございますが、こちら答弁の中でシリンダーヘッド等の交換が必要だということから、一定程度の年式や走行距離が経っているのかなと、これエンジンの部品でございますので、そこまで手を入れるということは、そのように察することができます。

現在の年式、いわゆる車の諸元ですね、年式とか走行距離、現在の状況についてお伺いをいたします。

また、合わせて取得価格、いくらくらいで取得したどんな車なのかということについてお伺いをいたすところでございます。

こちら、現在の保管場所について、現在そのままヒーターが使えない状態で使っているのか、予備車等で対応しているのか、ということであれば現在の保管場所、状況についてお伺いをいたします。

○議長（高橋利勝） 飯山保健福祉課長。

○保健福祉課長（飯山明美） こちらの車の年式、走行距離ですけども、車の購入が平成21年11月に購入した車でございまして、約10年が経過しております。

走行距離につきましては20万196キロメートル、約20万キロを乗っております。

この車の取得価格ですけれども541万6,744円という価格で購入をしております。

この車ヒーターが故障中ということでして、今、南周りは町の予備車で対応させていただいておまして、車は動かないでそのまま保管をしている状況でございます。

保管場所ですけれども、見積りを取るのに整備工場のほうに持って行って見てもらっていますので、見てもらった状態でそのままそこに置かせていただいております。以上です。

○議長（高橋利勝） 久司住民課主幹。

○住民課主幹（久司広志） まずは1点目の関係でございます。

今後の計画の部分なのですけれども、今回の案件につきましては6月からの調査で確認がされた案件でございます。この調査の関係でございますけれども、5、6件ほど領収書の提示があった方で、まだ確認作業が終了していない方もございます。まだこれから領収書の有無の連絡がある方もおられます。

それらを踏まえて、この調査につきましては年内になんとか整理ができればいいのかなというふうに考えてございます。今後年明けに監査委員さんへの書類の提出になるかなと一応考えてございます。

2番目の関係でございます。回収の見込みの話でございますけれども、これにつきましては、まずは今の被害をきちんと整理をさせていくということで進めておりますので、まだその部分には触れてございません。

3番目の23年3月2日当時の責任の所在の関係でございますけれども、今は被害の実態を把握したという段階でございます。今現状としましては、この日に5万円多く徴収がされたという実態、それは当時の領収印ですとか本別町の領収書であるという実態を踏まえた段階でございますので、この段階で誰に責任の所在があるかどうかというのは私にはわかりません。

○議長（高橋利勝） 梅村議員。

○3番（梅村智秀） 改めまして2款の総務費についてお伺いをいたします。

1点目でございますが、調査を年内に目途というところで整理をされて年明けに監査委員に提出と、これまでの経緯等を踏まえてどのくらいで監査委員さんからの判断というのが下ってきて、そういうふうな見立て、監査委員さんに出すまではわかりましたけれども、これからのロードマップといいますか、どういうふうな描きを持たれているのか、もう少し時期的なものの詳細についてお伺いをいたします。

2点目、回収の部分でございますけれども、こちらについて今の時点で不透明というか、明確になっていないってことはわかりますけれども、検討ということをされているのか、回収できるのか、できなかった場合はどうするのかとか、できなかった場合は誰にどのような責任が生じるのかとか、そうした検討等踏まえた上で本提案に臨んでいるのかどうかですね。これまでの実態の部分についてお伺いをいたします。

3点目の部分でございます。平成23年3月2日に本件が発生して、本町の領収書、真正のものだったということ、本物だということの認識はされているところなのかもしれ

ませんが、当時の体制で先の議案の中で本件については一連のものの推認という言葉が、現時点では認識していいよというところではございましたので、そういったところであれば当時の体制、課の体制というものはどのようなものだったのかについて、お伺いをいたします。

続きまして、4款の衛生費の部分でございます。当該車両の状態といたしまして平成21年車で20万キロメートル走行と、取得価格が541万円ということでございました。541万円のものに対して、今回70万円の修繕費というところでございます。

これまで約10年間のいわゆる車検とかそういったものを除いて、突発的な修繕費等の合算というものについてのは把握されておりますか。

もし、概算といいますか概要でも構いませんけれども、委託契約の中で5万円を超えるようなもので今までこの10年間でいくらか、車検とか法定点検とかそういったものを除いて、突発的な修繕費等の合算がどのくらいあったのかという把握をされているのかというところをお伺いいたします。

それと財産の処分という考え方になるのかもしれませんが、541万円で取得したものについて70万円の修繕費をかけると、一定程度10年以上20万キロメートル使われているという中で、いわゆる同等の車両とか同用途の車両、マイクロバスだと思いますけれども、こういったものの対応をどのように考えているのか。どのくらい使った上で更新にしているとか、これまでの実績等についてお伺いをいたします。

町の考え方としてもう1点お伺いしたいのが、この541万円のものに対して70万円の修繕を10年20万キロメートル使った上でさらにかけるというのは、本町のこうしたものの利用の考え方なのですけれども、いわゆる使い潰しというか、動かなくなるまで使うというお考えなのかどうか、その辺のご見解もお伺いいたします。

○議長（高橋利勝） 暫時休憩します。

午後 4時03分 休憩

午後 4時08分 再開

○議長（高橋利勝） 休憩前に引き続き会議を開きます。

鷺巣監査事務局長。

○監査事務局長（鷺巣正樹） お答えしたいと思います。

1番目におきます、監査における今後の予定ということでございますが、まだ町のほうから書類のほうが出されていないという部分も踏まえてでございます。今年につきましては、概ね6カ月強かかっておりました。ただ、今回監査委員含めて事務局についても慣れと言いますか、一度経験しておりますので、時間はそんなにはかからないと思っています。

先ほど申し上げました、同程度の資料等であれば退職者もおりますので今年度中に終わらせていきたいというふうに考えております。以上です。

○議長（高橋利勝） 大和田副町長。

○副町長（大和田収） 私のほうから回収についての2問目の答弁をさせていただきます。

私ども先ほどからの担当から説明があったとおり、回収をするという目的で進めてきております。強制執行等までとことん詰めていって、回収を目的に進めております。もしという場合になった場合については、そのときにまた違う方法等を考えていきたいというふうに考えております。以上です。

○議長（高橋利勝） 久司住民課主幹。

○住民課主幹（久司広志） 3番目の当時の体制でございます。

職名を申し上げますけども、当時課長職1名、補佐職2名、主事1名の体制になってございます。

○議長（高橋利勝） 飯山保健福祉課長。

○保健福祉課長（飯山明美） 循環バスの突発的な修繕の金額についてですが、申し訳ありません。手元には3年分の資料しかなくて、その中でお答えをさせていただきます。

この南周りのバスにこの3年でかけてきたお金というのが、約58万円になっております。以上です。

○議長（高橋利勝） 大槻建設水道課長。

○建設水道課長（大槻康有） 私のほうからは梅村議員の車両の更新の考え方でございます。

当然車両につきましては、基本やはり修繕をかけながら使用してきているということで、使用できない状況になれば更新を考えていくというふうに進めてきているところでございます。

○議長（高橋利勝） 梅村議員。

○3番（梅村智秀） では、2款総務費22節について改めましてお伺いいたします。

2点目にお伺いをいたしました、いわゆる回収の見込みの御答弁でございますけども、とことんという御表現もありました。

3番目にお伺いいたしました体制の部分でございますが、当然元職員が関与したというところは推認されるというところでございますから、当時の体制の中にある、課長職とか当然町長はもとよりでございますけど、そういった方々に何らかの責任ということは当然生じるというふうに認識したところでございます。

今の2点目の回収の部分もそうですし、その体制において発生したということが推認されるのであれば、それらについてもしっかりとした真摯な姿勢で臨んでいくのだぞというような強い御姿勢のもと、本提案に臨んでいるのかどうか。改めて本議案の提案に至るまでの経緯とご見解等について、改めてお伺いをするところでございます。

4款の衛生費の部分でございます。こちら3年分ということで、本提案の70万円のほかに58万円も計上されているというところで、そこだけ合わせて見ても130万円くらいと、購入価格の4分の1くらいですよ。

更新の考え方というところは、いわゆる使用不能になるまでというところでございますが、この提案に至る経緯として、例えば財産の処分については一番有利な時期に有利の

方法でというところがある中で、車両とかの専門的なものについては、専門家の見解等を仰いでですよ、使い潰すというのも一つの考え方もかもしれませんが、一定程度の資産価値、財産価値があるうちに売払いをして新しい物に更新をしていくとかってというような、そのような検討等は十分にあったのかどうか、そういう体制にあったのかどうかというところについて、その上での提案なのかというところについてお伺いをいたします。

○議長（高橋利勝） 大和田副町長。

○副町長（大和田収） 私のほうから1点目の御質問についての答弁をさせていただきます。

この事案が発生いたしまして、刑事のほうからも数字が出ました。今年の議員協議会の中で議員の皆さんから、しっかりと調査をして明確にきなさいというふうな指示もありましたので、私どもはそれに基づいてしっかりと体制を強化しながら、このような取り組みをしてきております。

また、このような5万円という部分が出ましたので、さらに拡大をしながら調査をしてきております。そういう部分では私ども職員一丸となって、この不祥事を解明するように取り組んできております。そういうことで、私どもは責任をもってやってきているというような判断をしております。以上です。

○議長（高橋利勝） 大槻建設水道課長。

○建設水道課長（大槻康有） 先ほどの更新の関係の答弁を再度させていただきます。

先ほど答弁漏れがございまして、議員さんが言われるように車の価値も含めてということなのでございます。今回500万円に対して70万円の修繕ということもございしますが、ただし修繕が頻繁にかかってくるだとか、そういうものが車両の価値も含めて更新の考え方を持っていくという検討もしてきているところでございます。

例えば車両センターにある除雪の機械だとかそういうものについては、走行距離だとか色々見ながら修繕の状況だとかもどれくらいかかっているのかというものを見ながら、更新をしている場合もございしますが、基本は極力車両価値を見ながらの更新、使えるまでの更新という形で車両の更新を考えてきているところでございます。

○議長（高橋利勝） ほかにございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（高橋利勝） これで質疑を終わります。

これから討論を行ないます。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（高橋利勝） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから、議案第99号令和元年度本別町一般会計補正予算（第12回）についてを採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり決定することに、御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(高橋利勝) 異議なしと認めます。

したがって、議案第99号令和元年度本別町一般会計補正予算(第12回)については、原案のとおり可決されました。

◎日程第14 意見書案第8号

○議長(高橋利勝) 日程第14 意見書案第8号新たな過疎対策法の制定に関する意見書についてを議題とします。

提案趣旨の説明を求めます。

方川一郎議員、御登壇ください。

○9番(方川一郎) 意見書案第8号新たな過疎対策法の制定に関する意見書。

この議案を別紙のとおり、会議規則第14条の規定により提出します。

案文を朗読し、説明にかえさせていただきます。なお、括弧書きは省略させていただきます。

新たな過疎対策法の制定に関する意見書案。

過疎対策については、昭和45年に「過疎地域対策緊急措置法」制定以来、4次にわたる特別措置法の制定により、総合的な過疎対策事業が実施され、過疎地域における生活環境の整備や産業の振興など一定の成果を上げたところである。

しかしながら、依然として多くの集落が消滅の危機に瀕し、また、森林管理の放置による森林の荒廃や度重なる豪雨・地震等の発生による林地崩壊、河川の氾濫など、極めて深刻な状況に直面している。

過疎地域は、我が国の国土の過半を占め、豊かな自然や歴史・文化を有するふるさとの地域であり、都市に対する食料・水・エネルギーの供給、国土・自然環境の保全、いやしの場の提供、災害の防止、森林による地球温暖化の防止などに多大な貢献をしている。

過疎地域が果たしているこのような多面的・公益的機能は国民共有の財産であり、それは過疎地域の住民によって支えられてきたものである。

現行の「過疎地域自立促進特別措置法」は令和3年3月末をもって失効することとなるが、過疎地域が果たしている多面的・公共的機能を今後も維持していくためには、引き続き、過疎地域に対して総合的かつ積極的な支援を充実・強化し、住民の暮らしを支えていく政策を確立・推進することが重要である。

過疎地域が、そこに住み続ける住民にとって安心・安全に暮らせる地域として健全に維持されることは、同時に、都市をも含めた国民全体の安心・安全な生活に寄与するものであることから、引き続き総合的な過疎対策を充実強化させることが必要である。

よって、新たな過疎対策法の制定を強く要望する。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出します。

提出先は衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、総務大臣、財務大臣、農林水産大臣、国土交通大臣であります。

議員各位の賛同よろしくお願いいたします。

○議長（高橋利勝） これから質疑を行ないます。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（高橋利勝） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行ないます。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（高橋利勝） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから、意見書案第8号新たな過疎対策法の制定に関する意見書についてを採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（高橋利勝） 異議なしと認めます。

したがって、意見書案第8号新たな過疎対策法の制定に関する意見書については、原案のとおり可決されました。

◎日程第15 常任委員会の閉会中の所管事務調査

○議長（高橋利勝） 日程第15 常任委員会の閉会中の所管事務調査の件を議題とします。

広報広聴常任委員長から所管事務のうち、会議規則第75条の規定によってお手元に配布しました、所管事務の調査事項について閉会中に継続調査の申し出があります。

お諮りします。

本件、申し出のとおり閉会中の継続調査とすることに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（高橋利勝） 異議なしと認めます。

したがって、広報広聴常任委員長から申し出のあった所管事務調査について、閉会中の継続調査の申し出は、申し出のとおり決定いたしました。

◎日程第16 議会運営委員会の閉会中の所掌事務調査

○議長（高橋利勝） 日程第16 議会運営委員会の閉会中の所掌事務調査の件を議題とします。

議会運営委員長から会議規則第75条の規定によってお手元に配布されました、所掌事務の調査事項について閉会中の継続調査の申し出があります。

お諮りします。

本件、申し出のとおり閉会中の継続調査とすることに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(高橋利勝) 異議なしと認めます。

したがって、議会運営委員会から申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることに決定いたしました。

◎閉会宣告

○議長(高橋利勝) これで本日の日程は全部終了しました。

お諮りします。

本定例会に付されました事件は、全部終了しました。

会議規則第7条の規定によって、本日で閉会したいと思います。御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(高橋利勝) 異議なしと認めます。

したがって、本定例会は本日で閉会することに決定しました。

次に、町長より発言の申し出がありますので、これを許します。

高橋町長、御登壇ください。

○町長(高橋正夫) 第4回定例会終了の中でありますが、今年1年、本当に振り返って改めて、ただいまの議案にありましたように99件の議案を御審議いただいて、まちづくりにしっかりと方向性を示していただいた議員各位に、まず心から感謝とお礼を申し上げたいと思います。

国内外、色々な情勢がありまして、また環境問題、地球温暖化、基幹産業の農林業含めて極めて厳しい状況の中でありましたけども、おかげさまで十勝そして本別町は今までにないくらい平準化した実りの秋を迎えることができましたし、また林業についても同じであります。

そして、商工業は元気よく若い世代がスクラムを組みながら、若者プロジェクトなど含めて、商工業に関わらず農業青年、商工青年、そして役場の若いこの青年婦人部含めて、オール本別のチームづくりをしながら、町おこしにその一躍を買っていただいている。また、子どもたちも元気よく、それぞれの勉強にスポーツに、また文化活動に、そして本当にこども園の子どもたちは明るく元気にそれぞれの人間形成にその道を歩んでいただいています。

このまちづくりの元気さもこれだけ真摯に議論いただいて、まちづくりに方向性を示していただいた、改めて議員の皆さんに感謝を申し上げたいと思っています。

まだまだ、町を取り巻く環境は厳しいものがあります。人口減少、担い手不足などなどありますが、こうした元気のいいまちづくりの中で必ずやその問題をクリアしながら、ま

た今年も元気よく町民の皆さんと希望の新年を迎えていけることができればなど、こう願っているわけであります。

本当に1年間、大変御支援、御協力そして御指導いただいた皆さんに改めて感謝を申し上げて、必ず来る年も元気よくまた1年御指導いただきますように、この場を借りてお願いをさせていただくところでございます。

今、大変インフルエンザが流行っております。どうか、御身体に御自愛いただきながら、しっかりとこの残り僅かとなりました年末をしっかりと納めていただきながら、希望の新年を迎えさせていただくことを、改めて祈念しながら1年間の皆さまのご支援に心から感謝とお礼を申し上げて、第4回の定例会の終わりに当たりまして、年度の感謝と心からの御健勝の期待を申し上げて挨拶とさせていただきます。

本当に今年1年ありがとうございました。

○議長（高橋利勝） 私のほうからも一言御挨拶とさせていただきます。

本年もいよいよ押し迫ってまいりまして、特に緊急案件のない限り、本日をもって納めの町議会となりますので、一言御挨拶を申し上げます。

本年の議会で取り扱った案件は、ただいま町長からお話がありましたが、議案99件を含め136件でございます。議員の皆さん、説明員の皆さん、傍聴者の皆さんの御協力により有意義に終えることができましたことを、心からお礼を申し上げます。

本年の町政を顧みますと、少子高齢化、人口減という厳しい環境にありながらも町民の皆さんと共に共同のまちづくりを進め、安心して住めるまちづくりを目指してきた1年ではなかったかと思っています。

ただいま町長にもお話がありましたが、特に近年は本町のイベント事業に対する町外からの評価が高く、若い人たちの頑張りには敬意を表したいと思っています。

議員の皆様も一般質問を始め、議員会活動、広報広聴活動など頑張ってくられ、本町の発展と町民の皆さんの生活を守るため尽力してくられたことに心からお礼を申し上げます。

最後になりますが、いよいよこれから厳寒期に向かいます。御身体に気をつけられ、輝かしい新年を迎えられますよう祈念いたしまして、閉会の御挨拶とさせていただきます。

1年、大変御苦勞様でございました。

会議を閉じます。

令和元年第4回本別町議会定例会を閉会いたします。

長い間、御苦勞さまでした。

閉会宣告（午後 4時29分）

地方自治法第123条第2項の規定により署名する。

令和元年 12月11日

議 長 高 橋 利 勝

署名議員 藤 田 直 美

署名議員 石 山 憲 司

署名議員 柏 崎 秀 行